

【表紙】

【提出書類】 有価証券報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 令和7年6月30日

【会計年度】 自 令和6年1月1日 至 令和6年12月31日

【発行者の名称】 フィリピン共和国
(Republic of the Philippines)

【代表者の役職氏名】 シャロン・P・アルマンサ
(Sharon P. Almanza)
フィリピン共和国財務省財務局長官
(Treasurer of the Philippines)

【事務連絡者氏名】 弁護士 小馬瀬 篤 史
同 乙 黒 亮 祐
同 越 智 亮 太
同 神 尾 啓 介

【住所】 東京都千代田区大手町一丁目1番1号 大手町パークビルディング
アンダーソン・毛利・友常法律事務所外国法共同事業

【電話番号】 03-6775-1000

【縦覧に供する場所】 該当なし

(注) 一定の定義語及び取決め

本書中の統計情報は、本書の日付現在、公的に入手可能な最新の公式データである。本書中の財務データは、共和国の経済データの継続的な保守に伴い後日訂正される場合があるが、共和国は、その発行した証券の保有者に対し、かかる訂正されたデータの配信を行わない。本書中の「該当なし」という語句は、該当する統計データ又は財務データが得られないことを示す。

本書において、(a)「発行者」、「共和国」及び「フィリピン」はフィリピン共和国を指し、(b)「政府」はフィリピン共和国政府を指し、(c)「バンコ・セントラル」はフィリピンの中央銀行であるバンコ・セントラル・フィリピンを指す。

「GOCC」とは、その資本金の51%以上を政府が政府関係機関を通じて直接的又は間接的に所有する法人をいう。

政府の会計年度は、毎年1月1日に開始し、同年の12月31日に終了する。

別段の記載がない限り、本書において、「フィリピン・ペソ」及び「ペソ」はフィリピンの法定通貨を指し、「ドル」、「米ドル」及び「\$」はアメリカ合衆国の法定通貨を指し、「ユーロ」は1999年1月1日に欧州経済通貨同盟の第3段階の開始時に導入された通貨を指し、「日本円」及び「円」は日本の法定通貨を指す。「SDR」は、国際通貨基金（以下「IMF」という。）の特別引出権を指す。株式会社三菱UFJ銀行が2025年6月20日現在（日本時間）で提示した対顧客直物電信売買相場の仲値は、それぞれ1フィリピン・ペソ＝2.56円（電信買相場（TTB）は参考相場）及び1米ドル＝145.35円であった。本書におけるフィリピン・ペソ又は米ドルから日本円への換算額は、

読者の便宜のためにのみ記載するものであり、フィリピン・ペソ額又は米ドル額が上記レートで日本円に換算されることを示すものと解してはならない。

本書において、ペソ金額の一部は、読者の便宜のため米ドル金額に換算されている。別段の記載がない限り、かかる換算には、バンコ・セントラルの財務部（Treasury Department）により当該日に公表されるバンコ・セントラル参照為替レート速報（Reference Exchange Rate Bulletin）に掲載される為替レートを用いている。但し、当該ペソ金額が実際に当該米ドル金額に相当すること、又は当該ペソ金額を表示レート若しくはある特定のレートで米ドルに交換できたはずであること、あるいはともかくもかかる交換が可能 نبودであったことを表明するものではない。

経済指標は、国内総生産（以下「GDP」という。）及び国民総所得（以下「GNI」という。）を名目市場価格ベースと実質市場価格ベースの両者で示す。名目市場価格ベースのGDP及びGNIでは、各年の実際の価格を用いて国内の生産額が算出されるのに対し、実質市場価格ベースのGDP及びGNI（「実質」GDP及び「実質」GNIともいう。）では、基準年の価格を基にして生産額を算出し、インフレーション及びデフレーションによる歪みの影響を排除している。2011年度第1四半期中、GDP及びGNI（2011年度の改定以前は国民総生産（以下「GNP」という。）と称されていた。）の計算のためのフィリピンの国民経済計算システム（以下「PSNA」という。）に基づく基準が改定され、実質市場価格ベースでの算出の基準年度が1985年から2000年に変更された。2020年4月、PSNAに基づく基準がさらに改定され、実質市場価格ベースでのGDP及びGNIの算出の基準年度が2000年から2018年に変更された。下記「第3 発行者の概況 - 1 発行者が国である場合 - （2）経済 - GDP及び主な財務指標」を参照のこと。別段の記載がない限り、本書中のデータは2020年度に改定されたPSNA基準に基づいて表示されている。別段の記載がない限り、本書中のGDP及びGNIの成長率の数値は、それぞれ2018年12月31日に終了した年度を基準年度として用いた実質GDP及び実質GNIの期間毎の比較である。2020年3月、政府は、2000年12月31日に終了した年度を基準とするGDP及びGNIの数値の報告を中止した。

バンコ・セントラルが発表する国際収支統計は、フィリピン統計局（旧国家統計局、以下「PSA」という。）が集計した商品貿易の統計に基づいている。2013年3月、バンコ・セントラルは、国際収支統計に関するIMFの国際収支マニュアル第6版（以下「BPM6」という。）の枠組みを2011年度以降分から採用し、財産所得及び費用勘定の修正を行った。別段の記載がない限り、本書中の国際収支統計は、BPM6ベースで表示されている。従って、これらの統計は、共和国が過去に報告したデータと異なる場合がある。

2013年7月、バンコ・セントラルは、統計編纂において国際的に最良な慣行への準拠の一環として、標準報告様式（以下「SRF」という。）フォーマットと称する金融統計の編纂及び報告のシステムを採用した。SRFは、金融・財務統計をIMFに報告するための国際的な統一された枠組みである。SRFの下では、バンコ・セントラルが報告する国外及び国内の資産は、従前のように負債を控除した形で表示されるのではなく、負債は別途報告される。但し、一般政府資産は引き続き、負債を控除した形で表示されている。SRFシステムの採用による総合国際収支の変動は生じていない。しかしながら、バンコ・セントラルは、SRFの採用に関連して、無担保劣後債務及び未払利息の算入に関するIMFからの一定の勧告を適用しているため、過去に報告した額について軽微な変動が生じている。

本書の表中の数値とそれらの合計が一致しない場合は、四捨五入した数値を表示していることによるものである。

第 1 【募集（売出）債券の状況】

募集債券

債券の名称	発行年月日	券面総額	2024会計年度に おける償還額	2024会計年度末の 未償還額	上場金融商品取引 所名又は登録認可 金融商品取引業協 会名
第11回フィリピン共和国円 貨債券（2018）	2018年8月15日	40,800,000,000円	0円	40,800,000,000円	該当なし
第13回フィリピン共和国円 貨債券（2019）	2019年8月15日	21,000,000,000円	21,000,000,000円	0円	該当なし
第14回フィリピン共和国円 貨債券（2019）	2019年8月15日	17,900,000,000円	0円	17,900,000,000円	該当なし
第15回フィリピン共和国円 貨債券（2019）	2019年8月15日	22,700,000,000円	0円	22,700,000,000円	該当なし
第16回フィリピン共和国円 貨債券（2021）	2021年4月13日	55,000,000,000円	55,000,000,000円	0円	該当なし
第1回フィリピン共和国円 貨債券（2022）（サステナ ビリティボンド）	2022年4月22日	52,000,000,000円	0円	52,000,000,000円	該当なし
第2回フィリピン共和国円 貨債券（2022）（サステナ ビリティボンド）	2022年4月22日	5,000,000,000円	0円	5,000,000,000円	該当なし
第3回フィリピン共和国円 貨債券（2022）（サステナ ビリティボンド）	2022年4月22日	7,100,000,000円	0円	7,100,000,000円	該当なし
第4回フィリピン共和国円 貨債券（2022）（サステナ ビリティボンド）	2022年4月22日	6,000,000,000円	0円	6,000,000,000円	該当なし

上記の債券の発行日から2024会計年度末までの期間中に、上記の債券の所有者の権利等に重要な影響を与える事
実は発生しなかった。

売出債券

該当事項なし

第 2 【外国為替相場の推移】

該当事項なし

第3【発行者の概況】

1【発行者が国である場合】

(1)【概要】

歴史、国土及び国民

歴史

フィリピンは、1521年から1898年までスペインにより植民地として統治されていた。1898年6月12日、フィリピン人らは米西戦争中に独立を宣言した。しかし、米国は、米西戦争を終結させた1898年パリ講和条約に基づきフィリピンの統治権を主張し、フィリピンがコモンウェルス（自治政府）となる1935年まで、フィリピンを植民地として統治した。1946年7月4日、フィリピンは独立共和国となった。

地理及び一般情報

フィリピン諸島は東南アジアに位置し、7,500を超える島々で構成される。その総陸地面積は、約300,000平方キロメートルである。共和国は、これらの島々を3つの地理的地域に区分している。各地域の総面積は、北部のルソン地域が141,395平方キロメートル、中央部のビサヤ地域が56,606平方キロメートル及び南部のミンダナオ地域が総面積101,999平方キロメートルである。また、共和国は、17の行政管区に分かれている。



注：西フィリピン海のいくつかの島の領有権に関する紛争については、下記「西フィリピン海における領土・海事紛争」を参照のこと。

2016年度において、保全森林地の面積はフィリピン国土の約52.7%に当たる15.8百万ヘクタールで、国土の約47.3%は農耕地であった。2023年12月31日現在、暫定値によると、就業人口の22.0%が農業部門の被用者であった。PSAのデータによると、2022年及び2023年における共和国の輸出所得（その他の農業ベースの製品の輸出を含む。）に占める加工農産物、林業、鉱産物及び特殊取扱品の輸出所得総額は、それぞれ約18.4%及び18.7%であった。共和国は一定の農作物の主要輸出国であるが、工業製品は共和国の輸出品中で最も重要な品目であり、2023年度における共和国の輸出額の81.3%を占めていた。電子製品、化学製品、機械製品、輸送機器及び衣料品は従来、共和国の主要な輸出工業品である。

2020年度の人口及び住居に関する国勢調査（以下「2020年度国勢調査」という。）

2020年度国勢調査によると、共和国の人口は109.0百万人であった。これは、2015年度の人口及び住居に関する国勢調査時から8.0%（8.1百万人）の増加、また2010年度の人口及び住居に関する国勢調査時から18.1%（16.7百万人）の増加に当たる。共和国の人口は、2015年から2020年にかけて年平均で1.6%増加したが、この率は、2010年から2015年にかけての年平均増加率である1.7%を下回った。2020年において共和国の17行政区のうち人口が最大であったのは、人口16.2百万人の管区IV-A（カラバルソン）で、13.5百万人のマニラ首都圏及び12.4百万人の管区III（中部ルソン）がこれに続いた。これら3管区の合計人口は、2020年における共和国の人口の約38.6%を占めた。2015年から2020年にかけての人口増加率が最も高かったのは、イスラムミンダナオ・バンサモロ自治地域（以下「BARMM」という。）（旧ムスリム・ミンダナオ自治地域（以下「ARMM」という。））で、年平均にして3.3%の増加率であった。2020年において共和国の81州のうち人口が最大であったのは、人口4.3百万人のカビテで、3.7百万人のブラカン及び3.4百万人のラグナがこれに続いた。人口が1.0百万人を超えていたのは、計29州であった。

共和国の人口構成は、比較的若年比率が高く、2020年度国勢調査によると、20歳未満の人口が全人口の約40%を占め、中位年齢は25.3歳であった。

下表は、2020年度国勢調査に基づく共和国の年齢層別人口を示している。

2020年度の年齢層別人口

年齢層	年齢層別人口 (人)	全人口に対する割合
5歳未満	11,066,707	10.2%
5 - 9歳	11,266,823	10.4%
10 - 14歳	11,080,715	10.2%
15 - 19歳	10,459,186	9.6%
20 - 24歳	9,969,846	9.2%
25 - 29歳	9,172,896	8.4%
30 - 34歳	8,120,568	7.5%
35 - 39歳	7,179,320	6.6%
40 - 44歳	6,491,312	6.0%
45 - 49歳	5,571,168	5.1%
50 - 54歳	4,941,712	4.5%
55 - 59歳	4,124,118	3.8%
60 - 64歳	3,367,223	3.1%
65 - 69歳	2,393,521	2.2%
70 - 74歳	1,575,398	1.4%
75 - 79歳	930,610	0.9%
80歳以上	955,920	0.9%
合計	108,667,043	100.0%
中位年齢	25.3歳	

出典：PSA、2020年度国勢調査

フィリピン国民の過半数は、マレー系民族である。

フィリピン文化は、スペイン、中国及び米国の影響も強く受けている。国語はフィリピノ語であるが、ビジネス、政府及び教育において主に用いられる言語は英語である。その他、国民によって80を超える方言及び言語が使用されており、中国語及びスペイン語もそれに含まれる。2019年現在、共和国の機能的識字率は91.6%であった。

フィリピンにおいて優勢な宗教は、キリスト教で、中でもローマカトリックが大勢を占める。ミンダナオには、相当数のムスリム少数派が居住している。

政府

政府機構

共和国は、1935年以来3つの憲法を制定している。共和国は、市民の暴動に端を発した、20年間続いたフェルディナンド・E・マルコス政権の崩壊とコラソン・アキノ（1986年の大統領選挙におけるフェルディナンド・E・マルコスの対立候補）の大統領就任の翌1987年2月、国民投票による承認を得て現行憲法（以下「憲法」という。）を採択した。憲法は、行政、立法及び司法の3つの府からなる大統領制の政府を復活させた。

各府の特徴は以下のとおりである。

- ・ 行政 - 普通選挙により選出された任期6年（再選不可）の大統領が行政権を行使する。大統領の死亡、恒久的障害、解任又は辞任の場合には、副大統領がその残りの任期の間、大統領の職務を代行する。副大統領が任務を務めることができない場合は上院議長が、上院議長が任務を務めることができない場合は下院議長が、新大統領又は副大統領の選出及び資格付与まで大統領の職務を代行する。前任大統領の残りの任期の間の代行者が選出された場合は、同人は大統領として6年間の任期を務めることができる。フェルディナンド「ボンボン」R・マルコス・ジュニア大統領（以下「マルコス大統領」という。）の6年間の任期は、2022年7月1日に開始しており、2028年6月30日に終了する。
- ・ 立法 - 上院及び下院で構成される議会は、共和国の立法権を行使する。憲法は、24人の議員からなる上院及び250人以下（各派の代表者を除く。）の議員からなる下院に権限を付与している。議員はいずれも普通選挙により選出される。上院議員の任期は6年間で、下院議員の任期は3年間である。上院議員及び下院議員は再選可能であるが、それぞれ2期連続及び3期連続を上限とする。2022年5月、上院議員12人及び全下院議員の選挙が行われた。この選挙で選出された議員と、改選対象外であった12人の上院議員が共和国第19回議会を構成している。
- ・ 司法 - 最高裁判所、及び法律により設置される下級裁判所が共和国の司法権を行使する。共和国の裁判所は、最高裁判所及び控訴裁判所等の一般的管轄権を有する裁判所の重層的システムである。その下位には、地域裁判所、首都圏裁判所、自治体裁判所及び自治体巡回裁判所が置かれているが、これらはすべて第一審裁判所である。

選挙

2022年5月9日、共和国大統領・副大統領選挙、及び上院議員のうち12人と全下院議員の選挙を含む国政選挙及び地方選挙がフィリピン全土で行われた。フィリピン連邦党のマルコス大統領及びラカスCMD党のサラ・Z・ドゥテルテ副大統領がそれぞれ当選し、2022年7月1日に就任した。その時点で、前大統領ロドリゴ・R・ドゥテルテの6年間の任期が終了した。

2023年10月、共和国は、地方バラングイ選挙及びサングニアン・カバタアン（青年評議会）選挙を実施した。

2025年5月12日、共和国は、国政中間選挙及び地方中間選挙を実施した。次のフィリピン大統領選挙は、2028年5月に実施される予定である。

腐敗の捜査その他の手続

過去数年間に、現職又は過去の政府高官数名が不正利得、汚職、不正蓄財、財物強要、贈収賄あるいは権限の不正行使により捜査対象となり、又は起訴されている。例えば、現職副大統領に対して4件の弾劾請求が提出され、2名の大統領（当時）及び1名の最高裁判所長官（当時）に対して弾劾手続が行われた。

政治的暴力

フィリピンでは、政治的暴力の実例が存在する。2023年6月現在、地方政府役職者が標的となった複数の暴力・殺人事件で少なくとも38人の死亡が記録されている。2019年12月、特別法廷は、数十年間にわたってフィリピン南部のマギンダナオ州を支配したアンパトゥアン一族のうち8名及びその他の被告人20名に対し、2009年に選挙手続

に向かう車列が待ち伏せされ、アンパトゥアン一族の政敵や30名のジャーナリストを含む57人を殺害した事件における複数の殺人の訴因について、各被告人が果たした役割により有罪判決を下した。

違法薬物取引撲滅の努力

ドゥテルテ前大統領は、違法薬物取引との戦いを同政権の重点事項とした。フィリピン国家警察（以下「PNP」という。）は、違法薬物に関与した容疑で2016年7月1日以降に376,582人を超える者を逮捕した。その中には、261,642件を超える麻薬取締作戦を通じて特定された15,000人超の重要ターゲットが含まれていた。いくつかの国際団体及び外国（国際連合人権高等弁務官事務所及び米国を含む。）の代表者が、これらの作戦に関連する共和国における超法規的殺害に関する報道を受けて懸念を表明した。2020年1月、米国上院は、マグニツキー法により、ドゥテルテ政権の違法薬物撲滅作戦の著名な批判者であったフィリピン前上院議員デ・リマの収監や、複数の超法規的殺害に関与したことが判明した当局者らに対して渡航制限及び金融制裁を課す決議を採択した。2021年9月、国際刑事裁判所（以下「ICC」という。）は、2011年11月1日から2019年3月16日までの間に「違法薬物との戦い」を背景に殺人という人道に対する犯罪が犯されたか否かについて捜査を開始した。2025年3月11日、ドゥテルテ前大統領は、人道に対する犯罪の容疑でICCが発付した逮捕状に基づき逮捕され、政府により身柄を拘束された。同年3月12日、同氏の身柄はICCに引き渡された。ICC予審裁判部第1法廷は、犯罪事実の確認のための審理を同年9月に行うことを暫定的に予定している。

2022年11月、政府は、薬物乱用防止、薬物需要の削減及び地域社会におけるリハビリを重点目標とする違法薬物防止キャンペーンであるBuhay Ingatan, Droga'y Ayawan（BIDA）プログラムを開始した。マルコス政権は、違法薬物撲滅の取組みを継続することを意図している。

行政組織

2023年12月31日現在、共和国には17の行政区及び43,734の地方自治体が存在した。地方自治体は、82の州、149の市、1,485の町（州の下部組織）及び42,001のバラングイで構成されていた。高度に都市化された市は州から独立して機能するが、その他の各市は、その位置する州の行政監督下に置かれている。

政府は、その多様なプログラム及びプロジェクトを実施する、行政部門の様々な省及び省同格機関を中心として組織されている。省及び省同格機関は、次の5つの部門に分けられる。

部門	主な省庁
社会サービス	保健省、教育省、労働雇用省、社会福祉開発省、移住労働者省
経済サービス	農業省、農地改革省、エネルギー省、環境天然資源省、観光省、貿易産業省、公共事業道路省、運輸通信省、科学技術省
防衛	国防省
一般公共サービス	外務省、財務省、予算管理省、内務自治省、司法省、国家経済開発庁、広報業務担当大臣官房、BARMM、コルディリェラ行政区
憲法に基づく諸機関	一般公共サービス（選挙管理委員会、監査委員会、人事委員会、公序安全委員会、行政監察院）、社会サービス（人権委員会）

一定の行政府機能の委譲

2021年6月1日、当時のドゥテルテ大統領は、一定の中央政府機能を地方自治体に完全に委譲することを命ずる行政命令第138号に署名した。地方政府への委譲が予定される中央政府機能には、代表的なものとして、地方インフラ、ヘルスケア、民生、農業及び社会福祉等に関係する機能が含まれている。行政命令第138号に基づき、中央政府機関は、今後はこれらの機能に代わり、より戦略的な指揮運営機能を担い、開発に関する根強い問題に取り組んでいくこととなる。

現在、政府は、中央政府の機能の地方政府への委譲及び分権化の運用に関する課題を検討しており、委譲の対象となる機能、サービス及び機関に関して、より明確な評価基準を提供することを目指している。

政府系企業（GOCC）

政府は、経済の成長及び発展を促すため、必要不可欠な物品及びサービスを公衆に提供し、民間部門と協力する多数の法人を所有又は支配している。GOCCの事業内容は、当初は基本的な公的サービス及び国家独占事業に限定されており、1930年代には13社であったのが、1984年までに301社に増加した。GOCCは、政府の大口の歳入源として、あるいは政府の歳入からの直接的・間接的な支援の受け手として、財政上重要である。2020年の新型コロナウイルス感染症（COVID-19）（以下「新型コロナウイルス感染症」という。）の大流行のピーク時には、GOCCは配当の送金を通じて100.0十億ペソ超を政府に対して拠出した。これは、社会福祉・保健関連費用の財源となり、また新型コロナウイルス感染症の大流行の深刻な影響を受けた業界に対する財政支援にも利用された。

2024年12月31日現在のGOCC数は、127社であった。これには、政府系金融機関（以下「GFI」という。）が含まれる。現在のところ、GFIの債務は、公的部門の対内債務及び対外債務の相当部分を占めている。政府は、公共政策を支援する形で企業に融資するGFI2社、すなわちフィリピン土地銀行（以下「LBP」という。）及びフィリピン開発銀行（以下「DBP」という。）が連結公的部門財務ポジション（以下「CPSFP」という。）やその他の財務指標にどれだけ寄与しているかを緊密にモニタリングしている。2024年12月31日現在、DBP及びLBPの対内債務及び対外債務の合計額は約95.63十億ペソで、CPSFPの一部を構成する主要GOCC24社の債務合計の24.17%を占めていた。

政府は、その財政健全化への取り組み、公正さ、公的サービスの効率的・効果的な提供、持続可能性、透明性及び説明責任に対するGOCCの適切な貢献を奨励することにより、これらのGOCCのコーポレート・ガバナンス及び財務成績を向上させるという一般政策を実施している。政府は、その民営化戦略のほか、GOCCを自立させるという政策目標に沿って、他のGOCCの事業への介入を控える方針を採っている。但し、政府は一定の場合には、法により許容される範囲で債務保証その他必要とみなす支援を行うことにより、これらの企業の取引を支援している。2011年以来、いくつかのGOCCは、政府により民営化若しくは廃止され、又は休眠状態／営業休止状態に分類され、あるいはその他の措置を講じられている。

マルコス政権の政策

マルコス大統領は、2024年7月22日に行った第3回施政方針演説で、同政権の主な功績と将来の指針についての包括的な演説を行った。演説においては、農業、水供給、気候変動、インフラ及び保健等の重要分野が取り上げられた。

まず、農業については、マルコス大統領は、国内生産に加えて、農家への支援及び農水産物密輸防止が引き続き優先的課題であると述べた。水供給については、太陽光発電灌漑プロジェクト等、政府が灌漑システムを改善したことを挙げ、ハラウル川多目的プロジェクトが同地域の農業用地に恩恵をもたらすと期待を示した。気候変動対策については、様々な変動抑制策と関連措置の重要性を強調し、フィリピンが「損失・損害対応基金」の理事国であることを指摘した。

マルコス大統領は、インフラ開発については、国家ファイバーバックボーン・プロジェクトのフェーズ1の完了等のIT・電力インフラの進展について報告した。交通インフラの進展としては、主要な道路及び橋梁の竣工又は改修等を挙げた。ニノイ・アキノ国際空港の拡張工事により、増便・増客が可能となることにも言及した。

保健分野については、公立病院の混雑緩和に向けたマルコス政権の継続的な取り組みの一環として、複数の新たなセンター及び専門センターを設立したことを挙げた。社会福祉分野については、政府の各種プロジェクトの下で母子の栄養改善への取り組みに引き続き重点を置いていること、教育分野については、デジタル格差の是正及び教科書承認プロセスの改革のほか、学校間格差とデジタル格差の解消を目指すインフラ整備に重点を置いたこと、教師の福利厚生についても重視していることを述べた。

労働及び雇用については、マルコス政権がインフラ開発及び企業優遇政策を通じた質の高い雇用の創出に向けて継続的な改善を推進した旨を述べ、それを促進するビジネス政策と総合的な予算計画を通じた投資主導型成長を強調した。

マルコス大統領は、国家の進歩と回復力の増進のために様々な課題に対処する一方で様々な機会を活かしていくという自身の専断的な取り組みを再確認して演説を締めくくった。

フィリピン開発計画及びバランガイ開発計画

2023年度から2028年度にかけてのフィリピン開発計画は、一連の閣僚級協議・省庁間専門協議及び利害関係者との協議を経て、経済企画開発省により2022年12月16日に承認された。改訂版フィリピン開発計画2023 - 2028は、同国の短期的な問題並びに成長及び包摂の中期的な阻害要因に対処しようとするマルコス政権の8項目の社会・経済政策を具体化するものである。これは、共和国が経済的・社会的変革という望ましい開発成果を達成できるように、実行可能な政策・プログラム及び立法上の優先事項が盛り込まれた包括的なロードマップを示すものである。

マルコス政権の下では、バランガイ開発計画（以下「BDP」という。）も制定された。これは、貧困等の紛争の根本原因の解決に取り組むことにより、地理的に孤立したコミュニティにおける共産主義反政府集団の再台頭を防止することを目的としている。BDPの適用を受けるコミュニティは、かつてはCPP-NPA-NDF（フィリピン共産党 - 新人民軍 - 民族民主戦線）の前線の拠点であったが、その影響下にあったが、現在では開発介入の機が熟したコミュニティとして分類されている。BDPは、発展と社会的包摂の促進を狙いとする社会的・経済的開発プロジェクト（農村から市場へのアクセス道路、学校施設、上下水道システム及びヘルスステーションの建設や生活扶助プログラム等）の実施を通じて、この目標を追求している。2023年には、BDPの下で実施が計画されている約1,254件の適格プロジェクトが特定された。

信用格付

2024年8月、ムーディーズ・インベスターズ・サービス（以下「ムーディーズ」という。）は、共和国の「Baa2」の信用格付及び「安定的」アウトルックを据え置き、共和国の経済自由化に向けた改革、財政健全化の努力及び堅調なマクロ経済のファンダメンタルズ（基礎的諸条件）をその主な要因として挙げた。ムーディーズは、過去数年間に複数のフィリピン経済自由化改革法案が可決されたことは、ビジネスに有利な環境を支え、外国からの投資を呼び込むことにより中期的成長可能性の裏付けとなり、また「ビルド・ベター・モア」プログラムの下でのインフラ投資拡大という政府の目標は、共和国のインフラ格差を縮小させるであろうと指摘した。

2025年4月、フィッチ・レーティングスは、共和国の「BBB」の格付及び「安定的」アウトルックを据え置いた。これは、政府債務 / GDP比率の中期的な漸減を支える共和国の力強い中期的成長を反映している。同社は、インフラへの大規模な投資及び貿易・投資を促進するための改革（官民パートナーシップを含む。）がさらなる成長を支えるであろうと見込んでいる。

2024年11月、S&Pグローバル・レーティング（以下「S&P」という。）は、共和国のアウトルックを「安定的」から「ポジティブ」に引き上げ、共和国の「BBB+」の長期国債格付及び「A-2」の短期国債格付を据え置いた。同社は、過去10年間ににおける共和国の信用指標の著しい向上に寄与した同国の制度的枠組みの強化が継続すると考えたため、S&Pによる共和国の制度評価を引き上げたことをその理由として挙げた。

[次へ](#)

反政府組織との国内紛争及び和平交渉

40年以上にわたって、共和国における各種の反政府組織が定期的に政府軍と戦闘を繰り返している。これらの反政府組織の多くの目的は、ミンダナオの伝統的なイスラム地域を共和国から分離することを実現することとされている。しかしながら、その他フィリピン共産党（以下「CPP」という。）等の組織は、表面上、領土的野心よりもむしろイデオロギー上の目的に重点を置いている。

当初のイスラム分離主義組織であったモロ民族解放戦線（以下「MNLF」という。）は、少なくとも1970年代初頭から存在し、2度の分裂により、1976年にはモロ・イスラム解放戦線（以下「MILF」という。）（本書の日付現在、フィリピンにおいて最大のイスラム分離主義組織）、1991年にはアブ・サヤフが結成された。この分裂にもかかわらず、当初のMNLFは、現在まで存続している。これらの組織は、フィリピンにおいて数多くのテロ攻撃を実行しており、国の南部の都市を中心として複数の爆撃が発生している。さらに、これらの組織は、フィリピンでの誘拐その他のテロ活動を引き起こしているものと特定されており、フィリピン国軍（以下「AFP」という。）との散発的な紛争に関与している。

2017年1月6日、AFPは、「*Oplan Kapayapaan*」（「平和」を意味する。）と呼ばれる開発支援・安全保障計画を発表した。同計画に基づき、AFPの優先事項は、テロ組織アブ・サヤフその他現地及び外国のテロ組織の壊滅である。

2020年7月、ドゥテルテ大統領（当時）は、2007年人類の安全保障法に代わる、「2020年反テロ法」（以下「反テロ法」という。）につき署名して法律として成立させた。反テロ法のような規定の中でも、同法は、特定の状況における令状なしでの逮捕を規定し、テロ行為を幅広く定義し、大統領により任命される機関である反テロ評議会（以下「反テロ評議会」という。）を創設しているが、同評議会は、反テロ法の目的において個人又は集団をテロリストに指定することができる。反テロ法は、最高裁判所において異議申立てを受けた。2021年12月9日、最高裁判所は、同法が合憲であることを宣言し、異議申立てを受けた規定のうち2つの規定のみを無効にした。同裁判所による修正を条件として、同法は、効力を維持している。

政府のテロ対策の一環として、強化された包括的地域統合プログラムの下で、アブ・サヤフ・グループ、イラクとシリアのイスラム国（以下「ISIS」という。）の関連組織及びマウテ・グループを含む現地のテロ集団のメンバーに対して、生活扶助、緊急対応、再定住及び住居支援のパッケージが提供されており、当該テロ集団の元メンバーの社会復帰のための再出発の道が提供されている。

モロ・イスラム解放戦線

2012年10月7日、政府とMILFは、32回目の予備的な和平交渉を終結し、和平枠組み合意案（以下「枠組み合意」という。）を発表した。枠組み合意は、ARMMに代えて、新たな自治的な政治組織であるBARMMを設立するための枠組みを定めている。バンサモロは、ミンダナオの伝統的なイスラム地域の歴史的名称である。枠組み合意は、新組織であるバンサモロの権限及び構造を定義しており、政府とバンサモロの関係を形成する原則、プロセス及びメカニズムを定めている。枠組み合意は、新組織が、一定の制限を受けつつ、その管轄内において、徴税、外国及び国内の貸付人からの借入れ並びに天然資源開発による収益の共有を行う権限を有することを定めている。枠組み合意は、防衛及び安全保障、外交政策、金融政策及び貨幣製造、国籍及び帰化に関する権限については、その権限を政府に留保している。政府とMILFは、2012年10月15日に枠組み合意に調印した。

2014年3月27日、バンサモロ包括的合意（以下「包括的合意」という。）が、政府とMILFにより調印された。包括的合意の完了後、移行委員会は、2014年4月に、同委員会が起草したバンサモロ基本法案を、正式に大統領府に提出した。2017年7月17日、バンサモロ基本法最終案がドゥテルテ大統領（当時）に正式に提出され、大統領は同法への支持を確認した。バンサモロ基本法は、2018年7月にバンサモロ組織法（共和国法第11054号）として議会において可決され、2019年1月に承認された。その結果、ARMMが段階的に廃止され、BARMMの正式な創設のためのプロセスが開始された。バンサモロ組織法の承認後、2019年3月にBARMMの除幕式が開催され、アホッド・パラワグ・ムラド・エブラヒムMILF議長が、BARMMの暫定首席大臣に任命された。また、バンサモロ基本法により、バンサモロ暫定移行政府（以下「BTA」という。）が創設された。BTAは、共和国の国政選挙に合わせて2025年5月に再設定されたBARMM議会の最終的な選挙までの移行期間におけるBARMMの暫定的な地方政府である。BTAは、平和と安全保障上の懸念、貧困削減、ビジネスと雇用の創出、民族と経済階級間の安定等、様々な課題に対処する任務を負っている。

2019年6月、BTAは、バンサモロ移行計画を承認したが、同計画は、バンサモロ政府の枠組みとして役立ち、BARMMの様々な省庁及び事務所の組織図並びに廃止されたARMMの機関及び事務所の段階的な廃止の予定表を含むものである。さらに、2019年9月にMILF戦闘員の武装解除が開始され、バンサモロ政府は、地域の森林の保全及び保

護を行う森林警備隊員として元MILF戦闘員を雇ったが、このことは、地域の平和及び秩序の促進に資するものである。MILFのメンバーが社会の生産的なメンバーになるための円滑な移行を達成することを目的とした活動を含む、正常化プロセスが進行中である。このプロセスは現在第4段階にあり、計40,000人の戦闘員及び7,000個の兵器が武装解除プロセスを経る予定である。また、政府及びBTAは、民間武装集団の解体に関する国家タスクフォースを通じて、民間武装集団の脅威を「平和のスプイラー」となり得るものであるとして排除するために協力している。

2022年8月、マルコス大統領は、様々なセクター出身の、様々な州を代表するBTAのメンバー80名を宣誓就任させた。このBTAのメンバーのうち、41名はMILFによって指名され、39名は政府によって指名された。

モロ民族解放戦線

また、包括的合意に基づき約束されたMILFとの正常化プロセス同様、かつ当該プロセスと同時に、政府は、MNLFとの正常化も追求している。政府は、特に、銃器類の供給を削減し、弾力的かつ経済的に発展した共同体を建設するために、戦略的なMNLF共同体において、バンサモロ内外を問わず、共同体安全保障運営を確立し、社会的保護サービス（健康保険及び奨学金を含む。）を提供し、道路、橋梁、倉庫、給水設備、保健所、地域治安センター及び灌漑システムを新設することにより、これらの取り組みを追求している。

2012年以降、MNLFが関与したARMMにおける散発的な暴力が発生していたが、その多くは派閥闘争に限定されていた。これらの展開にもかかわらず、政府は、同地域での開発プログラムを引き続き実行した。

2016年11月10日、MNLFがMILFとの和平プロセスとは別に、1996年最終和平合意に基づく残りの約束の完了に取り組むように政府と協働するために、自ら5名で構成される委員会を設置することが発表された。2017年7月18日、MNLF議長は、ドゥテルテ大統領（当時）と会談し、ARMMを強化させるための自らの改正法案をやはり提出するつもりはなく、その代わりに連邦主義を推進することを宣言した。それ以降、MNLFは連邦主義を推進し続けている。

2017年11月12日、MNLFメンバーが反政府組織のメンバーを銃撃・殺害後、MILF及びMNLFの戦闘員がマタラム村において衝突した。戦闘員4名が負傷した。衝突は、両組織のリーダーが介入し、停戦を宣言して終結した。2018年1月、MNLF指導部は、反政府組織、テロ集団及び麻薬シンジケートとの戦闘において政府軍に加勢したことを発表した。2018年8月、MNLF議長ユソフ・ジキリは、死者を出したラミタン市での自動車爆弾攻撃を「非イスラム的」であるとして非難した。当該攻撃は外国人武装勢力により実行されたものと伝えられている。

MNLF指導者ヌル・ミスアリは、2019年3月、ドゥテルテ大統領（当時）に対して、連邦政府が創設されない場合、MNLFは戦争を開始することを伝達した。これに対して、ドゥテルテ大統領（当時）は、メディアに対して、潜在的な連邦政府の形態について公に議論するための専門委員会を設置することを希望する旨を伝えた。2019年8月、ドゥテルテ大統領（当時）は、ミンダナオに平和をもたらす、アブ・サヤフと戦うための努力を示すために、MNLFとの調整委員会の設立を命令した。新設された政府・MNLF間の和平調整委員会が2019年12月に召集された。同委員会の会議中、政府とMNLFは、特定の従前の確約（バンサモロ開発支援基金の設立及び三者間実施監視委員会の設置を含む。）を実施することに合意した。2020年1月、ドゥテルテ大統領（当時）は、MNLF指導者であるヌル・ミスアリをイスラム協力機構に対するイスラム問題に関する経済特使に任命した。

2020年11月、MNLFは、MNLF中央委員会議長として、ヌル・ミスアリに代わりムスリミン・セマを選任した。セマは、ミンダナオ島のバンサモロ地域における永続的な平和を達成するために、MILF及び共和国と協力する確約を明言する声明を発表している。

2022年8月、MNLFのメンバー2名、すなわちヌル・ミスアリの息子と娘である、アブドゥルカリーム・ミスアリ及びヌレダ・ミスアリが、マルコス大統領によりBTAのメンバーに任命され、MILFにより指名された他のメンバーに加わった。BTAがバンサモロ組織法に基づく自己の任務（財政政策及び課税規則を定義するための法律を可決することを含む。）を完了するために、バンサモロ移行計画は、2022年から2025年まで延長された。

2023年9月、政府とMNLFは、1996年最終和平合意に基づく約束の完了及び実施に向けて、合同和平調整委員会を再構成することに合意した。同月、政府とMNLFは、元MNLF戦闘員とその家族に必要な社会経済的介入を提供することを目的とした変革プログラムを開始した。

アブ・サヤフ

2002年、米国及び欧州連合は、アブ・サヤフを「外国テロ組織」のリストに加えた。さらに、米国は、過去に、アブ・サヤフとの戦闘においてAFPを支援するために軍隊及び軍事顧問を派遣している。2002年7月、米国と共和国は、共和国及び米国の両国の兵士による年次訓練演習を定めた継続的軍事協力協定を締結した。

2002年以降、アブ・サヤフに関連する暴力が継続している（様々な誘拐・人質事件、交戦・戦闘、傷害及び一般市民・AFP双方の死者発生を含む。）。AFPは同時に、当該期間を通して、戦闘中におけるアブ・サヤフ戦闘員の逮捕又は殺害に成功している。

アブ・サヤフは、2019年及び2020年も暴力的な攻撃を続けている。2019年2月、スールー州ホロの大聖堂で2件の爆破事件が発生し、23名が死亡、100名以上が負傷した。同月、アブ・サヤフは、誘拐した外国人3名の身代金を要求した。政府は要求を拒絶し、身代金の支払いに対するポリシーを引用した。2019年4月、スールー州パティクルにおいて、政府軍とアブ・サヤフのメンバー約80名との間で衝突が勃発し、7名が死亡、21名が負傷した。2019年5月、アブ・サヤフと政府との銃撃戦において、オランダ人が死亡した。2019年6月、スールー州インダナンの軍営において、爆弾攻撃が2件発生し、8名が死亡し22名が負傷した。ISISは、当該攻撃がISISの現地関連組織であるアブ・サヤフにより実行されたものと主張している。2019年9月、女性の自爆テロリスト（後にアブ・サヤフのメンバーと特定された。）が、スールー州インダナンにある軍の検問所を攻撃した。2020年8月、共和国の南部の町ホロの人口が密集した地域において、自爆テロリストによる激しい爆破事件が2件発生し、少なくとも14名が死亡、他75名が負傷した。

AFP兵士とアブ・サヤフのメンバーとの衝突は、2021年及び2022年も継続している。2021年3月、AFPの軍隊は、タウイタウイ州において、アブ・サヤフ指導者のマジャン・サヒジュアンの居所を特定、殺害し、インドネシア人の人質の一部を救出した上でインドネシア政府に引き渡した。2022年及び2023年において、軍と警察の継続的な作戦により、アブ・サヤフのメンバーの一部が政府に逮捕され又は投降し、銃器類や爆薬が押収された。

2024年10月、タギッグ市地方裁判所は、2000年5月にマレーシアのシダパン島のリゾートから外国人19名とフィリピン人2名を誘拐して身代金を要求するとともに重大な違法拘束をしたとして、アブ・サヤフの指導者とメンバー17名を21件の罪で有罪とし、それぞれの罪につき、それぞれの者に対して終身刑の判決を下した。2024年12月、バシラン地域のアブ・サヤフの最後の4名のメンバーと4名の支持者が自発的に軍に投降した。

マラウィの戦い

2017年5月23日、アブ・サヤフのフィリピン人リーダーであり、東南アジアにおけるISISの指定司令官であるイスニロン・ハピロンを捕えるためのマラウィ市における軍事的進攻によって、同市をめぐる約6ヶ月間にわたる攻囲があった。イスニロン・ハピロンが捕えられると、ISISへの忠誠を誓う現地のイスラム戦闘組織であるマウテ・グループのメンバーからの援軍がマラウィ市に流れ込んだ。マラウィ市において、100名以上の殺害、建物の放火、人質及び政府軍との路上での戦闘等、大規模な暴力行為が発生した。同市の大規模な避難が命じられ、同市全体が閉鎖された。同日、ドゥテルテ大統領（当時）は、ミンダナオ全島における戒厳令を発令する宣言第216号に署名し、戒厳令は当初、2017年7月22日まで続いた。2017年5月29日、ドゥテルテ大統領（当時）は、高齢者、女性、子供等がマラウィ市の紛争地域から逃避するための安全かつ保証された経路として、共和国及びMILFにより共同実施される「平和回廊」の設置を承認した。平和回廊は、2017年6月4日に開放された。

2017年7月22日、上院と下院は、宣言第216号の2017年12月31日までの延長を承認するための合同会議を招集し、公共の安全の維持並びにマラウィ市の復興、再建及び復旧に関する作業継続のために、延長が必要との主張がなされた。

2017年11月26日、軍は、スールー州における各地方自治体の参加を統合することにより、残り的人質をアブ・サヤフから取り戻すことを目的とした作戦を強化した。2017年12月、議会は、武装組織との戦闘のために、ミンダナオ島の戒厳令をもう1年延長するというドゥテルテ大統領（当時）の要求を承認した。2017年5月から同年12月までに、マラウィ市において1,200名以上が死亡した。2019年12月31日、ミンダナオ島の戒厳令は終了し、2年半にわたる軍事的緊張の高まりに終止符を打った。その後もミンダナオ島の一部地域は依然として非常事態にあったが、2023年7月25日に宣言第298号が可決されたことにより、ミンダナオ島における非常事態は、事実上終了した。

マラウィ対策本部事務所により提供された非公式データによれば、マラウィの戦いの被害総額は約11.5十億ペソであった。2018年以降、政府は、マラウィ市の再建に注力している。2018年8月、政府とMILFは、元々は攻囲中に民間人の救出を目的として締結された協力合意を復活させた。復活した合意に基づき、MILFと政府は、マラウィ市復旧のために協力することに合意した。2020年において、マラウィ市復旧のために3.56十億ペソの予算が承認された。

2022年4月13日、ドゥテルテ大統領（当時）は、共和国法第116961号、すなわち2022年マラウィ包囲攻撃犠牲者補償法に署名し、同法が成立した。同法により、マラウィ補償委員会が創設され、マラウィの戦いで居住用及び商業用財産を失い、請求資格を得た者への非課税の賠償支払いを促進する任務を課された。

2023年7月4日、マラウィ補償委員会は、被災家族からの補償請求の受付を開始し、2023年から2024年までに、請求資格のある者1,436名に対し841百万ペソを支払った。

共産党員及び関連組織

フィリピンは、52年間以上にわたり共産主義反乱を経験している。2002年、米国及び欧州連合は、CPP及びCPPの軍事関連組織である新人民軍（以下「NPA」という。）を、その「外国テロ組織」のリストに加えた。その結果、米国及び欧州各国の政府は、これらの組織に関連する金融口座を凍結し、米国及び欧州連合域内におけるCPP及びNPAメンバーの移動を制限している。

共産党系組織との公式の和平会談は、2004年と2015年の間に停止され、その間にNPAとAFPの散発的な戦闘が続いた。2016年8月22日、政府は、社会・経済・政治改革に根ざした政治的解決の案出を目指し、CPP及びNPAと密接な協力関係にある政治組織であるフィリピン民族民主戦線（以下「NDF」という。）との和平を求めて公式の交渉を再開した。しかしながら、NPAによる兵士3名の殺害後、ドゥテルテ大統領（当時）は、2017年2月6日に、CPP、NPA及びNPAをもはや共産主義組織ではなくテロ組織と考える旨を述べ、和平会談を一時的に停止した。

公式の和平交渉が一時的に停止されているにもかかわらず、それ以降、現地の和平交渉が実施されている。ドゥテルテ大統領（当時）は、2018年12月に大統領令第70号を発令し、現地の共産主義武力紛争の終結に向けた「国家一体の」取組みを設定し、これに従って、全国各地で現地和平合意が実現されている。ミンダナオでは、現地和平合意によって、現地のCPP-NPA支部のメンバーの大量投降が発生している。

2020年4月21日、NPAの軍隊は、新型コロナウイルス感染症の人的任務中にAFPの兵士を攻撃し、AFPの兵士2名が死亡し3名が負傷した。2020年4月27日、ドゥテルテ大統領（当時）は、CPP-NPA-NDFとの和平交渉が永久的に終了したことを発表した。2020年12月9日、反テロ評議会は、反テロ法に基づきCPP及びNPAをテロ組織に指定し、これにより、特に組織のメンバーの拘禁及び資産の凍結が可能となる。

2021年2月、ドゥテルテ大統領（当時）は、自主的に降伏し反政府活動を放棄したCPP-NPA-NDFの元反政府メンバーには恩赦を与えるという大統領布告に署名した。この恩赦が効力を生じるためには、議会の承認が必要となる。第18回議会は、休会までに大統領布告に基づき行動しなかった。

2021年4月、反テロ評議会は、反テロ法に基づき、NDFにつながりを持つ複数の個人とともにCPP創設議長であるホセ・マリア・シソンをテロリストに指定した。2021年7月、反テロ評議会は、NDFをテロ組織に指定した。

2023年11月、マルコス大統領は、元反政府勢力の中で、CPP-NPA-NDF及びそれらのフロント組織の元メンバーに対して恩赦を与える大統領布告を発した。この恩赦は、それぞれの布告に基づき申請し、資格を得た元反政府勢力に与えられる。

2023年11月、マルコス大統領は、他の反政府組織の中でもMILF及びMNLFのメンバー並びにCPP-NPA-NDFの元メンバーに対して恩赦を与える大統領布告を発した。しかしながら、この恩赦は、改正刑法、2007年人類の安全保障法、反テロ法、2002年包括的危険薬物法及び1949年ジュネーブ条約に定められた特定の重大な罪及び違反を犯したことがある者は除外される。この恩赦が効力を生じるためには、議会の承認が必要となり、2024年3月、上院と下院は、それぞれの大統領布告に同意した。

国際関係

共和国は、各国の政策目標と経済発展の水準を尊重する原則とルールの多国間の枠組みを通じて、世界貿易の拡大を重視している。共和国は、世界貿易機関、IMF、世界銀行、アジア開発銀行（以下「ADB」という。）等、様々な国際機関に参加することで、貿易及び投資の自由化を促進し、共和国の経済に影響を及ぼす地球規模の課題について議論することができる。

以下の表は、主要な国際金融機関に対する共和国の資本参加及び当該機関からの融資額を示している。

国際金融機関への加盟					
組織名	加盟日	出資額	出資持分	払込資本	融資残高
（単位：％を除き、百万）					
国際通貨基金 ⁽¹⁾	1945年12月27日	SDR2,042.9	0.43%	\$1,525.0	-
国際復興開発銀行（以下「IBRD」という。）	1945年12月27日	\$1,188.7 ⁽¹⁾	0.44% ⁽¹⁾	\$102.1 ⁽¹⁾	\$14,599.0 ⁽²⁾
アジア開発銀行 ⁽³⁾	1966年12月22日	\$3,393.2	2.38%	\$169.7	\$15,897.0
アジアインフラ投資銀行（以下「AIIB」という。）	2016年12月28日	\$979.1	1.01%	\$195.8	\$3,001.4 ⁽⁴⁾

出典：IMF、世界銀行、ADB、AIIB、及び財務局（以下「BTr」という。）

注：

(1) 2025年2月7日現在。

- (2) 2024年12月31日現在。
- (3) 2024年9月30日現在。
- (4) 2025年1月20日現在。

また、共和国は、以下の地域協力メカニズムへの加盟を通じ、経済権益の増進にも努めている。

- ・ 東南アジア諸国連合（以下「ASEAN」という。）
- ・ ASEAN自由貿易地域
- ・ 東南アジア、ニュージーランド、オーストラリア中央銀行
- ・ 東南アジア中央銀行
- ・ アジア太平洋経済協力
- ・ 東アジア・オセアニア中央銀行役員会議

IMFとの関係

従前、IMFは、定期的なIMFプログラム監視アレンジメントとそれに続くプログラム後の監視アレンジメントにおいて、政府との関係を維持してきた。1960年代に開始された定期的なプログラム監視アレンジメントの下で、IMFは、1997年から1998年までのアジア金融危機に対応した安定化プログラムと構造調整プログラムを通じて、フィリピンの財政政策に影響を及ぼすことが可能であった。これに対して、2000年以降有効であり2007年に終了した、プログラム後の監視アレンジメントでは、特定の定量目標の達成ではなく、経済発展や政策の定期的な見直しに基づくプログラム評価が行われ、資金調達の要素は含まれていなかった。また、IMF能力開発局は、マクロ経済、財政、金融及び公共管理に関する研修を、様々な政府機関の職員に提供している。

2021年6月、IMF職員は、2021年のフィリピンに対する第4条代表団派遣を完了した。IMF職員は、フィリピンの経済が、2020年の新型コロナウイルス感染症の大流行による大きな収縮の後、回復していることを報告した。IMFは、経済活動に影響を与えるトレードオフを伴う政府による封じ込め制限、並びにその後の財政、金融及び金融政策措置を含む包括的な政策パッケージに言及した。IMFは、移動性の向上、経済・事業活動の再開、ワクチン接種の進展、政府からの継続的な政策支援、及び世界的な成長の改善に支えられて、経済回復が強まるものと予想していると述べた。それにもかかわらず、新型コロナウイルス感染症の大流行は、観光やその他のサービス部門における長期的な悪影響、投資の低迷、高い失業率や不完全雇用によるスキルの喪失、貧困の増加をもたらすと予想される。IMF職員は、2021年の拡張的な財政政策のスタンスは、経済回復を促進するのに役立つはずであり、下方リスクが現実化した場合、政府には対応する財政的余裕があることに言及した。一方、金融政策は、適切に緩和的であると評価されている。IMF職員は、投資を促進し、高成長への復帰を促進するための構造改革の着実な実施の重要性を強調した。

2022年9月26日、IMF職員は、2022年のフィリピンに対する第4条代表団派遣を完了した。IMF職員は、フィリピンが新型コロナウイルス感染症の大流行により多数の死者と雇用の喪失に見舞われたものの、（与信の伸び率の改善、及び十分な流動性と資本バッファを備えた弾力的な銀行システムによって証明されるとおり）持続的な改革と規律あるマクロ経済政策により迅速に回復することができたことを認めた。しかしながら、商品価格の高騰、米ドル高、金融引き締めを特徴とするグローバル環境は、フィリピンのインフレ率の上昇、対外ポジションの弱体化、財政余地の縮小につながった。それにもかかわらず、IMF職員は、同国の回復が経済再開、労働条件の改善、農業・インフラ投資に支えられていると指摘した。インフレ率を目標範囲まで低下させ、インフレ期待の不安定化を防ぎ、資本流出と為替相場下落を緩和するためには、さらなる金融引き締めが必要であると考えられた。また、為替相場の柔軟性は、貿易条件のショックや経常収支の赤字が拡大する中で、緩衝材として機能することが強調された。成長と物価安定のバランスをとるために、政策ミックスを調整することが推奨された。また、IMF職員は、金融安定性リスク評価を実施するバンコ・セントラルの能力、及び銀行破綻処理の枠組みを強化すべきであり、バンコ・セントラルがマネーロンダリング対策（以下「AML」という。）/テロ資金供与対策（以下「CFT」という。）の有効性を強化すべきであると指摘した。目先の財政スタンスは適切であるにもかかわらず、中期的な財政再建のペースの加速、歳入動員の強化、明確な財政アンカー、及び中期的な歳入戦略が推奨された。さらに、生産性、競争力及び社会開発を促進するために野心的な改革が必要とされるとともに、開発パートナーや民間セクターからの追加融資に支えられた統合的な気候変動戦略も必要とされた。

2023年10月3日、IMF職員は、2023年のフィリピンに対する第4条代表団派遣を完了した。IMF職員は、フィリピンが新型コロナウイルス感染症の大流行から力強く回復したが、その後、世界的なショックの同時発生に直面していることを報告した。代表団は、中期財政枠組み（以下「MTFF」という。）に支えられた財政再建によって補完される断固たる金融引き締めとともに、最低賃金の緩やかな引き上げ、及び食料輸入の増加等の非金銭的措置がインフ

レ圧力の緩和に役立ったことを強調した。しかしながら、コアインフレ率が依然として高く、インフレリスクは上向きに傾いているため、インフレ期待を抑制するための引き締めバイアスとともに、インフレ率が目標範囲内にしっかりと収まるまで長期金利の引き上げが正当化されると指摘した。IMF職員は、MTFFに基づく財政再建が軌道に乗っていると述べており、より野心的な歳入動員戦略により、財政の赤字路線を変更せずに、貧困削減目標の達成と自然災害への対応に必要な社会支出を強化することができると期待している。IMF職員はまた、構造改革は質の高い雇用を創出し社会的保護プログラムを拡大することによる貧困レベルの削減と不平等への対処に引き続き焦点を当てるべきであることを強調した。また、IMF職員は、強靱なインフラへの公共投資や炭素価格メカニズムの導入を含む多面的なアプローチを通じて気候変動の影響に対処する必要性について付言した。

2023年12月15日、IMF理事会（以下「理事会」という。）は、2023年対フィリピン4条協議を完了した。理事会は、フィリピン経済が新型コロナウイルス感染症の大流行から力強い回復を遂げ、最近のショックの中でも強靱性を有していることを認識しており、輸出を促進し、外国投資を誘致し、成長潜在力を高めるための当局の効果的な政策措置及び構造改革を強調した。また、構造的課題に対処しつつ、インフレを抑制し、財政の持続可能性を確保し、財政の強靱性を強化するための賢明な政策を継続することの重要性を強調した。

2024年10月2日、IMFチームは、2024年のフィリピンに対する第4条代表团（以下「代表团」という。）派遣を終結した。IMFチームは、フィリピン経済が近年、外部からのいくつもの逆風をうまく乗り切り、この地域で最も好調な経済の一つであり続けていることを認識した。代表团は、短期的な成長がより緩和的な金融環境と投資の成長に支えられること、また、商品価格の低下、サービス輸出の段階的な増加、送金の増加に支えられて経常赤字が引き続き縮小することを予想している。IMFチームは、貿易と金融の流れを混乱させる可能性がある主要国経済の低迷、商品価格の変動と供給ショック、地政学的な緊張や地域紛争の激化に起因して、見通しの下方リスクが生じていると指摘した。

IMFチームは、断固たる金融引き締めなどがインフレ圧力の軽減に役立っていると述べており、食料価格を引き下げるための輸入米に対する最近の関税引き下げやその他の非金銭的措置がヘッドライン・インフレをさらに軽減する可能性があることを予想している。代表团は、中期的な財政再建計画は、依然として適切であり、社会支出を保護し財政赤字削減目標を確実に達成するために、税収を増やし、支出改革を実施する持続可能な計画によって支援されるべきであると強調した。

代表团はさらに、金融システム内部のシステミック・リスクは依然として緩やかであり、銀行セクターは資本化、流動性、収益性の堅調さを特徴としているが、不動産セクターの脆弱な部分や急速に成長する消費者信用市場に対しては、継続的な警戒が必要であると指摘した。IMFチームはまた、AML/CFTに関する問題に対処する上で重要な進展が見られ、AML/CFTの枠組みにおける未解決のギャップを埋め、金融活動作業部会のグレーリストからの迅速な削除を達成するために、現在の勢いを維持すべきであることを認めた。

IMFチームは、雇用創出を促進し、生産性を向上させ、気候変動に対する強靱性を高め、貧困と不平等を削減するための社会的保護プログラムの強化と併せて、包括的で十分に順序付けられた構造改革を支持した。代表团は、インフラの改善、医療と教育への大規模な投資、農業セクターにおける土地の分断と低生産性への対処、ガバナンスの強化を優先分野として特定し、そのような優先分野における改革のデジタル化の役割を強調した。

2024年12月4日、理事会はさらに、2024年の共和国との第4条協議を終結し、これにより、IMF理事は、代表团からの共和国に関するIMFチームの評価を承認した。

世界銀行による融資及びプロジェクト

2020年、世界銀行は、フィリピンにおいて、8件（総額3,058.28百万ドル）のプロジェクト及びプログラムにコミットした。すなわち、(i)共和国の災害対策に関する政策立案、並びに国及び地方の政府レベルでの公衆衛生上の緊急事態のための投資の強化、並びに新型コロナウイルス感染症の大流行によって生じた緊急の必要性の支援を目指した、第3次災害リスク管理開発政策融資（以下「DPL」という。）のための500百万ドル、(ii)新型コロナウイルス感染症の大流行による緊急の医療ニーズを満たすことを目指した、フィリピン新型コロナウイルス感染症緊急対策プロジェクトのための100百万ドル、(iii)新型コロナウイルス感染症の大流行による貧しく脆弱な世帯への影響を緩和し、影響を受けた中小企業への財政的救済を提供することを目指した政策措置を支援する、新型コロナウイルス感染症緊急対策DPLのための500百万ドル、(iv)土地保有の安定性の改善と農地改革受益者の財産権の安定化を目指した、個人所有地の土地区画化支援プロジェクトのための370百万ドル、(v)低所得世帯の福祉に対する新型コロナウイルス感染症の影響を緩和し、社会福祉・開発省の社会的保護提供システムを適応的かつ効率的なものにすべく強化することを意図された、フィリピン受益者FIRST社会的保護プロジェクトのための600百万ドル、(vi)フィリピン関税局の効率を改善し、通商に関わるコストを削減することを目指した、フィリピン関税近代化プロジェクトのための88.28百万ドル、(vii)対象となる地方自治体のコミュニティがサービスへのアクセスを改善し、

より包括的な地方計画、予算編成及び実施に参加できるようにすることを旨とした、KALAH-I-CIDSS国家コミュニティ主導型開発プロジェクトのための追加融資300百万ドル、並びに(viii)政府の競争力の促進と回復力の強化の支援を旨とした、自然災害に対する競争力の促進及び回復力強化のサブプログラム2 DPLのための600百万ドルである。

2021年、世界銀行は、フィリピンにおいて6件（総額2,880百万ドル）のプロジェクト及びプログラムにコミットした。その内訳は、(i)新型コロナウイルス感染症の脅威の予防、検知及び対策を行い、公衆衛生態勢を強化する共和国の能力を支援するためのフィリピン新型コロナウイルス感染症緊急対策プロジェクト（追加融資）のための追加の500百万ドル（その後、新型コロナウイルス感染症ワクチンの調達及び納入をカバーするためのフィリピン新型コロナウイルス感染症緊急対策プロジェクト（追加融資2）に基づく追加融資300百万ドルにより補足された。）、(ii)対象地域における農村所得の増加並びに農業及び漁業の生産性の向上を旨とした、フィリピン農村開発計画のための第2次追加融資280百万ドル、(iii)政府による強靱で包摂的かつ持続可能な金融セクターの実現を支援するための金融セクター改革を支援することを旨とした、フィリピン第1次金融セクター改革開発政策融資400百万ドル、(iv)マニラ首都圏の特定の公共建築物の安全性及び耐震性を向上させ、緊急事態に備え対応するための公共事業道路省の能力を向上させることを旨とした、フィリピン地震リスク軽減・強靱化プロジェクト300百万ドル、(v)災害危機繰延引出オプション付きフィリピン第4次災害リスク管理DPL500百万ドル、並びに(vi)民間投資を促進するための小売自由化法の改正、事業コストの削減、情報通信技術（以下「ICT」という。）への投資を促進するためのブロードバンド・サービスの拡大など、現在進行中の政府改革を支援することを旨とした、フィリピン競争力の促進及び自然災害に対する強靱性の向上に関するサブプログラム3 DPL600百万ドルである。

2022年、世界銀行は、フィリピン多部門栄養プロジェクトに178.1百万ドルを拠出することを約束した。同プロジェクトは、栄養に特化し、栄養に配慮した一連の介入の利用を増加させ、対象となる地方自治体単位で、発育阻害を減少させることが知られている主要な行動と習慣を向上させることを目指している。

2023年、世界銀行は、フィリピンにおいて9件のプロジェクト及びプログラムに総額3,440百万ドルを拠出することを約束した。その内訳は、(i)政府のデジタル・トランスフォーメーション及びデジタル・インフラ政策を改善し、デジタル・ファイナンスを通じて金融包摂を拡大し、デジタル・サービスの事業成長を促進することにより、デジタル・テクノロジーの採用拡大を可能にする環境を醸成する政府改革を支援するためのフィリピン第1次デジタル・トランスフォーメーション開発政策融資600百万ドル、(ii)農民及び漁民による市場へのアクセスを改善し、特定の農水産業バリューチェーンからの収入を増加させるためのフィリピン農村開発プロジェクト拡大プロジェクト600百万ドル、(iii)プロジェクト支援地域における幼稚園から6年生（K-6）までの教育の質及び公平性を改善するための教員の有効性及び能力強化プロジェクト110百万ドル、(iv)対象地域社会における社会経済サービス及び基本的インフラへのアクセスを改善するためのバンサモロ・キャンプ変革プロジェクト4百万ドル（バンサモロ正常化信託基金（世界銀行が運営する、各国の寄付者からの寄付金／助成金をプールした基金）を通じて資金提供される。）、(v)経済回復を加速し、長期的成長を促進し、環境を保護し、気候変動に対する強靱性を向上させる政府の改革を支援するためのフィリピン第1次持続可能な回復DPL750百万ドル、(vi)対象となる漁業資源の管理を改善し、特定の漁業管理地域における沿岸地域社会に対する漁業生産の価値を向上させるためのフィリピン漁業・沿岸回復プロジェクト176.02百万ドル、(vii)ミンダナオの特定の先祖伝来の土地及びバリューチェーンにおける組織化された農民及び漁民グループの農業生産性、回復力、並びに市場及びサービスへのアクセスを向上させるためのミンダナオ包摂的農業開発プロジェクト100百万ドル、(viii)政府が強靱で包摂的かつ持続可能な金融セクターを達成するのを支援する金融セクター改革を支援するためのフィリピン第2次金融セクター改革開発政策融資600百万ドル、並びに(ix)フィリピン災害リスク管理・気候DPL（災害危機繰延引出オプション付き）500百万ドルである。

2024年、世界銀行は、フィリピンにおける以下のプロジェクトへの融資を承認した。すなわち、(i)自然災害の被害を受けた学校の修繕、修復、改修、再建及び敷地改良のための「より安全かつ強靱な学校のためのインフラ・プロジェクト」のための融資500百万ドル（同プロジェクトは、コルディリェラ行政地域、カラガ、中部ルソン、ピコル地域、西ピサヤ、中央ピサヤ、東ピサヤ、ダバオ地域、ソクサージェンなどの高リスク地域を優先して、700,000人以上の生徒の学習環境を強化することを目的としている。また、同プロジェクトは、災害後の効果的な管理のための教育省の運営及び保守ツールの改善も支援している。）、(ii)公共サービスへの投資を増加させ、公共インフラ、特に国内海運業への民間投資を呼び込み、再生可能エネルギーを促進し、環境を保護し、気候に対する強靱性を改善する改革を支援するためのフィリピン第2次持続可能復興DPLのための融資750百万ドル（同融資プログラムは、公共調達を通じて、海上輸送における同国の競争力を強化し、プラスチック廃棄物の削減とリサイクルを強化し、グリーン輸送を促進し、環境に優しい商品とサービスの生産と消費を奨励することを目的としている。）、(iii)気候変動に強く、安全で包摂的なブロードバンド接続を改善するためのフィリピン・デジタルイン

フラ・プロジェクトのための融資287.24百万ドル（同プロジェクトは、(a)基幹ネットワーク、(b)ミドルマイル・ネットワーク、(c)アクセス・ネットワーク（ラストマイル）、(d)ネットワーク・セキュリティ及び(e)プロジェクト管理支援の5つの構成要素から成る。）、(iv)(a)政府のデジタル・トランスフォーメーション及びデジタル・インフラ政策を改善し、(b)デジタル・ファイナンスを通じて金融包摂を拡大し、(c)デジタル・サービスの事業成長を促進することにより、デジタル・テクノロジーの採用拡大を可能にする環境を醸成する政府改革を支援するためのフィリピン第2次デジタル・トランスフォーメーションDPLプロジェクトのための融資750百万ドルである。

アジア開発銀行による融資及びプロジェクト

2020年、ADBは、9月30日現在、総額3.9十億ドルを超える10件のプロジェクトにコミットしていた。その内訳は、(i)共和国の国内資本市場を強化する取組みを支援するための融資400百万ドル、(ii)共和国による新型コロナウイルス感染症対策プログラムに関する資金調達を支援し、共和国の医療制度を強化するための融資1.5十億ドル、(iii)自然災害又は公衆衛生上の緊急事態により災害が発生し、その結果として非常事態が宣言された場合に、緊急融資への迅速なアクセスを可能にするための政策支援型融資500百万ドル、(iv)国中の数百万人のフィリピン人家族が子供たちを学校に送り、子供たちの健康を保つことを助けるための融資500百万ドル、(v)マニラ首都圏及びその周辺地域の最大55,000の脆弱な世帯に重要な食料品を提供するための補助金5百万ドル、(vi)緊急医療用品の購入や効果的な医療サービスの提供など、新型コロナウイルス感染症の大流行への共和国の対応を支援するための補助金3百万ドル、(vii)新型コロナウイルス感染症の大流行の最中、脆弱な世帯に対する緊急現金補助を提供するための融資200百万ドル、(viii)共和国の農業セクターの生産性及び競争力を高め、農村地域における貧困を大幅に削減するための政策支援型融資400百万ドル、(ix)金融サービスへのフィリピン人によるアクセスを拡大するための改革を実施することにより包摂的成長を促進するための政策支援型融資300百万ドル、並びに(x)共和国が新型コロナウイルス感染症の大流行の拡大を予防及び統制する能力を向上させることを支援するための融資125百万ドルである。

さらに、2020年6月、ADBは、AIIBとともに、政府の検査能力を向上させ、脆弱な部門（農業を含む。）を強化し、貧困世帯に対する条件付きの現金送付、賃金補助金及び緊急支援を提供することにより、共和国における新型コロナウイルス感染症の大流行の公衆衛生上及び経済上の影響の一部を食い止めることを目的として、共和国に対する総額750百万ドルの協調融資を行うことに合意した。

2021年、ADBは、4件（総額1,571.5百万ドル）のプロジェクト及びプログラムにコミットした。その内訳は、(i)若者の雇用及び技能プログラムの拡大に向けた政府の取組みを支援する、青少年の学校から就職への移行促進プログラム（サブプログラム3）400百万ドル、(ii)質の高い公共サービスを提供する地方政府の能力向上を支援するための地方ガバナンス改革プログラム（サブプログラム2）400百万ドル、(iii)政府がユニバーサル・ヘルス・ケア法に基づき医療、融資、サービス提供及びパフォーマンス監視結果を実施するのを支援するための融資である、ビルド・ユニバーサル・ヘルス・ケア・プログラム（サブプログラム1）600百万ドル、並びに(iv)マリキナ川に架かる3つの新しい橋の建設に資金提供するための融資である、マニラ首都圏橋梁プロジェクト175.1百万ドルである。また、ADBとAIIBは、新型コロナウイルス感染症ワクチン・グローバル・アクセス・ファシリティ（以下「COVAX」という。）及びその他適格な双務的なワクチン・サプライヤーからの新型コロナウイルス感染症ワクチンの調達のための資金調達を目的とした、共和国への総額1,200百万ドルの融資に係る協調融資に合意した。このプログラムに基づくADBのコミットメントは、総額700百万ドルのうち650百万ドルであり、残りの550百万ドルは、AIIBにより拠出される。

2022年、ADBは、5件（総額2,502.0百万ドル）のプロジェクト及びプログラムにコミットした。その内訳は、(i)台風オデット緊急対応プロジェクトのための2百万ドル、(ii)資本市場創出インフラ・プログラム・サブプログラム2に対する支援のための融資400百万ドル、(iii)気候変動行動計画サブプログラム1のための融資250百万ドル、(iv)南部通勤鉄道プロジェクト・トランシェ1のための融資1.75十億ドル、及び(v)フィリピン技術職業教育訓練制度におけるイノベーション支援のための融資100百万ドルである。

2023年、ADBは、10件（総額6,366.005百万ドル）のプロジェクト及びプログラムにコミットした。その内訳は、(i)競争的及び包摂的農業開発プログラム（サブプログラム2）のための融資500百万ドル、(ii)ポスト新型コロナウイルス感染症ビジネス及び雇用回復プログラム・サブプログラム1のための融資500百万ドル、(iii)ダバオ公共交通近代化プロジェクトのための融資1,014.7百万ドル及び無償資金協力500,000ドル、(iv)国家ガバナンス改革支援のための無償資金協力225,000ドル、(v)統合型洪水強靱性・適応プロジェクト・フェーズ1のための融資303.2百万ドル及び無償資金協力680,000ドル、(vi)包摂的金融開発プログラム・サブプログラム3のための融資300百万ドル、(vii)国内資源動員プログラム・サブプログラム1のための融資400百万ドル、(viii)ビルド・ユニバーサル・ヘルス・ケア・プログラム・サブプログラム2のための融資421.7百万ユーロ（450百万米ドル相当）、(ix)インフ

ラ整備及びイノベーション促進のための融資（第2次追加融資）200百万ドル、並びに(x)パターン-カピテ連絡橋のための融資650百万ドルである。

2024年、ADBは、フィリピンにおける以下のプロジェクトへの融資を承認した。すなわち、(i)洋上風力発電ポート開発支援プロジェクトのための融資400百万ドル、(ii)政府所有又は政府管理企業のガバナンス及び財務監督の強化プロジェクトのための融資225,000ドル、(iii)人々を雇用及びビジネスチャンスに結びつけ、輸送費及び交通渋滞を削減し、マニラ及び近隣地域における輸送ネットワーク全体の効率を改善することを支援するためのラグナ湖岸道路ネットワーク・プロジェクトのための1.7十億ドルを上限とする融資、(iv)フィリピンの気候変動行動計画サブプログラム2に基づき気候変動を対処するための共和国の取組の強化をさらに支援するための融資500百万ドル、(v)共和国が公的財政管理改革プログラム（サブプログラム1）に基づき公的財政管理改革の課題を遂行し、国民のための質の高い公共サービスを確保することを支援するための融資500百万ドル、並びに(vi)共和国における官民パートナーシップ・プロジェクトを支援し、同国のインフラ整備の強化、気候変動対策の推進及び経済競争力の向上を支援するための融資30百万ドルである。

2025年、ADBは、これまでに以下の融資を承認した。すなわち、(i)フィリピンが災害対応への予測的アプローチを採用し、システム内の根本的なリスク源に対処することにより長期的な強靱性を達成することを支援するため、政府が災害リスクの軽減と管理に関する政策と制度的枠組みを強化することを目的とした、第2次耐災害性向上プログラムのための融資500百万ドル、並びに(ii)特に新型コロナウイルス感染症の余波の中で、持続可能で質の高い雇用を育成する事業環境の構築において政府を支援することを目的とし、技能訓練と雇用の間のギャップを埋めることに焦点を当てた、ポスト新型コロナウイルス感染症ビジネス及び雇用回復プログラム・サブプログラム2のための融資500百万ドルである。

国際協力機構による融資及びプロジェクト

2020年、国際協力機構（以下「JICA」という。）は、(i)メトロ・マニラにおける交通網の強靱性を強化することを目的としたメトロ・マニラ主要橋梁耐震補強プロジェクトのための補足的融資のための4.409十億円、(ii)ダバオ市の増大する交通需要に対応し、交通渋滞を緩和し、物流を改善することを目指した、ダバオ市バイパス建設プロジェクトのための34.83十億円、(iii)セブ島及びマクタン島の間に長大橋を建設し、湾岸道路を結ぶことにより、メトロ・セブの増大する交通需要に対応することを目指した、セブ-マクタン橋（第四橋）及び沿岸道路建設プロジェクトのための119.225十億円、(iv)新型コロナウイルス感染症のフィリピンにおける拡大を抑制することを目指した、新型コロナウイルス感染症危機対策緊急支援融資のための50十億円、並びに(v)迅速な財政支援を行うことにより自然や健康を脅かす災害からの迅速な回復を支援することを目指した、災害後スタンドバイ・ローン（フェーズII）のための50十億円のプロジェクトを対象とする、総額258.464十億円にのぼる借款契約5件を締結した。

2021年、JICAは、フィリピンの気候変動下における持続可能な地域経済開発政策のためのハイブリッド水関連災害リスク評価技術開発プロジェクトに技術協力を行った。フィリピンでは、将来の気候変動による頻繁な水関連災害が、地元自治体の持続可能な開発を妨げ、マニラ首都圏の過密状態を悪化させることが懸念されている。このプロジェクトは、マニラ首都圏近郊のパンパンガ川流域及びパッシング・マリキナ川・ラグナ湖流域において、気候変動・水文・農業・経済の各モデルを組み合わせることによりハイブリッド水関連災害リスク評価モデルを構築し、防災対策への投資効果を客観的に評価することを目指している。このプロジェクトの期間は、2021年6月から2026年6月まで（5年間）である。

2022年、JICAは、政府との間で、ミンダナオ島バンサモロ地域の社会経済インフラ緊急整備プログラムに対し、最大1.8十億円の無償資金協力を行う無償資金協力契約を締結した。このプログラムは、MILFの元兵士の支援に貢献し、元兵士が地元の産業のニーズに基づき職業技能を構築するのを支援するものである。これは、バンサモロ地域のマラウィ市に職業訓練センターを再建し、地域全体に関連設備を提供することによって行われる。また、その他の形式による社会経済インフラ整備も実施する。

2023年、JICAは、総額424.42十億円にのぼる4件の借款契約を政府との間で締結している。その内訳は、(i)南北通勤鉄道事業（マロロス-ツツパン）（第二期）に対する107.017十億円の借款（フィリピン政府により承認された、別名「南北通勤鉄道（以下「NSCR」という。）第1フェーズJICA追加融資」）（同事業は、1)ブラカン州マロロスからマニラ州ツツパンまでの新しい通勤鉄道の建設、2)列車及びコンサルティング業務の調達、3)電気機械システムの設置により、マニラ首都圏の陸上輸送能力の効率化と、より環境的に持続可能な輸送手段の提供を目指している。）、(ii)南北通勤鉄道延伸事業（第二期）に対する270十億円の借款（フィリピン政府により承認された、別名「NSCR延伸事業に対するJICA借款のセカンド・トランシェ」）（同事業は、北はパンパンガ州クラーク国際空港まで、南はラグナ州カランバまでのNSCR延伸を通じて、都市交通の連結性の強化、並びにマニラ首都圏及びその周

辺における輸送力の強化を目指している。)、(iii)作業範囲追加後のメトロ・レール・トランジット(MRT)3号線改修事業(II)に対する17.40十億円の借款(当該作業範囲追加には、1)統合及び能力拡張、2)完全改修、3)2025年の建設・リース・譲渡(BLT)契約満了に伴う運転・保守(O&M)コンセッション、並びに、4)新型コロナウイルス感染症の大流行に伴う6ヶ月間の市中検疫期間に対応するための保守作業の追加・延長が含まれる。)、並びに(iv)フィリピンにおける災害後の復旧段階における当面の資金需要に対応するために必要な非常用資金を確保するとともに、災害リスクの軽減と管理に関する政策を支援することを目指した、災害後スタンドバイ・ローン(フェーズ3)のための融資30十億円である。

また、JICAは、政府に対して総額4.39十億円(約31.64百万ドル)の無償資金協力を実施した。その内訳は、(i)人材育成奨学事業314百万円、(ii)安全野菜生産技術普及及び野菜流通システム整備事業190.07百万円、(iii)メトロ・セブ水道区汚泥管理計画2.05十億円、(iv)井戸掘削機・地下探知機に関するノン・プロジェクト無償資金協力560百万円、(v)カガヤン・デ・オロ川流域洪水予警報システム改善計画(無償延長)1.278十億円、(vi)公共交通指向型開発能力強化プロジェクト、並びに(vii)信用リスク・データベース(CRD)構築プロジェクトに関する討議記録(ROD)の修正を通じた技術協力プログラムである。

2024年、JICAは、政府との間で250十億円にのぼる2件の借款契約を締結した。これらには、(i)13の駅を有する25.3キロメートルの鉄道建設、車両供給、電気機械システム設置、28.8ヘクタールの車両基地建設及び鉄道訓練センター建設を目的とするマニラ首都圏地下鉄事業(フェーズI)のための第3次融資150十億円、並びに(ii)既存のダルトンパスを迂回する4車線道路で構成される23キロメートルの代替道路建設を目的とするダルトンパス東代替道路建設事業(I)のための融資100十億円が含まれる。2024年6月には、フィリピン沿岸警備隊向けの全長約97メートルの多目的対応船(MRRV)5隻の設計・建造・引渡しを主な内容とする海上安全対応能力強化事業の第3フェーズのために、64.38十億円にのぼるJICA借款契約が政府との間で締結された。

[次へ](#)

西フィリピン海における領土・海事紛争

2011年度の最初の8ヶ月間において、フィリピン、その他の東南アジア諸国（ベトナム、マレーシア及びブルネイを含む。）及び中国間の南シナ海における特定の諸島をめぐる長期にわたる領土・海事紛争との関連で緊張が高まった。緊張の高まりは、これらの紛争において一部の諸国が自国の領有権を主張してより積極的な措置を講じているとの主張がきっかけであった。2011年7月に、紛争当事諸国の代表者は、その他のASEAN諸国の関係者とインドネシアのバリで会談を行い、相反する領有権の主張に関する交渉の進め方について協議を行った。この会談において、中国を含むこれらの国々は、2002年のASEAN - 中国による「南シナ海に関する関係国の行動宣言」を実施するための行動規範の作成に関する基本ガイドラインに合意した。共和国は、当該海域における同国の領有権は、特に「1982年国連海洋法条約」（以下「UNCLOS」という。）と整合する、国際法に基づくものであると主張している。

共和国は2011年11月に、中国、米国及びアジア数ヶ国の代表者らが出席した、インドネシアのバリで開催されたASEAN及び東アジア首脳会議において自国の立場を繰り返し表明した。また、共和国は、「平和、自由、友好と協力地帯」と題した、係争水域に関する新たな和平計画を提案した。この計画は当該地域における異なる国々の領有権の主張を明確に定義し、特定の国々が領有権を争っていない当該地域の一部を尊重し、係争地域の問題を今後の解決に委ねることで協力することを目指すものである。この提案の実行についてはいかなる合意も行われていない。

2013年1月22日に共和国は、南シナ海における特定の高潮時及び干潮時の状態の地位について平和的に解決し、当該地形及びその周囲の海域に対するフィリピンの正当な権利を証明するため、UNCLOS第287条及び付属書類VIIに従って「中国に対する通知及び要請書」をハーグ仲裁裁判所に提出した。中国は、同手続には参加しないことを決定したが、5名の委員から構成される仲裁裁判所が設置された（以下「本件裁判所」という。）。2013年8月27日に本件裁判所は、本件の関係国である中国及び共和国による書面による主張の提出のための日程を定めた、「手続及び仲裁廷命令規則第1号」を発表した。共和国は、同紛争の管轄権、許容性及び本案に関する事項に言及した書面による主張を2014年3月30日に提出した。2015年3月16日に共和国は、共和国の領有権に対する本件裁判所の管轄権及び同国の本案に関する事項について本件裁判所が提起した質問に対する回答として補足書を提出した。2015年7月7日から13日まで共和国は自らの中国に対する領有権をめぐる本件裁判所の管轄権及び許容性についての口頭審理に参加し、2015年7月23日に同審理で本件裁判所が提起した質問に対する回答書を提出した。2015年10月29日に本件裁判所は、本件裁判所が共和国の領有権を検討するための管轄権を有し、かつ当該領有権について仲裁が認められるとする判決を満場一致で下した。また本件裁判所は、同手続に参加しないという決定は本件裁判所の管轄権を剥奪するものではなく、かつ仲裁を一方的に開始するという中国の決定は、UNCLOSによる紛争解決手続の濫用とはならないとする判決を下した。共和国は、行動規範の締結の追求と、仲裁手続の補足的アプローチとしての2002年のASEAN - 中国による「南シナ海に関する関係国の行動宣言」の実施を継続した。

2013年5月10日、共和国は、別の紛争地域であるセカンド・トーマス礁で30隻の漁船団を護衛して2013年5月8日前後に到着した船舶について中国に正式に抗議した。セカンド・トーマス礁は、中国、ブルネイ、マレーシア、フィリピン、台湾及びベトナムがその一部又は全体に対する領有権を主張している一連の島、小島及び岩礁の集まりである南沙諸島の近くにある。

2014年3月30日、共和国は、これらの措置に関して請願書を本件裁判所に提出し、本件裁判所は2014年12月15日を中国による答弁書提出の期限に設定した。2014年12月16日に中国外務省のスポークスマンは、中国は同仲裁には参加しないと発表した。2014年4月4日、フィリピン外務省は、これらの措置について中国に対して抗議を行った。共和国は、さらに2014年5月にミャンマーで開催されたASEANサミットでこれらの問題を取り上げた。

2014年8月、共和国は、西フィリピン海における緊張を高め得る措置に猶予を求める一方で、西フィリピン海における行動規範の早期締結を求めるとともに国際法に基づく仲裁を通じた紛争解決を促進する、「トリプル・アクション・プラン」を提案した。

2016年7月12日、本件裁判所は、UNCLOSに基づき策定された紛争解決手続に従って決定を下した。本件裁判所は、共和国と中国の間において、UNCLOSが南シナ海／西フィリピン海における海洋権益の範囲を定めており、当該権益は其中で課された制限を超える範囲に及ばないものと判断した。これに基づき本件裁判所は、西フィリピン海の該当沿岸区域についての中国の歴史上の権利又はその他の国権若しくは管轄権に対する中国の主張はUNCLOSに反するものであり、UNCLOSが定める中国の海洋権益の地理上の及び実質的な制限を超える場合は合法の効力を持たないものと判断した。本件裁判所は、UNCLOSは、自らが課す制限を超える歴史上の権利又はその他の国権若しくは管轄権に優先するという結論を下した。

本件裁判所は、西フィリピン海にある礁をその高潮時及び干潮時における本来の天然の地形に応じて分類した。スカボロー礁、ジョンソン礁、クアテロン礁、ファイアリー・クロス礁、ガベン礁（北）、マッケナン礁及び南沙

諸島は、いずれも高潮時に水上に留まる地形を含んでおり、これらの高潮地形は人間の居住や経済生活を維持することができないため、UNCLOSに基づき排他的経済水域又は大陸棚に対する権益を生じさせないとの判断が下された。同様に、ミスチーフ礁及びセカンド・トーマス礁は、ともにそれ自体の海域を発生させない低潮高地であるとの判断が下された。したがって、上記に関して、西フィリピン海のいずれの海域においても中国の権益の可能性はない。最後に、本件裁判所は、ミスチーフ礁及びセカンド・トーマス礁がともに、共和国のパラワン島の沿岸から200カイリ内に位置し、中国が領有権を主張している海上地形によって生じた権益と重ならない地域に位置しており、したがって、ミスチーフ礁及びセカンド・トーマス礁は、共和国の排他的経済水域及び大陸棚の一部を構成するものと認定した。

共和国の排他的経済水域への干渉に関して、本件裁判所は、中国は、海上監視船の運航により、共和国の大陸棚に対する国権に関するUNCLOS第77条に違反したこと、並びに南シナ海における漁業に関する猶予を2012年に公布することにより、共和国の排他的経済水域内に位置する南シナ海の区域について例外なく中国籍船舶の運航を制限しないことにより、共和国の排他的経済水域の生物資源に対する国権に関するUNCLOS第56条に違反したことを本件裁判所は認定した。同様に、本件裁判所は、中国は、2013年5月にミスチーフ礁及びセカンド・トーマス礁での中国籍船舶による漁業を阻止することができず、また、中国の漁業船がスカボロー礁、セカンド・トーマス礁及び南沙諸島のその他の地形において絶滅危惧種の有害な捕獲活動に従事するのを阻止できなかったことにより、UNCLOS第58(3)条、第192条及び第194(5)条に定めるその義務に違反したこと、並びに中国が、2012年5月以降、フィリピン人漁師がスカボロー礁で従来の漁業に従事するのを違法に阻止したと判断した。

また、クアテロン礁、ファイアリー・クロス礁、ガベン礁（北）、ジョンソン礁、ヒューズ礁、スピ礁及びミスチーフ礁での中国による島の建設活動に関して、本件裁判所は、中国は海洋環境の保護及び保全を怠ったとして、UNCLOS第192条、第194(1)条、第194(5)条、第197条、第123条及び第206条に違反したと判断した。さらに本件裁判所は、共和国の承認なくミスチーフ礁に軍事施設及び人工島を建設する点について、中国は、フィリピンの排他的経済水域及び大陸棚に対する国権に関するUNCLOS第60条及び第80条に違反したと判断した。

最後に、西フィリピン海における中国船舶とフィリピン船舶の衝突に関して、本件裁判所は、中国が、中国法施行船舶のスカボロー礁付近での行動によって、フィリピン船舶及び人員に対して衝突及び危険の深刻なリスクを発生させたと判断した。本件裁判所は、中国は国際海上衝突予防規則に関する条約第2条、第6条、第7条、第8条、第15条及び第16条に違反しており、その結果UNCLOS第94条に違反していると判断した。

共和国は、同区域内における平和及び安定性を促進及び強化する目的のため、当該仲裁判断後直ちに、平和的解決及び紛争管理を追求しようという不変の確約を繰り返し表明した。2016年7月12日に発表した声明において、中国は同仲裁判断が無効でありかつ拘束力を有しないとみなしていると宣言した。中国は、共和国が主導した仲裁は、交渉を通じて南シナ海における関連の紛争を解決するという中国と共和国の間の過去の合意に違反するものであり、かつ本件裁判所は当該紛争につきいずれの管轄権も有さないという自国の立場を繰り返し表明した。

2016年10月18日から同月21日までドゥテルテ大統領（当時）は中国を公式訪問した。訪問時には特に西フィリピン海の問題が協議された。同訪問後に出された共同声明で、両国は、UNCLOSを含む世界中で認知されている原則及び国際法に従って西フィリピン海における緊急の事件並びに人道上及び環境上の懸念に取り組むために、両国の沿岸警備間で協力を強化することを約束した。両国は、議論の多い問題は比中の二国間関係の総体的結果ではないことを確認し、かつ威嚇又は威力に訴えることなく、直接関わる領有権主張国家による友好的な協議及び交渉を通じて、南シナ海における及び同海上空における航行の平和、安定性、自由を維持及び促進し、平和的手段によりその領海及び管轄上の紛争に取り組む重要性を再確認した。さらに両国は、「2002年南シナ海に関する関係国の行動宣言」の完全なるかつ効果的な実施、並びに総意に基づき「南シナ海に関する行動規範」の早期終結に実質的に働きかけることを約束した。

2017年8月、第50回ASEAN外相会議がマニラにおいて開催され、南シナ海に関して共同声明が発表された。当該共同声明は、領有権主張国及びその他すべての国家によるあらゆる活動の実施において非軍事化及び自制の重要性を強調した。さらに行動規範の枠組みの採択を含む、ASEAN諸国及び中国間の協力改善を奨励した。

2017年11月にベトナムで開催された会談で、ドゥテルテ大統領（当時）及び中国の習近平国家主席は、南シナ海の対立を、対話を通じて対応することに合意し、南シナ海における平和の重要性を再確認した。数日後、第31回ASEANサミット及び第20回ASEAN・中国首脳会談にてASEAN加盟国及び中国は、2017年8月に調印した交渉の枠組みに基づいて両当事者の行動に関する2002年ASEAN・中国宣言を実施するために、南シナ海に関する行動規範について協議を開始することに合意したと発表した。

長年にわたって、共和国は、とりわけ、外交上の抗議を行い、中国が指示したものを含む、フィリピン海域を巡回するフィリピン当局に対する「挑発行為」、及び共和国の領土と排他的経済水域を侵害した中国の漁業禁止令に抗議し、乗組員への傷害及び／又は衝突に至った事例もあるフィリピン船舶に対する様々な海難事件に関連して、

中国に対して口上書を提出することにより、西フィリピン海への中国の侵入に対して、引き続き自国の権利を主張した。

行動規範に関するASEANと中国の交渉は、新型コロナウイルス感染症の大流行のために停滞していたが、2022年5月に再開された。2023年7月13日、ASEANと中国は、ジャカルタでの会談で、行動規範の交渉を加速するためのガイドラインを採択した。

2024年6月17日、中国海警局とAFPがアユンギン礁付近で衝突した。紛争中のセカンド・トーマス礁での事件は、フィリピン人船員が親指を切断される結果となり、両国間の緊張の高まりを浮き彫りにした。2024年7月2日、共和国と中国は、マニラで南シナ海に関する二国間協議メカニズムの第9回会合を開催し、事件後初めての公式対話を行った。議論は、アユンギン礁に関する両国の立場に焦点を当て、緊張緩和へのコミットメントを確認した。2024年8月8日、フィリピン軍は、中国空軍が西フィリピン海で「危険で挑発的な行動」をとったと報告した。フィリピン空軍の哨戒機がスカボロー礁上空にいる間、人民解放軍の航空機2機がフレアを投下し、危険な演習を行った。2024年9月27日、中国のミサイル艇2隻が西フィリピン海のファースト・トーマス礁（別名・ブリッグ礁）付近でフィリピンの民間船舶を追跡した。これは、海上巡視中にミサイル艇が民間船舶を追跡した初めての事例である。漁業・水産資源局の管轄下にあるフィリピンの民間船舶が、ハサ・ハサ礁（別名・ハーフムーン礁）のフィリピン人漁師に食料その他の援助を提供するために、同地に向かっていった。2024年11月8日、大統領は、共和国法第12064号、すなわちフィリピン海域法、及び共和国法第12065号、すなわちフィリピン群島航路法に署名し、同法が成立した。フィリピン海域法は、フィリピンの海域に対するフィリピンの権利及び資格、すなわち、とりわけフィリピンが天然資源の排他的開発権及びその管理責任を有する海域及び排他的経済水域の範囲を定めている。一方、フィリピン群島航路法は、とりわけ外国の船舶及び航空機が通過するフィリピンの海路及び航空路を特定している。

これらの進展によって、フィリピン経済又は比中間の経済関係に直ちに影響は生じていない。しかしながら、西フィリピン海における領海紛争が過熱化又は継続した場合、共和国の漁業、貿易及び沖合における掘削に関する権益は悪影響を受ける可能性がある。西フィリピン海の南沙諸島は海洋資源及びエネルギー資源が豊富であり、食糧、生計及び外国為替収益の重要な源泉である。同地域において、商業的量の石油及び天然ガスが発見されたことも、共和国のエネルギー需要を支える上で重要であった。共和国が発注した石油サービス契約の1つは、同地域に所在している。総面積約880,000ヘクタールが当該サービス契約の対象となっている。当該サービス契約は、推定1.4 - 4.6兆立方フィートの天然ガス開発を目的としている。

また、西フィリピン海における紛争等により中国との緊張が高まった場合、共和国と中国の間の貿易量に悪影響が及ぶ可能性がある。共和国は、鉄鋼需要の多くを中国からの輸入で賄っているため、共和国への鉄鋼供給が減少し、とりわけ、共和国のインフラ整備に影響が及ぶ可能性がある。共和国と中国の二国間貿易は、減少を記録した2015年度及び2020年度を除き、2010年度から2023年度まで着実に増加した。中国への輸出額は、2024年度には共和国の輸出額全体の12.9%、2023年度には14.8%を占めた。中国からの輸入額は、2024年度には共和国の輸入額全体の25.8%を占め、2023年度の23.3%から増加した。暫定値によると、中国は、引き続き共和国の最大の輸入品サプライヤーであり、2025年2月現在、輸入額全体の27.6%を占めた。過去数年間、中国はフィリピンの最大の貿易相手の1つである。

中国による挑発にもかかわらず、共和国は、威嚇又は威力によらずに、かつ国際法、具体的にはUNCLOSに従い、平和的かつルールに基づく手段及び外交的解決を通じて、西フィリピン海における紛争解決に依然として取り組んでいる。共和国は、引き続き南シナ海仲裁の裁定を遵守している。共和国は、引き続き中国に対して、国際法上の義務を遵守し、2002年のASEAN - 中国による「南シナ海に関する関係国の行動宣言」（DOC）に基づく確約を遵守することを引き続き要求している。オーストラリア、日本、米国、ドイツ、フランス及び英国等の複数の国々が、仲裁裁定と同内容か又はその要点を反映し、中国に対し仲裁判断を尊重しこれに拘束されることを要求する見解を公式に述べている。

共和国は、中国との対話と外交を引き続き追求している。2024年1月17日、フィリピンと中国は、2023年11月にフェルディナンド・マルコス・ジュニア大統領と習近平国家主席がサンフランシスコで行った南シナ海の緊張緩和と管理に関する合意、及び2023年12月にフィリピンのエンリケ・マナロ外務次官と中国の王毅外相が行った電話会談に基づき、南シナ海に関する二国間協議メカニズム（BCM）の第8回会合を上海で開催した。同会合において、共和国は、中国との間で、海洋の平和と安定を維持するためには継続的な対話が重要であるとの認識で一致した。両国は、アユンギン礁に関するそれぞれの立場を示し、緊張の激化を避けるための相互の確約を相互に保証した。また、両国の外務省と沿岸警備隊との間の連絡を含め、南シナ海における海上連絡メカニズムを改善することで合意した。また、フィリピンと中国の科学者の海洋科学研究に関する学術交流の可能性について、協議を開始することでも合意した。

共和国は、西フィリピン海における自国の統治権、主権的権利及び管轄権を断固として擁護する一方で、中国との対話と外交を通じて困難な問題に対処することに引き続き前向きである。

米国相互防衛条約

共和国と米国との間の相互防衛条約（以下「米国相互防衛条約」という。）は、1951年8月30日に調印された。米国相互防衛条約に基づき、米国は、共和国の首都圏が攻撃され又はAFPが太平洋地域において攻撃された場合、共和国の支援に駆け付ける。

2023年5月、米国と共和国は、米国相互防衛条約第4条及び第5条に基づく相互防衛コミットメントを再確認した、二国間防衛ガイドラインを制定した。

訪問米軍に関する地位協定

訪問米軍に関する地位協定（以下「VFA」という。）は、共和国と米国との間における二国間協定であり、米軍がフィリピンにおいて一時的に活動することを許可する条項を定めている。2020年2月11日、政府は、米国に対して、VFAを終了する通知を送付した。VFAの終了は、終了通知のあった日から180日後にあたる2020年8月9日に効力が発生するように設定されていた。

しかしながら、2020年6月1日、政府はVFAの終了を停止した。2021年7月30日、ドゥテルテ大統領（当時）は、VFA廃止の撤回を発表した。共和国は引き続き、その単独の相互防衛条約の同盟国としての米国との数十年間にわたるパートナーシップを重視しており、引き続き米国との強力な関係を維持している。

防衛協力強化に関する協定

2014年4月28日、共和国と米国は、米国相互防衛条約及びVFAの補足協定として、防衛協力強化に関する協定（以下「EDCA」という。）に調印した。EDCAは、相互運用性の推進、AFPの近代化に向けた能力構築、対外防衛、海上警備、海上領域認識並びに人道支援のためのAFPの強化及び災害対応を通じ米比相互防衛条約の実施を進めることを目的としている。2015年に米国は、軍事部隊、航空機及び船舶を交代させる目的で軍事基地8ヶ所へのアクセスを要求した。2018年4月、ルソン島北部パンパンガ州のバサ空軍基地において最初の施設の建設が開始され、2019年1月に完成した。同施設は人道支援及び災害救助のための施設として使用される予定である。2023年4月3日、米国は、EDCAに基づき、共和国の新たな軍事拠点に進出する計画を発表した。カガヤン州サントアナのカミロ・オシアス海軍基地、イサベラ州ガムのメルチョラデラクルス基地、パラワン州のバラバク島、カガヤン州のラル口空港である。

自然災害

気候変動

フィリピン経済は、農業、観光業及びエネルギー等の気候に敏感な部門に依存しているため、気候変動はフィリピン経済に対する脅威として認識されている。気候変動は、農業生産性の低下、沿岸インフラに対する損害、生態系の脆弱化、健康及び生物多様性に対する影響、金融市場の混乱、GDPの低下及び移住問題の変容を含む、複数の影響を及ぼす可能性がある。自然災害の頻度及び深刻度の増加によって、人的被害、農作物及び家畜の破壊、水系感染症の大発生並びに道路及び橋等のインフラの破壊が生じる可能性がある。干ばつは、農産物の供給、食糧供給全般及び水力発電に悪影響を及ぼす可能性がある。

台風及び洪水

一部気候変動等による頻繁な局地的台風及び集中豪雨により共和国の各管区は鉄砲水や地滑りの影響を受けやすくなっている。マニラ首都圏等の都市部においては、固形廃棄物の不適切な処理、障害物及び開放された水路沿いの非公認居住区が存在が原因で発生する排水溝側面及び水路の目詰まり及び沈泥が洪水を発生させている。分水地点又は河川流域内の雨水の排水ます（ごみため）として機能する、低海拔の都市及び農村地域も、無計画かつ無秩序なその場しのぎの住宅政策及びインフラ・プロジェクト並びに水路の上流部にある工場の操業がもたらす諸問題に悩まされている。洪水（2013年の台風「ヨランダ」の影響によるものを含む。）はフィリピンの何十万という世帯に苦境を及ぼし、多くの命を奪った。さらに国内の洪水は米作及びその他の農業生産、インフラ及び民間財産にも多大な損害をもたらしかつ今後ももたらす可能性がある。洪水及びその他の自然災害は今後も運輸及び衛生等その他の産業、及び経済全般の脅威である。資金が既存のプログラムから救済及び再建支援に再配分されなければならないため、自然災害はその直接的な損害以外にも、社会及び経済開発の阻害要因になる。

運輸業界は、道路や橋梁に被害を与える洪水及びその他の自然災害の影響を強く受ける。ある自然災害が決定的な交通インフラを破壊すると、道路及び橋梁は、それ以外の災害による被害についての取り組みがなされるより前に修復されなければならない。その結果、交通インフラへの被害は、洪水がそれ以外の産業に及ぼす影響をさらに悪化させる可能性がある。たとえば、洪水及びその他の資源災害が医療／健康セクターに及ぼす影響はもっぱら医療サービスの提供が中断されることにある。道路及び橋梁が損傷すると都市部において患者を病院及び医療施設に効率良く搬送することが難しくなり、かつ農村部で影響を受けた人々に適時に医療サービスを届ける政府の能力も低下する。

洪水も、穀物、家畜、家禽及び魚類に被害を及ぼし、漁船、農機具、在庫及び農業インフラ（用水路、放水路及び農道等。）を破壊する等、農業生産性に悪影響を及ぼす。都市部では製造、建設、卸売り及び小売り並びに不動産といった業界も洪水によって被害を受ける。

2013年11月にフィリピン史上最大の台風「ヨランダ」（アジア名「ハイエン」）が東サマル州に上陸した。ヨランダは風速時速225 - 250キロメートルを保ちながらフィリピン上空を通過した。台風「ヨランダ」の影響は、特に管区VI、VII及びVIIIに集中した。サマル、レイテ、セブ、イロイロ、カピス、アルダン及びパラワン各州では国家災害宣言が出された。嵐による死者6,300人、行方不明者1,061人及び負傷者28,689人が報告された。推定被害額は89.6十億ペソに達し、嵐の影響を受けた管区の被害の推定額の内訳は、社会部門が55.1十億ペソ、製造業が21.8十億ペソ、インフラが9.6十億ペソ及び複数の業界にまたがる被害が3.1十億ペソであった。

2021年12月、カテゴリー5のスーパー台風である、台風「オデット」（アジア名「ライ」）がフィリピンを襲来した。台風「オデット」は、農作物、公共インフラ及び私有財産に推定24.6十億ペソの被害をもたらし、8州で1.7百万棟以上の家屋が倒壊した。国や地方自治体が主導するプログラムを通じて、被災地全体で復興活動が行われている。

2022年9月下旬、カテゴリー3の台風「ノル」（アジア名「カーディング」）がマニラの北東に上陸した後、フィリピンのルソン島を横断した。国立気象庁は、同島において時速175キロメートルの平均風速、時速290キロメートルの最大瞬間風速を報告した。台風「ノル」の進路から8,400人近くが事前に避難したが、この台風により、北部のいくつかの州で大洪水が発生し、集落や農地が水没した。台風「ノル」は、農作物に推定1.29十億ペソの被害をもたらし、141,000ヘクタールを超える農地と82,000人の農民・漁民に影響を与えた。台風「ノル」の被災地には、12.7百万人が住んでいると推定されており、最も被害の大きかった地域には約6.8百万人が住んでおり、そのうち約689,000人が被害を受けやすい状態であると推定されている。最も被害の大きかった地域での再建費用は、約31.9十億ペソと推定されている。

2024年10月及び2024年11月、フィリピンは、激しさの程度が様々な台風に6度にわたって襲われた。2024年10月24日、台風「クリスティン」（アジア名「チャーミー」）が、時速95キロの平均風速、時速160キロの最大瞬間風速でフィリピン北部に上陸した。この台風は、上陸する前からフィリピンの他の地域に広範囲にわたる集中豪雨をもたらし、町全体を深刻な洪水で浸水させ、致命的な土砂崩れを引き起こした。2024年10月31日、台風「レオン」（アジア名「コンレイ」）は、台湾南東部に上陸したが、フィリピン北部に時速155キロの平均風速、時速255キロの最大瞬間風速の被害を与えた。2024年11月7日、台風「マルセ」（アジア名「インシン」）が、時速175キロの平均風速、時速240キロの最大瞬間風速でフィリピン北部に上陸し、集中豪雨、高潮、土砂崩れをもたらした。2024年11月11日、台風「ニカ」（アジア名「トラジー」）が、時速130キロの平均風速、時速180キロの最大瞬間風速でフィリピン北部に上陸した。2024年11月14日、台風「オフエル」（アジア名「ウサギ」）が、時速175キロの平均風速、時速240キロの最大瞬間風速でフィリピン北部に上陸した。2024年11月17日、台風「ペピート」（アジア名「マンニィ」）が、時速185キロの平均風速、時速305キロの最大瞬間風速でフィリピン北部に2度上陸した。国家災害リスク軽減管理評議会の暫定値によると、2024年12月4日現在、台風ニカ、オフエル及びペピートは、1,170,975世帯に被害を与え、農業及びインフラにそれぞれ推定699百万ペソ及び3.0十億ペソの被害を与えた。

地震及び火山噴火

フィリピンは「環太平洋火山帯」に位置し、地質学者らが「フィリピン造山帯」と呼ぶ複雑な断層線に沿っている。このため1990年にルソン島で発生した地震（マグニチュード7.8）（フィリピンで発生した最大規模の地震）及び1991年に発生したピナトゥボ山の噴火（20世紀最大規模の火山噴火）をはじめとして、火山噴火及び断続的な地震活動の影響を受けやすい。2020年1月、タール火山は活発な火山活動期間に突入し、タール火山の主火口内部の複数の地点における水蒸気又は蒸気駆動活動から始まり、マグマ性噴火に進行した。フィリピン火山地震研究所（以下「PHILVOCS」という。）は、2020年1月12日に警戒レベルを警戒レベル4に引き上げたが、これは危険な爆発性噴火が数時間から数日間発生する可能性があることを意味した。これらの事由に基づき、PHILVOCSは、ヴォルケイノ島及びタール火山の主火口から半径14キロメートル以内の高リスク地域の全面避難を命令した。2024年5月8

日現在、警戒レベル1が適用されている（低いレベルの火山活動）。DOST-PHILVOLCSは、突然の蒸気又は地下水からの蒸気による爆発、火山性地震、小規模降灰及び致命的な火山ガスの蓄積又は排出が起こる可能性があることを市民に警告している。これらの自然災害は死者、行方不明者及び財産の破壊をもたらした。

2024年、ネグロス島のカンラオン火山が2度、6月と12月に噴火し、西ビサヤと中央ビサヤの32のバランガイで50,000人近く、11,000世帯を超える人々が避難した。

(2) 【経済】

フィリピン経済

新型コロナウイルス感染症

新型コロナウイルス感染症は、2019年後半に人への感染が初めて報告された感染症で、2020年にかけて世界的に流行し、2020年3月には世界保健機関からパンデミックと宣言された。2020年1月30日、フィリピンは、初めて新型コロナウイルス感染症の症例が確認されたと報告した。フィリピン保健省によると、2022年9月9日現在、同国では、その後の感染拡大により3,901,033人の感染者が確認され、62,249人が死亡している。政府は、新型コロナウイルス感染症の拡大を阻止するため、国及び地方レベルで、ソーシャル・ディスタンス（社会的距離の確保）、自主隔離・コミュニティ隔離措置の実施、学校の閉鎖、大量公共交通機関の停止、集会の制限、不要業務の停止、及び渡航制限等の措置を様々な規模で実施してきた。

2021年3月27日、新型コロナウイルス感染症の感染者数が急増したことを受け、政府は、マニラ首都圏とその近郊のブラカン州、ラグナ州及びリサル州（以下「首都圏等」という。）、さらに国内のその他の地域に対し、強化されたコミュニティ隔離措置（以下「ECQ」という。）を3月29日から4月11日まで、修正されたECQを2021年5月14日まで、それぞれ実施すると発表した。その後、制限は緩和され、首都圏等の地域には一般的なコミュニティ隔離措置が課された。この状況が継続されたのは6月までで、その頃には政府がワクチン接種を進めたものの拡大マニラ地域以外の州で新型コロナウイルス感染症が拡大しており、これを受けて2021年6月末まで、カガヤン、アパヤオ、イフガオ、パターン、イロイロ、ネグロス・オリエンタル、サンボアンガ・シブガイ、サンボアンガ・デル・スル、サンボアンガ・デル・ノルテ、アグサン・デル・スル、ディナガト諸島、スリガオ・デル・スルの各州及びサンティアゴ、ルセナ、プエルト・プリンセサ、ナガ、イロイロ、ダバオ、ブトゥアン、カガヤン・デ・オロ、サンボアンガの各都市に修正されたECQが課された。

2023年には、共和国は新型コロナウイルス感染者の入院率が低下したことにより、国内医療システムにおいて十分なサービス提供能力を維持することができた。2023年7月以降、新型コロナウイルス感染率は低下し、共和国の1日平均感染者数は400人を下回った。2023年8月には、1日平均感染者数は118人にまで減少した。この改善を受け、政府は大統領宣言第297号により、公衆衛生上の緊急事態宣言を解除した。それでもなお、政府は2価ワクチンの接種を推進するなど、引き続きワクチン接種率の上昇に努めた。

新型コロナウイルス感染症に対する法的取組み

「Bayanihan to Recover as One Act」としても知られる共和国法第11494号に基づきドゥテルテ前大統領に付与された緊急事態下の権限は、2020年12月19日に失効した。

2020年12月29日、ドゥテルテ大統領（当時）は共和国法第11519号及び第11520号に署名し、両法が成立した。共和国法第11519号により、Bayanihan to Recover as One Actを通じて割り当てられた資金の利用期限が2021年6月30日まで延長された。共和国法第11520号により、2020年度予算の執行期限が2021年12月31日まで延長され、同法がなければ2020年の末日をもって失効していた2020年度予算の未使用分を、政府機関が2021年を通じて投入又は放出することが可能となった。

共和国法第11523号（金融機関の戦略的移転（FIST）法）（以下「FIST法」という。）は、2021年2月16日に署名され成立し、2021年2月17日に施行された。FIST法は、FIST法人と呼ばれる資産管理会社に対する不良資産や不良債権の売却を認めることで、銀行その他の金融機関を支援することを目的としている。同法は、銀行業界のリスク許容能力を強化するとともに、資本を解放することで不良債権の管理よりも経済の一環としてその生産的活用を図ることを目指している。

法人のための復興と税制優遇の見直し（以下「CREATE」という。）法は、2021年3月26日に成立した。CREATE法は、新型コロナウイルス感染症の大流行による影響から企業が復興することを可能とするとともに、法人所得税率を引き下げ、さらに共和国の税制優遇制度を合理化して対象と期間を限定した、パフォーマンスに基づく制度とすることで、投資を誘致する共和国の能力を改善するものである。2023年7月1日に発効した内国歳入庁歳入覚書第69-2023号の発出を通じ、CREATE法に基づく暫定措置の一部は解除された。

新型コロナウイルス感染症に対するワクチン接種や関連する取組み

2021年1月、保健省は新型コロナウイルス感染症ワクチンのフィリピン国内展開及びワクチン接種計画を発表した。この計画の一環として、政府は、複数の製薬会社から初回接種分のワクチンを確保し、さらにフィリピンのワクチン供給へのアクセスを拡大するため、世界保健機関のCOVAXファシリティに参加した。

2021年2月、IATFは、ワクチンの供給が限られていることを踏まえ、国内予防接種の効果的展開を推進するために暫定国家予防接種技術諮問グループが策定した予防接種優先構想を採用した。2021年2月26日、ドゥテルテ大統領（当時）が2021年新型コロナウイルス感染症予防接種計画法に署名して同法が成立したが、これにより地方自治体が交渉により新型コロナウイルス感染症ワクチンを調達すること、そして、フィリピン赤十字社等の民間団体が政府と連携してワクチンを調達することが可能となった。

2021年3月1日、政府は予防接種を開始し、まずは第一線の医療従事者、続いて適格高齢者、併存疾患のある人々、第一線で基幹業務に従事する人々及び貧困者がワクチンを接種した後、2021年10月に残る国民にワクチン接種を展開した。2021年6月25日現在、フィリピン食品医薬品局（以下「FDA」という。）は8つの新型コロナウイルス感染症ワクチンについて、緊急使用を許可している。政府は新型コロナウイルス感染症に対するワクチン接種の取組みを強化し、2021年11月3日付で12歳から17歳の子どもを対象に追加しており、FDAは一部のワクチンについて、2021年12月23日付で5歳から11歳の子どもに対する緊急使用を許可した。

フィリピンFDAは、追加接種を可能とするため一部の新型コロナウイルス感染症ワクチンに対する緊急使用許可を修正した。2021年11月16日、国家コロナ対策タスクフォース（National Task Force Against COVID-19）は、エッセンシャルワーカー及び第一線の医療従事者による新型コロナウイルス感染症ワクチン接種についての暫定運用ガイドラインを交付した。2021年11月19日、同タスクフォースは追加の暫定ガイドラインを発表し、追加接種の対象を60歳以上の高齢者及び併存疾患のある成人まで拡大した。2021年12月23日、FDAは、初回接種と追加接種の間隔を短縮することを承認したと発表し、これを受けて、ワクチン接種を完了した成人約1,900万人について追加接種が可能となった。

2022年7月26日、マルコス政権は様々な地方自治体とともに、マルコス政権の発足後最初の100日間で、国内の高齢者の90%にワクチン接種を行い、さらに対象人口の50%に追加接種を行うことを目指すワクチン接種キャンペーンである「PinasLakas」キャンペーンを開始した。

ワクチン接種プログラムに加えて、フィリピンFDAは、軽症から中等症の成人、及び高齢者や併存疾患のある人等重症疾患を発症するリスクのある人の治療に使用する新型コロナウイルス感染症治療薬についても緊急使用を許可している。

経済的影響

新型コロナウイルス感染症の大流行に伴う不確実性は、ワクチン供給が遅れる可能性や懸念される新たな変異株の出現を含めて、依然として共和国の景気回復に下振れリスクをもたらしている。しかしながら、政府は、新型コロナウイルス感染症の大流行による潜在的な影響を評価し、これに伴うリスクの軽減に適した政策を実施するために常に推移を監視している。経済の段階的再開を引き続き安全に行うため、政府は今後も引き続きワクチン接種を進めるとともに、警戒水準システムを共和国内で展開することにより、制限に対してリスクベースのアプローチを実施することを意図している。

マハルリカ・インベストメント・ファンド

2023年7月、マルコス大統領が共和国法案第11954号に署名したことにより、共和国初のソブリン・ウェルス・ファンドであるマハルリカ・インベストメント・ファンドが設立された。その目的は、MTFF、8項目の社会・経済政策及びフィリピン開発計画2023 - 2028に示された政府の経済目標の達成を支援することである。2023年11月、マハルリカ・インベストメント・ファンドの管理及び運営を目的として、マハリカ・インベストメント・コーポレーションが設立された。

中期財政枠組み

2023年、マルコス政権は、共和国のMTFFを開始した。共和国のMTFFは、財政赤字を削減し、財政の持続可能性を促進し、力強い経済成長を可能にすることを目的としている。MTFFに基づく重点施策は、(1)デジタル化を通じた効率的な税務行政の推進、(2)税制のデジタル経済への適応を支援する施策の実施、(3)気候変動に対処するための環境持続可能性を促進する税制措置の導入、及び(4)残存している税制改革パッケージの推進である。

新政府調達法

2024年7月20日、マルコス大統領が共和国法第12009号すなわち新政府調達法案に署名し、同法が成立した。この法律の目的は、(i)費用対効果の向上を目指す目的適合性の高い枠組み、(ii)義務的な市場スコーピング及び戦略の設定による調達主体の調達計画の強化、(iii)新技術や革新的なソリューションを活用した調達プロセスの近代化、(iv)環境、社会・経済（ライフサイクル、ジェンダー平等、貧困削減及び脆弱な周縁化された分野に対する公

平な機会の提供等)を考慮した持続可能な公共調達の政策及び実務の制度化、(v)開かれた政府、参加型調達及び調達における実質所有者情報の利用を通じた透明性の向上及びより一層の説明責任の確保並びに(vi)政府調達において卓越性を追求するスキルと能力のある人材の育成を狙いとする、調達担当者の専門化を通じて、既存調達システムを強化することである。

デジタル取引に対する付加価値税

2024年10月2日、マルコス大統領は、フィリピンにおいて履行又は提供されるデジタル・サービス(オンライン・サーチエンジン、オンライン・マーケットプレイス、クラウドサービス、オンライン・メディア広告、オンライン・プラットフォーム及びデジタル商品を含む。)に12%の付加価値税(以下「VAT」という。)を賦課する共和国法第12023号法案に署名し、同法が成立した。

CREATE MORE法

2024年11月11日、マルコス大統領は、共和国法第12066号すなわち経済再活性化のための機会最大化を目指すCREATE法(以下「CREATE MORE法」という。)案に署名し、同法が成立した。CREATE MORE法は、地方税の簡素化、VAT及び関税の優遇措置手続の明確化、並びに未登録輸出業者及び高価値国内市場型企業への支援拡大によるビジネス環境の改善を目的としている。また同法は、法人所得税率の25%から20%への引下げ、電力費用控除率の50%から100%への2倍引上げ、観光業への再投資及び見本市関連費用の50%控除の導入、並びに優遇措置利用期間の最大27年間への延長等により税制を改善すると考えられる。さらに、財政インセンティブ審査委員会からの承認の取得を要求される法的主体の資本投資額が10億ペソ超から150億ペソ超に引き上げられたことにより、承認プロセスの効率化が期待されている。

米国による関税賦課

2025年4月2日、米国のドナルド・トランプ大統領は、「米国の巨額かつ恒常的な財貿易赤字を助長する貿易慣行の是正に向けた相互関税による輸入規制」と題する大統領令14257号に署名した。これは、米国のほぼすべての貿易相手国からの輸入品に関税を課すものであり、共和国からの輸入品に対する従価関税は17%とされた。2025年4月9日、米国は、共和国を含む一定の国については、この関税の適用を90日間停止することを発表した。

米国は共和国産品の主要輸出先の一つであり、米国により課される関税は、共和国の米国向け輸出の水準に悪影響を及ぼすことが予想される。下記「(3)貿易及び国際収支 - 国際収支全体の動き - 商品貿易」を参照のこと。2025年5月2日、共和国の代表団がワシントンD.C.において米国通商代表と会合し、共和国からの輸入品に対する関税率の引下げに関する交渉を開始した。共和国は、情勢が流動的であることに鑑み、対米交渉努力を継続しつつ、自国の輸出及び経済全般への予想される影響の度合いを見極めていくところである。

概要

第二次世界大戦後の多くの発展途上国と同様に、フィリピンは輸入関税及び割当てといった措置を通じて諸外国による競争から現地産業を保護し、長期的には輸入に頼っている完成品を自国生産品に置き換えていくことを望んだ。一連の政権も、輸入数量制限、価格統制及び助成金を課すことにより、国内経済に介入を行った。世界銀行によると、1970年から1980年までの期間におけるGNI(現地通貨ベースの実質GNI/2015年を基準年とした米ドルベースの実質GNI)の成長率は平均5.8%であった。インフラ支出が増大し、民間企業の国有化及び国営化が一般的となった。但し、1980年代初頭までには財政赤字の拡大、対内及び対外債務の増大、インフレ率上昇、金利上昇、ペソ安、投資資本の低下及び景気減速、又は時にGNIの縮小に直面するようになった。1983年に野党指導者のベニグノ・アキノが暗殺される等、同時期における不安定な政情も経済問題を悪化させた。

1986年に不人気だったフェルディナンド・E・マルコス政権が平和的に打倒されることにより楽観主義が広がり、経済回復につながった。1986年にはGNIの成長率が3.4%を記録し、1988年には7.2%まで伸びたが、1991年には0.7%まで低下した。1990年代初頭の景気縮小は主として、基本を成すマクロ経済の不均衡が、供給上の制約や自然災害、政情不安、世界的な景気後退、及び1990年から1991年にかけての湾岸危機で一段と悪化したことによるものであった。

1986年に政権についたコラソン・アキノ大統領(当時)による政権はインフレの高まりの防止、財政赤字の抑制、対外経常収支の改善を目指した安定化プログラムに着手した。経済はこれらの措置にプラス反応を示し、1992年にはGNI、投資、民間消費及び輸入は増大した。コラソン・アキノ政権は、共和国の経済問題はもっぱら保護主義政策が原因であるとも認識していた。この認識に基づいて同政権は経済を市場開放して、同国経済における政府の規模と役割を縮小させた。1992年に大統領に就任したフィデル・ラモス大統領(当時)の政権はコラソン・アキノ

ノ政権が着手した改革をさらに加速化した。エストラダ政権は、前政権が開始したいいくつかの政策及びプログラムを見直した後、コラソン・アキノ及びラモス両政権が推進した金融政策及び市場主義改革の多くを継承した。

1997年半ばにアジアの経済危機が発生すると、フィリピンは通貨安、銀行業の業績低下、金利の変動、現地株式市場における株価急落及び外貨準備高の減少に特徴づけられる経済危機を経験した。これらの要因により1997年及び1998年にフィリピン経済は景気減速に至った。これを受けて政府は、国の経済ファンダメンタルズ（基礎的諸条件）の強化を図ることによりアジア経済危機の影響を軽減させることを狙った、いくつかの政策を採用した。

フィリピンはアジアにおける金融危機の影響を多くの隣国ほどに大きくは受けなかった。在外フィリピン人労働者（以下「在外労働者」という。）からの送金に助けられた側面もある。農産物の収穫が悪天候と干ばつの悪影響を受けた1998年を除いて、共和国はアジア金融危機以来、毎年実質GDPが伸びていた。GDP成長率は、1998年にマイナス0.5%となった後、1999年には3.3%、2000年には4.4%まで上昇したが、2001年には3.0%まで低下した。2000年代初めに政府は、インフラの改善、税制改革、経済の規制緩和と民営化の支援、アジア圏内における貿易関係の強化を目的とする経済戦略を追求した。イラク戦争、SARS（重症急性呼吸器症候群）、信用格下げの影響にもかかわらず、GDP成長率は2002年には3.7%、2003年には5.1%に上昇した。GDP成長率は2004年には6.6%まで上昇した後、2005年には4.9%、2006年には5.3%に落ち着いた。

2007年下半年に開始した世界金融危機に直面する中で、フィリピンのサブプライム資産及び破綻した金融機関に対するエクスポージャーは限定的であった。それにもかかわらず、2008年には成長率が減速し、株価は弱含み、対主要通貨のペソ安及びインフレ上昇が発生した。2009年になると景気回復の兆しが現れ始めたものの、同国の経済回復を目指した景気対策はまだプラス効果を生み出せなかった。2010年には世界の景気回復は各国によりまちまちだったにもかかわらず、フィリピンの景気回復は持続した。

2012年から2015年にかけて、フィリピンは欧州のソブリン債務危機に伴う景気低迷に関しては、影響を受けた諸国との貿易及び金融取引が少なかったことから多大な影響は免れた。フィリピンはそれでもなお、金融規制の枠組み及び金融政策を通じて、欧州のソブリン債務危機並びにそれに伴う欧州の景気減速が同国に及ぼす影響を軽減する取り組みを行ってきた。

2020年1月に更新されたIMF世界経済見通しによると、2020年のフィリピンの経済成長率は、政府支出の増加及び金融緩和に支えられ、6.3%と見込まれていた。しかしながら、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を背景に、2020年4月に更新されたIMF世界経済見通しでは、フィリピンの予想経済成長率は0.6%に下方修正された。

政府は当初、新型コロナウイルス感染症の感染拡大とそれに伴う国内の都市封鎖、出入国管理、観光客の減少、貿易や製造業の混乱、金融市場への波及効果による経済的影響により、フィリピンのGDP成長率が2%減の3.4%となることを予測していた。

2020年5月7日の国家経済開発庁（以下「NEDA」という。）の報告書によれば、フィリピン経済は、成長率が2019年第1四半期の5.6%に対して2020年第1四半期はマイナス0.2%となり、過去22年間で初の減速となった。2020年6月に更新されたIMFの世界経済見通しでは、その経済成長予測をさらに下方修正し、2020年における共和国のGDP成長率をマイナス3.6%と予測した。パンコ・セントラルも、2020年第2四半期におけるフィリピンのGDP成長率をマイナス5.7%からマイナス6.7%と予測していた。しかし、2020年8月7日のPSAの発表によれば、同年第2四半期における共和国のGDP成長率は、2020年4月及び5月のロックダウンを主に反映し、マイナス16.5%となった。

2021年においては、隔離等の政府の対策により雇用や経済の生産性に影響が及んだ。政府の経済担当者の報告によると、失業率は2021年3月の7.1%から緩やかに上昇し、2021年10月に推定7.4%となった。これは、ECQ規制の再実施、厳しい隔離措置の継続、及び農業に影響を与えた天候異変の影響によるものであり、天候異変に関して特に顕著だったのは、中央ルソン、カラバルソン、ミマロパ、ピコル、西ビサヤ、中央ビサヤ及び東ビサヤ地域の農地約30,000ヘクタールに影響を与えた台風ジョリナである。NEDAは、規制緩和によってより細かい単位でのロックダウンが可能となったことで、労働成果の向上が期待される点を挙げた。

NEDAは、新型コロナウイルス感染症の大流行の影響により、今後40年間でフィリピン経済に41.4兆ペソの費用の発生が見込まれるとも警告した。

2024年のGDP成長率は、5.7%であった。この成長に寄与したのは、主として卸売・小売業、自動車・オートバイ修理業、金融・保険業及び建設業であった。しかしながら、ロシア・ウクライナ間の紛争等の地理的・政治的な緊張が続いた結果、主要産業において取引が混乱したことがインフレ加速を促した可能性がある。共和国は、国内の流動性は引き続き、同国の経済成長を支えるための資金調達需要を満たすのに十分であると考えている。但し、国際金融市場における流動性縮小が同国又はフィリピン企業全般の財務状況に悪影響を及ぼさないという保証は何らない。

最近の経済指標

下表は、特定期間における共和国の主要な経済指標の一部の成績を示したものである。

2020年 - 2025年

	2020年	2021年	2022年	2023年	2024年	2025年(4)
GDP成長率(%) (基準年: 2018年)	(9.5)	5.7	7.6	5.5	5.7	該当なし
GNI成長率(%) (基準年: 2018年)	(11.5)	1.7	9.9	10.5	7.6	該当なし
インフレ率(2018年CPIバスケット) (%)	2.4	3.9	5.8	6.0	3.2	1.4 (5)
失業率(%)	10.3	7.8	5.4	4.4	3.8 (1)	4.3
91日物財務省証券利回り(%)	2.0	1.1	1.9	5.4	5.7 (1)	5.2
対外収支						
国際収支(百万ドル)	16,022	1,345	(7,263)	3,672	609	該当なし
輸出成長率(%)	(9.8)	12.5	6.4	(4.1)	4.6 (2)	該当なし
輸入成長率(%)	(20.2)	30.5	19.0	(5.0)	5.9 (2)	該当なし
対外債務(十億ドル)	98.5	106.4	111.3	125.4	139.6 (2)	該当なし
国際通貨準備高						
総準備高(十億ドル)	110.1	108.8	96.1	103.8	106.3	104.6 (5)
正味準備高(十億ドル)	110.1	108.8	96.1	103.7	106.2	104.6 (5)
留保輸入月数(6)	12.3	9.7	7.2	7.6	7.5	7.2 (5)
国内信用成長率(%)	4.7	8.2	12.9	9.3	10.5 (3)	該当なし

出典: PSA、バンコ・セントラル

注:

- (1) 2024年12月31日現在の暫定値。
(2) 2024年9月30日現在の暫定値。
(3) 2024年6月30日現在の暫定値。
(4) 別段の記載がない限り、2025年3月31日現在の暫定値。
(5) 2025年4月30日現在の暫定値。
(6) 外貨準備高により賄うことができる輸入財貨・役務の対価の支払及び第一次所得収支が平均何ヶ月分であるかを表す。

[次へ](#)

GDP及び主な財務指標

フィリピン国民経済計算の定期修正

経済指標は、GDP及びGNIを名目市場価格ベースと実質市場価格ベースの両者で示す。名目市場価格ベースのGDP及びGNIの表示では、各年の実際の価格を用いて国内の生産額が算出されるのに対し、実質市場価格ベースのGDP及びGNI（「実質」GDP及び「実質」GNIともいう。）では、特定の基準年の価格を基にした価値を用いて生産額を算出し、インフレーション及びデフレーションによる歪んだ影響を除去している。

PSAは、共和国の国民経済計算について四半期毎にデータを発表しており、これにはGDPとGNIのデータも含まれている。PSAの方針により、各四半期のGDP及びGNIのデータは翌四半期に修正される。一方、年次のデータは第1四半期のデータとともに発表され、その後毎年5月に修正される。GDP及びGNIの推計値は、3年後に「最終値」とみなされる。但し、PSAは、国民経済計算を全般的に修正する場合は、常に「最終値」とされた推計値も修正することができる。

通常、共和国の国民経済計算が修正されるのは、新たな又はより詳細なデータが得られた場合、もともとの情報源から修正されたデータを受領した場合、及び新興産業を追加又は閉鎖産業を除外した場合である。PSAは、1968年の改訂国民経済計算体系に従っている。

2011年第1四半期に、GDP及びGNI（2011年の改定まではGNP）の算出に関するPSNAに基づく基準が変更され、これらの算出に用いる基準年度が1985年から2000年に変更された。PSNAは、2020年4月にPSNA基準をさらに変更し、GDP算出の基準年度を2000年から2018年に変更した。

国内総生産

国内総生産、すなわちGDPは、一定期間に国内で生産されたすべての最終財及びサービスの市場価値を測定するものである。一方で国民総所得、すなわちGNIは、一定期間に居住者によって生産された最終財及びサービスの市場価値を測定するものであるが、この場合国内での生産であるか否かを問わない。

2020年度のGDP成長率は、2019年度の6.1%増に対して、9.5%減へと縮小した。同年度のマイナス成長の最大の原因となったのは、当時の新型コロナウイルス感染症の大流行の影響、並びにこれによる国内の活動停止、出入国管理、観光客の減少、貿易及び製造業における混乱並びに金融市場への影響であった。これにより、サービス部門のGDPは、2019年度の7.2%増から2020年度には9.1%減となり、工業部門のGDPは、2019年度の5.5%増から2020年度には13.1%減となった。2020年度のGNI成長率は、2019年度の5.4%増から11.5%減へと縮小した。2020年度の海外からの純要素所得伸率は、2019年度の1.6%減に対して、31.1%減であった。

2021年度のGDP成長率は、2020年度の9.5%減に対して、5.7%増となった。2021年度のプラス成長の最大の原因となったのは、新型コロナウイルス感染症の大流行に対する対応措置の適切化であり、工業部門のGDPが2020年度には新型コロナウイルス感染症の大流行により13.1%減であったのに対し、2021年度には8.5%成長したことにより支えられた。また、2021年度のサービス部門のGDPは、2020年度の9.1%減に対して、5.4%増となった。2021年度のGNIの成長率は、2020年度の11.5%減から1.7%増となった。2021年度の海外からの純要素所得伸率は、2020年度の31.1%減に対して、51.6%減であった。

2022年度のGDP成長率は、2021年度の5.7%増に対して、7.6%増となった。成長率拡大の最大の原因となったのが段階的な経済の再開であり、サービス部門は、2021年度の5.4%増に対して、2022年度は9.2%増であった。2022年度のGNIの成長率は、2021年度の1.7%増から9.9%増となった。2022年度の海外からの純要素所得伸率は、2021年度の51.6%減に対して、76.8%増であった。

2023年度のGDP成長率は、2022年度の7.6%増に対して、5.5%増となった。2023年度のGDP成長の最大の原因となったのは、卸売・小売業の成長及び金融・保険業の成長であり、それぞれ2023年度に5.5%増及び8.8%増を記録した。一方で、こうした要因を一部押し下げたのは、成長率が2022年度の6.5%増から2023年度は3.6%増へと低下した工業部門であった。2023年度のGNIの成長率は、2022年度の9.9%増から10.5%増となった。2023年度の海外からの純要素所得伸率97.0%増は、2022年度の76.8%増から増加した。

2024年度のGDP成長率は、2023年度の5.5%増に対して、5.7%増となった。2024年度の成長率拡大の最大の原因となったのは、卸売・小売業、自動車・オートバイ修理業（2024年度成長率：5.6%）、金融・保険業（2024年度成長率：9.0%）及び建設業（2024年度成長率：10.3%）であった。これは、農業・林業及び水産業のマイナス成長（2023年度成長率：1.2%、2024年度成長率：マイナス1.6%）により一部相殺された。GNI成長率は、2023年度には10.5%であったが、2024年度には7.6%となった。2024年度の海外からの純要素所得伸率は26.1%であったが、2023年度の97.0%に比べると伸びが鈍化した。

下表は、それぞれの表示期間における部門別のGDPと、純要素所得及びGNIを名目市場価格により示したものである。

	主要部門別国内総生産 (名目市場価格による。)					GDPに占める割合	
	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	2020年度	2024年度
	(単位：別途記載がある場合を除き、百万ペソ)					(%)	
農業・林業及び水産業	1,828,424	1,954,487	2,104,090	2,285,159	2,400,667	10.2	9.1
工業部門							
鉱業・採石業	137,060	185,371	280,249	232,080	234,680	0.8	0.9
製造業	3,169,921	3,424,049	3,795,335	3,943,987	4,139,085	17.7	15.7
電気・蒸気・水道及び廃棄物管理	611,051	650,961	746,104	844,360	897,233	3.4	3.4
建設業	1,180,199	1,347,309	1,615,247	1,832,725	2,046,593	6.6	7.7
合計	5,098,232	5,607,689	6,436,935	6,853,152	7,317,591	28.4	27.7
サービス部門							
卸売・小売業、自動車・オートバイ修理業	3,317,371	3,502,794	3,987,550	4,444,025	4,876,251	18.5	18.4
運送・倉庫業	551,045	605,204	807,323	977,399	1,074,646	3.1	4.1
宿泊・食品サービス業	253,013	285,187	396,144	511,146	586,466	1.4	2.2
情報通信	593,039	640,034	696,022	733,417	769,430	3.3	2.9
金融・保険業	1,823,979	1,963,148	2,224,675	2,565,381	2,889,091	10.2	10.9
不動産・住居の保有	1,081,612	1,139,221	1,246,861	1,370,154	1,486,037	6.0	5.6
専門・事業サービス	1,137,558	1,222,489	1,350,881	1,487,291	1,647,122	6.3	6.2
一般公共サービス・防衛・強制的社会保障	950,590	1,027,079	1,119,710	1,188,487	1,278,417	5.3	4.8
教育	719,494	796,472	880,390	976,644	1,054,904	4.0	4.0
ヘルスケア・社会福祉事業	325,260	385,750	411,577	460,645	527,898	1.8	2.0
その他サービス	271,957	281,061	366,118	465,712	528,262	1.5	2.0
合計	11,024,918	11,848,438	13,487,251	15,180,301	16,718,523	61.4	63.2
GDP合計	17,951,574	19,410,614	22,028,276	24,318,611	26,436,781	100.0	100.0
純要素所得	1,360,427	690,388	1,294,379	2,670,713	3,440,797		
GNI合計	19,312,001	20,101,002	23,322,655	26,989,325	29,877,578		
GDP合計(十億ドル)(1)	361.8	394.1	404.4	437.1	461.4		
1人当たりGDP(購買力平価)(ドル)(2)	8,456	9,101	10,407	11,281	12,097		

出典：PSA

注：

(1) 各期間の平均為替レートにより算出。下記「(4) 通貨・金融制度 - 通貨制度 - 外国為替制度」を参照のこと。

(2) 数値は年換算した1人当たりGDP(購買力平価)を示す。

下表は、それぞれの表示期間における部門別のGDPを、2018年度を基準とした実質市場価格により示したものである。

	主要部門別国内総生産 (2018年度の実質市場価格による。)					GDPに占める割合	
	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	2020年度	2024年度
	(単位：別途記載がある場合を除き、百万ペソ)					(%)	
農業・林業及び水産業	1,780,391	1,775,210	1,783,735	1,804,907	1,776,758	10.2	8.0
工業部門							
鉱業・採石業	137,493	144,498	152,183	155,155	157,173	0.8	0.7
製造業	3,266,302	3,556,426	3,729,157	3,779,245	3,915,787	18.6	17.6
電気・蒸気・水道及び廃棄物管理	589,213	615,591	647,222	684,918	734,819	3.4	3.3
建設業	1,122,308	1,235,106	1,385,186	1,506,784	1,661,788	6.4	7.5
合計	5,115,316	5,551,622	5,913,748	6,126,102	6,469,568	29.2	29.1
サービス部門							
卸売・小売業、自動車・オートバイ修理業	3,275,537	3,413,864	3,710,785	3,913,420	4,133,900	18.7	18.6
運送・倉庫業	515,149	547,807	679,371	767,603	835,169	2.9	3.8
宿泊・食品サービス業	231,811	248,404	329,124	405,418	447,002	1.3	2.0
情報通信	585,185	638,971	690,072	719,615	751,674	3.3	3.4
金融及び保険業	1,769,952	1,854,248	1,987,008	2,161,095	2,355,052	10.1	10.6
不動産・住居の保有	1,031,275	1,054,235	1,108,167	1,152,506	1,210,531	5.9	5.4
専門・事業サービス	1,068,769	1,136,507	1,240,353	1,323,643	1,427,743	6.1	6.4
一般公共サービス・防衛・強制的社会保障	911,188	959,685	1,003,397	1,024,588	1,066,783	5.2	4.8
教育	687,610	744,159	796,154	851,619	884,686	3.9	4.0
ヘルスケア・社会福祉事業	306,903	351,472	364,223	391,151	433,044	1.7	1.9
その他サービス	258,758	263,899	339,470	410,089	447,824	1.5	2.0
合計	10,642,137	11,213,252	12,248,122	13,120,749	13,993,408	60.7	62.9
GDP合計	17,537,843	18,540,084	19,945,605	21,051,758	22,239,734	100.0	100.0

出典：PSA

経済の主要部門

農業・林業及び水産業部門

2024年度の農業・林業及び水産業部門のGDPに占める割合は、2020年度の約10.2%から約8.0%となった。

フィリピンの主要農作物には、国内での消費を主目的として栽培されるコメやトウモロコシ等の穀物や、国内市場及び輸出向けに生産されるココナッツやサトウキビ、バナナといったその他の作物が含まれている。フィリピンの多様な農業システムには、小作人及び労働者が栽培する多数のココナッツ農園、労働局の管理で栽培される又は小作人が栽培する砂糖の大農園、並びに主にバナナやパイナップル等の輸出用作物に特化した大規模な「アグロビジネス」プランテーションが含まれる。コメ、トウモロコシ及びココナッツはそれぞれ、フィリピン国内の栽培面積の約4分の1を占めている。水産業部門は、商業漁業、沿岸漁業及び養殖漁業に分けられる。

フィリピンの主要な天然資源の1つである森林には、多くの堅木が含まれている。長年にわたる人口増加、移動耕作、違法伐採及び不十分な再植林により森林は荒廃しており、このため、政府は、原生林及び残存する二次林に対するほぼすべての伐採行為を禁止した。

2020年度の農業・林業及び水産業部門の生産成長率は、2019年度の1.2%増から0.2%減へと縮小した。同年度の成長率の低迷は当時の新型コロナウイルス感染症の大流行の影響によるものであり、これにより、その他の家畜部門並びに家禽類及び鶏卵の生産が、それぞれ、2019年度の31.8%増及び5.8%増から2020年度には3.2%減及び2.4%減へと反転し、2020年度の畜産部門の生産も、2019年度の0.8%減から6.9%減へと縮小した。こうした要因を一部解消したのは籾米生産であり、2019年度の5.9%減から2020年度には3.1%増へと反転した。

2021年度の農業・林業及び水産業部門の生産成長率は、2020年度の0.2%減から0.3%減へと縮小した。成長率の縮小は、アバカの製造が2020年度の1.7%減から11.1%減へと縮小したこと及び、畜産部門の生産が2020年度の6.9%減から17.3%減へと縮小したことによるものであった。

2022年度の農業・林業及び水産業部門の生産成長率は、2021年度の0.3%減から0.5%増へと上昇した。こうした成長率の上昇は主に、2022年度の家禽類及び鶏卵の生産が、2021年度の0.3%減から6.7%増へと増加したことであった。加えて、アバカ及びその他の家畜部門の生産も、それぞれ2021年度の11.1%減及び0.9%増から6.9%増及

び4.2%増へと増加した。こうした要因を一部押し下げたのは、農園でのマスコバド糖の生産を含むサトウキビであり、2021年度の8.0%増から2022年度には17.5%減へと反転した。

2023年度の農業・林業及び水産業部門の生産成長率は、2022年度の0.5%増から1.2%増へと上昇した。こうした成長率の上昇は主に、2023年度のタバコの生産が、2022年度の0.7%減から16.7%増へと増加したことによるものであった。加えて、2023年度のマンゴーの生産並びに農業・林業及び水産業への支援活動も、それぞれ2022年度の4.2%減及び4.1%増から10.2%増及び4.6%増へと増加した。こうした要因を一部押し下げたのは、2022年度の1.0%増から2023年度には21.9%減へと縮小した林業及び伐採であった。

2024年度の農業・林業及び水産業部門の生産成長率は、2023年度の1.2%増から1.6%減へと縮小した。こうした成長率の縮小は主に、2024年度の籾米生産が、2023年度の1.7%増から4.8%減へと縮小したことによるものであった。加えて、2024年度の畜産部門の生産も、2023年度の3.0%増から4.0%減へと縮小した。こうした要因を一部押し上げたのは、2023年度の4.0%増から2024年度には6.5%増へと上昇した家禽類及び鶏卵の生産であった。

工業部門

工業部門は、鉱業・採石業、製造業、建設業並びに電気・蒸気・水道及び廃棄物管理といったサブセクターで構成される。2024年度の工業部門のGDPに占める割合は、2020年度の約29.2%から約29.1%となった。

2020年度の工業部門の成長率は、2019年度の5.5%増から13.1%減となった。同年度の成長率低迷の最大の原因となったのが、2020年度の建設業及び製造業といったサブセクターの縮小であり、それぞれ2019年度の9.7%増及び3.8%増から25.5%減及び9.8%減となった。

2021年度の工業部門の成長率は、主に制限の緩和によるもので、より多くの産業が、生産能力の制限を受けたいうえで活動可能となったことにより、2020年度の13.1%減から8.5%増となった。これにより、2021年度の建設部門、製造業、鉱業・採石業、並びに電気・蒸気及び廃棄物管理は、それぞれ2020年度の25.5%減、9.8%減、18.6%減及び0.4%減に対して10.1%増、8.9%増、5.1%増及び4.5%増となった。

2022年度の工業部門の成長率は、2021年度の8.5%増から6.5%増へと縮小した。成長率の縮小は主に、製造業のサブセクターの成長率低下によるものであった。製造業は、2021年度が8.9%増であったのに対して、2022年度では4.9%増にとどまった。こうした要因を一部押し上げたのは建設部門であり、2021年度の10.1%増から、2022年度は12.2%増となった。

2023年度の工業部門の成長率は、2022年度の6.5%増から3.6%増へと縮小した。成長率の縮小は主に、製造業及び鉱業・採石業のサブセクターの成長率低下によるものであった。製造業は、2022年度が4.9%増であったのに対して、2023年度は1.3%増にとどまった。鉱業・採石業は、2022年度が5.3%増であったのに対して、2023年度は2.0%増にとどまった。

2024年度の工業部門の成長率は、2023年度の3.6%増から5.6%増へと上昇した。成長率の上昇は主に、製造業、並びに電気・蒸気及び廃棄物管理のサブセクターの成長率上昇によるものであった。製造業は、2023年度が1.3%増であったのに対して、2024年度は3.6%増となった。電気・蒸気及び廃棄物管理は、2023年度が5.8%増であったのに対して、2024年度は7.3%増となった。

製造業

フィリピンの製造業は、3種の主要産業グループで構成される。

- ・ 食品、履物及び服飾産業を含む消費財グループ
- ・ 石油、化学及び化学製品産業を含む中間財グループ
- ・ 電気機械及び電子産業を含む資本財グループ

2020年度の製造業の成長率は、2019年度の3.8%増に対して、9.8%減へと縮小した。同年度の成長率低迷の最大の原因となったのが、当時の新型コロナウイルス感染症の大流行の影響、並びにこれによる国内の活動停止、出入国管理、観光客の減少、貿易及び製造業における混乱並びに金融市場への影響であった。これにより、2020年度の食品製造、化学・化学製品製造及びコークス・石油精製製品製造は、それぞれ2019年度の3.7%増、13.3%増及び16.2%減から2.7%減、1.8%減及び48.1%減となった。

2021年度の製造業の成長率は、2020年度の9.8%減に対して、8.9%増へと拡大した。同部門の成長拡大の最大の原因となったのは、非金属鉱物製品、織物及びコークス・石油精製製品の製造であり、それぞれ2020年度の24.1%減、35.8%減及び48.1%減から、2021年度は37.9%増、23.5%増及び11.1%増へと上昇した。

2022年度の製造業の成長率は、2021年度の8.9%増に対して、4.9%増へと縮小した。製造業の成長率縮小の最大の原因となったのは、基金属の製造であり、2021年度の21.9%増から、2022年度は3.9%減へと縮小した。こうした要因を一部押し上げたのは、食品製造であり、2021年度の4.4%増から2022年度は4.8%増へと上昇した。

2023年度の製造業の成長率は、2022年度の4.9%増に対して、1.3%増へと縮小した。製造業の成長率縮小の最大の要因となったのは、電気機械を除く機械機器の製造、木製品・竹製品・籐製品の製造及び関連製品の製造、並びに織物製品の製造であり、それぞれ2022年度の22.9%増、23.7%増及び9.9%増から、2023年度は5.6%減、5.8%減及び11.8%減へと縮小した。こうした要因を一部補ったのは、コークス・石油精製製品の製造及び基金金属の製造であり、それぞれ2022年度の0.4%増及び3.5%減から2023年度は35.9%増及び3.9%増へと上昇した。

2024年度の製造業の成長率は、2023年度の1.3%増に対して、3.6%増へと上昇した。製造業の成長率上昇の最大の要因となったのは、食品製造、飲料製造及び化学・化学製品製造であり、それぞれ2023年度の2.4%増、0.2%増及び0.4%減から、2024年度は4.1%増、5.7%増及び6.0%増へと上昇した。

電力産業

共和国の電力産業は、発電、送電、配電及び供給の4セクターから構成されている。

近年、政府は、より競争的な電力市場の確立を目的とした施策の実行を模索している。この施策には、国家電力公社（以下「NPC」という。）が保有発電施設の少なくとも70%を民営化する計画、独立系発電事業者との契約及び送電施設の運営許可の付与が含まれる。政府は、2001年電力産業改革法（以下「ERIPA」という。）により、電力産業のすべての側面の民営化を目的とした大規模な改革に着手した。改革の主な内容には、（1）電力産業全体を再編し、発電セクターに競争を生じさせる、（2）国有から民営への移行、及び（3）電力セクターに関する安定した規制枠組みの導入、が含まれている。EPIRAは、電力部門資産負債管理公社（以下「PSALM」という。）及び国家送電公社を設立し、前者は現在NPCの残りの電力発電資産の民営化を行っており、後者はPSALMの完全子会社であり、政府の送電システムを保有している。

PSALMは、2003年第4四半期から公募によりNPCの発電資産の民営化を行っている。PSALMは、政府の送電事業を2009年に民営化し、その運営及び経営を、2009年1月15日に落札者に売却した。

2024年12月31日現在、発電資産の民営化による総収益は、およそ910.54十億ペソであった。民営化による収益は、PSALMの金融債務の履行に使用されており、引き続き同用途に使用される。

EPIRAに基づき、PSALMの法令上の委任は2026年に終了し、その後PSALMの資産及び負債は、政府が承継することとなる。PSALMの存続期間の延長を求める法案が上院に1つ、下院に1つ提出されている。両法案は、2025年2月にそれぞれ上院及び下院により可決されている。

サービス部門

サービス部門には運送・倉庫及び通信、自動車・オートバイ・個人用品・家庭用品の貿易と修理、金融仲介業、不動産・不動産賃貸・事業活動、一般公共サービス・防衛・強制的社会保障及びその他サービスといったサブセクターが含まれる。サービス部門のGDPに占める割合は最大であり、2020年度の60.7%から2024年度には62.9%に増加している。

2020年度のサービス部門の成長率は、2019年度の7.2%増に対し、9.1%減であった。同年度の成長率低迷の最大の原因となったのが、当時の新型コロナウイルス感染症の大流行の影響、並びにこれによる国内の活動停止、出入国管理、観光客の減少、貿易及び製造業における混乱並びに金融市場への影響であった。これにより、2020年度の卸売・小売業、自動車・オートバイ修理業、運送・倉庫業及び不動産・住居の保有のサブセクターは、それぞれ2019年度の7.8%増、6.4%増及び4.1%増から6.1%減、30.6%減及び16.7%減となった。

2021年度のサービス部門の成長率は、2020年度の9.1%減から5.4%増へと拡大した。経済が段階的に再開されているにもかかわらず、卸売・小売業、自動車・オートバイ修理業の成長率は、2020年度の6.1%減から4.2%減へと上昇した。不動産・住居の保有は、2020年度の16.7%減に対して2021年度は2.2%増を記録し、金融・保険業の成長率は、2020年度の5.6%増から2021年度は4.8%増へと低下した。

2022年度において、サービス部門の成長率は、2021年度の5.4%増に対して、9.2%増となった。2022年度の成長は、サービス部門全体で記録され、その他サービス、運送・倉庫業、及び宿泊・食品サービス業は、それぞれ2021年度の2.0%増、6.3%増及び7.2%増から28.6%増、24.0%増及び32.5%増へと上昇した。

2023年度において、サービス部門の成長率は、2022年度の9.2%増に対して、7.1%増となった。2023年度の成長は、サービス部門全体で記録され、宿泊・食品サービス業、その他サービス、及び運送・倉庫業は、それぞれ2022年度の32.5%増、28.6%増及び24.0%増から23.2%増、20.8%増及び13.0%増となった。

2024年度において、サービス部門の成長率は、2023年度の7.1%増に対して、6.7%増となった。2024年度の成長は、サービス部門全体で記録され、卸売・小売業及び自動車・オートバイ修理業、金融・保険業、不動産・住居の保有、並びに専門及び事業サービスは、それぞれ2023年度の5.5%増、8.8%増、4.0%増及び6.7%増から5.6%増、9.0%増、5.0%増及び7.9%増となった。

また、政府は、複数の観光業支援策を実施した。水際対策の段階的な解除に伴い、旅行者に対するワクチン要件を緩和した。また、マルコス政権下で、観光省は観光業界における雇用を拡大するため、労働雇用省と提携を行った。2023年6月27日、観光省は、11年間使用したスローガンである「It's More Fun With You」を刷新し、「強化版」旅行キャンペーンスローガンとして「Love the Philippines」を開始した。

運送、倉庫及び通信業

フィリピンの地形は起伏に富んでおり、道路、空輸・海運体制を十分に整備することが重要である。政府は、民間部門に対し基本的な運輸サービスの提供と、域内における地方と都市間の交通網強化を働きかけている。政府は、インフラ開発を加速させることを優先する誓約を表明している。政府は、インフラ整備フラッグシップ事業（以下「IFP」という。）のリストを見直し、実施／政府承認／プロジェクト開発の進捗状況に基づいてプロジェクトを審査評価し、「ニューノーマル」に基づく新たな優先事項を検討した。2021年4月14日、NEDAのインフラ委員会は、112のプロジェクトからなるIFPの改訂リストを承認した。NEDA役員会は、2021年5月12日にIFPの改訂リストの承認を確認した。2021年5月12日版のIFPには76の輸送事業が含まれている。フィリピンの道路網は同国において最も広範囲にわたる輸送システムである。しかしながら、マニラ首都圏では、交通管理や多種にわたる技術対策の実施にもかかわらず、依然として交通渋滞が続いている。政府は、交通渋滞緩和のために既存の道路網に代わる道路網を建設し、公共交通機関及び有効な交通網の拡大及び促進を引き続き行っている。

鉄道施設の使用は、フィリピン国有鉄道の施設が劣化したこともあり大幅に後退している。鉄道施設の使用促進を目的に、同国政府は2017年に複数の公共交通機関のプロジェクトを承認し、これにはマニラとクラーク（最新の構図ではラグナ州カランバを終点としている。）を結ぶ通勤鉄道システムとなる、27.5キロメートルに及ぶマニラの地下鉄の建設及びその他2つの通勤鉄道プロジェクトが含まれており、これらの総距離は117.56キロメートルとなる。また、フィリピン国内の鉄道輸送網を拡大する、既存の鉄道に対する総距離18.49キロメートルの延長も承認された。2018年には、フィリピン初となる総距離71.14キロメートルの貨物・旅客列車の導入が承認された。

電話回線はマニラ首都圏外を中心にかねてより不足状態にあり、長い間基本的な電話サービスの開通が待たれていた。これに対し政府は、電話回線数と相互接続の大幅増を目指して1993年に電気通信産業を自由化し、競争を活性化させた。また同国政府は、電話サービス等が普及していない国内地域を対象に、電話及びモバイルサービスを提供するプログラムを継続して実施している。

ICTが発達し、国づくりにおけるその重要性の高まりを受けて、国家情報通信開発計画の企画、策定、推進を担当する情報通信省（又はDICT）を設置するRA10844が、2016年に制定された。2017年には、国家ブロードバンド計画が発表された。この計画は、フィリピンのICT及びデジタルインフラ開発の青写真となるものである。国家ブロードバンド計画を通じて、フィリピンのインターネットブロードバンド接続を強化するための、国家ブロードバンドプログラムや公共の場における無料WiFiプログラム等の主要なデジタル接続プログラムが開始された。

同国政府は、空港の建設、再建及び改良を進め、かつ共和国内の航空管制・通信体制の現代化を継続しており、より多くの地方空港に夜行便の就航が可能となった。運輸省の2021年度年次報告書のとおり、ドゥテルテ政権のBuildプログラムに合わせて、233の空港プロジェクトが完了し、84の空港プロジェクト（特に空港及び空港施設の再建、改良、改修及び拡張を含む。）が進行中であり、21の空港が夜間飛行対応となり、さらに3つの空港が2022年に夜間飛行対応となる予定である。マルコス政権は、経済活動及び成長を促進するために、フィリピン国内の鉄道、道路及び空港を改善する、前政権の「ビルド・ビルド・ビルド」政策を推進する意向を表明した。2022年12月31日現在、同国には9ヶ所の国際空港を含む85の空港があり、共和国内の空輸ニーズに対応している。

この目的のため、政府は「Build, Better, More」プログラムを通じて主要インフラへの投資を継続する。「Build, Better, More」プログラムは、ドゥテルテ政権下の「Build Build Build」プログラムに取って代わり、社会的及び物理的インフラの両方に焦点を当てている。2024年12月現在、「Build, Better, More」プログラムの下で186のIFPが実施の様々な段階にある。

オープンスカイ協定により、原則、航空機の定員、頻度及び種類に関する制限なく外国航空会社に就航及び航空交通権の付与が可能となる。米国とフィリピン間に有効なオープンスカイ協定はない。2016年2月、フィリピン政府は、他のASEAN諸国とのASEANオープンスカイ協定を批准した。マニラは、航空交通量の増加に対する管理問題を含むインフラ関連の懸念により、ASEANオープンスカイ協定において参画を制限されていた。

2017年、国際航空民間機関（以下「ICAO」という。）は、国際安全監査プログラムの枠組み内で安全性の監視監査を実施し、共和国の安全性能力、並びにすべての安全性関連のICAO標準及び推奨技法、関連手続、指針資料並びに最良の安全性実務の実施状況について判断した。2017年6月、フィリピン政府は、ICAOから航空安全規制に関する世界基準に準拠していることを示す承諾書を受領した。

新型コロナウイルス感染症の大流行に対して、政府は、フィリピン発着の国際便を制限し、フィリピン国内の航空会社が運行可能な国際便及び運行回数に制限を設けた。政府は、IATF決議第144-A号に基づき、渡航者の出発国別リスク対策を採用し、より対象を絞った規制措置を講じている。フィリピン大統領宣言第297号に基づき、フィリピン全土の公衆衛生上の緊急事態宣言は2023年7月21日をもって解除された。

海外からの純要素所得

海外からの純要素所得は、GNIの構成要素であるがGDPの算出対象には含まれていない。海外からの純要素所得は、フィリピン経済の重要な要素であり、主に在外労働者からの送金に関連している。海外からの純要素所得には、在外労働者の報酬額及び在外労働者の不動産投資の推定収益が含まれる。PSAによる最新データによると2020年度、2021年度、2022年度、2023年度及び2024年度において、海外からの純要素所得がGNIに占める割合は、それぞれ、7.0%、3.3%、5.4%、9.6%及び11.2%であった。

2020年度の海外からの純要素所得は、2018年度の実質市場価格ベースで、2019年度の1.6%減から31.1%減へと縮小した。成長率の縮小は、主に報酬額からの資金流入額の減少によるもので、2019年度の2.4%増に対し、2020年度は29.3%減となった。これを一部押し上げたのが報酬額からの資金流出額の減少であり、2019年度の100.3%増に対し、2020年度は38.3%減となった。

2021年度の海外からの純要素所得は、2018年度の実質市場価格ベースで、前年度の31.1%減から51.6%減へと縮小した。成長率の更なる縮小は主に、2020年度の報酬額からの資金流出額が18.1%増になったのに対して、報酬額からの資金流入額が、2020年度の29.3%減から48.2%減となったことによるものであった。

2022年度の海外からの純要素所得は、2018年度の実質市場価格ベースで、2021年度の51.6%減から76.8%増へと上昇した。この反転は主に、投資収益への資金流出額が、2021年度の23.8%増から2022年度は26.4%減へと減少したことによるものであった。

2023年度の海外からの純要素所得は、2018年度の実質市場価格ベースで、2022年度の76.8%増から97.0%増に上昇した。成長率の拡大は主に、報酬額からの資金流入額及び不動産収入からの資金流入額の増加によるもので、それぞれ2022年度の47.2%から2023年度の86.8%に、2022年度の42.0%から2023年度の71.0%に拡大した。こうした拡大要因を一部押し留めたのが報酬額からの資金流出額の反転であり、2022年度の52.9%減から2023年度は170.2%増となった。

2024年度の海外からの純要素所得は、2018年度の実質市場価格ベースで、2023年度の97.0%増から26.1%増に縮小した。成長率の縮小は主に、報酬額からの資金流入額及び不動産収入からの資金流入額の減少によるもので、それぞれ2023年度の86.8%及び71.0%から2024年度の24.1%及び10.0%に減少した。こうした縮小要因を一部押し留めたのが不動産費用からの資金流出額の減少であり、2023年度の43.2%から2024年度は8.7%となった。

物価、雇用及び賃金

インフレーション

フィリピンでは、インフレーションを消費者物価指数（以下「CPI」という。）により年次のパーセンテージ変化率で報告しており、これは一般的な消費者が使用する財及びサービスの標準的な「バスケット（消費構造）」を定め、この平均価格を測定するものである。PSAは、家計調査を3年毎に全国的に実施している。2020年2月に、2018年の家計調査の結果が公開された。2022年1月に、PSAは、CPIを2018年に基づいたものに改定すること、及び2022年2月から2018年CPIバスケットに基づいた報告を開始することを発表した。2022年1月において、政府は2012年CPIバスケットに基づくインフレデータの報告を中止した。

下表は、2018年CPIバスケットの主な構成要素とその比重を示したものである。

分類	2018年 CPIバスケット
食料品・ノンアルコール飲料	37.75%
アルコール飲料・タバコ	2.16%
衣類・履物	3.14%
住宅・水道・電気・ガスその他燃料	21.38%
据付品・家庭用設備・住宅用日常メンテナンス品	3.22%
健康	2.89%
輸送	9.03%
情報・通信	3.41%
娯楽・スポーツ・文化	0.96%

教育	1.96%
レストラン・宿泊サービス	9.62%
金融サービス	0.03%
介護その他の財・サービス	4.46%

下表は、CPI及びインフレデータを示したものである。数値は2018年CPIバスケットを基準としている。

	消費者物価指数の推移					
	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度(1)
CPI	104.8	108.9	115.3	122.2	126.1	127.3
インフレ率	2.4%	3.9%	5.8%	6.0%	3.2%	1.4%

出典：バンコ・セントラル、PSA

注：

(1) 2025年4月30日現在の暫定値。

消費者物価指数

以下の記述は、2018年CPIバスケットに基づくものである。

2020年度の平均インフレ率は2.4%であり、2019年度から横ばいであった。同年度のインフレーションの背景には、食料品・ノンアルコール飲料の物価指数が2019年度の1.6%から2020年度は2.9%に成長したことがあるが、この成長は、住宅・水道・電気・ガスその他燃料の物価指数が2019年度の2.5%から2020年度は0.7%に、レストラン・宿泊サービスの物価指数が2019年度の3.5%から2020年度の2.1%に低下したことによって相殺された。

2021年度の平均インフレ率は、2020年度の平均インフレ率2.4%を上回り、3.9%を記録した。2021年度のインフレ率の上昇は、主に食料品・ノンアルコール飲料、輸送、住宅・水道・電気・ガスその他燃料のインフレ率がそれぞれ2020年度の2.9%、1.5%、0.7%から2021年度は4.2%、9.3%、2.5%を記録したことに起因する。

2022年度の平均インフレ率は5.8%であり、2021年度の平均インフレ率3.9%を上回った。この上昇傾向は、主に価格指数における年間成長率が、輸送は12.9%、アルコール飲料・タバコは7.9%、食料品及びノンアルコール飲料は5.9%を記録したことに主に起因する。また、2022年度の平均インフレ率の上昇に寄与したのは、2022年度の以下の物価指数の上昇であった。住宅・水道・電気・ガスその他燃料は6.4%、衣料・履物が2.6%、据付品・家庭用設備・住宅用日常メンテナンス品が3.2%、娯楽・スポーツ・文化が2.3%、レストラン・宿泊サービスが4.1%、情報・通信が0.6%、介護その他の財・サービスが3.0%を記録した。

2023年度の平均インフレ率は6.0%であり、2022年度の平均インフレ率5.8%を上回った。2023年度のインフレ率の上昇は、主に食料品・ノンアルコール飲料及びアルコール飲料・タバコのインフレ率がそれぞれ2022年度の5.9%及び7.9%から2023年度は7.9%及び10.7%を記録したことに起因する。

2024年度の平均インフレ率は3.2%であり、2023年度の平均インフレ率6.0%を下回った。2024年度のインフレ率の低下は、主に食料品・ノンアルコール飲料のインフレ率が2023年度の7.9%から2024年度は4.4%に低下したことに起因する。

2025年4月現在の平均インフレ率は1.4%であり、2024年4月現在の平均インフレ率3.8%を下回った。2025年4月現在のインフレ率の低下は、主に食料品・ノンアルコール飲料及びアルコール飲料・タバコのインフレ率がそれぞれ2024年4月現在の6.0%及び4.9%から2025年4月現在は0.9%及び3.7%に低下したことに起因する。

生産者物価指数

2021年1月に、2018年生産者物価指数（以下「PPI」という。）バスケットが公表された。PSAは、2019年度及び2020年度のPPIを、2018年度を基準に再計算した。

2020年度のPPIは、2019年度の1.6%の平均インフレ率と比較して、4.0%の平均デフレ率を記録した。これは主に、家具のPPIが2019年度の2.4%の平均デフレ率から、2020年度は6.5%の平均デフレ率に減少したことによるものであった。他の産業分野の大半の生産者物価指数も、同期間においては同様に減少した。

2021年度におけるPPIは、2020年度における4.6%の平均デフレ率に対し、1.8%の平均デフレ率を記録した。コークス・石油精製製品産業は、2020年度は21.8%の平均デフレ率であったのに対し、2021年度は5.0%の平均インフレ率を記録した。

2022年度のPPIは、2021年度の1.8%の平均デフレ率と比較して、6.5%の平均インフレ率を記録した。これは主に、コークス・石油精製製品の製造並びに化学・化学製品の製造の価格指数が上昇したことによるものであり、それぞれ16.7%及び9.0%の平均インフレ率を記録した。他の産業分野の大半の生産者物価指数も、同期間においては同様に上昇した。

2023年度のPPIは、2022年度の6.5%の平均インフレ率と比較して、1.4%の平均インフレ率を記録した。これは主に、基金属の製造及びコークス・石油精製製品の製造の価格指数が下落したことによるものであり、それぞれ3.8%及び3.7%の平均デフレ率を記録した。この下落を一部押し上げたのは、履物を含む革及び関連製品の製造、並びに飲料の製造の価格指数の上昇であり、それぞれ4.4%及び10.6%の平均インフレ率であった。

2024年度のPPIは、2023年度の1.4%の平均インフレ率と比較して、0.7%の平均デフレ率を記録した。これは主に、食品製造及び飲料製造の価格指数が下落したことによるものであり、それぞれ2023年度の平均インフレ率が3.0%及び9.4%であったのに対し、2024年度は1.1%及び3.7%であった。

2025年3月31日現在のPPIは、2024年3月31日現在の1.2%の平均デフレ率と比較して、0.6%の平均インフレ率を記録した。これは主に、コンピュータ・電子・光学製品の製造業及びコークス・石油精製製品の製造の価格指数が上昇したことによるものであり、それぞれ1.3%及び1.6%の平均インフレ率であった。

[次へ](#)

雇用及び賃金

下表は、経済の各種部門の雇用に関する推定値の抜粋を示している。

	雇用に関する抜粋情報					
	2020年度 ⁽¹⁾	2021年度 ⁽²⁾	2022年度 ⁽³⁾	2023年度 ⁽⁴⁾	2024年度 ⁽⁵⁾	2025年度 ⁽⁶⁾
	(単位：別途記載がある場合を除き、%)					
雇用者数(単位：千人) ⁽⁷⁾	39,837	43,988	46,890	50,525	50,185	48,025
失業率	10.3	7.8	5.4	4.4 ⁽⁸⁾	3.8	4.3
部門別雇用シェア：						
農業・林業及び水産業部門	24.8	25.6	24.0	24.4	21.3	20.1
工業部門						
鉱業及び採石業	0.5	0.4	0.3	0.4	0.6	0.4
製造業	8.1	8.0	7.7	7.5	6.8	7.7
建設業	9.4	9.1	8.8	10.1	10.7	9.5
上水道、下水道、廃水管理及び 浄化事業	0.1	0.2	0.1	0.1	0.1	0.1
電気、ガス、蒸気及び空調 供給業	0.2	0.1	0.2	0.2	0.1	0.2
工業部門合計	18.3	17.8	17.1	18.3	18.3	17.9
サービス部門						
運送・倉庫業	7.4	6.5	6.7	6.9	8.0	7.4
卸売・小売業、自動車・ オートバイ修理業	20.5	21.5	22.3	20.3	20.3	21.2
金融業及び住宅供給業 ⁽⁹⁾	8.4	8.2	7.6	7.4	8.4	7.9
その他のサービス ⁽¹⁰⁾	20.6	20.4	22.2	22.7	23.8	25.5
サービス部門合計	56.9	56.6	58.9	57.3	60.5	62.0
雇用合計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

出典：PSA、年次労働・雇用状況、労働力調査

注：

- (1) 年間推定値は、2020年の労働力調査(LFS)の最終結果に基づいている。
- (2) 年間推定値は、2021年の労働力調査(LFS)の最終結果に基づいている。
- (3) 年間推定値は、2022年の労働力調査(LFS)の最終結果に基づいている。
- (4) 12月の労働力調査の2023年の年間推定値に基づく2023年12月現在の暫定結果である。
- (5) 11月の労働力調査の2024年の年間推定値に基づく2024年11月現在の暫定結果である。
- (6) 3月の労働力調査の2025年の年間推定値に基づく2025年3月現在の暫定結果である。
- (7) 在外労働者を含まない。
- (8) 2023年の暫定値。
- (9) 金融・保険業、不動産業及び一般公共サービス・防衛・強制的社会保障の合計。
- (10) 運送・倉庫業、卸売・小売業、自動車・オートバイ修理業並びに金融業及び住宅供給業を除くその他すべてのサービス部門の合計。

政府の代表者、企業及び労働者の3者で構成される地域毎の団体は、地域や産業によって異なる最低賃金要件を定めている。最低賃金要件は、フィリピン法に基づき、12ヶ月間に1度だけ増額することができる。国内で労働者の最低賃金が最も高いのは、メトロ・マニラ及びその周辺地域である。但し、石油製品及び/又は基本的な商品及びサービスの価格が著しく上昇するなどの状況が併発した場合には、最低賃金の引上げを求める請願が考慮されることがある。2025年2月現在、メトロ・マニラにおける非農業従事者の最低賃金は、1日645ペソであるのに対し、農業従事者の最低賃金は1日608ペソであった。共和国のその他の地域においては、非農業従事者の最低賃金は1日361ペソから560ペソであるのに対し、農業従事者の最低賃金は1日316ペソから480ペソである。

政府は失業者を、求職中でありかつ直ちに就業可能な15歳以上のすべての無職の者(例えば、求職中であるが、直ちに就業可能でない学生は除く。)と定義している。また、(a)疲労/就業可能な職がないと考えている、(b)前回の求職応募の結果を待っている、(c)一時的な疾病/障害、(d)悪天候、又は(e)再雇用/職場復帰の待機中いずれかの理由によって求職中でなかった場合、該当者は求職中でなくても失業者とみなされる可能性がある。

共和国の2020年度の雇用者総数は、在外労働者を除き、39.8百万人と見積もられた。失業率は、2019年度の5.1%から上昇し、10.3%であった。平均労働力率は、2019年度の61.3%から59.5%に低下し、不完全雇用率は、2019年度の13.8%から16.2%に上昇した。前年度同様に共和国の労働者は、主にサービス部門で雇用されており、共和国の就業人口合計の56.9%を構成した。卸売・小売業、自動車・オートバイ修理業部門の労働者は雇用合計の

20.5%を構成した。2020年度において、農業・林業及び水産業部門並びに工業部門は、それぞれ雇用合計の24.8%及び18.3%を構成した。

共和国の2021年度の雇用者総数は、在外労働者を除き、44.0百万人と見積もられた。2021年度の失業率は、2020年度の10.3%から低下し、7.8%であった。平均労働力率及び不完全雇用率は、それぞれ63.3%及び15.9%であり、これは、2020年度の59.5%からの上昇及び16.2%からの低下をそれぞれ記録した。2021年度において共和国の労働者は、主にサービス部門で雇用されており、共和国の就業人口合計の56.6%を構成し、卸売・小売業、自動車・オートバイ修理業部門の労働者は、雇用合計の21.5%を構成した。2021年度において、農業・林業及び水産業部門並びに工業部門の労働者は、それぞれ雇用合計の25.6%及び17.8%を構成した。

共和国の2022年度の雇用者総数は、在外労働者を除き、46.9百万人と見積もられた。暫定値によると、2022年度の失業率は、2021年度の7.8%から低下し、5.4%であった。2022年度の平均労働力率は、2021年度の63.3%から上昇し、64.7%であった。2022年度において、共和国の労働者は、主にサービス部門で雇用されており、共和国の就業人口合計の58.9%を構成し、卸売・小売業、自動車・オートバイ修理業部門の労働者は、雇用合計の22.3%を構成した。2022年度において、農業・林業及び水産業部門並びに工業部門の労働者は、それぞれ2021年度の25.6%及び17.8%と比較して、雇用合計の24.0%及び17.1%を構成した。

共和国の2023年度の雇用者総数は、在外労働者を除き、50.5百万人と見積もられた。暫定値によると、2023年度の失業率は、2022年度の5.4%から低下し、4.4%であった。2023年度の平均労働力率は、2022年の64.7%から上昇し、64.9%であった。2023年度において、共和国の労働者は、主にサービス部門で雇用されており、共和国の就業人口合計の57.3%を構成し、卸売・小売業、自動車・オートバイ修理業部門の労働者は、雇用合計の20.3%を構成した。2023年度において、農業・林業及び水産業部門並びに工業部門の労働者は、それぞれ2022年度の24.0%及び17.1%と比較して、雇用合計の24.4%及び18.3%を構成した。

暫定値によると、共和国の2024年度の雇用者総数は、在外労働者を除き、50.2百万人と見積もられた。暫定値によると、2024年度の失業率は、2023年度の4.4%から低下し、3.8%であった。2024年度の平均労働力率は、2023年度の64.9%から低下し、64.4%であった。2024年度において、共和国の労働者は、主にサービス部門で雇用されており、共和国の就業人口合計の60.5%を構成し、卸売・小売業、自動車・オートバイ修理業部門の労働者は、雇用合計の20.3%を構成した。2024年度において、農業・林業及び水産業部門並びに工業部門の労働者は、それぞれ2023年度の24.4%及び18.3%と比較して、雇用合計の21.3%及び18.3%を構成した。

暫定値によると、2025年3月現在の共和国の雇用者総数は、在外労働者を除き、48.0百万人と見積もられた。暫定値によると、2025年3月現在の失業率は4.3%であり、2024年3月に記録された3.9%から上昇した。2025年3月現在の平均労働力率は、62.9%であり、2024年3月時点の65.3%から低下した。2025年3月現在において、共和国の労働者は、主にサービス部門で雇用されており、共和国の就業人口合計の62.0%を構成し、卸売・小売業、自動車・オートバイ修理業部門の労働者は、雇用合計の21.2%を構成した。2025年3月現在において、農業・林業及び水産業部門並びに工業部門の労働者は、それぞれ2024年3月時点の20.6%及び18.0%と比較して、雇用合計の20.1%及び17.9%を構成した。

下表は、共和国の雇用に関する情報を性別及び年齢階級別に示している。

15歳以上人口年齢階級別 失業者分布		
両性別	2024年3月	2025年3月
	(単位：%)	
15～24歳	29.3	33.7
25～34歳	40.8	38.7
35～44歳	15.9	12.1
45～54歳	6.4	10.0
55～64歳	5.6	4.2
65歳以上	2.0	1.3
報告なし	0.0	0.0
全年齢合計	100.0	100.0

出典：PSA、2025年3月の労働力調査

性別別労働力分布	
2024年3月	2025年3月
(単位：%)	

性別		
男性	58.0	58.3
女性	42.0	41.7
合計	100.0	100.0
就業者		
男性	58.1	58.4
女性	41.9	41.6
合計	100.0	100.0
失業者		
男性	55.1	58.0
女性	44.9	42.0
合計	100.0	100.0

出典：PSA、2025年3月の労働力調査

2025年3月において失業人口合計に占める15歳から24歳までの若者の割合は、2024年3月に記録された29.3%から上昇して33.7%となった。性別の観点から見ると、2025年3月の雇用労働人口及び失業労働人口に占める女性の割合は、それぞれ41.6%及び42.0%であったのに対し、2025年3月の雇用労働人口及び失業労働人口に占める男性の割合は、それぞれ58.4%及び58.0%であった。

PSAは、政府が決定した1人当たり貧困ライン（一世帯又は一個人が基礎的な食糧及び非食糧必要量を満たすのに最低限必要な収入）及び1人当たり食糧貧困ライン（一世帯又は一個人が基礎的な食糧必要量を満たすのに最低限必要な収入）に関して測定された共和国の貧困に関する統計を発表している。PSAによると、2021年度の貧困ラインを下回る世帯の割合は、2018年度の12.1%から、13.2%に上昇した。国家経済開発庁によると、収入及び雇用の喪失を含む新型コロナウイルス感染症の大流行の影響が、移動制限や低い稼得能力に起因する貧困家庭の困難を発生させ、貧困率を上昇させた。2023年度の貧困ラインを下回る世帯の割合は10.9%であり、2021年度の13.2%から低下した。

海外における雇用

在外労働者による送金は、フィリピン経済の重要な収入源である。共和国は、在外労働者の報酬並びに在外労働者の不動産からの投資収入の推定額を海外からの純要素所得の構成要素としており、PSAによると、2020年度、2021年度、2022年度、2023年度及び2024年度において、海外からの純要素所得がGNIに占める割合は、それぞれ、7.0%、3.3%、5.4%、9.6%及び11.2%であった。

暫定値によると、2024年度の在外労働者からの資金流入額は、2023年度の33.5十億ドルから34.5十億ドルへと3%増加した。PSAによる2023年度の在外フィリピン人に関する調査によると、約2.16百万人の在外労働者がおり、そのうち約44.4%が男性であり、55.6%が女性であった。

下表は、在外労働者の地理的分布を示している。

在外労働者の地域別分布			
	2023年度 就労先別 ⁽¹⁾	2023年9月30日に終了する 9ヶ月間 現金送金額合計 ⁽²⁾	2023年9月30日に終了する 9ヶ月間 在外労働者1人当たり 平均現金送金額 ⁽²⁾
	(単位：%)	(単位：百万ペソ)	(単位：千ペソ)
アフリカ	1.3	2,683	135
アジア	77.4	129,203	87
東アジア ⁽³⁾	19.6	-	-
東南アジア・中南アジア ⁽⁴⁾	7.4	-	-
西アジア ⁽⁵⁾	50.5	-	-
オーストラリア	3.0	6,789	135
ヨーロッパ	8.4	24,400	156
北アメリカ・南アメリカ	9.8	24,036	132
合計	100.0	187,112	99

出典：PSA、2023年度の在外フィリピン人に関する調査

注：

- (1) 見積みりは、直近5年の間に出国した在外フィリピン人及び現在海外で就労している又は2023年4月1日から2023年9月30日までの6ヶ月間において海外で就労していた在外フィリピン人を対象とする。

- (2) 見積もりは、2023年9月30日までの直近5年の間に出国した在外フィリピン人及び現在海外で就労している又は2023年4月1日から2023年9月30日までの6ヶ月間において海外で就労していた在外フィリピン人からの調査前6ヶ月間における送金額を対象とする。
- (3) 香港、日本、台湾、中華人民共和国及び韓国等を含む。
- (4) マレーシア、シンガポール、ブルネイ、カンボジア及びインドネシア等を含む。
- (5) クウェート、カタール、サウジアラビア、アラブ首長国連邦、バーレーン、イスラエル、レバノン及びヨルダンを含む。

下表は、在外労働者の職業別の分布をそれぞれ示している。

在外労働者の職業別分布	
2023年度	
就労先別(1)	
(単位：％)	
管理職	2.3
専門職	9.9
技師及び准専門職	9.1
事務補助員	3.7
サービス・販売従事者	14.7
農林漁業従事者	0.7
技能工及び関連職業の従事者	6.2
設備・機械の運転工及び組立工	12.1
単純作業の従事者	41.1
合計	100.0

出典：PSA、2023年度の在外フィリピン人に関する調査

注：

- (1) 見積もりは、2023年9月30日までの直近5年の間に出国した在外フィリピン人及び現在海外で就労している又は2023年4月1日から2023年9月30日までの6ヶ月間において海外で就労していた在外フィリピン人を対象とする。

下表は、在外労働者の性別及び年齢別分布を示している。

年齢階級	2023年度在外労働者の年齢別分布 ⁽¹⁾		
	男女計	男性	女性
	(単位：%)		
15～24歳	2.4	2.4	2.4
25～29歳	15.4	14.3	16.3
30～34歳	23.5	21.8	24.8
35～39歳	18.6	18.0	19.1
40～44歳	16.0	14.2	17.5
45歳以上	24.1	29.2	20.0
全年齢合計	100.0	100.0	100.0

出典：PSA、2023年度の在外フィリピン人に関する調査

注：

(1) 見積もりは、2023年9月30日までの直近5年の間に出国した在外フィリピン人及び現在海外で就労している又は2023年4月1日から2023年9月30日までの6ヶ月間において海外で就労していた在外フィリピン人を対象とする。

政府は、世界的な新型コロナウイルス感染症の大流行の発生以来、2022年3月現在、送還された又は帰国した在外労働者は1.7百万人に上る。それに対して、政府は、Abot Kamay ang Pagtulong (AKAP) を実施し、新型コロナウイルス感染症の大流行の経済的影響を緩和するため、在外労働者に対して10,000ペソ又は200ドルの送金を受領する一度限りの権利を付与した。

本プログラムは、国外において失業した、新型コロナウイルス感染症に罹患した、又はロックダウン若しくは出入国制限により国外の雇用に復帰することができない在外労働者に適用されるものであった。2021年末現在、AKAPは、これまで540,876人の在外労働者に対し、約5.4十億ペソの補助を提供した。

新型コロナウイルス感染症の大流行による苦境にもかかわらず、フィリピン人労働者に対する国外の需要は、特にヘルスケア及び情報テクノロジーセクターにおいて、中長期的に高いままと予測されている。特に、中長期的に、医師、看護師、診療放射線技師、精神科医及び作業療法士については欧州における高い需要が予測され、IT技術労働者及び建設業従事者については、欧州及びアメリカ、特にグアムにおける高い需要が予測されている。

また、政府は移民ガバナンスを強化するための取組みを実施した。2023年3月31日、欧州委員会は、特に訓練及び評価の監視、監督及び評価のような主要な分野におけるフィリピンの要件を遵守するための取組みを考慮して、フィリピンが発行した船員資格証明書を認めることを決定した。これにより、欧州の船舶で働くフィリピン人船員の失業リスクが回避された。

2023年のフィリピン雇用報告書によると、(a)看護師、(b)家事労働、(c)海外船員への需要がある可能性がある。

- (a) 看護部門。フィリピン人看護師の需要は、対象国との互恵的パートナーシップ（例えば、トリプル・ウィン・プロジェクト、日本との特定技能労働者に関する協定、並びにバーレーン及びノルウェーとの協定）により、引き続き増加していく。
- (b) 家事労働。家事サービス部門における在外労働者の需要は増加すると予想される。例えば、湾岸地域では、湾岸諸国における女性の役割と、子どもと高齢者のケアニーズの増加及び共働きの国外在住者人口の増加という2つの傾向により、需要が増加している。
- (c) 船員。船員労働力部門における世界的な不足により、その国に機会がもたらされる。BIMCOと国際海運会議所による2021年の船員労働力報告書では、世界の商船の運航には、2026年までにさらに89,510人の船員が必要になると予測している。

移住労働者省の暫定データによると、2024年12月31日現在、在外労働者の派遣総数は、2023年度の2.3百万人から2024年度は2.5百万人へと6.16%増加した。

社会保障機構及び公務員保険機構

共和国は、社会保障機構及び公務員保険機構以外による失業補償の給付又は一般的な福祉給付を行っていない。社会保障機構は、民間部門の従業員（自営業者及びその家族を含む。）に対し、障害、疾病、老齢及び死亡による

収入の減少に対する保護を提供する。対象となる従業員及びその雇用主からの毎月の拠出金並びに社会保障機構の投資収益が同機構の財源となっている。社会保障機構は、その資金を国債及び国内株式に投資している。

公務員保険機構は、公務員に対する社会保障給付（退職給付、生命保険、医療及び疾病・障害給付を含む。）を管理する。また、政府の建物や設備等の財産に関する自家保険プログラムも管理する。公務員保険機構はさらに、公務員向け住宅ローンを含む融資プログラムの監督も行う。対象となる従業員及びその雇用主からの毎月の拠出金が同機構の財源となっている。各政府機関は、拠出金の分担分及び業務の危険性に基づき支払う割増保険料を賄うのに必要な金額を年間歳出予算に含めなければならない。公務員保険機構は、その資金を社会保障機構と同様の方法により投資している。

国民貯蓄

下表は、GDPに占める国総貯蓄及び国内総貯蓄の割合を示している。

項目	国民貯蓄				
	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
国民総貯蓄（対GDP比）	31.8%	24.8%	20.2%	22.5%	27.3%
国内総貯蓄（対GDP比）	14.3%	9.7%	9.2%	9.1%	9.2%

出典：世界銀行国民勘定データ

持続可能な財政の枠組み

2022年1月、共和国は、持続可能性の取組みを支援するために、持続可能な財政の枠組み（以下「本枠組み」という。）を発表した。本枠組みは、2015年の国連総会で採択された、2030年に向けた国連の持続可能な開発目標（以下「国連SDGs」という。）を実施するための取組みを確固たるものにするものである。本枠組みは、共和国がどのようにして国際資本市場においてグリーンボンド、ソーシャルボンド、サステナビリティボンド、貸付、その他債券を調達することを企図しているかを定めている。共和国の本枠組み及び本枠組みに基づく適格支出ポートフォリオは、国際資本市場協会が発行した2021年グリーンボンド原則、2021年ソーシャルボンド原則、2021年サステナビリティボンド・ガイドライン、国際ローン市場協会が発行した2021年グリーンローン原則、2021年ソーシャルローン原則、並びに2018年10月にASEAN資本市場フォーラムが発行したASEANグリーンボンド基準という4つの主要な中核的構成要素を遵守するものである。

本枠組みに基づいて調達した資金により、共和国は、フィリピン国内の持続的な金融市場の発展に貢献することを企図している。本枠組みは、国際的なベストプラクティスに沿って、収益の使途、並びに適格なグリーンプロジェクト及びソーシャルプロジェクトの環境及び社会に対して予想される影響の透明性及び開示を確保するためのプロセスを定めている。

本枠組みに基づき調達された資金は、2017 - 2022年度フィリピン開発計画及び2017 - 2022年度公共投資プログラムに沿って、共和国の持続可能な開発及び国連SDGsに向けた取組みを反映するプロジェクトの支援に使用される。持続可能な金融商品の発行は、共和国の気候変動に関する国家戦略の枠組みに基づく取組み（2030年までに温室効果ガスの排出量を75%削減することを目標とする、気候変動に対する国際連合枠組条約の締約国の決定1 / CP.21に従う、共和国の国家貢献目標を含む。）を支えるものでもある。本枠組みに基づく適格な社会的支出、及び / 又はグリーン支出には、直接又は間接の投資、補助金、支援制度、インセンティブ制度又は税控除（又はかかる支出の組合せ）並びに特定の運営支出が含まれる。かかる適格なソーシャルプロジェクト及び / 又は適格なグリーンプロジェクトには、その他の利害関係者からのいかなる拠出も含まれない。

共和国は、持続可能な海洋経済に関連する資産カテゴリーについて、国連環境計画の持続可能なブルーエコノミー金融原則を遵守するよう努めている。かかる原則の4つの主要原則は、(i)収益の使途、(ii)プロジェクト評価及び選定プロセス、(iii)収益の管理、及び(iv)報告（外部レビューの参照を含む。）である。本枠組みに基づいて発行された持続可能な金融商品は、発行体に対する標準的な償還請求権であり、投資家は、適格資産のエクスポージャーの信用リスクを負わない。共和国は、本枠組みに基づいて発行された持続可能な金融商品の残高に関する分配及び影響の報告書を、財務省及びBTrの公開ウェブサイトにおいて毎年公表する予定である。

本枠組みは、フランスの独立した格付及び調査機関に評価されており、同機関が共和国に交付した第三者意見書（以下「本意見書」という。）において、本枠組みは、国際資本市場協会のグリーンボンド原則及びソーシャルボンド原則（いずれも2021年採択）、並びに国際ローン市場協会のグリーンローン原則及びソーシャルローン原則（いずれも2021年採択）を遵守していると記載されている。本意見書は、特定の環境事項及び関連事項についての

意見を提供する者であり、いかなる有価証券への投資に関する信用、市場、又はその他事項（証券の市場価格、市場性、投資家選好、又は適合性を含むが、これらに限定されない。）を記載することを意図したものではない。本意見書は、意見の表明であり、事実の記載ではない。本意見書は、共和国による、証券の売買若しくは保有の勧告ではなく、またそのようにみなされてはならない。共和国は、本意見書の妥当性及び信頼性について、並びに本枠組みに基づいて又はその他共和国が発行する債券を含む、いずれの持続可能な金融商品に関連して第三者が公開するその他の意見書若しくは証明書について、いかなる表明又は保証も行わず、かかる意見書若しくは証明書は、共和国による当該証券の売却若しくは保有の勧告ではない。

本枠組み及び本意見書は、共和国の一般に公開されたウェブサイトで閲覧可能である。本文書で言及されている公開ウェブサイト、本枠組み、本意見書の内容及びこれらの文書において企図されているいずれの慣行も、本文書、又はかかる債券の規定に組み込まれていない。これらの文書は、強制執行可能な共和国の契約上の義務を規定するものではない。これらの文書は、それぞれの日付時点のものであり、予告なく変更される場合があり、共和国は、これらの文書が新規情報、将来的な事由その他に影響されているかにかかわらず、これらの文書を更新又は修正するいかなる責任も負わない。本枠組みは、報告及び収益の用途について一定の慣行を定めているが、共和国がかかる慣行の遵守を怠った場合も、当該債券の違反又は債務不履行事由を構成せず、それらの原因とならない。共和国は、本枠組み、本意見書又はそれらの内容から直接間接を問わず生じた損失について、いかなる責任も負わない。したがって、投資家は、これらの文書に過度に依拠しないよう注意されたい。

(3) 【貿易及び国際収支】

国際収支

概要

国際収支の数値は、国内及び国外への商品、サービス及び資本の相対的なフローを測定し、経常収支及び資本・金融収支において表される。経常収支は、国の商品貿易、サービス貿易、収益及び経常移転取引を記録している。資本・金融収支は、資本移転及び非製造・非金融資産の買収又は処分に関係するすべての取引をカバーする資本収支、並びに、一定の経済圏における、海外金融資産及び負債の所有権の移転に関連するすべての取引をカバーする金融収支を含んでいる。国際収支の黒字は外貨の純流入額を示しており、その結果、国内通貨に対する需要が増加し、国内通貨を強くしている。国際収支の赤字は、外貨の純流出額を示しており、その結果、国内通貨に対する需要が低下し、国内通貨を弱くしている。

修正

バンコ・セントラルが発表する国際収支統計（BOP）は、PSAが集計した商品貿易の統計に基づいている。但し、総合国際収支への算入の関係上、PSAが報告した商品貿易の統計は、バンコ・セントラルによって調整されており、一時輸出入額及び返品額は除外されている。2013年3月、バンコ・セントラルは、国際収支統計に関するBPM6の枠組みを2011年度以降分から採用しており、それに基づき、財産所得及び費用の収支は調整されている。バンコ・セントラルは、最新の国際収支の発表と同時に、各当局から受領した更新データや報告方法の変更に合わせて、前回報告した国際収支のデータを調整した修正をしたことを発表することがある。下記に示す国際収支のデータは、本書の日付現在の、バンコ・セントラルが発表した最新のデータを反映している。

下表は、指定された期間のフィリピンの国際収支を示している。

	国際収支				
	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度 ⁽¹⁾	2024年度 ⁽²⁾
	(単位：百万ドル)				
経常収支⁽³⁾	11,578	(5,943)	(18,261)	(12,387)	(17,514)
輸出額	119,867	130,082	143,234	152,172	157,609
輸入額	108,289	136,024	161,495	164,559	175,124
商品、サービス、第一次所得	(15,807)	(35,444)	(48,857)	(43,511)	(49,199)
総輸出額	91,627	99,630	111,856	199,956	124,733
総輸入額	107,435	135,074	160,714	163,467	173,932
商品・サービス	(19,909)	(38,767)	(53,806)	(47,853)	(54,165)
輸出額	80,034	87,798	98,832	103,588	106,990
輸入額	99,943	126,565	152,638	151,441	161,154
商品	(33,775)	(52,806)	(69,701)	(66,036)	(68,744)
輸出額	48,212	54,228	57,710	55,257	55,012
輸入額	81,987	107,034	127,412	121,292	123,756
サービス	13,866	14,039	15,895	18,183	14,580
輸出額	31,822	33,570	41,122	48,332	51,978
輸入額	17,956	19,531	25,226	30,149	37,398
第一次所得	4,101	3,323	4,949	4,342	4,966
収入額	11,594	11,832	13,024	16,367	17,743
支出額	7,492	8,509	8,076	12,025	12,777
第二次所得	27,386	29,501	30,596	31,124	31,685
収入額	28,240	30,452	31,378	32,217	32,877
支出額	854	950	781	1,092	1,192
資本収支⁽³⁾	63	80	23	74	72
収入額	88	99	86	88	82
支出額	25	19	62	14	10
金融収支⁽⁴⁾	(6,906)	(6,433)	(13,885)	(13,606)	(17,638)
金融資産の純増 ⁽⁵⁾	13,286	10,261	2,533	4,147	6,146
負債の純増 ⁽⁵⁾	20,192	16,694	16,419	17,753	23,784
直接投資	(3,260)	(9,732)	(5,631)	(5,400)	(6,058)
金融資産の純増 ⁽⁵⁾	3,562	2,251	3,861	3,525	2,872
負債の純増 ⁽⁵⁾	6,822	11,983	9,492	8,925	8,930
ポートフォリオ投資	(1,680)	10,237	(1,684)	3,544	(3,629)
金融資産の純増 ⁽⁵⁾	6,567	7,809	(281)	3,463	1,857
負債の純増 ⁽⁵⁾	8,246	(2,428)	1,402	(81)	5,486
金融デリバティブ	(199)	49	(48)	(115)	(271)
金融資産の純増 ⁽⁵⁾	(796)	(449)	(632)	(779)	(1,023)
負債の純増 ⁽⁵⁾	(596)	(498)	(584)	(664)	(753)
その他の投資	(1,767)	(6,987)	(6,523)	(11,635)	(7,680)
金融資産の純増 ⁽⁵⁾	3,953	649	(415)	(2,062)	2,440
負債の純増 ⁽⁵⁾	5,720	7,636	6,108	9,573	10,120
分類されない項目（純額）⁽⁶⁾	(2,526)	774	(2,911)	2,378	413
総合国際収支ポジション⁽⁷⁾	16,022	1,345	(7,263)	3,672	609

出典：経済統計部、バンコ・セントラル

注：

- (1) 修正値。
- (2) 暫定値。
- (3) 経常収支及び資本収支は、貸方から借方を差し引いて勘定されている。
- (4) 金融収支は、金融資産の純増から負債の純増を控除して勘定されている。
- (5) 金融資産の純増のマイナス値は金融資産の回収又は処分を示し、負債の純増のマイナス値は負債の償却を示す。

- (6) 分類されない項目の純額は、総合国際収支に関連して記録された国際収支の項目の収入又は支出の過大表示若しくは過少表示に対する相殺勘定である。
- (7) 総合収支ポジションは、国の国際通貨準備高の変化から、非経済的取引（再評価、金の貨幣化／廃貨）を控除して計算される。また、経常収支及び資本収支から、「金融収支＋分類されない項目の純額」を控除することによっても算出できる。

国際収支全体の動き

2020年度において、フィリピンの国際収支は全体で、2019年度に計上された7.8十億ドルの黒字と比較して、16.0十億ドルの黒字を計上した。この変化は、主に経常収支の純流入額が2019年度の3.0十億ドルの赤字に対し、2020年度は11.6十億ドルの黒字を計上したことに起因する。これは、2020年度の金融収支の純流出額が、2019年度の8.0十億ドルから減少した、6.9十億ドルの純流出額を計上したことによって、部分的に相殺された。

2021年度において、フィリピンの国際収支は全体で、2020年度に計上された16.0十億ドルの黒字と比較して、1.3十億ドルの黒字を計上した。この変化は、主に経常収支の赤字及び金融収支の赤字の増加に起因する。2021年度の経常収支は、2020年度に計上された11.6十億ドルの黒字から転換して、5.9十億ドルの赤字を計上した。2021年度の金融収支においては、2020年度の6.9十億ドルの純流出額と比較して純流出額6.4十億ドルという数値であった。

2022年度において、フィリピンの国際収支は全体で、2021年度に計上された1.3十億ドルの黒字と比較して、7.3十億ドルの赤字を計上した。この変化は、主に経常収支の赤字及び金融収支の赤字の増加に起因する。2022年度の経常収支は、18.3十億ドルの赤字であり、2021年度の5.9十億ドルの赤字を上回った。2022年度の金融収支は、2021年度の純流出額6.4十億ドルと比較して、純流出額13.9十億ドルであった。

修正値によると、2023年度のフィリピンの国際収支は全体で、2022年度の7.3十億ドルの赤字と比較して、3.7十億ドルの黒字を計上した。この変化は、主に経常収支の赤字の減少及びサービス貿易の黒字に起因する。2023年度の経常収支は、2022年度の18.3十億ドルの赤字と比較して12.4十億ドルの赤字を計上した。2023年度のサービス貿易は、2022年度の15.9十億ドルの純流入額と比較して純流入額18.2十億ドルであった。

暫定値によると、2024年度のフィリピンの国際収支は全体で、2023年度の3.7十億ドルの黒字と比較して0.6十億ドルの黒字を計上した。この変化は、主に2024年度の金融収支が、2023年度の純流出額13.6十億ドルと比較して、純流出額17.6十億ドルに増加したことに起因する。

経常収支

修正値によると、2020年度の経常収支は、2019年度における3.0十億ドルの赤字と比較して、11.6十億ドルの黒字を計上した。この黒字は主に、2020年度の商品貿易の赤字が、2019年度の49.3十億ドルから31.5%減少し、33.8十億ドルとなったことに起因する。これは、2020年度の第一次所得が、2019年度の5.3十億ドルから22.3%減少し、4.1十億ドルとなったこと、及び2020年度の第二次所得が、2019年度の27.9十億ドルから2.0%減少し、27.4十億ドルとなったことによって部分的に相殺された。

2021年度の経常収支は、2020年度における11.6十億ドルの黒字から転換して、5.9十億ドルの赤字を計上した。この赤字は主に、2021年度の商品貿易の赤字が、2020年度の33.8十億ドルから56.3%増加し、52.8十億ドルとなったこと、及び2021年度の第一次所得の黒字が2020年度の4.1十億ドルから19.0%減少して3.3十億ドルとなったことに起因する。これは、2021年度の第二次所得の黒字が、2020年度の27.4十億ドルから7.7%増加し、29.5十億ドルとなったことによって部分的に相殺された。

2022年度の経常収支は、2021年度の5.9十億ドルの赤字と比較して、18.3十億ドルの赤字を計上した。この赤字は主に、2022年度の商品貿易の赤字が、2021年度における52.8十億ドルから32.0%増加して、69.7十億ドルを計上したことに起因する。これは、2022年度のサービス貿易の黒字が、2021年度の14.0十億ドルから13.2%増加して15.9十億ドルとなったこと、2022年度の第一次所得による純収入額が、2021年度の3.3十億ドルから48.9%増加して4.9十億ドルの黒字となったこと、及び2022年度の第二次所得の黒字が、2021年度の29.5十億ドルから3.7%増加して30.6十億ドルとなったことによって部分的に相殺された。

修正値によると、2023年度の経常収支は、2022年度の18.3十億ドルの赤字と比較して12.4十億ドルの赤字を計上した。この赤字の減少は主に、2023年度の商品貿易の赤字が、2022年度の69.7十億ドルの赤字から5.3%減少して66.0十億ドルとなったこと、2023年度のサービス貿易の黒字が、2022年度の15.9十億ドルの黒字から17.6%増加して18.7十億ドルとなったこと、及び2023年度の第二次所得の黒字が、2022年度の30.6十億ドルから1.6%増加して、31.1十億ドルとなったことに起因する。但し、これは2023年度の第一次所得の黒字が、2022年度の4.9十億ドルから12.2%減少して4.3十億ドルとなったことによって部分的に相殺された。

暫定値によると、2024年度の経常収支は、2023年度の12.4十億ドルの赤字と比較して17.5十億ドルの赤字を計上した。この赤字の増加は主に、2024年度のサービス貿易の黒字が、2023年度の18.2十億ドルの黒字から19.8%減少して14.6十億ドルとなったことに起因する。これは2024年度の第一次所得の黒字が、2023年度の4.3十億ドルから14.4%増加して5.0十億ドルとなったことによって部分的に相殺された。

商品貿易

商品の貿易は、フィリピンの経済に大きな影響を与える。輸出の大部分が、輸入原材料又はその他の投入資材に依存しており、フィリピンの輸出は、ペソの下落がもたらす輸入の減少からも影響を受けやすい。下記「(4) 通貨・金融制度 - 通貨制度 - 外国為替制度」を参照のこと。

2020年度の商品貿易の赤字は、2019年度に計上された49.3十億ドルの赤字から31.5%減少して、33.8十億ドルとなった。商品貿易の赤字の減少は、2020年度の輸入額が、2019年度に計上された102.8十億ドルから20.2%減少して82.0十億ドルとなったことに主に起因する。2020年度の輸出額は、2019年度の53.5十億ドルから9.8%減少して、48.2十億ドルとなった。輸入額及び輸出額の両方における減少は、主に当時の世界的な新型コロナウイルス感染症の大流行並びにそれに伴う国内の都市封鎖、出入国制限、観光業の縮小、ビジネス及び産業の一時停止、並びに金融市場への波及効果によるものである。

2021年度の商品貿易の赤字は、2020年度に計上された33.8十億ドルの赤字から56.3%増加して、52.8十億ドルとなった。この商品貿易の赤字の増加は、主に輸入額の増加に起因するもので、2021年度の輸入額は、2020年度の82.0十億ドルから30.5%増加して、107.0十億ドルとなった。これは2021年度の輸出額が、2020年度の48.2十億ドルから12.5%増加して54.2十億ドルとなったことにより部分的に相殺された。これは、新型コロナウイルス感染症による規制が世界的に緩和され続けることで貿易と商取引が増加する中、輸入額の回復が、輸出額の回復のペースを上回り続けたことに起因する。

2022年度における商品貿易の赤字は、2021年度に計上された52.8十億ドルから32.0%増加して、69.7十億ドルとなった。この商品貿易の赤字の増加は、主に2022年度の輸入額が、2021年度の107.0十億ドルから19.0%増加して、127.4十億ドルとなったことに起因する。これは、2022年度の輸出額が、2021年度の54.2十億ドルから6.4%増加して、57.7十億ドルとなったことにより部分的に相殺された。これは、新型コロナウイルス感染症による規制が世界的に緩和され続けることで貿易と商取引が増加する中、輸入額の回復が、輸出額の回復のペースを上回り続けたことに起因する。

暫定値によると、2023年度における商品貿易の赤字は、2022年度の69.7十億ドルから5.3%減少して66.0十億ドルとなった。この赤字の減少は、主に2023年度の輸入額が、2022年度の127.4十億ドルから4.8%減少して121.3十億ドルとなったことに起因する。これは、2023年度の輸出額が、2022年度の57.7十億ドルから4.1%減少して55.3十億ドルとなったことにより部分的に相殺された。この輸出額の減少は、主に、世界経済の成長の鈍化を背景とした商品価格の低下に起因する。

暫定値によると、2024年度における商品貿易の赤字は、2023年度の66.0十億ドルから4.1%増加して68.7十億ドルとなった。この赤字の増加は、主に2024年度の輸入額が、2023年度の121.3十億ドルから2.0%増加して123.8十億ドルとなったこと、及び2024年度の輸出額が、2023年度の55.3十億ドルから0.4%減少して55.0十億ドルとなったことに起因する。この輸出額の減少は、主に、世界的な需要の低下並びにロシアとウクライナ間及びイスラエルとハマス間の対立等地政学的な不確定要素等の様々な要因が重なったことに起因する。

商品の輸出額

下表は、PSAによって報告された、共和国の主要な商品グループ別の商品の輸出額を示している。

主要な商品グループ別輸出額											
年間					成長率	1 - 3月		成長率	輸出合計に占める割合		
2020年度 (1)	2021年度	2022年度	2023年度 (1)	2024年度 (2)	2024年度(2)	2024年度 (2)	2025年度 (3)	2025年度 (3)	2020年度	2025年度 (3)	
(単位：％を除き、百万ドル)											
農業製品											
ココナッツ製品	1,230	1,947	2,563	1,549	2,620	69.2%	492	868	76.3%	1.9%	4.5%
砂糖及び砂糖製品	66	76	6	5	19	325.6%	1	1	64.2%	0.1%	0.0%
果実及び野菜	2,624	2,248	2,199	2,278	2,365	3.8%	583	625	7.2%	4.0%	3.2%
その他の農業製品	864	1,000	1,123	956	957	0.1%	231	233	0.8%	1.3%	1.2%
農業製品合計	4,784	5,271	5,891	4,787	5,962	24.5%	1,307	1,727	32.1%	7.3%	9.0%
林業製品	297	377	357	270	194	(28.2)%	49	49	0.7%	0.5%	0.3%

鉱物製品	5,093	6,721	7,268	7,142	7,010	(1.9)%	1,581	1,413	(10.6)%	7.8%	7.3%
石油製品	193	6	7	7	185	x	2	86	x	0.3%	0.4%
製造品											
電子製品	37,951	42,496	46,155	41,909	39,081	(6.7)%	10,500	10,540	0.4%	58.2%	54.7%
その他の電子製品	2,724	3,432	3,504	3,744	3,659	(2.3)%	871	946	8.7%	4.2%	4.9%
衣類	652	742	854	706	662	(6.2)%	150	154	2.6%	1.0%	0.8%
織編用糸 / 織物	313	294	291	249	257	3.3%	76	71	(7.5)%	0.5%	0.4%
履物	114	111	108	82	91	11.1%	19	12	(35.7)%	0.2%	0.1%
旅行用品及びハンドバッグ	420	647	706	567	547	(3.5)%	121	118	(2.0)%	0.6%	0.6%
木製品	187	205	167	70	76	8.6%	18	15	(17.7)%	0.3%	0.1%
家具及び備品	344	381	309	289	280	(3.2)%	65	93	41.8%	0.5%	0.5%
化学製品	1,339	1,939	1,880	1,771	2,008	13.4%	485	486	0.2%	2.1%	2.5%
非金属鉱物製品	226	296	309	287	365	27.2%	76	108	42.0%	0.3%	0.6%
機械及び輸送設備	2,248	2,371	2,215	2,399	2,646	10.3%	691	698	0.9%	3.4%	3.6%
加工食品及び飲料	1,245	1,465	1,404	1,311	1,505	14.7%	361	351	(2.8)%	1.9%	1.8%
鉄及び鉄鋼	37	67	133	143	147	2.9%	34	80	132.7%	0.1%	0.4%
ベビーカー、おもちゃ、ゲーム及びスポーツ用品	237	294	325	283	257	(9.0)%	51	55	8.1%	0.4%	0.3%
かご細工、小枝細工及びその他の網細工製品	43	63	45	39	36	(6.9)%	9	10	16.7%	0.1%	0.1%
雑貨	819	1,018	885	690	751	8.8%	188	191	1.5%	1.3%	1.0%
その他	4,881	5,232	5,361	5,334	5,977	12.1%	1,227	1,661	35.4%	7.5%	8.6%
製造品合計	53,779	61,053	64,651	59,870	58,343	(2.6)%	14,943	15,558	4.3%	82.5%	80.9%
特殊取扱品	1,068	1,265	1,400	1,541	1,522	(1.2)%	352	406	15.1%	1.6%	2.1%
輸出合計	65,215	74,693	79,574	73,617	73,215	(0.5)%	18,234	19,270	5.7%	100.0%	100.0%

出典：PSA、パンコ・セントラル

注：

- (1) 修正値。
- (2) 暫定値。
- (3) 2025年3月31日現在の暫定値。

x 成長率が1,000%超。

暫定値によると、日本は、平均して、2020年度から2024年度にかけての輸出合計の14.4%を占めた。米国は、平均して、同期間の輸出合計の16.0%を占めた。2020年度において、日本及び米国は、それぞれ輸出合計の15.4%及び15.4%を占めた。暫定値によると、2024年度においては、日本への輸出は輸出合計の14.1%に減少した。同年度において、米国への輸出は輸出合計の16.6%に増加した。

共和国は、その輸出市場を多様化し、特にASEAN諸国などの他の国々への輸出を増加することを目指している。共和国は、ASEAN諸国間の関税の減免や、地域内の投資計画、産業の提携、銀行及び金融の統合について定めたASEAN自由貿易協定に加盟している。ASEAN内で、共和国は、中国、香港、インド、日本、韓国、オーストラリア及びニュージーランドと特惠貿易協定を締結している。

2008年、共和国と日本は日本・フィリピン経済連携協定を締結した。これは、商品貿易、サービス貿易、投資、自然人の移動、知的財産、関税手続、ビジネス環境の改善、及び政府調達などを対象にしている。また、2016年、フィリピンは、フィリピンの輸出業者の欧州市場へのアクセスを改善するために、欧州自由貿易連合と契約を締結した。2023年7月、共和国と欧州連合は、欧州連合と共和国の間の自由貿易協定の締結の可能性に向けて交渉を再開した。2017年11月、共和国は、対象地域の商品・サービスの貿易を促進する目的において、ASEAN・香港・中国自由貿易協定を締結した。2020年、共和国は、貿易障壁をさらに引き下げ、企業のための商品及びサービスへの市場アクセスを改善することを目的とした、アジア太平洋地域の14ヶ国と地域的包括経済連携（以下「RCEP」という。）協定を締結した。RCEPは、2023年6月2日に発効した。

2023年9月、共和国と韓国は、二国間の自由貿易協定を締結し、これはとりわけ商品貿易、貿易救済措置、原産地規則、通関手続き、貿易の円滑化、経済と技術協力、競争及び法律と制度に関する事項を対象としている。共和国と韓国間の自由貿易協定は、2024年12月31日に発効した。

下表はPSAによって報告された、共和国の輸出先別の商品の輸出額を示している。

国 / 地域	輸出先別商品輸出額			
	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
	(単位：百万ドル)			
北米(1)	10,971	13,053	14,562	13,037
米国	10,018	11,852	13,072	11,548
ヨーロッパ(2)	7,584	9,315	10,006	9,609
EU(3)	6,536	8,062	8,709	8,377
アジア(4)	45,629	50,972	53,560	49,556
日本	10,034	10,739	11,123	10,456
中華人民共和国	9,830	11,562	10,980	10,925
香港	9,226	9,932	10,364	8,844
韓国	2,855	2,576	3,125	3,534
シンガポール	3,775	4,196	4,915	3,528
台湾	2,121	2,526	2,983	2,638
東南アジア(5)	6,469	7,962	8,563	7,692
オセアニア(6)	463	632	690	684
中東(7)	629	570	642	715
その他(8)	569	721	757	731
合計	65,215	74,693	79,574	73,617

出典：PSA、バンコ・セントラル

注：

- (1) アメリカ合衆国、カナダ及びその他を含む。
- (2) EU、スイス、ロシア連邦及びその他を含む。
- (3) オーストリア、ベルギー、ブルガリア、クロアチア、キプロス、チェコ、デンマーク、エストニア、フランス、ドイツ、フィンランド、ギリシャ、ハンガリー、アイルランド、イタリア、ラトビア、リトアニア、ルクセンブルク、マルタ、オランダ、ポーランド、ポルトガル、スロバキア、スロヴェニア、スペイン、スウェーデン及びルーマニアを含む。
- (4) 日本、中華人民共和国、香港、韓国、シンガポール、台湾、インドネシア、マレーシア、タイ、ブルネイ・ダルサラーム国、ベトナム、ミャンマー、ラオス、バングラデシュ、ネパール、パキスタン、スリランカ、インド及びその他を含む。
- (5) マレーシア、インドネシア、タイ、ブルネイ・ダルサラーム国、カンボジア、ベトナム、ミャンマー及びラオスのみを含む。
- (6) オーストラリア、ニュージーランド、太平洋諸島及びその他を含む。
- (7) イラン、イラク、クウェート、サウジアラビア、アラブ首長国連邦（アブダビを含む。）及びその他を含む。
- (8) 中米、南米（ブラジルを含む。）、アフリカ及びその他の国々を含む。

	輸出先別商品輸出額(1)	輸出合計に占める割合
	2024年度(2)	2024年度(2)
	(単位：百万ドル)	(単位：%)
国		
米国	12,120	16.6
日本	10,329	14.1
中華人民共和国	9,438	12.9
香港	9,605	13.1
シンガポール	2,942	4.0
タイ	2,956	4.0
オランダ	2,868	3.9
韓国	3,566	4.9
台湾	2,689	3.7
マレーシア	2,217	3.0
ドイツ	2,458	3.4
インド	1,097	1.5
ベトナム	1,657	2.3
スイス	612	0.8
インドネシア	1,051	1.4
メキシコ	882	1.2
チェコ	393	0.5
オーストラリア	546	0.7
カナダ	551	0.8
フランス	404.2	0.6
その他	4,835	6.6

合計	73,215	100.0
----	--------	-------

出典：PSA

注：

- (1) 2024年9月1日から、BSPは、特定の主要な指標を除き、BSPが作成した統計のみを公表している。このため、他の政府機関が作成した統計等過去に公表されたBSP以外が作成した選別された統計は、BSPからは公表されない。
- (2) 暫定値。

国	輸出先別商品輸出額(1)	輸出合計に占める割合
	2025年度(2)	2025年度(2)
	(単位：百万ドル)	(単位：%)
米国	3,224	16.7
香港	2,618	13.6
日本	2,892	15.0
中華人民共和国	2,075	10.8
シンガポール	796	4.1
オランダ	875	4.5
韓国	736	3.8
台湾	703	3.7
ドイツ	753	3.9
タイ	699	3.6
マレーシア	666	2.9
ベトナム	396	2.1
インド	310	1.7
メキシコ	252	1.3
カナダ	181	1.0
インドネシア	156	0.9
スイス	145	0.8
グレートブリテン及び北アイルランド連合王国	141	0.7
オーストラリア	252	1.3
アラブ首長国連邦	107	0.6
その他	1,295	6.7
合計	19,270	100.0

出典：PSA

注：

- (1) 2024年9月1日から、BSPは、特定の主要な指標を除き、BSPが作成した統計のみを公表している。このため、他の政府機関が作成した統計等過去に公表されたBSP以外が作成した選別された統計は、BSPからは公表されない。
- (2) 2025年3月31日現在の暫定値。

PSAのデータによると、2020年度の商品輸出額の合計は65.2十億ドルであり、これは、2019年度に計上された70.9十億ドルと比較して8.1%減少した金額であった。これは、主に当時の世界的な新型コロナウイルス感染症の大流行並びに結果的な国内の都市封鎖、出入国制限、観光業の縮小、ビジネス及び産業の一時停止、並びに金融市場への波及的効果によるものである。結果として、輸出合計の82.5%を占めた製造品の2020年度の輸出額は、2019年度の58.9十億ドルから8.7%減少して、53.8十億ドルを計上した。輸出合計の7.3%を占めた農業製品の2020年度の輸出額は、2019年度の5.2十億ドルから7.4%減少して、4.8十億ドルを計上した。これらは、輸出合計の7.8%を占めた鉱物製品の2020年度の輸出額が、2019年度の4.7十億ドルから8.9%増加して、5.1十億ドルを計上したことにより、部分的に相殺された。

PSAのデータによると、2021年度の商品輸出額の合計は74.7十億ドルであり、これは、2020年度に計上された65.2十億ドルと比較して14.5%増加した金額であった。これは、主に新型コロナウイルス感染症の感染対策が当期中の大半において比較的緩和されていったことによるもので、これによって、2021年度における製造品の輸出額が、2020年度における53.8十億ドルから13.5%増加して、61.1十億ドルを計上し、2021年度の鉱物製品の輸出額が、2020年度の5.1十億ドルから32.3%増加して6.7十億ドルを計上した。2021年度の農業製品の輸出額が、2020年度の4.8十億ドルから10.2%増加して、5.3十億ドルを計上したことも、輸出額合計の増加に貢献した。

PSAのデータによると、2022年度の商品輸出額の合計は79.6十億ドルであり、これは、2021年度に計上された74.7十億ドルと比較して6.5%増加した金額であった。これは、主に新型コロナウイルス感染症の感染対策が当期中の大半において比較的緩和されていったことによるもので、これによって、2022年度における製造品の輸出額が、2021年度における61.1十億ドルから5.9%増加して64.7十億ドルを計上し、2022年度 of 農業製品の輸出額が、2021年度の5.3十億ドルから11.8%増加して、5.9十億ドルを計上し、2022年度 of 鉱物製品の輸出額が、2021年度の6.7十億ドルから8.1%増加して、7.3十億ドルを計上したことも、商品輸出額合計の増加に貢献した。

PSAのデータによると、2023年度の商品輸出額の合計は73.6十億ドルであり、これは、2022年度に計上された79.6十億ドルと比較して7.6%減少した金額であった。これは、主に世界経済の成長の鈍化を背景とした商品価格の低下によるものであり、これによって2023年度の農業製品の輸出額が、2022年度の5.9十億ドルから35.2%減少して3.8十億ドルを計上し、2023年度の製造品の輸出額が、2022年度の64.6十億ドルから7.4%減少して59.9十億ドルを計上し、2023年度の鉱物製品の輸出額が、2022年度の7.3十億ドルから2.7%減少して、7.1十億ドルを計上した。

PSAの暫定データによると、2024年度の商品輸出額の合計は73.2十億ドルであり、これは、2023年度に計上された73.6十億ドルと比較して0.5%減少した金額であった。これは、主に、2023年度の59.9十億ドルから2.6%減少して2024年度に58.3十億ドルとなった製造品の輸出額の減少に起因する。

PSAの暫定データによると、2025年度の最初の3ヶ月間の商品輸出額の合計は19.3十億ドルであり、これは、2024年度同期に計上された18.2十億ドルと比較して5.7%増加した金額であった。これは、主に、製造品及び農業製品合計の輸出額が増加したことに起因する。具体的には、2025年度の最初の3ヶ月間の農業製品合計の輸出額が2024年度同期の1.3十億ドルから32.1%増加し、1.7十億ドルになり、2025年度の最初の3ヶ月間の製造品の輸出額が2024年度同期の14.9十億ドルから4.3%増加し、15.6十億ドルになった。

商品の輸入額

下表は、商品グループ別の、フィリピンの商品の輸入元を示している。

商品	商品グループ別商品輸入額										
	年間			成長率		1 - 3月		成長率	輸入合計に占める割合		
	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	2024年度	2025年度	2025年度	2020年度	2025年度	
	(1)			(1)	(2)	(2)	(3)	(3)		(3)	
(単位：%を除き、百万ドル)											
資本財	29,752	35,461	37,917	35,717	35,698	(0.1)%	8,336	9,070	8.8%	33.1%	28.4%
原材料及び中間財											
非加工原材料	3,265	4,400	6,078	6,848	6,537	(4.6)%	1,509	1,404	(6.9)%	3.6%	4.4%
半加工原材料	32,893	43,583	46,250	38,612	39,816	3.1%	8,922	10,442	17.0%	36.6%	32.7%
原材料及び中間財合計	36,158	47,984	52,328	45,461	46,352	2.0%	10,431	11,846	13.6%	40.3%	37.0%
鉱物燃料及び鉱物油	7,635	13,625	23,795	20,110	19,056	(5.2)%	4,933	4,332	(12.2)%	8.5%	13.5%
消費財											
耐久材	7,196	9,027	10,617	12,432	12,417	(0.1)%	2,794	3,334	19.3%	8.0%	10.4%
非耐久材	8,251	9,842	11,758	12,009	13,397	11.6%	2,881	3,282	13.9%	9.2%	10.3%
消費財合計	15,447	18,868	22,375	24,441	25,814	5.6%	5,675	6,615	16.6%	17.2%	20.7%
特殊取扱品 ⁽¹⁾	820	947	805	479	508.7	(6.2)%	123	112	(9.1)%	0.9%	0.4%
輸入合計	89,812	116,885	137,221	126,209	127,429	1.0%	29,499	31,976	8.4%	100.0%	100.0%

出典：PSA、パンコ・セントラル

注：

- (1) 修正値。
(2) 暫定値。
(3) 2025年3月31日現在の暫定値。

下表は、国別の、フィリピンの商品の輸入元を示している。

国 / 地域	輸入元別商品輸入額			
	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度 ⁽¹⁾
(単位：百万ドル)				
北米 ⁽²⁾	7,555	8,749	9,809	9,678
米国	6,922	7,751	8,917	8,418
ヨーロッパ ⁽³⁾	8,052	9,638	10,100	9,409
EU ⁽⁴⁾	6,036	7,673	7,796	7,794
アジア ⁽⁵⁾	69,460	91,244	110,782	100,550
日本	8,616	11,108	12,353	10,288
中華人民共和国	20,868	26,799	28,217	29,392
香港	2,784	3,268	3,102	2,011
韓国	6,895	9,351	12,321	8,488
シンガポール	5,622	6,948	8,118	7,095
台湾	4,683	5,763	6,800	4,686
東南アジア ⁽⁶⁾	18,153	25,483	32,109	30,581
オセアニア ⁽⁷⁾	1,443	2,310	3,599	4,225
中東 ⁽⁸⁾	1,867	3,965	5,344	5,545
その他 ⁽⁹⁾	1,592	1,974	3,391	2,348
合計	89,812	116,885	137,221	126,209

出典：PSA、パンコ・セントラル

注：

- (1) 暫定値。
(2) アメリカ合衆国、カナダ及びその他を含む。
(3) EU、スイス、ロシア連邦及びその他を含む。

- (4) オーストリア、ベルギー、ブルガリア、クロアチア、キプロス、チェコ、デンマーク、エストニア、フランス、ドイツ、フィンランド、ギリシャ、ハンガリー、アイルランド、イタリア、ラトビア、リトアニア、ルクセンブルク、マルタ、オランダ、ポーランド、ポルトガル、スロバキア、スロヴェニア、スペイン、スウェーデン及びルーマニアを含む。
- (5) 日本、中華人民共和国、香港、韓国、シンガポール、台湾、インドネシア、マレーシア、タイ、ブルネイ・ダルサラーム国、ベトナム、ミャンマー、ラオス、バングラデシュ、ネパール、パキスタン、スリランカ、インド及びその他を含む。
- (6) マレーシア、インドネシア、タイ、ブルネイ・ダルサラーム国、カンボジア、ベトナム、ミャンマー及びラオスのみを含む。
- (7) オーストラリア、ニュージーランド、太平洋諸島及びその他を含む。
- (8) イラン、イラク、クウェート、サウジアラビア、アラブ首長国連邦（アブダビを含む。）及びその他を含む。
- (9) 中米、南米（ブラジルを含む。）、アフリカ及びその他の国々を含む。

国	輸入元別輸入額(1)	輸入合計に占める割合
	2024年度(2)	2024年度(2)
	(単位：百万ドル)	(単位：％)
中華人民共和国	32,815	25.8
日本	10,072	7.9
韓国	9,630	7.6
インドネシア	10,553	8.3
米国	8,165	6.4
タイ	7,521	5.9
マレーシア	5,962	4.7
ベトナム	5,468	4.3
シンガポール	5,784	4.5
台湾	3,977	3.1
サウジアラビア	2,000	1.6
フランス	1,137	0.9
アラブ首長国連邦	1,442	1.1
インド	2,231	1.8
ドイツ	2,158	1.7
香港	2,043	1.6
オーストラリア	2,740	2.2
ブラジル	2,029	1.6
イタリア	990	0.8
カナダ	894	0.7
その他	9,817	7.7
合計	127,429	100.0

出典：PSA

注：

- (1) 2024年9月1日から、BSPは、特定の主要な指標を除き、BSPが作成した統計のみを公表している。このため、他の政府機関が作成した統計等過去に公表されたBSP以外が作成した選別された統計は、今後BSPからは公表されない。
- (2) 暫定値。

国	輸入元別輸入額 ⁽¹⁾	輸入合計に占める割合
	2025年度 ⁽²⁾	2025年度 ⁽²⁾
	(単位：百万ドル)	(単位：%)
中華人民共和国	8,932	27.9
インドネシア	2,594	8.1
日本	2,611	8.2
韓国	2,278	7.1
タイ	1,845	5.8
米国	1,966	6.1
ベトナム	1,388	4.3
マレーシア	1,421	4.4
シンガポール	1,388	4.3
台湾	990	3.1
オーストラリア	777	2.4
フランス	303	0.9
香港	474	1.5
ドイツ	456	1.4
インド	473	1.5
サウジアラビア	544	1.7
ブラジル	366	1.1
イタリア	254	0.8
アラブ首長国連邦	373	1.2
イラク	139	0.4
その他	2,404	7.5
合計	31,976	100.0

出典：PSA

注：

- (1) 2024年9月1日から、BSPは、特定の主要な指標を除き、BSPが作成した統計のみを公表している。このため、他の政府機関が作成した統計等過去に公表されたBSP以外が作成した選別された統計は、今後BSPからは公表されない。
- (2) 2025年3月31日現在の暫定値。

PSAのデータによると、2020年度の総輸入額は、2019年度に計上した111.6十億ドルから19.5%減少し、89.8十億ドルとなった。この減少は、主に当時の世界的な新型コロナウイルス感染症の大流行並びにそれに伴う国内の都市封鎖、出入国制限、観光業の縮小、ビジネス及び産業の一時停止、並びに金融市場への波及効果によるものである。その結果として、資本財、原材料及び中間財、鉱物燃料及び鉱物油、並びに消費財の2020年度の輸入額は、それぞれ、2019年度の37.4十億ドル、40.6十億ドル、13.4十億ドル及び19.3十億ドルから、20.5%、11.0%、42.9%及び19.8%減少し、29.8十億ドル、36.2十億ドル、7.6十億ドル及び15.4十億ドルとなった。

PSAのデータによると、2021年度の総輸入額は、2020年度に計上した89.8十億ドルから31.3%増加し、117.9十億ドルとなった。これは、主に新型コロナウイルス感染症の感染対策が当期中の大半において比較的緩和されていたことによるもので、これによって、資本財、原材料及び中間財、鉱物燃料及び鉱物油、並びに消費財の2021年度の輸入額は、それぞれ、2020年度の29.8十億ドル、36.2十億ドル、7.6十億ドル及び15.4十億ドルから、19.2%、32.7%、78.5%及び22.1%増加し、35.5十億ドル、48.0十億ドル、13.6十億ドル及び18.9十億ドルを計上した。

PSAのデータによると、2022年度の総輸入額は、2021年度に計上した116.9十億ドルから17.4%増加し、137.2十億ドルとなった。これは、主に新型コロナウイルス感染症の感染対策が当期中の大半において比較的緩和されていたことによるもので、これによって、資本財、鉱物燃料及び鉱物油、原材料及び中間財、並びに消費財の2022年度の輸入額は、それぞれ、2021年度の35.5十億ドル、13.6十億ドル、48.0十億ドル、及び18.9十億ドルから、6.9%、74.6%、9.1%及び19.5%増加し、37.9十億ドル、23.8十億ドル、52.3十億ドル及び22.4十億ドルを計上した。

PSAの修正データによると、2023年度の総輸入額は、2022年度に計上した137.2十億ドルから8.1%減少し、126.2十億ドルとなった。これは、主に商品価格の低下によるものであり、半加工原材料、鉱物燃料及び鉱物油、原材料及び中間財の2023年度の輸入額は、それぞれ、2022年度の46.2十億ドル、23.8十億ドル及び52.3十億ドルから22.0%、15.5%及び13.2%減少し、38.6十億ドル、20.1十億ドル及び45.4十億ドルを計上した。但し、この減少

は、2023年度の消費財の輸入額が、2022年度の22.4十億ドルから9.2%増加し、24.4十億ドルとなったことによって相殺された。

PSAの暫定データによると、2024年度の総輸入額は、2023年度に計上した126.2十億ドルから1.0%増加し、127.4十億ドルとなった。これは、主に原材料及び中間財に加え消費財の輸入額の増加によるものである。2024年度の原材料及び中間財の輸入額は、2023年度の45.5十億ドルから2.0%増加し、46.4十億ドルを計上した。2024年度の消費財の輸入額は、2023年度の24.4十億ドルから5.6%増加し、25.8十億ドルを計上した。この増加は、2024年度の鉱物燃料及び鉱物油の輸入額が、2023年度の20.1十億ドルから5.2%減少し、19.1十億ドルとなったことによって相殺された。

PSAの暫定データによると、2025年度の最初の3ヶ月間の総輸入額は、2024年度同期に計上した29.5十億ドルから8.4%増加し、32.0十億ドルとなった。これは、主に原材料及び中間財に加え消費財の輸入額の増加によるものである。2025年度の最初の3ヶ月間の原材料及び中間財の輸入額は、2024年度同期の10.4十億ドルから13.6%増加し、11.8十億ドルを計上した。2025年度の最初の3ヶ月間の消費財の輸入額は、2024年度同期の5.7十億ドルから16.6%増加し、6.6十億ドルを計上した。

対日本貿易における直近の大きな展開

暫定値によると、日本は、2024年度においてフィリピンとの総輸出入額約20.4十億米ドルを計上し、総輸出入の10.2%を占め、フィリピンの主要な貿易相手国の1つであり続けている。日本への総輸出額は10.3十億米ドル、輸入額は10.1十億米ドルを計上した。

サービス貿易

下表は、記載された期間について部門別の共和国のサービス貿易を示している。

	サービス貿易				
	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度(1)	2024年度(2)
	(単位：百万ドル)				
サービス合計	13,866	14,039	15,895	18,183	14,580
輸出	31,822	33,570	41,122	48,332	51,978
輸入	17,956	19,531	25,226	30,149	37,398
他社が所有する有形の物品に係る製造サービス	4,152	5,033	5,443	4,920	4,909
輸出	4,152	5,033	5,443	4,920	4,909
輸入	0	0	0	0	0
メンテナンス修理サービス	(11)	(8)	(70)	(153)	(131)
輸出	59	42	112	100	108
輸入	70	50	181	253	239
輸送	(2,525)	(3,493)	(3,967)	(4,380)	(3,871)
輸出	1,669	1,568	2,688	3,063	3,567
輸入	4,194	5,060	6,655	7,443	7,437
うち旅客	460	163	520	314	223
輸出	708	353	1,065	1,501	1,481
輸入	248	190	544	1,187	1,258
うち貨物運送	(3,132)	(3,989)	(4,986)	(4,982)	(4,832)
輸出	564	672	760	629	613
輸入	3,696	4,661	5,746	5,611	5,445
うちその他	147	333	498	287	739
輸出	396	542	863	932	1,473
輸入	249	209	364	645	734
旅行	(2,298)	(2,661)	(744)	2,465	(3,037)
輸出	1,791	600	4,174	9,118	9,709
輸入	4,088	3,262	4,918	6,653	12,746
建設サービス	(11)	41	16	(300)	(199)
輸出	85	88	74	125	89
輸入	97	47	57	425	288
保険・年金サービス	(1,314)	(1,749)	(1,893)	(1,904)	(1,907)
輸出	75	101	100	86	121
輸入	1,389	1,850	1,993	1,989	2,027
金融サービス	(453)	(211)	(752)	(1,330)	(2,008)
輸出	90	194	244	304	440
輸入	543	405	996	1,633	2,448

知的財産権使用料	(504)	(590)	(539)	(421)	(415)
輸出	15	33	12	30	28
輸入	519	623	551	452	443
通信・コンピュータ・ 情報サービス	4,414	4,179	4,591	5,163	5,931
輸出	5,930	6,300	6,673	7,098	8,085
輸入	1,515	2,121	2,082	1,935	2,155
その他業務サービス	12,815	13,986	14,188	14,413	15,569
輸出	17,798	19,478	21,456	23,293	24,666
輸入	4,983	5,492	7,268	8,881	9,097
個人・文化・レクリエーション サービス	(18)	(103)	(28)	42	87
輸出	136	112	127	169	227
輸入	154	214	155	126	141
政府サービス	(381)	(385)	(351)	(332)	(347)
輸出	22	22	21	26	29
輸入	403	407	372	358	376

出典：バンコ・セントラル

注：

- (1) 修正値。
- (2) 暫定値。

2020年度におけるサービス貿易収支は、2019年度に計上した13.0十億ドルの黒字から6.3%増加し、13.9十億ドルの黒字を計上した。この黒字の増加は、主に2020年度のその他業務サービスの黒字が2019年度の12.0十億ドルから7.0%増加し、12.8十億ドルを計上したこと、2020年度の保険・年金サービスの赤字が2019年度の1.6十億ドルから15.4%減少し、1.3十億ドルを計上したこと、及び2020年度の知的財産権使用料の赤字が2019年度の805百万ドルから37.4%減少して、504百万ドルを計上したことに起因する。これらは、2020年度の通信・コンピュータ・情報サービスの黒字が2019年度の4.8十億ドルから7.4%減少して、4.4十億ドルとなったことにより、部分的に相殺された。

2021年度におけるサービス貿易収支は、2020年度に計上した13.9十億ドルの黒字から1.2%増加し、14.0十億ドルの黒字を計上した。これは、主に新型コロナウイルス感染症の感染対策が当期中の大半において比較的緩和されていったことによるもので、これによって、2021年度のその他業務サービスの黒字は、2020年度の12.8十億ドルから9.1%増加した14.0十億ドルを計上し、2021年度の有形の物品に係る製造サービスの黒字は、2020年度の4.2十億ドルから21.2%増加して、5.0十億ドルを計上した。

2022年度におけるサービス貿易収支は、2020年度に計上した14.0十億ドルの黒字から13.1%増加し、15.9十億ドルの黒字を計上した。これは、主に2022年度の通信・コンピュータ・情報サービスの黒字が、2021年度の4.2十億ドルから9.9%増加して4.6十億ドルを計上したこと、及び2022年度の旅行サービスの赤字が、2021年度の旅行サービスの2.7十億ドルの赤字から72.0%減少して744百万ドルとなったことに起因する。但し、この赤字の減少は、2022年度の輸送サービス及び保険・年金サービスの赤字が、それぞれ、2021年度の3.5十億ドル及び1.7十億ドルから13.6%及び8.2%増加して、4.0十億ドル及び1.9十億ドルとなったことにより相殺された。

修正値によると、2023年度におけるサービス貿易収支は、2022年度に計上した15.9十億ドルの黒字から17.6%増加し、18.7十億ドルの黒字を計上した。この黒字の増加は、主に2023年度の旅行サービスが、2022年度の0.7十億ドルの赤字から430.0%成長し、2.5十億ドルの黒字を計上したこと、及び2023年度の通信・コンピュータ・情報サービスの黒字が、2022年度の4.6十億ドルから12.4%増加して5.2十億ドルの黒字となったことに起因する。

暫定値によると、2024年度におけるサービス貿易収支は、2023年度に計上した18.2十億ドルの黒字から19.8%減少し、14.6十億ドルの黒字を計上した。これは、主に2024年度の旅行サービスが、2023年度の2.5十億ドルの黒字から223.2%減少し、3.0十億ドルの赤字を計上したことによる。またこれは2024年度の金融サービスの赤字が、2023年度の1.3十億ドルの赤字から51.1%増加して2.0十億ドルの赤字となったことに起因する。

[次へ](#)

第一次所得

下表は、当該年度における共和国の第一次所得を記載したものである。

	第一次所得				
	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度(1)	2024年度(2)
	(単位：百万ドル)				
第一次所得合計	4,101	3,323	4,949	4,342	4,966
収入額	11,594	11,832	13,024	16,367	17,743
支出額	7,492	8,509	8,076	12,025	12,777
雇用者報酬	8,413	8,662	8,878	9,070	9,326
収入額	8,549	8,825	9,067	9,289	9,474
支出額	136	163	189	219	148
投資収益	(4,311)	(5,339)	(3,930)	(4,728)	(4,360)
収入額	3,045	3,007	3,957	7,078	8,269
支出額	7,356	8,346	7,887	11,806	12,630
直接投資収益	(3,076)	(4,123)	(3,136)	(4,087)	(3,270)
収入額	1,218	872	1,280	2,945	3,312
支出額	4,293	4,995	4,416	7,032	6,582
配当金	(3,476)	(4,647)	(2,904)	(3,837)	(2,822)
収入額	362	234	57	257	410
支出額	3,838	4,881	2,961	4,094	3,232
配当金・支店からの収益	(2,682)	(3,530)	(1,494)	(2,414)	(1,653)
収入額	212	253	181	368	414
支出額	2,894	3,784	1,675	2,783	2,067
再投資収益	(794)	(1,117)	(1,410)	(1,423)	(1,169)
収入額	150	(20)	(125)	(112)	(4)
支出額	944	1,097	1,286	1,311	1,165
利子	400	524	(232)	(250)	(448)
収入額	855	639	1,223	2,688	2,902
支出額	455	115	1,455	2,938	3,350
証券投資収益	(1,962)	(2,264)	(2,393)	(2,102)	(2,900)
収入額	456	693	389	425	433
支出額	2,417	2,957	2,782	2,526	3,333
配当金	(825)	(846)	(901)	(805)	(1,460)
収入額	10	6	1	12	6
支出額	835	852	902	817	1,466
配当金(投資ファンド持分を除く。)	(825)	(846)	(901)	(805)	(1,460)
収入額	10	6	1	12	6
支出額	835	852	902	817	1,466
債券利子	(1,136)	(1,418)	(1,492)	(1,297)	(1,440)
収入額	446	687	388	413	426
支出額	1,582	2,105	1,880	1,710	1,867
短期(短期債)	(84)	(385)	(276)	(63)	(14)
収入額	118	133	12	10	0
支出額	202	518	288	73	14
長期(中長期債)	(1,052)	(1,033)	(1,216)	(1,234)	(1,427)
収入額	328	555	376	403	426
支出額	1,380	1,587	1,592	1,637	1,853
中央銀行	(12)	(12)	(10)	(8)	(8)
中央銀行以外の預金	(143)	(145)	(161)	(135)	(141)
取扱機関					
一般政府	(1,073)	(1,261)	(1,196)	(1,333)	(1,575)

その他部門	176	384	151	242	297
収入額	328	555	376	403	426
支出額	152	171	226	160	129
その他投資収益	(381)	(258)	(151)	(983)	(1,300)
収入額	264	135	538	1,264	1,415
支出額	645	393	689	2,247	2,715
中央銀行	(4)	(1)	(28)	(134)	(149)
収入額	0	0	0	0	0
支出額	4	1	28	134	149
中央銀行以外の預金取扱機関	105	60	367	613	605
収入額	196	115	447	808	867
支出額	91	55	80	194	263
一般政府	(374)	(210)	(439)	(1,545)	(1,838)
その他部門	(108)	(107)	(51)	83	81
収入額	69	21	91	456	547
支出額	176	127	142	374	466

出典：バンコ・セントラル

注：

- (1) 修正値。
- (2) 暫定値。

2020年度の第一次所得収支は、2019年度の5.3十億ドルの黒字から22.3%減の4.1十億ドルの黒字を計上した。黒字の減少は主に、世界中で進行している新型コロナウイルス感染症の大流行の影響並びにそれに伴う国内封鎖、国境管理、観光事業の縮小、貿易及び製造業の中断並びに金融市場が煽りをうけたことに起因する。これにより、雇用者報酬収支は、2019年度の8.7十億ドルから2020年度の8.4十億ドルの黒字へと2.9%縮小し、投資収益、直接投資並びに株式及び投資ファンド持分の赤字が、2019年度の3.4十億ドル、2.7十億ドル及び3.4十億ドルの赤字から、2020年度にそれぞれ4.3十億ドル、3.1十億ドル及び3.5十億ドルの赤字に、26.5%、12.3%及び1.9%それぞれ増加した。これらの影響は、証券投資の赤字が2019年度の2.0十億ドルの赤字に対して、2020年度には2.0十億ドルの赤字に2.1%減少したことにより一部相殺された。

2021年度の第一次所得収支は3.3十億ドルの黒字で、2020年度の黒字4.1十億ドルから19.0%減少した。黒字が減少した理由は、主として株式及び投資ファンド持分の収益についての支払が2020年度の3.8十億ドルから2021年度は4.9十億ドルへと27.2%増加したことである。

2022年度の第一次所得収支は4.9十億ドルの黒字で、2021年度の黒字3.3十億ドルから48.9%増加した。黒字が増加した理由は、主として投資収益への支出純額が2021年度の5.3十億ドルから2022年度は3.7十億ドルへと31.6%減少したことである。

修正値によると、2023年度の第一次所得収支は4.3十億ドルの黒字で、2022年度の黒字4.9十億ドルから10.8%減少した。黒字が減少した理由は、主として投資収益の支出純額が2022年度の3.9十億ドルから2023年度は4.6十億ドルへと18.4%増加したことである。

暫定値によると、2024年度の第一次所得収支は5.0十億ドルの黒字で、2023年の黒字4.3十億ドルから14.4%増加した。黒字が増加した理由は、主として投資収益の収入純額が2023年度の7.1十億ドルから2024年度は8.3十億ドルへと16.8%増加し、雇用者報酬が2023年度の9.3十億ドルから2024年度は9.5十億ドルへと2.0%増加したことである。

第二次所得

下表は、当該年度における共和国の第二次所得を記載したものである。

	第二次所得				
	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度(1)
	(単位：百万ドル)				
第二次所得合計	27,386	29,501	30,596	31,124	31,685
収入額	28,240	30,452	31,378	32,217	32,877
支出額	854	950	781	1,092	1,192
一般政府	631	720	550	597	514
収入額	671	760	590	634	553
支出額	39	39	41	37	39
金融会社・非金融会社・家計・対家計非営利団体	26,754	28,781	30,047	30,528	31,171
受取	27,569	29,692	30,788	31,583	32,324
支払	815	911	741	1,055	1,153
個人間移転	26,259	27,767	28,873	29,716	30,685
収入額	26,334	27,860	28,982	29,807	30,806
支出額	75	93	109	91	121
その他移転	496	1,014	1,174	812	486
受取	1,236	1,832	1,806	1,775	1,518
支払	740	818	632	964	1,032

出典：パンコ・セントラル

注：

(1) 暫定値。

2020年度の第二次所得収支は、2019年度の28.0十億ドルの黒字から2.0%減少して27.4十億ドルの黒字であった。黒字の減少は、主として2020年度の金融会社・非金融会社・家計・対家計非営利団体収支の黒字及びその他移転の黒字が、2019年度の27.1十億ドル及び846百万ドルから1.3%及び42.0%減の26.8十億ドル及び496百万ドルへとそれぞれ減少したことによる。

2021年度の第二次所得収支は、2020年度の黒字27.4十億ドルから7.6%増加して29.5十億ドルの黒字であった。黒字の増加は、もっぱら、主に在外労働者からの送金収入で構成される個人送金が2020年度の26.3十億ドルから2021年度には27.8十億ドルに5.7%増加したことによるものである。

2022年度の第二次所得収支は、2021年度の黒字29.5十億ドルから3.7%増加して30.6十億ドルの黒字であった。黒字の増加は、もっぱら、主に在外労働者からの送金収入で構成される個人送金が2021年度の27.8十億ドルから、2022年度には28.9十億ドルへと4.0%増加したことによるものである。

2023年度の第二次所得収支は、2022年度の黒字30.6十億ドルから1.5%増加して31.1十億ドルの黒字であった。黒字の増加は、もっぱら、主に在外労働者からの送金収入で構成される個人送金が2022年度の28.9十億ドルから、2023年度には29.7十億ドルへと2.8%増加したことによるものである。

暫定値によると、2024年度の第二次所得収支は、2023年度の黒字31.1十億ドルから1.8%増加して31.7十億ドルの黒字であった。黒字の増加は、主に金融会社・非金融会社・家計・対家計非営利団体収支の黒字が、2023年度の30.5十億ドルから2024年度の31.2十億ドルに2.1%増加したことによるものである。

金融収支

金融収支は、直接投資、証券投資、金融派生商品投資、その他投資の4つに分類されている。
下表は、当該年度における共和国の直接投資を記載したものである。

	直接投資				
	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度(1)	2024年度(2)
	(単位：百万ドル)				
直接投資合計	(3,260)	(9,732)	(5,631)	(5,400)	(6,058)
金融資産の純増	3,562	2,251	3,861	3,525	2,872
直接投資企業への直接投資家	125	285	563	677	2,595
実行	248	501	748	787	2,786
回収	123	216	185	120	191
収益の再投資	150	(20)	(125)	(112)	(4)
債券	3,287	1,986	3,423	2,969	281
直接投資企業への直接投資家	22	401	101	375	464
直接投資家への直接投資企業	3,265	1,584	3,322	2,595	(183)
負債の純増	6,822	11,983	9,492	8,925	8,930
株式及び投資ファンド持分	2,651	4,476	3,243	2,393	2,705
直接投資企業への直接投資家	1,706	3,379	1,957	1,081	1,540
実行	2,099	3,934	2,206	2,080	2,168
回収	392	555	249	998	628
収益の再投資	944	1,097	1,286	1,311	1,165
債券	4,172	7,507	6,250	6,533	6,225
直接投資企業への直接投資家	3,868	7,333	6,019	6,655	6,050
直接投資家への直接投資企業	304	174	231	(122)	175

出典：バンコ・セントラル

注：

(1) 修正値。

(2) 暫定値。

下表は、記載された年度における共和国の証券投資を記載したものである。

	証券投資				
	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度(1)	2024年度(2)
	(単位：百万ドル)				
証券投資	(1,680)	10,237	(1,684)	3,544	(3,629)
金融資産の純増	6,567	7,809	(281)	3,463	1,857
株式及び投資ファンド持分	1,014	1,786	(529)	1,714	474
中央銀行	0	0	0	0	0
中央銀行以外の預金取扱機関	2	(35)	(3)	(40)	15
その他部門	1,012	1,821	(525)	1,754	460
債券	5,553	6,023	247	1,749	1,383
中央銀行	1,378	3,414	97	91	58
中央銀行以外の預金取扱機関	1,985	(1,414)	(656)	(819)	3,602
その他部門	2,190	4,024	806	2,476	(2,277)
負債の純増	8,246	(2,428)	1,402	(81)	5,486
株式及び投資ファンド持分	(2,541)	(975)	(488)	(444)	(87)
中央銀行以外の預金取扱機関	(739)	803	645	304	243
その他部門	(1,802)	(1,778)	(1,133)	(748)	(330)
債券	10,787	(1,452)	1,890	363	5,573
中央銀行	(24)	(7)	(8)	(14)	(9)
中央銀行以外の預金取扱機関	424	(1,069)	156	(1,645)	483
一般政府	6,094	225	2,945	1,932	4,866
その他部門	4,294	(601)	(1,202)	90	233

出典：バンコ・セントラル

注：

- (1) 修正値。
(2) 暫定値。

2020年から2024年まで、政府は、非居住者との間でヘッジ又は投機目的によるデリバティブ取引を実行しなかった。しかしながら、バンコ・セントラルは、リスク管理及び利回りの向上のために、オプション、先物及びスワップ等のデリバティブ派生商品取引を時に応じて実行している。

下表は、当該年度における共和国のその他投資を記載したものである。

	その他投資				
	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度(1)	2024年度(2)
	(単位：百万ドル)				
その他投資合計	(1,767)	(6,987)	(6,523)	(11,635)	(7,680)
金融資産の純増	3,953	649	(415)	(2,062)	2,440
現預金	2,673	(631)	21	(1,489)	1,917
中央銀行以外の預金取扱機関	1,240	184	(629)	(753)	441
その他部門	1,433	(815)	650	(736)	1,476
貸付	1,174	1,165	(520)	(744)	401
中央銀行以外の預金取扱機関	1,174	1,165	(520)	(744)	401
貿易信用・前払 ⁽³⁾	118	141	94	92	56
その他資産	(12)	(26)	(11)	79	66
負債の純増	5,720	7,636	6,108	9,573	10,120
現預金	(333)	380	479	(141)	(248)
借入	6,462	4,421	5,242	9,624	9,886
中央銀行以外の預金取扱機関	(3,260)	(1,166)	28	2,087	4,133

長期	-	-	-	-	-
短期	(3,260)	(1,166)	28	2,087	4,133
一般政府	7,334	4,450	3,757	4,792	5,008
長期引出	8,517	5,642	4,795	6,088	6,706
長期返済	1,182	1,192	1,038	1,295	1,698
その他部門	2,387	1,137	1,457	2,745	746
長期	1,932	704	1,518	3,049	427
引出	3,507	2,602	3,354	6,723	3,761
返済	1,576	1,898	1,837	3,674	3,334
短期	456	432	(61)	(304)	319
貿易信用・前払	(787)	265	510	(66)	37
その他負債(その他)	378	(202)	(123)	155	445

出典：パンコ・セントラル

注：

- (1) 修正値。
- (2) 暫定値。
- (3) すべての貿易信用は、非政府部門に係る短期債権である。

2020年度の金融収支は、2019年度の8.0十億ドルの純流入額から14.0%減少して6.9十億ドルの純流入額を計上した。かかる減少は主に、直接投資において流入額が2019年度における5.3十億ドルから2020年度には38.7%減の3.3十億ドルとなったことによるものである。かかる影響は、その他投資において流入額が2019年度における67.0百万ドルから2020年度には1.8十億ドルに増加したことにより一部相殺された。

2021年度の金融収支は6.4十億ドルの純流入額となり、2020年度の6.9十億ドルをわずかに下回った。この減少は、主に証券投資において2020年度の1.7十億ドルの純流入額から2021年度には10.2十億ドルの純流出額へと709%減少したことによる。これは、直接投資の純流入額が2020年度の3.3十億ドルから2021年度の9.7十億ドルに198.5%増加したこと、その他投資の純流入額が2020年度の1.8十億ドルから2021年度の7.0十億ドルへと295.4%増加したことにより相殺された。

2022年度の金融収支は12.9十億ドルの純流入額となり、2021年度の純流入額の6.4十億ドルから増加した。この増加は、主に証券投資において2021年度の10.2十億ドルの純流出額から2022年度には1.3十億ドルの純流入額へと112.8%増加したことによる。これは、直接投資の純流入額が2021年度の9.7十億ドルから2022年度の5.4十億ドルに44.7%減少したこと、及びその他投資の純流入額が2021年度の7.0十億ドルから2022年度の6.2十億ドルへと11.9%減少したことにより相殺された。

修正値によると、2023年度の金融収支は13.6十億ドルの純流出額となり、2022年度の純流出額の12.9十億ドルから増加した。この増加は、主にその他投資における純流出額が、2022年度の6.5十億ドルから2023年度には11.6十億ドルへと78.5%増加したことによる。これは、証券投資において2022年度の1.7十億ドルの純流出額が、2023年度の3.5十億ドルの純流入額へと305.9%増加したことにより一部相殺された。

暫定値によると、2024年度の金融収支は17.6十億ドルの純流出額となり、2023年度の純流出額の13.6十億ドルから増加した。この増加は、主に証券投資において2023年度の3.5十億ドルの純流入額が、2024年度の3.6十億ドルの純流出額へと202.4%減少したことによる。

直接投資

暫定値によると、2022年度の直接投資収支は、2021年度の9.7十億ドルの純流入額から45.5%減少して5.3十億ドルとなった。かかる減少は、外国直接投資が12.0十億ドルから23.2%減少して9.2十億ドルとなったことと、住民の外国直接投資が2.3十億ドルから73.2%増加して3.9十億ドルとなったことによるものである。特に、外国直接投資の純流入額の減少は、主に非居住者の自己資本への純投資額が4.5十億ドルから2.9十億ドルへと35.9%減少し、負債性資本が7.5十億ドルから6.3十億ドルへと15.6%減少したことによるものである。

証券投資

暫定値によると、2022年度の証券投資収支は1.2十億ドルの純流入額で、前年度の10.2十億ドルの純流出額から反転した。これは主に、住民の外国証券投資が7.8十億ドルの純流出額から203百万ドルの純流入額に反転したこと

によるものである。かかる反転は、住民の対外債務証券への純投資が減少したことに起因しており、特にBSPが3.4十億ドルから97百万ドルに、その他セクターが4.0十億ドルから962百万ドルに減少した。さらに、外国直接投資は、非居住者のNG発行債務証券への純投資額が225百万ドルから2.9十億ドルに増加したことに伴い、2022年度には前年の2.4十億ドルの純流出額から975百万ドルの純流入額となった。

その他投資

暫定値によると、2022年度のその他投資収支は、6.0十億ドルの純流入額となり、2021年度の7.0十億ドルの純流入額を13.6%下回った。これは、負債の純流入額が2021年度の7.6十億ドルから5.2十億ドルの純流入額へと31.4%減少したことに加え、金融資産の取得額が2021年度の649百万ドルの純流出額から803百万ドルの純流入額に転じたことによる。

外国直接投資

国内のマクロ経済政策及び構造改革は、フィリピンに対する外国投資の投資フローに大幅な影響を及ぼした。1991年外国投資法（その後の修正を含む。）（以下「外国投資法」という。）は、フィリピンへの投資環境をさらに改善した。外国投資法は、憲法又は適用法上外国資本の投資・所有の規制が適用される、ネガティブリストに記載された特定の分野を除き、フィリピン企業に対する外国資本の100%参入を認めている。ネガティブリストは、外国資本の投資・所有が憲法及び特別法により規制又は禁止されている分野の一覧であるリストAと、安全保障、防衛、公衆衛生及び公序良俗の脅威、並びに中小企業の保護の観点から外国資本の投資・所有が規制されている分野の一覧であるリストBの2種類のリストから構成されている。

外国投資法第8条に基づき、特別法の変更を反映するためにリストAのネガティブリストを何時でも修正すること、及び2年に1度以下の頻度でリストBのネガティブリストを変更することが認められており、それぞれ大統領告示により発布される。2022年6月27日、行政命令第175号（2022年）に基づき、第12次通常外国資本ネガティブリストが発布された。下表は、第12次通常外国投資ネガティブリスト上、外国資本の投資・所有が規制されている分野の概要を示したものである。

リストA：外国資本による投資・所有が憲法及び特別法により規制されている分野

外国資本が40%以下に制限されている分野⁽¹⁾

- ・ 共和国法第9184号の施行規則・規制の第23.4.2.1条(b)、(c)及び(e)項に従うことを条件とする、一定のインフラ・プロジェクトの達成
- ・ 天然資源の探査、開発、利用⁽²⁾
- ・ 私有地の所有⁽³⁾
- ・ 公益事業の管理、運営。但し、発電及び競合可能市場への電力供給並びに公共事業の定義に含まれていないその他の類似事業又はサービスを除く。⁽⁴⁾⁽⁵⁾
- ・ 教育機関の所有、設立、運営。但し、宗教団体及び布教団により設立されたもの、外交官及びその扶養家族のためのもの、その他の外国人の一次的な居住者のためのもの、又は1982年教育法第20条に定義される正式な教育制度の一部を構成しない短期高度技術開発のためのものを除く。⁽⁷⁾
- ・ コメ、とうもろこしの栽培、生産、製粉、加工、売買（小売を除く。）、並びにコメ、とうもろこし、副産物の物々交換、購入その他⁽⁸⁾
- ・ GOCC、企業、機関又は地方自治体への材料、商品供給契約⁽⁹⁾
- ・ 深海漁船の運営
- ・ ラジオ通信網
- ・ コンドミニアムユニットの所有

外国資本が30%以下に制限されている分野

- ・ 広告業

外国資本が25%以下に制限されている分野

- ・ 雇用斡旋（国内・国外のいずれかで雇用されるかを問わない。）
- ・ 防衛関連施設の建設契約

リストB：安全保障、防衛、公衆衛生及び公序良俗の脅威、並びに中小企業の保護の観点から外国資本の投資・所有が規制されている分野

外国資本が40%以下に制限されている分野

- ・ PNPの許可を要する品目の製造、修理、保管、流通
- ・ 危険薬物の製造、流通
- ・ サウナ、スチーム風呂、マッサージクリニック等、公共の保健及び道徳に影響を及ぼす危険性があるため、法により規制されているもの。但し、ウェルネス施設を除く。
- ・ すべての賭博行為。但し、フィリピン娯楽賭博公社と投資契約が結ばれている事業を除く。
- ・ 払込資本金額20万ドル未満の国内市場向け零細及び小規模企業
- ・ (i)科学技術省によって決定された先端技術を有するか、(ii)貿易産業省、情報通信技術省若しくは科学技術省によってスタートアップ若しくはスタートアップ・イネーブラーとして承認されているか、又は(iii)従業員の過半数がフィリピン人（15人以上）である、払込資本金額10万ドル未満の国内市場向け零細及び小規模企業

注：

- (1) 共和国法第10881号により改正後の貸付会社規制法（共和国法第9474号）に基づき、フィリピン証券取引委員会（以下「フィリピンSEC」という。）の規制下にある貸付業者の場合、外国資本100%以下の参入が認められている。フィリピンSECの規制下にある金融会社及び投資関連会社の場合、共和国法第10881号により改正後の金融会社法（共和国法第8556号）及び共和国法第10881号により改正後の投資関連会社法、大統領令第129号に基づき、外国資本100%以下の参入が認められている。
- (2) フィリピン大統領が承認する資金・技術援助契約に基づく場合、外国資本100%参入可。
- (3) フィリピン国籍を失った国民でフィリピン法の下で契約を締結する法的能力を有する者を除く。かかる者は、市街地の場合は最大5,000平方メートル、自らが事業その他の目的で使用する農地の場合は最大3ヘクタールの私有地を譲り受けることができる。
- (4) 公益事業会社の統治機関への外国投資家の参入は、その資本持分に比例した割合に限定されている。また、当該会社又は団体の執行役員及び経営陣は全員、フィリピン国民でなければならない。
- (5) 共和国法第11659号は、「公益事業」を、(i)配電、(ii)送電、(iii)石油及び石油製品パイプライン伝送装置、(iv)配水管路システム及び下水道管路システムを含む排水管路システム、(v)海港並びに(vi)公益事業ビークルのいずれかの公共利用のために運営、管理又は統制する公共サービスと定義する目的で、公共サービス法の改正を行った。上記の部門をすべて公共利用のために運営、管理又は統制するすべての免許保有者、合併事業及びその他の類似の事業体は、同様に公共事業として取り扱われる。発電及び競合可能市場への電力供給は、公益事業には該当しない。

- (6) エネルギー省は、司法省の2022年9月29日付見解を引用して、2008年再生エネルギー法には外国資本に40%の制限を課す旨の規定がないことを明確にした。かかる見解とは、太陽エネルギー、風力エネルギー、水力エネルギー及び海洋又は潮力エネルギーは無尽蔵の資源であるため、憲法で言及される「天然資源」の範囲に含まれないことから、これらの探査、開発及び利用は外国資本に係る40%の制限の対象とするべきでない、というものである。
- (7) 教育機関の管理責任は、フィリピン国民が負うものとする。
- (8) 操業開始から30年以内に、資本の60%以上をフィリピン国民に譲渡する場合、外国資本100%参入可。
- (9) 法律又は規則に基づきフィリピン国民に対して同様の権利又は特権を認める外国の市民、法人又は団体である事業者又は入札者が契約を受注できる。

下表は、第11次通常外国投資ネガティブリストに基づき外国資本による投資・所有が禁止されている分野の概要である。

リストA：外国資本の参入が憲法及び特別法により禁止されている分野

- ・ レコーディングを除くマスメディア
- ・ 専門職：放射能・レントゲン技師、犯罪捜査、弁護士及び船舶甲板官並びに船舶エンジン官を含む。相互利益を伴いつつ法人活動が認められている、フィリピン国内で外国人が従事可能な専門職一覧表に従うものとする⁽¹⁾
- ・ 払込資本金額が250万ドル未満の小売業⁽²⁾
- ・ 協同組合
- ・ 民間の探偵、警備員、警備保障会社の組織、運営
- ・ 小規模鉱業
- ・ 群島内・領海内・排他的経済海域内の海洋資源の利用、河川・湖・湾・潟での天然資源の小規模利用
- ・ 闘鶏場の所有、運営、経営
- ・ 核兵器の製造、修理、貯蔵、流通⁽³⁾
- ・ 生物・化学・放射線兵器及び対人用地雷の製造、修理、貯蔵、流通⁽³⁾
- ・ 爆竹その他花火製品の製造

注：

- (1) 専門科目（政府関係委員会内又は司法試験を含む。）以外の教科である場合、外国人が高等教育機関で教職に就くことも可能である。
- (2) (a)払込資本が250万ドル以上である（但し、1店舗の設立資金が83万ドル以上とする。）、又は(b)高級品若しくは贅沢品を専門とする（但し、1店舗当たりの払込資本が25万ドル以上とする。）小売業者については、外国資本100%参入可。
- (3) 国内投資も禁止されている。

2000年3月、小売自由化法が制定された。同法は、国内産業及び外国競業会社間の効率化及び競争を促進すること、並びに消費者に向上したサービス及び低価格を提供することを目的としている。同法の制定前までは、フィリピン国内の小売業者の所有は、フィリピン人及びフィリピン人が完全所有する法人に限定されていた。同法は2022年1月に改正された。改正法の下では、外国人は外資系パートナーシップ、団体、法人は小売業に従事したり、投資したりすることができる。但し、最低払込資本金が25百万ペソであること、原産国はフィリピンの小売業者の参入を禁止しないこと、複数の実店舗を通じた小売業に従事している場合には、店舗当たり最低投資額が10百万ペソであることを条件とする。

フィリピンの投資委員会は、投資政策及び手続に関して官公庁及び地方政府と調整する。2020年5月、投資委員会は、同委員会が作成した2020年版投資優先計画（以下「2020年版IPP」という。）を、同計画の承認を受けるために当時のドゥテルテ大統領に提出した。2020年版IPPは、新型コロナウイルス感染症関連の必需品及び個人用保護具の製造等新型コロナウイルス感染症の大流行の緩和に向けた諸活動のほか、CREATE法の施行への移行を定め、農村地域の開発に向けた投資優遇措置（所得税免除期間及び資本設備の輸入に係る税の免除を含む。）を組み込む。これを受けて、2022年3月に、投資委員会は2022年版戦略的投資優先計画（以下「2022年版SIPP」という。）案を当時のドゥテルテ大統領に提出し、承認を得た。2022年版SIPPは、2020年版IPPに基づいており、貿易産業省のフィリピン開発計画2017-2022年版、包括的イノベーション産業戦略、科学技術省のPagtanaw 2050年版プログラムに沿ったものである。2020年版IPPに基づく活動を含む税制上の優遇措置の対象となる投資には、グリーン・エコシステムの開発等、より競争力のある経済を構築し、フィリピンの産業バリューチェーンを促進するための活動や、技術研究開発投資等がある。2022年版SIPPに加えて、投資委員会は、投資政策の継続性、一貫性及び予測可能

性を考慮し、また、世界的、地域及び国の社会経済並びに投資環境の最新の動向も踏まえた、2025-2027年版戦略的投資優先計画（以下「2025-2027年版SIPP」という。）を策定した。2025-2027年版SIPPは、2025年5月13日現在、関係当局の承認待ちの状態である。

2023年7月、マルコス大統領は、2023年2月に同大統領が署名した行政命令第18号を通じて設置された戦略的投資のためのグリーンレーンの開始を主導した。開始の結果、戦略的投資のためのグリーンレーンは、戦略的プロジェクトに係るライセンス及び許可の確保を急いで進めることを予定している官公庁及び地方自治体において現在進行中である。

下表は、フィリピンにおける外国直接投資を産業別に記載したものである。

セクター名	産業別外国直接投資（純額） ⁽¹⁾					
	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度 ⁽²⁾	2024年度 ⁽³⁾	2025年度 ⁽⁵⁾
	（単位：百万ドル）					
株式資本（再投資以外）（純額）	1,706.3	3,379.4	1,957.1	1,081.2	1,540.1	195.6
農林水産業	0.0	0.4	3.7	5.2	3.2	0.3
鉱業及び採石業	0.6	6.0	5.0	7.1	(3.3)	(0.2)
製造業	754.0	550.6	737.5	894.8	1,467.0	113
電気、ガス、蒸気、空調供給	(38.3)	2,042.3	51.5	(9.2)	(106.4)	0.4
上下水道、廃棄物管理・浄化業	4.7	(8.5)	0.0	0.0	0.0	0.0
建設	99.8	51.5	160.9	69.7	47.4	(0.6)
卸売・小売業、自動車・オートバイ修理業	93.4	16.2	107.1	(244.7)	(13.4)	2.0
運送・倉庫業	102.9	72.6	30.5	17.5	12.5	2.1
宿泊・外食サービス業	7.8	10.2	16.6	21.1	18.1	2.7
情報通信	130.0	56.5	177.4	112.2	102.4	15.8
金融・保険業	230.5	362.2	255.9	(90.1)	(125.4)	37.1
不動産業	187.9	137.1	353.8	220.3	101.3	9.0
専門職、科学技術	24.4	48.1	33.6	(27.5)	(5.5)	3.4
事務管理サポート業	90.7	15.3	11.5	12.0	27.0	9.7
一般公共サービス・防衛・強制的社会保障	0.0	0.0	0.0	0.0	0.2	0.0
教育	0.8	7.3	0.9	2.2	2.0	0.4
保健、ソーシャルワーク	14.3	8.0	3.4	89.6	2.1	0.1
芸術、娯楽、レクリエーション	2.8	3.3	0.9	0.1	10.3	0.3
その他のサービス業	0.1	0.3	6.9	0.7	0.4	0.0
未分類 ⁽⁴⁾	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
収益の再投資	944.2	1,097.1	1,285.5	1,311.4	1,165.0	197.4
負債性資本	4,171.6	7,506.9	6,249.6	6,532.6	6,224.7	867.4
合計	6,822.1	11,983.4	9,492.2	8,925.1	8,929.8	1,260.3

出典：バンコ・セントラル

注：

- (1) 2009年フィリピン標準産業分類を使用し、かつBPM6の枠組みに従って修正再表示されているデータ。BPM6に基づき、外国直接投資のフロー純額は、非居住者の純株式資本（投資実行額から投資回収額を控除した上で、収益の再投資及び負債性資本（すなわち、企業間借入純額）を加算して計算される。）をいう。
- (2) 修正値。
- (3) 暫定値。
- (4) 非居住者によるクロスボーダー取引調査を出典とするノンバンクへの投資及び地方銀行への投資を対象としている。セクター別又は産業別の内訳統計データは作成されていない。
- (5) 2025年2月28日時点の暫定値。

下表は、フィリピンにおける外国直接投資を国別に記載したものである。

国別	国別外国直接投資（純額） ⁽¹⁾⁽²⁾					
	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度 ⁽³⁾	2024年度 ⁽⁴⁾	2025年度 ⁽¹¹⁾
	（単位：百万ドル）					
株式資本（収益の再投資以外）（純額）	1,706.3	3,379.4	1,957.1	1,081.2	1,540.1	195.6
アジア	1,185.9	3,326.2	1,585.9	1,302.5	825.6	157.2
ASEAN ⁽⁵⁾	295.8	2,582.0	673.1	321.6	173.9	15.2

中東 ⁽⁶⁾	8.9	6.3	45.8	(2.9)	(1.6)	0.5
その他のアジア	881.2	737.9	867.0	983.8	653.3	141.5
米州	191.6	157.1	260.0	56.5	109.8	20.8
オセアニア	(2.6)	(8.2)	6.4	6.3	(0.4)	(0.3)
欧州	329.3	(96.8)	104.3	(285.1)	603.2	17.8
欧州連合 ⁽⁷⁾⁽⁸⁾	278.7	(121.3)	29.2	(288.0)	(163.7)	17.1
その他の欧州	50.6	24.5	75.1	2.9	766.9	0.7
アフリカ	1.1	1.0	0.5	0.7	1.7	0.0
その他 ⁽⁹⁾	0.9	0.0	0.1	0.2	0.2	(0.0)
国際機関	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
収益の再投資 ⁽¹⁰⁾	944.2	1,097.1	1,285.5	1,311.4	1,165.0	197.4
負債性資本 ⁽¹⁰⁾	4,171.6	7,506.9	6,249.6	6,532.6	6,224.7	867.4
合計	<u>6,822.1</u>	<u>11,983.4</u>	<u>9,492.2</u>	<u>8,925.1</u>	<u>8,929.8</u>	<u>1,260.3</u>

出典：バンコ・セントラル

注：

- (1) 2009年フィリピン標準産業分類を使用し、かつBPM6の枠組みに従って修正再表示されているデータ。BPM6に基づき、外国直接投資のフロー純額は、非居住者の純株式資本（投資実行額から投資回収額を控除の上、収益の再投資及び負債性資本（すなわち、企業間借入純額）を加算して計算される。）をいう。
- (2) 2023年7月17日をもって、バンコ・セントラルはISO 3166カントリーコードに基づく国のリストと大陸別分類（アジア、アメリカ、オセアニア、欧州及びアフリカ）に基づく国の分類を採用した。年度間の比較を可能にするため、2018年度-2023年度のデータは更新された大陸グループ別合計を反映して修正された。
- (3) 修正値。
- (4) 暫定値。
- (5) ブルネイ・ダルサラーム、カンボジア、インドネシア、ラオス、マレーシア、ミャンマー、シンガポール、タイ及びベトナムを含む。
- (6) パーレーン、エジプト、イラン、イラク、イスラエル、ヨルダン、クウェート、レバノン、リビア、オマーン、パレスチナ自治区、カタール、サウジアラビア、シリア、アラブ首長国連邦及びイエメンを含む。
- (7) オーストリア、ベルギー、ブルガリア、クロアチア、キプロス、チェコ、デンマーク、エストニア、フィンランド、フランス、ドイツ、ギリシャ、ハンガリー、アイルランド、イタリア、ラトビア、リトアニア、ルクセンブルク、マルタ、オランダ、ポーランド、ポルトガル、ルーマニア、スロバキア、スロベニア、スペイン及びスウェーデンを含む。
- (8) 英国は2021年1月1日付で欧州連合を離脱した。年度間の比較を可能にするため、2021年1月より前のデータは、英国の欧州連合からの離脱を反映して修正された。
- (9) その他を構成する国は特定されていない。
- (10) 国別統計データは作成されていない。
- (11) 2025年2月28日時点の暫定値。

2020年度の外国直接投資の純流入額は、2019年度の8.7十億ドルから21.3%減少して6.8十億ドルであった。純流入額の減少は主に、2020年度の負債性資本純額が、2019年度の5.2十億ドルから4.2十億ドルに減少したこと、及び2020年度の株式投資純額（収益の再投資を除く。）が、2019年度の2.3十億ドルから1.7十億ドルへと減少したことによるものである。2020年度の金融・保険業の投資純額が、2019年度の949.7百万ドルの純流入額から230.5百万ドルの純流出額へと減少した一方で、2020年度の製造業の投資純額は、2019年度の303.2百万ドルの純流入額から754.0百万ドルの純流入額へと増加した。

2020年度の外国直接投資の純流入額に対する新規株式投資の寄与分は、2019年度の2.3十億ドルから1.7十億ドルへと減少した。外国直接投資の減少は、主に2020年度のASEAN諸国及び米州からの新規株式投資が、2019年度の662.2百万ドル及び321.1百万ドルの純流入額から、295.8百万ドル及び191.6百万ドルの純流入額にそれぞれ減少したことに起因する。これらは、2020年度の他のアジア諸国からの純流入額が、2019年度の872.2百万ドルから881.2百万ドルへと増加したことにより一部相殺された。2020年度の共和国における収益の再投資は減少して、2019年度の1.1十億ドルに対して、944.2百万ドルとなった。

2021年度の外国直接投資の純流入額は12.0十億ドルで、2020年度の6.8十億ドルを75.7%上回った。流入額の増加は、主として負債性資本純額が2020年度の4.2十億ドルから2021年度の7.5十億ドルへと80.0%増加したことによる。電気、ガス、蒸気及び空調供給業への純投資額は、2020年度の38.3百万ドルの純流出額から、2021年度には2.0十億ドルの純流入額に転じた。金融・保険業務への純投資額は、2020年度の230.5百万ドルの純流入額から2021年度の362.2百万ドルの純流入額へと増加した。これらは、製造業に対する純投資が2020年度の754.0百万ドルの純流入額から2021年度の550.8百万ドルの純流入額に減少したことにより一部相殺された。

外国直接投資の純流入額に対する新規株式投資の寄与分は、2020年度の1.7十億ドルから98.1%増加して2021年度には3.4十億ドルとなった。外国直接投資は、主としてASEAN諸国からの外国直接投資による新規株式投資が2020年度の295.8百万ドルの流入額から2021年度には2.6十億ドルの流入額に増加した結果、増加した。これらは、欧州連合からの純流入額が、2020年度の278.7百万ドルの純流入額から2021年度には121.3百万ドルの純流出額へと減少したことにより一部相殺された。共和国における収益の再投資は、2020年度の944.2百万ドルに対して、2021年度には1.1十億ドルに増加した。

2022年度の外国直接投資の純流入額は9.5十億ドルで、2021年度の12.0十億ドルを27.7%下回った。流入額の減少は主に負債性資本純額が2021年度の7.5十億ドルから2022年度には6.4十億ドルに減少したこと及び電力、ガス、蒸気、空調供給業への投資純額が2021年度の2.0十億ドルから2022年度には51.5百万ドルへと減少したこと及び金融・保険業務への投資純額が2021年度の362.2百万ドルから2022年度には240.8百万ドルへと減少したことによるものである。しかし、これは、製造業への投資純額が550.6百万ドルの純流入額から752.6百万ドルの純流入額へと増加し、建設への投資純額が2021年度の51.5百万ドルの純流入額から2022年度には160.7百万ドルの純流入額へと増加し、農業、林業及び漁業への投資純額も2021年度の35,000ドルの純流入額から2022年度の3.7百万ドルの純流入額へと増加したことにより相殺された。

外国直接投資の純流入額に対する新規株式投資の寄与分は、2021年度の3.4十億ドルから2022年度には1.8十億ドルへと減少した。外国直接投資が減少したのは、主にASEAN諸国及び他のアジア諸国からの外国直接投資の新規株式投資が減少した結果であり、2021年度のそれぞれ2.6十億ドルと737.9百万ドルの純流入額から、2022年度にはそれぞれ651.7百万ドルと699.3百万ドルの純流入額へと減少した。これらは、欧州連合及び米州からの純流入額が2021年度の121.3百万ドルの純流出額と157.1百万ドルの純流入額から2022年度には28.7百万ドルと259.2百万ドルの純流入額にそれぞれ増加したことにより一部相殺された。共和国における収益の再投資は、2021年度の1.1十億ドルに対し、2022年度には1.2十億ドルに増加した。

修正値によると、2023年度の外国直接投資の純流入額は8.9十億ドルで、2022年度の9.5十億ドルを6.7%下回った。流入額の減少は、主に株式投資純額（収益の再投資を除く。）に係る流入額が2022年度の2.0十億ドルから2023年度には1.3十億ドルに減少したこと、及び金融・保険業務への投資純額が2022年度の255.9百万ドルの流入額から2023年度には90.1百万ドルの流出額に減少したことによるものである。この減少は不動産業についても同様に見られ、純流入額は2022年度の160.9百万ドルから2023年度には69.7百万ドルに減少し、不動産業の流入額についても2022年度の353.8百万ドルから2023年度は220.3百万ドルに減少した。しかし、これらは、製造業に係る純流入額が2022年度の737.5百万ドルから2023年度には894.8百万ドルへと増加したことによりわずかに相殺された。

修正値によると、2023年度の外国直接投資の純流入額に対する新規株式投資の寄与分は、2022年度の2.0十億ドルから1.1十億ドルに減少した。外国直接投資の減少は、主にASEAN諸国及び米州からの外国直接投資の新規株式投資が減少した結果であり、2022年度のそれぞれ673.1百万ドルと260.0百万ドルの純流入額から、2023年度にはそれぞれ321.6百万ドルと56.5百万ドルに減少した。共和国における収益の再投資は、2022年度の1,285.5百万ドルに対し、2023年度は1,311.4百万ドルに増加した。

暫定値によると、2024年度の外国直接投資の純流入額は、2023年度の8.9十億ドルから横ばいで、8.9十億ドルであった。

暫定値によると、2024年度の外国直接投資の純流入額に対する新規株式投資の寄与分は、2023年度の1.1十億ドルの流入額から1.5十億ドルの流入額に増加した。外国直接投資の増加は、主に欧州からの外国直接投資の新規株式投資が、2023年度の285.1百万ドルの純流出額から2024年度の603.2百万ドルの純流入額へと増加したことによる。これは、ASEAN諸国及びオセアニアからの外国直接投資の新規株式投資が、2023年度の321.6百万ドル及び6.37百万ドルの純流入額から、2024年度の173.9百万ドル及び6.34百万ドルの純流入額にそれぞれ減少したことにより、一部相殺された。

暫定値によると、2025年度の最初の2ヶ月間の外国直接投資の純流入額は、2024年度の最初の2ヶ月間の2.3十億ドルから45.2%減少した、1.3十億ドルであった。この純流入額の減少は、主に2025年度の最初の2ヶ月間の負債性資本の純額が、2024年度の最初の2ヶ月間の1.4十億ドルから0.9十億ドルに減少したことによる。

暫定値によると、2025年度の最初の2ヶ月間の外国直接投資の純流入額に対する新規株式投資の寄与分は、2024年度の最初の2ヶ月間の752.9百万ドルの純流入額から、195.6百万ドルの純流入額に減少した。この減少は、主に2025年度の最初の2ヶ月間の欧州からの外国直接投資の新規株式投資が、2024年度の最初の2ヶ月間の738.1百万ドルの純流入額から17.8百万ドルの純流入額へと減少したことによる。

[次へ](#)

国際通貨準備高

下表は、IMFの国際金融統計において公表された預金取扱機関調査における改訂された国際収支の枠組み及びIMFの会計取扱いに準拠して編纂された、バンコ・セントラルの総国際通貨準備高を示したものである。

バンコ・セントラルの総国際通貨準備高

12月31日現在

部門	2020年	2021年	2022年	2023年	2024年	2025年 ⁽²⁾
(単位：月数及び%を除き、百万ドル)						
IMFにおける準備ポジション ⁽³⁾	813.1	801.6	789.8	760.9	675.6	741.6
金	11,605.3	9,332.8	9,282.3	10,557.2	11,005.7	13,338.4
特別引出権 (SDR)	1,232.9	3,938.9	3,764.8	3,809.6	3,732.7	3,804.8
外国投資	93,644.5	91,624.5	81,369.5	87,854.8	89,476.0	86,089.8
外国為替 ⁽⁴⁾	2,821.6	3,096.6	942.8	770.7	1,366.5	648.6
合計	110,117.4	108,794.4	96,149.2	103,753.2	106,256.5	104,623.1
商品及びサービスの輸入月数の合計 (月)	12.3	9.7	7.2	7.6	7.5	7.2
合計に対する短期債務の比率 (%) ⁽⁵⁾						
当初満期	775.0	721.0	578.5	606.9	501.7 ⁽¹⁾	492.8
残余満期	520.2	545.8	384.3	394.5	376.5 ⁽¹⁾	363.6

出典：バンコ・セントラル

注：

- (1) 修正値。
- (2) 2025年4月30日時点の暫定値。
- (3) IMFにおける準備ポジションは、当該国のIMFの一般準備金勘定向け信用をいう。これは政府が所有する資産であるものの、総国際通貨準備高の一部として取り扱われる。
- (4) 定期預金、政府又は国際機関が発行又は保証する有価証券に対する投資、及びレボ取引で構成される。
- (5) 残余満期に基づく短期債務は、当初満期に基づく短期対外債務残高に、翌12ヶ月間に期限が到来する公的部門及び民間部門の中長期ローンに係る元本支払額を加算した額をいう。

バンコ・セントラルにより管理される総国際通貨準備高は、実質的にフィリピンのすべての公的な国際通貨準備高を構成している。バンコ・セントラルは、随時、利回り又は市場リスクを管理するため、金、外国為替及び外国証券についてオプションを締結する。また、金準備高における利回りを最適化するため、金融スワップ契約も締結する。

2020年12月31日現在、総国際通貨準備高は、2019年12月31日現在の87.8十億ドルから増加して、110.1十億ドルとなった。この増加は、主に、外国投資が、2019年12月31日現在の75.3十億ドルから2020年12月31日現在の93.6十億ドルに18.3十億ドル増加したことによるものであった。2020年12月31日現在の総国際通貨準備高の水準は、約12.3ヶ月分の商品の輸入額並びにサービス及び所得の支払いを行うのに十分な金額であり、また、当初満期ベースで共和国の短期債務額の7.8倍、残余満期ベースでは5.0倍に相当する金額であった。2020年12月末現在の純国際通貨準備高は、110.1十億ドルであった。

2021年12月31日現在、総国際通貨準備高は、2020年12月31日現在の110.1十億ドルから減少して、108.8十億ドルとなった。この減少は、主に、外国投資が、2020年12月31日現在の93.6十億ドルから2021年12月31日現在の91.6十億ドルに2.0十億ドル減少したことによるものであった。2021年12月31日現在の総国際通貨準備高の水準は、約9.6ヶ月分の商品の輸入額並びにサービス及び所得の支払いを行うのに十分な金額であり、また、当初満期ベースで共和国の短期債務額の7.2倍、残余満期ベースでは5.3倍に相当する金額であった。2021年12月末現在の純国際通貨準備高は、108.8十億ドルであった。

2022年12月31日現在、総国際通貨準備高は、2021年12月31日現在の108.8十億ドルから減少して、96.1十億ドルとなった。この減少は、主に、外国投資が、2021年12月31日現在の91.6十億ドルから2022年12月31日現在の81.4十億ドルに10.2十億ドル減少したことによるものであった。2022年12月31日現在の総国際通貨準備高の水準は、約7.2ヶ月分の商品の輸入額並びにサービス及び所得の支払いを行うのに十分な金額であり、また、当初満期ベース

で共和国の短期債務額の5.8倍、残余満期ベースでは3.8倍に相当する金額であった。2022年12月末現在の純国際通貨準備高は、96.1十億ドルであった。

2023年12月31日現在、総国際通貨準備高は、2022年12月31日現在の96.1十億ドルから増加して、103.8十億ドルとなった。この増加は、主に外国投資が2022年12月31日現在の81.4十億ドルから2023年12月31日現在の87.5十億ドルに6.1十億ドル増加したことによるものであった。2023年12月31日現在の総国際通貨準備高の水準は、約7.8ヶ月分の商品の輸入額並びにサービス及び所得の支払いを行うのに十分な金額であり、また、当初満期ベースで共和国の短期債務額の5.9倍、残余満期ベースでは3.8倍に相当する金額であった。2023年12月末現在の純国際通貨準備高は、103.7十億ドルであった。

2024年12月31日現在、総国際通貨準備高は、2023年12月31日現在の103.8十億ドルから増加して、106.3十億ドルとなった。この増加は、主に外国投資が2023年12月31日現在の87.9十億ドルから2024年12月31日現在の89.5十億ドルに1.6十億ドル増加したことによるものであった。2024年12月31日現在の総国際通貨準備高の水準は、約7.5ヶ月分の商品の輸入額並びにサービス及び所得の支払いを行うのに十分な金額であり、また、当初満期ベースで共和国の短期債務額の5.0倍、残余満期ベースでは3.8倍に相当する金額であった。2024年12月末現在の純国際通貨準備高は、106.2十億ドルであった。

暫定値によると、2025年4月30日現在、総国際通貨準備高は、2024年4月30日現在の102.6十億ドルから増加して、104.6十億ドルとなった。この増加は、主に金が2024年4月30日現在の10.3十億ドルから2025年4月30日現在の13.3十億ドルに3.1十億ドル増加したことによるものであった。2025年4月30日現在の総国際通貨準備高の水準は、約7.2ヶ月分の商品の輸入額並びにサービス及び所得の支払いを行うのに十分な金額であり、また、当初満期ベースで共和国の短期債務額の4.9倍、残余満期ベースでは3.6倍に相当する金額であった。2025年4月30日現在の純国際通貨準備高は、104.6十億ドルであった。

(4) 【通貨・金融制度】

通貨制度

金融政策

1993年、政府は、新中央銀行法（New Central Bank Act）に従って共和国の中央銀行であるバンコ・セントラルを設立した。バンコ・セントラルは、旧フィリピン中央銀行に代わるものである。バンコ・セントラルは、新中央銀行法に基づき権限を付与されているとおり、通貨、銀行及び与信分野の政策に関して責任を負う独立中央金融機関として機能している。新中央銀行法は、いずれも旧フィリピン中央銀行の多額の赤字の原因となった準財政行為、商業銀行業務又は開発銀行業務若しくは開発融資にバンコ・セントラルが従事することを禁止している。

バンコ・セントラルの主たる目標は、物価の安定、通貨の安定及びペソの兌換性を維持することである。同行の物価安定の目標を達成するために、バンコ・セントラルは、主として政策金利の調整、並びに政府証券の売買、再割引取引及び預金準備率の調整を含む公開市場操作の実施を通じた通貨管理を実行する。

バンコ・セントラルの機能には以下が含まれる。

- ・ 通貨政策の実行
- ・ 国家通貨の発行
- ・ 外貨準備の管理
- ・ 政府、政府の下部行政組織・部局及びGOCCのための預託取扱機関としての活動
- ・ フィリピン国内の銀行及び準銀行の規制

政府は、バンコ・セントラルの発行済株式のすべてを保有している。バンコ・セントラル総裁、大統領により任命された内閣の閣僚1名及び民間部門の常勤代表者5名で構成される7名の委員による通貨理事会が、バンコ・セントラルを統治する。大統領は、内閣の代表者を除き、通貨理事会の7名それぞれの委員を6年の任期で任命する。

フィリピンの法律は、バンコ・セントラルに予見可能な純外貨需要を満たすのに十分な国際通貨準備高を維持することを義務付けている。

2019年2月14日、ドゥテルテ大統領（当時）は共和国法第11211号に署名した。同法はとりわけ、増資及びバンコ・セントラルの権限の拡大により新中央銀行法を改正するものである。同法の下で、バンコ・セントラルの資本金は50十億ペソから200十億ペソに増加された。これは、損失の吸収又は投資のいずれかのためにより多くの資金を提供する措置である。同法は、バンコ・セントラルの監督権限の対象も、より多くの種類の金融機関（マネーサービス事業、信用供与事業及び決済システム事業を含む。）に拡大した。

また、バンコ・セントラルは、不正な金融取引による収益の没収を要求する権限のほか、追加の行政処分及び刑事処分を課す権限を与えられている。最後に、バンコ・セントラルは、その金融操作の時期及び規模を決定する際の柔軟性を高めるために、債務証券を発行する権限を与えられた。

2021年12月31日現在、監査済かつ修正再表示済の財務情報によれば、バンコ・セントラルは合計7,575.9十億ペソの資産を有しており、そのうち国際通貨準備高は5,505.4十億ペソであった。バンコ・セントラルの残りの資産は主に国内証券、貸付及び前払貸付、銀行店舗並びにその他の固定資産及び資産で構成され、負債は主に流通通貨並びに銀行及び準銀行からの預金で構成されていた。

2022年12月31日現在、監査済の財務情報によれば、バンコ・セントラルは合計7,227.9十億ペソの資産を有しており、そのうち国際通貨準備高は5,322.7十億ペソであった。バンコ・セントラルの残りの資産は主に国内証券、貸付及び前払貸付、銀行店舗並びにその他の固定資産及び資産で構成され、負債は主に流通通貨並びに銀行及び準銀行からの預金で構成されていた。

2023年12月31日現在、未監査の暫定的な財務情報によれば、バンコ・セントラルは合計7,546.5十億ペソの資産を有しており、そのうち国際通貨準備高は5,707.6十億ペソであった。バンコ・セントラルの残りの資産は主に国内証券、貸付及び前払貸付、銀行店舗並びにその他の固定資産及び資産で構成され、負債は主に流通通貨並びに銀行及び準銀行からの預金で構成されていた。

2024年12月31日現在、暫定値によれば、バンコ・セントラルは合計7,808.7十億ペソの資産を有しており、そのうち国際通貨準備高は6,107.5十億ペソであった。バンコ・セントラルの残りの資産は主に国内証券、貸付及び前払貸付、銀行店舗並びにその他の固定資産及び資産で構成され、負債は主に流通通貨並びに銀行及び準銀行からの預金で構成されていた。

下表は、バンコ・セントラルの2024年12月31日に終了した会計期間の貸借対照表である。

パンコ・セントラル貸借対照表
(単位：十億ペソ)
表示期末現在

	2022年度	2023年度	2024年度(P)
資産合計	7,227.9	7,546.5	7,808.7
年間増減率(%)	-4.6	4.4	3.5
国際通貨準備高	5,322.7	5,707.6	6,107.5
国内有価証券	1,330.3	1,261.1	1,124.3
貸付及び前払貸付 ⁽¹⁾	83.2	83.3	83.5
銀行店舗その他の固定資産	21.1	21.0	21.1
利益ポジションのデリバティブ派生商品	0.6	0.4	0.0
その他の資産	470.0	473.1	472.3
負債合計	7,118.1	7,404.0	7,585.2
年間増減率(%)	-4.3	4.0	2.4
流通通貨	2,337.4	2,447.0	2,723.4
預金	3,049.6	2,626.3	2,319.3
その他の預金取扱機関 ⁽²⁾ の準備預金	1,293.1	1,379.1	1,209.4
その他の金融会社 ⁽³⁾ の準備預金	0.4	0.4	0.4
保証付き決算勘定	149.6	162.8	78.1
翌日物預金ファシリティ ⁽⁴⁾	574.9	229.2	419.0
定期預金ファシリティ ⁽⁴⁾	466.1	332.5	144.5
財務局 ⁽⁵⁾	431.8	379.8	318.7
外国金融機関	100.3	103.9	109.5
その他の外貨建預金	2.8	4.8	5.7
その他の預金 ⁽⁶⁾	30.6	33.9	33.9
支払外国貸付	0.0	0.0	0.0
支払債券(純額)	27.9	27.7	28.9
特別引出権割当額	209.4	209.3	212.1
デリバティブ負債	0.0	.	0.0
損失ポジションのデリバティブ派生商品	0.0	0.0	0.2
外貨建勘定の再評価 ⁽⁷⁾	689.2	800.8	1,094.4
リバースレボ・ファシリティ ⁽⁴⁾	305.1	640.2	400.2
支払手形(純額) - 国内	478.9	633.5	780.0
その他の負債 ⁽⁸⁾	20.6	19.1	26.7
純資産	109.8	142.5	223.5
資本金	60.0	60.0	60.0
剰余金/準備金 ⁽⁹⁾	49.8	82.5	163.5

(1) 翌日物貸出ファシリティ(もしあれば)を含む。

(2) その他の預金取扱機関とは、ユニバーサル・バンク及び商業銀行(UB/KB)、専門政府銀行(SGB)、貯蓄銀行(TB)、地方銀行及び協同組合銀行(RB/CB)、準銀行機能を有するノンバンク(NBQB)並びにデジタルバンクを含む。

(3) その他の金融会社とは、銀行の信託部門のみを含む。

(4) 2016年6月3日以降、リバースレボ取引及び特別預金勘定はそれぞれリバースレボ・ファシリティ及び翌日物預金ファシリティに引き継がれ、金利コリドー(IRC)システムの実施に合わせて定期預金ファシリティが導入された。未払利息を含む。

(5) 以前は、フィリピン財務局長官と表示されていた。外貨建預金を含む。

(6) 国有企業(GOCC)預金を含む。

(7) 以前は、国際通貨準備高の再評価と表示されていた。

(8) ブローカーに対する負債及びレボ取引勘定(もしあれば)を含む。

(9) 1)バンコ・セントラルの非制限的内部留保に係る剰余金勘定、2)様々な偶発事象に備えて確保される資金に係る資本準備金、3)政府証券、株式及びその他の証券への投資における未実現利益（損失）、並びに4)運用による純利益／（損失）で構成される。

四捨五入のため、内訳の合計は必ずしも合計額に一致しない。

(p) 暫定的かつ未監査のバンコ・セントラル財務書類に基づく。

． 0に四捨五入されている。

出典：バンコ・セントラル

通貨供給量

下表は、フィリピンの通貨供給量に関する一定の情報を示したものである。2013年7月、バンコ・セントラルは、統計編纂における国際的な最良の慣行への準拠の一環として、SRFフォーマットと称する金融統計の編纂及び報告の新たなシステムを採用した。SRFシステムの採用による総合収支の変動は生じていない。しかしながら、バンコ・セントラルは、SRFの採用に関連して、無担保劣後債務及び未払利息の算入に関するIMFからの一定の勧告を適用しているため、過去に報告した額について軽微な変動が生じている。

	通貨供給量（SRFベース） 12月31日現在					
	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度(1)	2024年度(1)	2025年度(2)
	（単位：％を除き、十億ペソ）					
M1(3)						
流通通貨	1,731.8	1,876.8	2,020.0	2,115.9	2,366.9	2,294.6
当座預金	3,724.1	4,323.3	4,603.3	4,750.0	5,027.3	4,990.5
合計	5,455.9	6,200.1	6,623.3	6,865.9	7,394.1	7,285.0
増加（％）(4)	21.2%	13.6%	6.8%	3.7%(7)	7.7%(7)	7.0%
M2(5)	13,564.2	14,769.5	15,918.1	16,948.8	18,333.8	17,831.1
増加（％）(4)	10.3%	8.9%	7.8%	6.5%(7)	8.2%(7)	6.4%
M3(6)	14,222.0	15,343.4	16,405.9	17,441.3	18,786.4	18,243.0
増加（％）(4)	9.6%	7.9%	6.9%	6.3%(7)	7.7%(7)	6.1%

出典：経済統計部、バンコ・セントラル

注：

- (1) 暫定値。
- (2) 2025年3月31日現在の暫定値。
- (3) 流通通貨及び要求払預金で構成される。
- (4) 前期比。
- (5) M1、貯蓄性預金及び定期預金で構成される。
- (6) M2及び預金代替物で構成される。
- (7) 前年比の変動。

2020年12月31日現在、共和国の通貨供給量（M3）は、2019年12月31日現在の13.0兆ペソから9.6％増加して、14.2兆ペソとなった。この通貨供給量の増加は、主に国内信用が2019年12月31日現在の水準から4.7％増加したことによる。この増加は、2019年12月31日現在の水準と比較して30.6％増えた中央政府向け信用（純額）における増加を主因とするものであった。2020年12月31日現在、バンコ・セントラルの純外国資産ポジションは20.5％増加して、5.3兆ペソとなり、他の預金取扱機関の純外国資産ポジションも、2020年12月31日現在、72.8％増加して、0.8兆ペソとなった。

2021年12月31日現在、共和国の通貨供給量（M3）は、2020年12月31日現在の14.2兆ペソから7.9％増加して、15.3兆ペソとなった。この通貨供給量の増加は、主に国内信用が2020年12月31日現在の水準と比較して8.2％増加したことによる。この増加は、2020年12月31日現在の水準と比較して21.9％増えた中央政府向け信用（純額）における増加を主因とするものであった。2021年12月31日現在、バンコ・セントラルの純外国資産ポジションは6.5％増加して、6.5兆ペソとなり、他の預金取扱機関の純外国資産ポジションも、2021年12月31日現在、15.9％増加して、0.9兆ペソとなった。

2022年12月31日現在、共和国の通貨供給量（M3）は、2021年12月31日現在の15.3兆ペソから6.8％増加して、16.4兆ペソとなった。この通貨供給量の増加は、主に国内信用が2021年12月31日現在の水準から12.8％増加したことによる。この増加は、2021年12月31日現在の水準と比較して20.8％増えた中央政府向け信用（純額）における増

加を主因とするものであった。2022年12月31日現在、バンコ・セントラルの純外国資産ポジションは、3.5%減少して、6.3兆ペソとなり、他の預金取扱機関の純外国資産ポジションも、2022年12月31日現在、4.1%減少して、0.9兆ペソとなった。

暫定値によると、2023年12月31日現在、共和国の通貨供給量（M3）は、2022年12月31日現在の16.4兆ペソから5.7%増加して、17.4兆ペソとなった。この通貨供給量の増加は、主に国内信用が2022年12月31日現在の水準から11.5%増加したことによる。この増加は、2022年12月31日現在の水準と比較して16.5%増えた中央政府向け信用（純額）における増加を主因とするものであった。2023年12月31日現在、バンコ・セントラルの純外国資産ポジションは、1.0%減少して、6.5兆ペソとなり、他の預金取扱機関の純外国資産ポジションも、2023年12月31日現在、6.0%減少して、775.1十億ペソとなった。

暫定値によると、2024年12月31日現在、共和国の通貨供給量（M3）は、2023年12月31日現在の17.4兆ペソから7.7%増加して、18.8兆ペソとなった。この通貨供給量の増加は、主に国内信用が2023年12月31日現在の水準から10.4%増加したことによる。この増加は、2023年12月31日現在の水準と比較して11.6%増えたその他部門向け信用（純額）における増加を主因とするものであった。2024年12月31日現在、バンコ・セントラルの純外国資産ポジションは、6.0%増加して、6.9兆ペソとなり、他の預金取扱機関の純外国資産ポジションは、2024年12月31日現在、0.4%減少して、771.6十億ペソとなった。

暫定値によると、2025年3月31日現在、共和国の通貨供給量（M3）は、2024年3月31日現在の17.2兆ペソから6.1%増加して、18.2兆ペソとなった。この通貨供給量の増加は、主に国内信用が2024年3月31日現在の水準から10.4%増加したことによる。この増加は、2024年3月31日現在の水準と比較して11.4%増えたその他部門向け信用（純額）における増加を主因とするものであった。2025年3月31日現在、バンコ・セントラルの純外国資産ポジションは、2.5%増加して、6.8兆ペソとなり、他の預金取扱機関の純外国資産ポジションは、2025年3月31日現在、13.1%減少して、661.4十億ペソとなった。

2020年度、2021年度及び2022年度において、平均91日物財務省証券利回りはそれぞれ、2.02%、1.1%及び1.9%であった。2023年度において、平均91日物財務省証券利回りは、5.4%であった。2024年4月29日現在、平均91日物財務省証券利回りは、5.9%であった。

下表は、国内金利及び預金金利に関する情報を示したものである。

	国内金利及び預金金利					
	2020年度	2021年度	2022年度 (期間当たりの加重平均) (単位：%)	2023年度	2024年度	2025年度 ⁽¹⁾
91日物財務省証券利回り	2.0	1.1	1.9	5.4	5.7	5.2 ⁽¹⁾
銀行平均貸出金利	7.0 ⁽²⁾	6.1 ⁽²⁾	6.0 ⁽²⁾	7.6 ⁽²⁾	7.5	該当なし

出典：バンコ・セントラル

注：

(1) 2025年3月31日現在の暫定値。

(2) 暫定値。

金融規制

バンコ・セントラルは、2002年1月、金利政策の枠組みとしてインフレ目標を正式に採用した。この金融政策への移行は、バンコ・セントラルの本来の目的である、物価の安定確保を追求するにあたって、より焦点を絞った積極的なアプローチをバンコ・セントラルに提供することを目的としている。このアプローチには、バンコ・セントラルが一定の期間内の達成を図る明確なインフレ目標の発表が含まれている。目標インフレ率は、省庁をまたぐ機関を通じて、バンコ・セントラル及び政府により共同で設定及び発表される。目標を達成する責任は主としてバンコ・セントラルにあるが、この共同発表は、物価安定及びインフレ目標の達成への政府の積極的な参加を反映している。また、バンコ・セントラルは、バンコ・セントラルが希望するインフレ目標を達成することを可能にする適切な金融政策姿勢について、審議、協議及び通貨理事会に対する勧告を行う諮問委員会を設けた。

2020年2月6日、通貨理事会は、バンコ・セントラルの翌日物リバースレポ・ファシリティ金利を3.75%まで25ベース・ポイント引き下げた。翌日物貸出ファシリティ及び預金ファシリティの金利はそれぞれ、4.25%及び3.25%まで引き下げられた。2020年3月19日、通貨理事会は、さらに、バンコ・セントラルの翌日物リバースレ

ポ・ファシリティの金利を3.25%まで50ベース・ポイント引き下げた。翌日物貸出ファシリティ及び預金ファシリティの金利はそれぞれ、3.75%及び2.75%まで引き下げられた。

新型コロナウイルス感染症の大流行中、バンコ・セントラルは、2020年3月23日の通貨理事会による承認を受け、2020年3月27日からの3ヶ月間、BTrとの間で、300.0十億ペソに達するゼロ金利「キャッシング」リバースレポ取引を行った。2020年6月29日、通貨理事会は、さらに3ヶ月間これを更新することを承認した。更新された取引は、2020年9月29日に満期を迎えた。

2020年4月16日、通貨理事会は、フィリピン経済に対する新型コロナウイルス感染症の大流行の影響を評価し、バンコ・セントラルの翌日物リバースレポ・ファシリティ金利を2.75%まで50ベース・ポイント引き下げることとを決定した。翌日物貸出ファシリティ及び預金ファシリティの金利はそれぞれ、3.25%及び2.25%まで引き下げられた。2020年6月25日、通貨理事会は、バンコ・セントラルの翌日物リバースレポ・ファシリティ金利を2.25%まで50ベース・ポイント引き下げることとを決定した。翌日物預金ファシリティ及び翌日物貸出ファシリティの金利はそれぞれ、1.75%及び2.75%まで引き下げられた。2020年8月20日、通貨理事会は、バンコ・セントラルの翌日物リバースレポ・ファシリティ金利を2.25%に、翌日物預金ファシリティ及び翌日物貸出ファシリティの金利をそれぞれ、1.75%及び2.75%に維持することとを決定した。2020年10月1日、通貨理事会は、バンコ・セントラルの翌日物リバースレポ・ファシリティ金利を2.25%に維持することとを決定した。同様に、翌日物預金ファシリティ及び貸出ファシリティの金利はそれぞれ、1.75%及び2.75%に維持された。2020年11月19日、通貨理事会は、穏やかなインフレ環境及び安定したインフレ予想を背景とした、現時点の政策金利の引き下げには成長に対する下振れリスクが高まる中で市場心理を改善させ国の経済回復を促す十分な政策余地がある、との同理事会の評価を挙げて、バンコ・セントラルの翌日物リバースレポ・ファシリティ金利を2.0%まで25ベース・ポイント引き下げることとを決定した。同様に、翌日物預金ファシリティ及び貸出ファシリティの金利はそれぞれ、1.5%及び2.5%まで引き下げられた。2020年12月17日、通貨理事会は、バンコ・セントラルの翌日物リバースレポ・ファシリティ金利を2.0%に維持することとを決定した。同様に、翌日物預金ファシリティ及び貸出ファシリティの金利はそれぞれ、1.5%及び2.5%に維持された。

2021年2月11日、同年3月25日、同年5月12日、同年6月24日、同年8月12日、同年9月23日、同年11月18日及び同年12月16日に、通貨理事会は、インフレ環境の管理が容易になり、経済回復を促すための政府による幅広い取り組みの支援に対する現行の金融政策設定が適切な状態であると述べ、バンコ・セントラルの翌日物リバースレポ・ファシリティ金利を2.0%に維持することとを決定した。同様に、翌日物預金ファシリティ及び貸出ファシリティの金利はそれぞれ、1.5%及び2.5%に維持された。

2022年3月24日、通貨理事会は、バンコ・セントラルの翌日物リバースレポ・ファシリティ金利を2.0%に維持することとを決定した。同様に、翌日物預金ファシリティ及び貸出ファシリティの金利はそれぞれ、1.5%及び2.5%に維持された。2022年5月19日、通貨理事会は、2022年5月20日から、バンコ・セントラルの翌日物リバースレポ・ファシリティ金利を2.25%まで25ベース・ポイント引き上げることとを決定した。2022年5月以降の金利の引き上げには、インフレ期待を固定し、ペソ安への圧力の緩和を含むインフレの見通しに対するリスクの高まりを和らげる狙いがある。これにより、翌日物預金ファシリティ及び貸出ファシリティの金利はそれぞれ、1.75%及び2.75%に引き上げられた。2022年6月23日、通貨理事会は、2022年6月24日から、バンコ・セントラルの翌日物リバースレポ・ファシリティ金利を2.5%まで25ベース・ポイント引き上げることとを決定した。これにより、翌日物預金ファシリティ及び貸出ファシリティの金利はそれぞれ、2.0%及び3.0%に引き上げられた。2022年7月14日、通貨理事会は、2022年7月14日から、バンコ・セントラルの翌日物リバースレポ・ファシリティ金利を3.25%まで75ベース・ポイント引き上げることとを決定した。これにより、翌日物預金ファシリティ及び貸出ファシリティの金利はそれぞれ、2.75%及び3.75%に引き上げられた。2022年8月18日、通貨理事会は、2022年8月19日から、バンコ・セントラルの翌日物リバースレポ・ファシリティ金利を3.75%まで50ベース・ポイント引き上げることとを決定した。これにより、翌日物預金ファシリティ及び貸出ファシリティの金利はそれぞれ、3.25%及び4.25%に引き上げられた。通貨理事会は、2022年12月16日から、バンコ・セントラルの翌日物リバースレポ・ファシリティ金利を5.5%まで50ベース・ポイント引き上げることとを決定した。これにより、翌日物預金ファシリティ及び貸出ファシリティの金利はそれぞれ、5.0%及び6.0%に引き上げられた。

2023年2月16日、通貨理事会は、2023年2月17日から、バンコ・セントラルの翌日物リバースレポ・ファシリティ金利を6.0%まで50ベース・ポイント引き上げることとを決定した。これにより、翌日物預金ファシリティ及び貸出ファシリティの金利はそれぞれ、5.5%及び6.5%に設定された。2023年3月23日、通貨理事会は、2023年3月24日から、バンコ・セントラルの翌日物リバースレポ・ファシリティ金利を6.25%まで25ベース・ポイント引き上げることとを決定した。これにより、翌日物預金ファシリティ及び貸出ファシリティの金利はそれぞれ、5.75%及び6.75%に設定された。2023年5月18日、同年6月22日、同年8月17日及び同年9月21日、通貨理事会は、インフレの見

通しに対する上振れリスクが発生しているとして、バンコ・セントラルの翌日物リバースレポ・ファシリティ金利を6.25%に維持することを決定した。これにより、翌日物預金ファシリティ及び貸出ファシリティの金利はそれぞれ、5.75%及び6.75%に維持された。2023年10月26日、通貨理事会は、オフサイクル措置を講じ、2023年10月27日から、バンコ・セントラルの翌日物リバースレポ・ファシリティ金利を6.50%まで25ベースス・ポイント引き上げることを決定した。これにより、翌日物預金ファシリティ及び貸出ファシリティの金利はそれぞれ、6.0%及び7.0%に設定された。2023年11月16日及び同年12月14日、通貨理事会は、バンコ・セントラルの翌日物リバースレポ・ファシリティ金利を6.50%に維持することを決定した。これにより、翌日物預金ファシリティ及び貸出ファシリティの金利はそれぞれ、6.0%及び7.0%に維持された。

2024年2月15日、同年4月8日、同年5月16日及び同年6月27日、通貨理事会は、バンコ・セントラルの翌日物リバースレポ・ファシリティ金利を6.50%に維持することを決定した。これにより、翌日物預金ファシリティ及び貸出ファシリティの金利はそれぞれ、6.0%及び7.0%に維持された。2024年8月15日、通貨理事会は、バンコ・セントラルの翌日物リバースレポ・ファシリティ金利を6.25%まで25ベースス・ポイント引き下げること決定した。これにより、翌日物預金ファシリティ及び貸出ファシリティの金利はそれぞれ、5.75%及び6.75%に設定された。2024年10月16日、通貨理事会は、バンコ・セントラルの翌日物リバースレポ・ファシリティ金利を6.0%までさらに25ベースス・ポイント引き下げること決定した。これにより、翌日物預金ファシリティ及び貸出ファシリティの金利はそれぞれ、5.5%及び6.5%に設定された。2024年12月19日、通貨理事会は、バンコ・セントラルの翌日物リバースレポ・ファシリティ金利を5.75%まで25ベースス・ポイント引き下げること決定した。これにより、翌日物預金ファシリティ及び貸出ファシリティの金利はそれぞれ、5.25%及び6.25%に設定された。

2025年2月13日、通貨理事会は、バンコ・セントラルの翌日物リバースレポ・ファシリティ金利を5.75%に維持することを決定した。これにより、翌日物預金ファシリティ及び貸出ファシリティの金利はそれぞれ、5.25%及び6.25%に維持された。

外国為替制度

共和国は、ペソに対する為替レートの決定を市場要因に委ねる変動為替相場制を維持しているが、バンコ・セントラルは、秩序ある市場環境を維持するため及び為替レートの急激な変動を抑えるために、市場介入を行うことができる。

下表は、ペソ・米ドル間の為替レートに関する情報を示したものである。

年度	1米ドル当たりの ペソの為替レート	
	期末	期中平均(1)
2020年度	48.036	49.624
2021年度	50.774	49.255
2022年度	56.120	54.478
2023年度	55.567	55.630
2024年度	58.014	57.291
2025年度(2)	56.252	56.853

出典：参照為替レート公報、財務省、バンコ・セントラル

注：

- (1) 該当する期間の各月の月間平均為替レートの平均。
(2) 2025年4月30日に終了した4ヶ月間の暫定値。

外貨は、銀行システム外で自由に売却、購入及び外貨口座に預金することができる。居住者及び非居住者はいずれも、フィリピン国内の公認銀行に外貨預金口座を保持することができ、居住者は、制限なく海外で預金を保持することができる。但し、かかる海外の口座に預金するために、国内の銀行システムから外貨を購入することはできない。

バンコ・セントラルに登録された外国貸付及びバンコ・セントラルによって承認された又はバンコ・セントラルに登録された外国投資に関連した支払いは、フィリピン国内の公認外国為替銀行から購入した外貨で行うことができる。バンコ・セントラルは、各投資家につき年間60百万ドルを超える居住者による外国投資のうちフィリピンの銀行システムを通じて資金調達されたものについては必ず、その承認及び登録を行わなければならない。バンコ・セントラルの貸付承認制度については、下記「フィリピンの金融システム - 外貨建貸付」を参照のこと。

政府は対外支払について何ら通貨規制を課していないが、輸出、サービス及び投資による為替収入はすべて、22の指定通貨のいずれかにより取得されなければならない。公認外国為替銀行は、受入可能な通貨をペソに転換することができる。

個人非居住者又は法人非居住者は、バンコ・セントラルの承認を得ることなくペソ建ての銀行口座を開設することができる。50,000ペソを超えるペソ金額をフィリピン国内から輸出又は電子振替する場合には、バンコ・セントラルの事前の承認を得なければならない。

1997年7月11日にバンコ・セントラルがペソを変動相場にすることを認めて以降、バンコ・セントラルによる外国為替市場への介入は最低限のものである。しかしながら、バンコ・セントラルは、為替投機の減少とマネーロンダリングへの対処を目的とした外国為替取引に関する措置を採用し、外国為替市場を支援するための規制を発令しており、今後もかかる発令を継続する可能性がある。

2020年度の平均為替レートは、2019年度の1米ドル当たり51.796ペソに対して、1米ドル当たり49.624ペソであった。2020年度に対米ドルでペソ高となったのは、共和国の輸入額がその輸出額に比べ減少し、支払ポジションの残高が改善したことが要因の一部であった。共和国の外貨準備を増加させた有利な条件での外国貸付及び外国債への共和国のアクセスも、ペソに対する信頼の維持に役立った。

2021年度の平均為替レートは、2020年度の1米ドル当たり49.624ペソに対して、1米ドル当たり49.255ペソであった。2021年度に対米ドルでペソ高となったのは、米国金融政策の早期正常化の見込みの他、進行中の衛生上の危険による成長見通しの不確実性が主因であった。

2022年度の平均為替レートは、2021年度の1米ドル当たり49.255ペソに対して、1米ドル当たり54.478ペソであった。2022年度に対米ドルでペソ安となったのは、米国金融政策の変更に伴い、米ドルが他のすべての通貨に対してドル高となったことが主因であった。

2023年度の平均為替レートは、2022年度の1米ドル当たり54.478ペソに対して、1米ドル当たり55.630ペソであった。2023年度に対米ドルでペソ安となったのは、国内の金融政策の変更及び国内のインフレが低下したことが主因であった。

2024年度の平均為替レートは、2023年度の1米ドル当たり55.630ペソに対して、1米ドル当たり57.291ペソであった。2024年度に対米ドルでペソ安となったのは、インフレへの懸念により、米国連邦準備制度理事会の政策緩和サイクルの遅れが予想される中、米ドルが広くドル高となったことが主因であった。

2025年4月30日に終了した4ヶ月間の平均為替レートは、2024年4月30日に終了した4ヶ月間の1米ドル当たり56.951ペソに対して、1米ドル当たり56.853ペソと同等の水準にあった。

フィリピンの金融システム

組織

下表は、フィリピンの金融システムの総資産を金融機関のカテゴリー別に示したものである。

	金融システムの総資産 ⁽¹⁾ 12月31日現在					
	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度 ⁽²⁾	2024年度 ⁽²⁾	2025年度 ⁽³⁾
	(単位：十億ペソ)					
銀行						
ユニバーサル・バンク及び商業銀行	18,527	19,761	22,376	24,316	26,438	27,782
貯蓄銀行	1,192	1,338	1,028	1,104	1,170	1,166
デジタルバンク	-	-	-	91	122	127
地方銀行	308	341	403	446	527	527
銀行合計	20,028	21,440	23,807	25,957	28,256	27,782
ノンバンク金融機関 ⁽⁴⁾	4,674	4,917	5,236	5,561	5,704	5,829
資産合計	24,702	26,357	28,864	31,339	33,780	33,611

出典：バンコ・セントラル、経済統計部

注：

(1) バンコ・セントラルの資産を除く。

(2) 暫定値。

(3) 別段の定めがない限り、2025年2月28日現在の暫定値。

- (4) 投資会社、金融会社、投資信託会社、証券ディーラー/ブローカー、質店、貸付投資家、貯蓄貸付組合、(バンコ・セントラルの監督下にある) クレジットカード会社、政府系ノンバンク金融機関、外国為替公認会社並びに民間及び政府の保険会社(すなわちSSS及びGSIS)を含む。

フィリピンの金融システムは、銀行及びノンバンク金融機関で構成されている。銀行には、主に預金及び預金代替物の受取りを通じて一般市民から入手した資金を貸付けるあらゆる金融機関が含まれる。ノンバンク金融機関には、資金の貸付、投資若しくは募集を行う、又は自己若しくは他人の計算のいずれかで、負債性証書若しくは株式の預託を受ける若しくはこれらを取得する銀行以外の金融機関が含まれる。ノンバンク金融機関は、銀行に準ずる機能を有する場合がある。銀行に準ずる機能には、債券その他の証書の発行、裏書き若しくは引受けにより、又は同時に20以上の貸主と現先契約を締結することにより、債権その他の債務の転貸又は購入を目的とする借入を行う業務が含まれる。

2023年12月31日現在、フィリピンの金融システムの総資産は、前年比で8.1%増加して、31,187.5十億ペソであった。この増加は広範囲にわたるもので、主に、ユニバーサル・バンク及び商業銀行の資産が8.7%増加して24,315.6十億ペソとなったこと、それに続き貯蓄銀行の資産が7.4%増加して1,104.0十億ペソとなったこと、地方銀行及び協同組合銀行の資産が10.9%増加して446.5十億ペソとなったこと、そして、ノンバンクの資産が3.4%増加して5,230.2十億ペソとなったことを原因とするものであった。

2024年3月31日現在の暫定値に基づく、フィリピンの金融システムの総資産はさらに拡大し、9.1%増加して31,671.7十億ペソとなった。ユニバーサル・バンク及び商業銀行が引き続きこの増加の最大要因であり、総資産が10.6%増加して24,778.8十億ペソに達した一方で、その他の銀行グループ、とりわけ貯蓄銀行、地方銀行及び協同組合銀行並びにデジタルバンクの資産が対前年比でそれぞれ8.9%、64.8%及び10.5%増加し、1,116.0十億ペソ、101.3十億ペソ及び446.5十億ペソとなった。一方、ノンバンクの総資産は同期間中1.5%増加して、5,230.2十億ペソに達した。

バンコ・セントラルは、その監督・審査部門を通じて、銀行に準ずる機能を有するか、投資管理業務等の信託権限を有するすべての銀行及びノンバンク金融機関を監督する。これには、関連業務を行う銀行及び準銀行の子会社及び関連会社や、特別法によりバンコ・セントラルの有効な監督下に置かれるノンバンク金融機関(質店及び貯蓄貸付組合等)も含まれる。通貨理事会は、主たる政策決定機関として機能し、最終的な監督権限を有する。

金融システムの構造

フィリピンの金融システムは、ユニバーサル・バンク、商業銀行、貯蓄銀行、地方銀行、協同組合銀行、イスラム銀行、デジタルバンク及びノンバンク金融機関で構成されている。各種銀行は、区別された事業活動及び地理的市場に参加している。

商業銀行は、以下を行うことができる。

- ・ 手形の引受け及び信用状の発行
- ・ 約束手形、手形、為替手形その他債務証書の割引及び譲渡
- ・ 要求払預金の引受け又は設定
- ・ その他の種類の預金及び預金代替物の受入れ
- ・ 外貨及び金地金又は銀地金の売買
- ・ 市場性債券その他負債証券の取得
- ・ 有担保又は無担保の金銭貸付

別名ユニバーサル・バンクとして知られている拡大商業銀行は、通常の商業銀行の業務に加え、投資銀行業務に従事し、非系列企業に投資し、貯蓄銀行、地方銀行、系列金融企業又は系列非金融企業の株式を100%まで所有することもできる。株式を公開しているユニバーサル・バンクの場合、他のユニバーサル・バンク又は商業銀行の1行に限り、議決権株式を100%まで所有することもできる。暫定値によると、2025年3月31日現在、共和国には、運営を行うユニバーサル・バンク及び商業銀行が44行存在した。

2023年12月31日現在、ユニバーサル・バンク及び商業銀行の貸付残高合計は、前年比で9.6%増加し、12,283.6十億ペソとなった。貸付残高合計の増加は、主に不動産業向けの貸付が11.0%増加して2,428.3十億ペソとなったこと、またこれに次いで卸売・小売業向けの貸付が8.0%増加して1,371.4十億ペソとなったこと並びに電気、ガス、蒸気及び空調供給業向けの貸付が6.3%増加して1,273.4十億ペソとなったことによるものである。

2024年3月31日現在、ユニバーサル・バンク及び商業銀行の貸付残高合計は、前年比で10.1%増加し、12,153.5十億ペソとなった。貸付残高合計の増加は、主に不動産業向けの貸付が11.5%増加して2,429.0十億ペソとなった

こと、またこれに次いで電気、ガス、蒸気及び空調供給業向けの貸付が10.1%増加して1,301.5十億ペソとなったこと並びに卸売・小売業向けの貸付が6.6%増加して1,331.3十億ペソとなったことによるものである。

下表は、部門別に区分されたユニバーサル・バンク及び商業銀行の貸付残高を示したものである。部門別の割合は、バンコ・セントラルのリバースレポ契約の控除後の割合である。

ユニバーサル・バンク及び商業銀行の部門別貸付残高(1)												
12月31日現在												
	2020年度		2021年度		2022年度		2023年度		2024年度		2025年度(2)	
	(単位：％を除き、十億ペソ)											
合計	9,442.2	100.0%	9,892.2	100.0%	11,206.2	100.0%	12,283.6	100.0%	13,518.4	100.0%	13,188.7	100.0%
農業、林業及び漁業	211.4	2.2%	200.6	2.0%	207.1	1.9%	214.8	1.7%	232.4	1.8%	227.7	1.7%
鉱業及び採石業	43.5	0.5%	37.3	0.4%	39.3	0.4%	44.9	0.4%	55.8	0.4%	58.9	0.4%
製造業	933.2	9.9%	1,088.8	11.0%	1,260.4	11.5%	1,271.6	10.4%	1,365.5	10.4%	1,258.5	9.5%
電気、ガス、蒸気及び空調供給業	1,044.0	11.1%	1,046.4	10.6%	1,197.7	11.0%	1,273.4	10.4%	1,454.6	11.1%	1,588.4	12.0%
水供給、下水処理、廃棄物管理及び浄化活動	103.7	1.1%	109.7	1.1%	135.8	1.2%	177.1	1.4%	205.5	1.6%	209.8	1.6%
建設業	375.6	4.0%	383.5	3.9%	448.0	4.1%	492.4	4.0%	554.4	4.2%	516.5	3.9%
卸売・小売業、自動車・オートバイ修理業	1,112.6	11.8%	1,125.8	11.4%	1,269.7	11.6%	1,371.4	11.2%	1,509.6	11.5%	1,486.3	11.3%
宿泊及び飲食業	162.4	1.7%	150.7	1.5%	149.8	1.4%	151.7	1.2%	167.4	1.3%	171.6	1.3%
運送・倉庫業	302.2	3.2%	330.0	3.3%	347.4	3.2%	381.9	3.1%	493.5	3.8%	499.6	3.8%
情報通信業	376.1	4.0%	482.0	4.9%	589.0	5.4%	630.9	5.1%	685.1	5.2%	682.5	5.2%
金融及び保険業	881.0	9.3%	970.6	9.8%	1,039.0	9.5%	987.2	8.0%	1,060.4	8.1%	1,086.5	8.2%
不動産業	1,768.1	18.7%	1,930.9	19.5%	2,187.9	20.0%	2,428.3	19.8%	2,651.0	20.2%	2,662.6	20.2%
専門、科学及び技術サービス業	54.6	0.6%	57.8	0.6%	42.4	0.4%	37.7	0.3%	56.5	0.4%	57.3	0.4%
管理・支援サービス業	37.6	0.4%	31.1	0.3%	39.9	0.4%	43.9	0.4%	47.4	0.4%	42.7	0.3%
一般公共サービス・防衛・強制的社会保障業	144.6	1.5%	152.6	1.5%	170.3	1.6%	192.7	1.6%	212.1	1.6%	223.0	1.7%
教育	39.9	0.4%	34.8	0.4%	33.9	0.3%	31.0	0.3%	31.7	0.2%	30.9	0.2%
保険衛生及び社会事業	89.3	0.9%	93.2	0.9%	96.7	0.9%	101.8	0.8%	101.3	0.8%	99.8	0.8%
芸術、娯楽及びレクリエーション業	150.1	1.6%	162.4	1.6%	174.2	1.6%	173.3	1.4%	226.3	1.7%	219.2	1.7%
その他サービス活動	65.0	0.7%	67.8	0.7%	84.3	0.8%	95.1	0.8%	89.3	0.7%	89.8	0.7%
雇主としての世帯活動、分別不能な財及びサービス、家庭の自家用生産活動	86.3	0.9%	67.3	0.7%	69.2	0.6%	18.4	0.1%	16.8	0.1%	16.9	0.1%
その他(3)	1,400.8	14.8%	1,368.8	13.8%	1,624.4	12.2%	2,164.4	17.6%	2,302.0	14.6%	1,960.2	14.9%

出典：バンコ・セントラル

注：

- (1) 償却額控除後。
- (2) 2025年3月31日現在の暫定値。
- (3) 世帯消費を目的とした個人に対する貸付、バンコ・セントラルのリバースレガ取引に基づく貸付及び非居住者に対する貸付を含む。

地方銀行及び協同組合銀行は、農業従事者、漁業従事者、協同組合、商人及び地方共同体の人々全般の通常の信用ニーズを満たすために、合理的な条件で地方において信用を供与している。暫定値によれば、2025年3月31日現在、共和国には、運営を行う地方銀行及び協同組合銀行が381行存在した。

暫定値によれば、2025年3月31日現在、運営を行う貯蓄銀行（マイクロファイナンスを中心業務とする銀行を含む。）が41行存在した。

貯蓄銀行は、自己の資本及び預金者の貯蓄を以下に投資する。

- ・ 住宅建設及び住宅開発のための融資
- ・ 容易に売買可能な債務証券
- ・ コマーシャルペーパー及び商業取引から生じた売掛金、手形、為替手形、引受手形又は約束手形
- ・ 市場において農業、サービス、工業、住宅並びにその他の金融及び類似のサービスに従事している中小企業及び個人に対する短期運転資本及び中長期貸付

2024年9月30日現在、共和国には、5行のマイクロファイナンス地方銀行と154の支店が存在し、貯蓄銀行のマイクロファイナンスを中心業務とする支店が15、地方銀行のマイクロファイナンスを中心業務とする支店が2存在した。マイクロファイナンスを中心業務とする銀行は、常に総貸付ポートフォリオの少なくとも50%をマイクロファイナンス貸付とすることが義務付けられている。マイクロファイナンス貸付は、150,000ペソを上限とする元本額の貸付である。貸付上限額は、成長中の零細企業に対する貸付、すなわち「マイクロファイナンス・プラス」及び住宅向けのマイクロファイナンス貸付の場合、さらに300,000ペソに引き上げられる場合がある。

2024年8月8日、通貨理事会は、2025年1月1日に開始した新規デジタルバンクの営業許可の付与に係る一時停止措置を解除し、最大10行のデジタルバンクがフィリピン国内で運営を行うことを認めた。

専門政府銀行とは、フィリピン・アルアマナ・イスラム投資銀行（以下「AIIBP」という。）、CBP及びLBPである。AIIBPは、イスラム教の銀行業務に関する原則及び規則に基づき銀行取引、融資及び投資サービスを提供することにより、ARMMの発展を促進する。LBPは、農地改革法（Agricultural Land Reform Code）の可決を受け、農業用地の分割取得・販売及び小規模土地所有者への転売のための資金を融資するために、1963年に設立された。現在、同行は、辺境地開発及び貧困緩和のために融資を行うことに注力しつつ、政府から予算支援を受けることなく持続可能な形で運営していくことを目指している。この目的を達成するために、LBPは商業銀行業務を維持しており、その収益は同行の開発プログラム及びプロジェクトに再投資される。LBPの貸付ポートフォリオは、農業従事者・漁業従事者、中小企業・零細企業及び生活支援ローン、農業関連産業、農業インフラその他農業・環境関連のプロジェクト、集団住宅、学校並びに病院を優先している。

DBPは、当初1935年に国家貸付投資銀行（National Loan and Investment Board）として設立後、1958年にDBPに組織変更された、共和国の主たる開発金融機関である。1998年に改訂された最新の定款に基づき、DBPは、開発銀行に分類され、貯蓄銀行の他のすべての機能を果たすことができる。その使命は、持続可能な成長のために共和国経済の競争力を高めること、また、インフラ開発、信頼できる起業家、効率的な社会サービス及び環境保護を支援することである。DBPは、中小規模の産業を重視しつつ、共和国内の農業企業及び工業企業の中長期的な必要に応じた銀行サービスを提供する。

他方で、デジタルバンクは、バンコ・セントラルの2020年12月2日付回状（Circular）第1105号において、既存の銀行分類に属さない別個の銀行として承認された。デジタルバンクは、デジタル・プラットフォーム及び／又は電子チャネルを通じて端末間で処理される金融商品及びサービスを提供し、金融商品やサービスを提供する物理的な支社／支店や出張所を持たない。

ノンバンク金融機関は、他の金融機関に短期の融資を行うこともあるが、主として長期の融資を行う機関である。暫定値によれば、2025年3月31日現在、バンコ・セントラルは、準銀行機能を有するノンバンク金融機関5行を規制又は監督していた。また、暫定値によると、2025年3月31日現在、バンコ・セントラルは、準銀行機能を有しないノンバンク金融機関1,557行を監督又は規制していた。

近時の金融制度の動向

2023年12月31日現在、フィリピンの銀行システムは好調な業績を維持し、資産、貸付、預金及び資本はそれぞれ、前年比で9.2%、9.8%、7.1%及び13.4%増加し、25,165.9十億ペソ、13,859.9十億ペソ、19,032.7十億ペソ及び3,068.9十億ペソとなった。また、2023年12月に終了した期間の純利益は、15.0%増加して356.5十億ペソとなった。かかる満足できる業績は利益の増加に転換され、株主資本利益率及び資産利益率はそれぞれ、前年同期間の11.7%及び1.4%に対して12.3%及び1.5%に上昇した。暫定値によると、2024年3月31日現在、成長基調の継続に表れるとおり、フィリピンの銀行システムは底堅さを保っており、資産、貸付、預金及び資本はそれぞれ、10.8%、9.8%、8.0%及び12.1%増加して25,649.5十億ペソ、13,692.2十億ペソ、19,124.7十億ペソ及び3,123.4十億ペソとなった。2024年3月31日に終了した期間のフィリピンの銀行システムの純利益は、2.9%増加して92.1十億ペソとなった。株主資本利益率及び資産利益率等のその他の収益指標は、同期間についてそれぞれ、1.5%及び12.2%となった。

さらに、フィリピンの銀行システムは、十分な資本及び高い流動性を維持しており、資本及び流動性の比率は国内及び海外の基準を上回っている。2023年12月31日現在、フィリピンの銀行システムの単独及び連結の自己資本規制比率はそれぞれ16.6%及び17.1%となり、最低要件である10%を上回っている。暫定値によると、2024年3月31日現在、ユニバーサル・バンク及び商業銀行業界の単独の自己資本規制比率は、16.1%となった。同様に、ユニバーサル・バンク及び商業銀行業界の流動性カバレッジ比率及び安定調達比率は、最低基準である100%を安定的に上回っていた。2023年12月31日現在、ユニバーサル・バンク及び商業銀行業界の単独及び連結の流動性カバレッジ比率は、それぞれ182.7%及び181.4%となった。暫定値によると、2024年3月31日現在、ユニバーサル・バンク及び商業銀行業界の単独の流動性カバレッジ比率は183.8%で、引き続き高い値を保っていた。また、2023年12月31日現在、ユニバーサル・バンク及び商業銀行業界の単独及び連結の安定調達比率は、それぞれ135.8%及び136.0%となった。

不良債権

新型コロナウイルス感染症の大流行の影響を考慮し、一体として治療するバヤニハン法（Bayanihan to Heal As One Act）は、共和国内の債務者を主な対象としてその債務返済の猶予を認めること等を義務付けた。一体として治療するバヤニハン法及び新型コロナウイルス感染症の大流行により経済に及んだ甚大な影響により、フィリピンの銀行業界では、2019年12月31日から2021年12月31日までの間に不良債権が大幅に増加した。2021年2月に全面施行されたFIST法は、銀行がFIST企業、特別目的会社及び適格個人に対して不良資産を売却することを認めることにより、銀行資本及び流動性ポジションを強化することを目的とする。さらに、FIST法は、金融機関のリスク負担能力及び金融機関が経済の生産部門に対して金融サービスを提供する能力を高めることが期待されている。

下表は、表示期間におけるユニバーサル・バンク及び商業銀行に対する不良債権に関する情報を示したものである。

銀行の種類別貸付合計（総計）及び不良債権⁽¹⁾
12月31日現在（別段の記載があるものを除く。）

	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度 ⁽²⁾
（単位：%を除き、十億ペソ）						
民間国内ユニバーサル・バンク						
貸付合計	7,711.6	8,061.1	9,260.2	9,983.6	11,331.7	11,282.9
不良債権	244.6	290.8	233.5	251.3	274.5	283.6
貸付合計に占める不良債権の割合	3.2%	3.6%	2.5%	2.5%	2.4%	2.5%
その他民間商業銀行						
貸付合計	361.0	387.0	238.7	265.3	150.2	152.3
不良債権	17.6	19.7	13.2	14.9	11.2	11.3
貸付合計に占める不良債権の割合	4.9%	5.1%	5.5%	5.6%	7.5%	7.4%
政府銀行⁽³⁾						
貸付合計	1,321.3	1,434.5	1,748.8	2,033.6	2,158.8	1,928.1
不良債権	36.3	55.1	86.7	106.9	132.4	133.8
貸付合計に占める不良債権の割合	2.8%	3.9%	5.0%	5.3%	6.1%	6.9%
外国銀行⁽³⁾						
貸付合計	525.5	574.5	554.9	568.9	561.7	652.0
不良債権	10.2	6.1	3.1	6.6	6.7	6.7
貸付合計に占める不良債権の割合	2.0%	1.1%	0.6%	1.2%	1.2%	1.0%
貸付合計	9,919.5	10,457.1	11,802.5	12,851.5	14,202.3	14,015.4
不良債権合計	308.8	371.6	336.5	379.8	424.7	435.3
貸付合計に占める不良債権の割合	3.1%	3.6%	2.9%	3.0%	3.0%	3.1%

出典：バンコ・セントラル

注：

- (1) 地方銀行の海外支店の取引を含むが、清算中の銀行は除く。
- (2) 2025年2月28日現在の暫定値。
- (3) LBP、DBP及びAIBPで構成される。

2020年12月31日現在、総不良債権の割合は3.1%であり、2019年12月31日現在の割合である1.6%を上回った。不良債権は、世界的な新型コロナウイルス感染症の大流行の継続（当時）とそれに伴う国内閉鎖、国境管理、観光の減少、貿易・製造業の混乱、及び金融市場への波及効果により、資産の質が低下し、与信拡大を押し下げる結果となったことを主な原因として、2019年12月31日現在の156.5十億ペソより97.3%と大幅に増加して2020年12月31日現在で308.8十億ペソとなった。銀行システムの貸付ポートフォリオ合計は、2019年12月31日現在の9,954.0十億ペソより0.4%減少して2020年12月31日現在で9,919.5十億ペソとなった。

2021年12月31日現在、総不良債権の割合は3.6%であり、2020年12月31日現在の割合である3.1%を上回った。不良債権は、世界的な新型コロナウイルス感染症の大流行の継続（当時）とそれに伴う国内閉鎖、国境管理、観光の減少、貿易・製造業の混乱、及び金融市場への影響により、資産の質が低下し、与信拡大を押し下げる結果となったことを主な原因として、2020年12月31日現在の308.8十億ペソより20.3%増加して2021年12月31日現在で371.6十億ペソとなった。ユニバーサル・バンク及び商業銀行（以下「U/KB」という。）業界の貸付ポートフォリオ合計は、2020年12月31日現在の9,919.5十億ペソより5.4%増加して2021年12月31日現在で10,457.1十億ペソとなった。

2022年12月31日現在、総不良債権の割合は2.9%であり、2021年12月31日現在の割合である3.6%を下回った。不良債権は、世界的な新型コロナウイルス感染症の大流行の継続（当時）の影響が緩和され、経済が徐々に再開されたことを主な原因として、2021年12月31日現在の371.6十億ペソより9.4%減少して2022年12月31日現在で336.5十億ペソとなった。U/KB業界の貸付ポートフォリオ合計は、2021年12月31日現在の10,457.1十億ペソより12.9%増加して2022年12月31日現在で11,802.5十億ペソとなった。

2023年12月31日現在、総不良債権の割合は3.0%であり、2022年12月31日現在の割合である2.9%を上回った。不良債権は、インフレ及び金利の上昇により借入人の支払能力が押し下げられたことを主な原因として、2022年12月31日現在の336.5十億ペソより12.9%増加して2023年12月31日現在で379.8十億ペソとなった。U/KB業界の貸付ポートフォリオ合計は、2022年12月31日現在の11,802.5十億ペソより8.9%増加して2023年12月31日現在で12,851.5十億ペソとなった。

2024年12月31日現在、総不良債権の割合は3.0%であり、2023年12月31日現在の割合である3.0%と同じだった。不良債権は、インフレ及び金利の上昇により借入人の支払能力が押し下げられたことを主な原因として、2023年12月31日現在の379.8十億ペソより11.8%増加して2024年12月31日現在で424.7十億ペソとなった。U/KB業界の貸付ポートフォリオ合計は、2023年12月31日現在の12,851.5十億ペソより10.5%増加して2024年12月31日現在で14,202.3十億ペソとなった。

暫定値によれば、2025年2月28日現在、総不良債権の割合は3.1%であり、2024年2月29日現在の割合である3.1%と同じだった。不良債権は、インフレ及び金利の上昇により借入人の支払能力が押し下げられたことを主な原因として、2024年2月29日現在の393.5十億ペソより10.6%増加して2025年2月28日現在で435.3十億ペソとなった。U/KB業界の貸付ポートフォリオ合計は、2024年2月29日現在の12,532.2十億ペソより11.8%増加して2025年2月28日現在で14,015.4十億ペソとなった。

金融部門の改革

政府は、銀行が保有する不良資産を引き下げ、銀行業界全般の健全性を改善するために金融部門で多くの改革を行ってきた。

バンコ・セントラルは、共和国の国内情勢を考慮しつつ、国際基準及びベスト・プラクティスに合致させるよう、引き続き既存の規制枠組みを発展させていく。

2017年11月、バンコ・セントラルは、共和国の小売決済システムを近代化し、電子決済の導入を拡大し、共和国を現金依存度の高い国から現金依存度の低い国に転換させるという戦略構想の一環として、フィリピンEFTシステム及びオペレーション・ネットワーク（以下「PESONET」という。）を立ち上げた。PESONETは、企業、政府及び個人が、バンコ・セントラル監督下の金融機関に管理されている口座からの電子資金取引及び固定額の支払いを簡便に開始することを可能にする、自動化された決済システムである。

2019年8月22日、共和国法第11439号（以下「イスラム金融法」という。）が署名され、法律として成立した。イスラム銀行法は、フィリピンに設立されるイスラム銀行の組織、規制及び権能について規定する。2019年12月27日、バンコ・セントラルは、(a)イスラム銀行及びイスラム銀行部門（IB/IBU）の設立に関するガイドラインについての回状第1069号並びに(b)シャリーア・ガバナンス・フレームワークについての回状第1070号により構成される、イスラム銀行法に基づく予備的实施規則を発出した。さらに、イスラム銀行に関するバンコ・セントラル・タスク・フォースは引き続き政策研究を行い、健全性の報告、流動性・資本の適切性の枠組み、レバレッジ・レシオの枠組み及びイスラム銀行向け専用研修モジュールを2021年まで実行する。

2021年5月25日、バンコ・セントラルは、イスラム銀行及びイスラム銀行部門による流動性リスクの管理に関するガイドラインについての回状第1116号を発出した。2022年3月23日、バンコ・セントラルは、イスラム銀行及び金融取引／契約の報告に関するガイドラインについての回状第1139号を発出した。2023年4月19日、バンコ・セントラルは、イスラム銀行部門を有する従来型銀行の修正最低資本金についての回状第1173号を発出した。上記に沿って、内国歳入庁（以下「BIR」という。）は、イスラム銀行法の課税中立規定を施行する歳入規則第17-2020号を発出した。当該発出に基づき、内国歳入法（その後の改正を含む。）の規定により、イスラム銀行の取引は、これに相当する従来型銀行の取引と同等の課税上の取扱いを受けなければならない。すなわち、イスラム銀行の取引が従来型銀行の取引よりも重く（かつ軽く）課税されないようにしなければならない。

新型コロナウイルス感染症が猛威を振るう中、バンコ・セントラルは、その監督下にある金融機関が新型コロナウイルス感染症の影響に耐えられるよう支援するとともに、家計や企業への支援を継続するため、金融、規制及び業務上の救済措置を発表した。これらの期間限定の救済措置は、バンコ・セントラルが監督する金融機関に対し、借り手への金融支援の拡大、消費者、特に零細・中小企業への信用供与、信用・金融サービスへの継続的なアクセスの促進、消費者がECQ期間中に金融取引を完了できるようにする金融サービスの継続的提供の支援、国内流動性水準の支援といったインセンティブを与えるものである。

バンコ・セントラルが規制機関として有する「模範を示して主導する」という本来の役割だけでなく気候関連及び持続可能性の問題が金融システムの安定性に及ぼすリスクが認識されたため、持続可能な中央銀行プログラムが、バンコ・セントラルの戦略マップ2020-2023の一環として推進された。バンコ・セントラルは、(1)能力構築と意識向上の取組みを強化する、(2)持続可能な財政を、それを可能とする規則を公布することによって中心に据える、という2つの柱から成る持続可能な財政に向けた取組みを展開した。とりわけ、コーポレート・ガバナンス及びリスク管理の枠組み、並びに銀行の戦略的目標及び業務において、環境及び社会的リスクの分野を含めて持続可能性の原則を取り入れることをバンコ・セントラルが求める旨を定める枠組みが公表された。

バンコ・セントラルは、デジタル決済変革ロードマップ2020-2023を通じた効率的、包括的、安心かつ安全なデジタル決済エコシステムの推進も重視している。このロードマップは、(1)小売決済の総額の50%をデジタル化し、金融システムに包摂される人々の数を2023年までにフィリピンの成人の70%とする、(2)フィリピンの消費者のニーズに対応する、より革新的なデジタル金融商品及びサービスの利用可能性を高める、という2つの戦略的目標を掲げている。さらに、当該ロードマップは、(1)デジタル決済の潮流、(2)デジタル金融インフラ及び(3)デジタルガバナンス基準により支えられている。

これを受けて、バンコ・セントラルは、2020年12月2日付回状（Circular）第1105号に基づき、デジタルバンクを既存の銀行分類（すなわちユニバーサル・バンク、商業銀行、貯蓄銀行、地方銀行、協同組合銀行及びイスラム銀行）に属さない新たな種類の銀行として紹介した。同回状では、デジタルバンクの設立に関するガイドラインが具体的に示された。デジタルバンクに関する規制上の枠組みは、共和国におけるデジタル金融サービスの採用及び利用の拡大を支援するものと思われる。これは、3ヶ年のデジタル決済変革ロードマップにおける優先的な政策課題に含まれている。

2021年6月、マネーロンダリングやテロリストへの資金供与に対抗する政策を開発及び推進する国際組織であるFATFは、FATFの「グレーリスト」と一般に称される、AML及びCFTに関する法律上及び規制上の枠組みに戦略的な欠陥がある法域のリストにフィリピンを加えた。2025年2月21日、FATFは、AML及びテロ資金供与防止体制の改善が進展したことを指摘し、当該「グレーリスト」からフィリピンを除外した。

2024年5月30日、「全国リテール決済システム枠組みに基づく口座間電子資金取引に関する消費者被害回復体制基準」と題するBSP回状第1195号が通貨理事会により承認された。同回状は、特に口座間の電子資金取引に関する効果的な消費者被害回復体制を構築するもので、電子資金取引を提供するすべての監督対象機関が消費者から提起された問題について適時に消費者の償還請求体制を提供することを義務づける。この遵守に係る当初移行期間は2024年12月31日に終了することになっていたが、金融機関がそのシステム及びプロセスを新基準に適合させるための追加の時間を与えるため、2025年3月31日まで延長された。

2024年7月20日、金融口座詐欺防止法（以下「AFASA」という。）が署名され法律として成立した。同法は、金融サイバー犯罪を撲滅し、金融消費者の利益を保護し、かつ金融システムの完全性を保つことを目的とする。AFASAはバンコ・セントラルに対して、法律違反に関わる事案を調査し、サイバー犯罪に関する逮捕状及び令状を適用し、事案の調査において司法省国家捜査局及びPNPの支援を要求する権利を与える。これには、バンコ・セントラルが銀行口座、eウォレット及び禁止行為に関連するその他の金融口座を審査及び調査する限定的な権限が含まれる。また、担当機関も、特定の状況において金融口座内の疑義のある資金を保持する権限のほか、疑義のある取引の正当性を確認する組織的な検証プロセスを開始する権限を与えられる。

外貨建貸付

バンコ・セントラルは、ペソ建以外のすべての貸付について一連の事前承認、登録及び報告要件を課している。貸付体制は以下のとおりである。

貸付の種類	要件
- 公的部門向け貸付。但し、貿易金融のための短期外貨建預金貸付及び通常の短期銀行間借入を除く。 - 政府系企業及び／若しくは政府系金融機関により保証されている、又は公認外国為替銀行の発行した外為保証の対象となる民間部門向け貸付 - 民間のノンバンク金融機関が公的部門又は民間部門の企業への転貸のために引き受ける、満期までの期間が1年を超える貸付 - 公認代理銀行又はその子会社・関連外国為替法人から購入した外国為替を利用して返済されるその他の貸付	事前承認及び報告要件
事前承認要件が特別に免除されており、銀行システムから購入した外国為替を利用して返済される、民間部門向け貸付	事後登録及び報告要件
フィリピン国内で営業している銀行からの居住者である借入人のすべての民間部門向け貸付。但し、債務は、()公的に保証されておらず、及び()所定の用紙を用いて、取引銀行からバンコ・セントラルに報告され、銀行システムから購入したものでない外国為替を利用して返済されるものに限る。	報告要件

[次へ](#)

フィリピンの証券市場

沿革

フィリピンの証券業界は、1927年にマニラ証券取引所が開設されたことに始まった。1936年、政府は業界の監督及び投資家の保護を行うフィリピンSECを設立した。その後、マカティ証券取引所が1963年に開設され、1994年にマニラ証券取引所と合併してフィリピン証券取引所となった。

1998年6月、フィリピンSECは、フィリピン証券取引所に対して自主規制機関としての地位を付与し、会員の会計帳簿の検査や監査等を行うことにより会員を監督・規律する権限を付与した。

フィリピン証券取引所は、上場適格証券の範囲を拡大するために、授權資本が20.0百万ペソから99.9百万ペソまで（その25%以上が引受済みかつ全額払込済みでなければならない。）の中小企業向けの市場を設立した。

2001年8月、フィリピン証券取引所は株式公開会社への転換を完了した。最初の株主として184の各会員たるブローカーが50,000株を引き受け、その全額を払い込んだ。フィリピン証券取引所への株式の上場は2003年12月に実施され、未発行株式の40%は、2004年2月に私募により売却された。

2025年3月19日現在、フィリピン証券取引所は、283の上場企業及び123の取引参加者を有する。

フィリピン証券取引所に加え、2006年には、主に外国為替及び債券の取引を扱うPDEXが、フィリピンSECにより自主規制機関としての地位を付与された。PDEXは2022年に政府及び法人証券の取引高として4.9兆ペソを記録したが、これは2021年の5.2兆ペソから6.7%の減少であった。

2023年及び2024年にPDEXが記録した政府及び法人証券の取引高は、それぞれ6.0兆ペソ及び9.9兆ペソであった。

フィリピン総合指数の終値は、2025年3月31日現在で6,354.99ポイントであった。

国債市場

BTrは現在、91日、182日及び364日で満期が到来する財務省短期証券並びに2年から28.5年で満期が到来する財務省長期証券の公募を毎週行っている。

2020年12月31日現在、内国債残高は6.7兆ペソであり、その51.2%は財務省短期証券及び固定金利付財務省長期証券発行分であった。国債の残りの発行分は、個人向け財務省長期証券、ベンチマーク証券及びオンショアドル証券等で構成された。

2021年12月31日現在、内国債残高は8.2兆ペソであり、その50.3%は財務省短期証券及び固定金利付財務省長期証券発行分であった。国債の残りの発行分は、個人向け財務省長期証券、ベンチマーク証券及びオンショアドル証券等で構成された。

2022年12月31日現在、内国債残高は9.2兆ペソであり、その49.7%は財務省短期証券及び固定金利付財務省長期証券発行分であった。国債の残りの発行分は、個人向け財務省長期証券、ベンチマーク証券及びオンショアドル証券等で構成された。

2023年12月31日現在、内国債残高は10.0兆ペソであり、その54.4%は財務省短期証券及び固定金利付財務省長期証券発行分であった。国債の残りの発行分は、個人向け財務省長期証券、ベンチマーク証券及びオンショアドル証券等で構成された。

2024年12月31日現在、内国債残高は10.9兆ペソであり、その59.3%は財務省短期証券及び固定金利付財務省長期証券発行分であった。国債の残りの発行分は、個人向け財務省長期証券、ベンチマーク証券及びオンショアドル証券等で構成された。

(5) 【財政】

財政

連結財政状態

公共部門連結財政状態は、共和国の公共部門全体の財政状態を測定する。連結財政状態は、公共部門借入需要並びに社会保証機構・公務員保険機構、バンコ・セントラル、GFI及び地方自治体の赤字又は黒字総額から構成される。公共部門借入需要は、政府、中央銀行清算委員会の勘定、石油価格安定基金及び主要GOCCの赤字又は黒字総額を反映する。

下表は、表示期間に係る現金ベースでの連結財政状態を示している。

共和国公共部門連結財政状態 12月31日終了年度						
	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度(1)
	(単位：%を除き、十億ペソ)					
公共部門借入需要：						
中央政府	(660.2)	(1,371.4)	(1,670.1)	(1,614.1)	(1,512.1)	(613.9)
中央銀行再編	(0.0)	(0.0)	0.0	0.0	0.0	0.0
監視下にある政府所有企業	(0.7)	(1.5)	28.7	31.9	64.1	13.8
純貸出及びGOCCに対する持分の調整	20.5	22.1	22.1	25.6	27.8	1.7
その他の調整	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
公共部門借入需要合計	(640.4)	(1,350.8)	(1,619.3)	(1,556.6)	(1,420.2)	(598.4)
GDPに対する割合	(3.3)%	(7.5)%	(8.3)%	(7.1)%	(5.8)%	(4.7)%
その他の公共部門：						
社会保証機構・公務員保険機構	53.9	84.1	190.6	226.0	273.1	101.1
バンコ・セントラル(2)	44.0	(7.9)	19.7	47.2	(5.4)	76.7
政府系金融機関	26.1	25.9	30.0	45.1	49.9	25.6
地方自治体	259.0	272.3	284.6	433.3	325.0	294.4
バンコ・セントラルに対する利払時期の調整	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
その他の調整	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
その他の公共部門合計	383.0	374.4	524.8	751.7	642.7	497.9
公共部門連結財政状態	(245)	(976.4)	(1,094.4)	(804.9)	(777.5)	(100.5)
GDPに対する割合	(1.3)%	(5.4)%	(5.6)%	(3.7)%	(3.2)%	0.8%

出典：財務省財政政策計画室

注：

(1) 2024年6月30日現在の暫定値。

(2) 政府及び中央銀行清算委員会への利息割戻し、配当及びその他の送金額控除後の金額。

共和国の2019年度の公共部門連結財政状態は、2018年度に計上された155.3十億ペソの赤字から増加し、196.4十億ペソの赤字を計上した。赤字増加の主因は、政府の借入需要が増加したことにあり、借入需要は2018年度の558.3十億ペソから増加して2019年度は660.2十億ペソとなった。2019年度の赤字額は、現行価格で測定された共和国の2019年度のGDPの1.0%に相当した。

共和国の2020年度の公共部門連結財政状態は、2019年度に計上された196.4十億ペソの赤字から大幅に増加し、976.4十億ペソの赤字を計上した。公共部門の赤字増加の主因は、当時継続していた新型コロナウイルス感染症の大流行により、支出が大幅に増加し、税収が減少したことによる。これにより、政府の借入需要は、2019年度の660.2十億ペソから増加して2020年度は1,371.4十億ペソとなった。2020年度の赤字額は、現行価格で測定された共和国の2020年度のGDPの5.4%に相当した。

共和国の2021年度の公共部門連結財政状態は、2020年度に計上された976.4十億ペソの赤字から増加し、1,092.0十億ペソの赤字を計上した。公共部門の赤字増加の主因は、当時継続していた新型コロナウイルス感染症の大流行

により、支出が大幅に増加し、税収が減少したことによる。これにより、政府の借入需要は、2020年度の1,371.4十億ペソから増加して2021年度は1,670.1十億ペソとなった。2021年度の赤字額は、現行価格で測定された共和国の2021年度のGDPの5.5%に相当した。

共和国の2022年度の公共部門連結財政状態は、2021年度に計上された1,092.0十億ペソの赤字から減少し、830.0十億ペソの赤字を計上した。公共部門の赤字減少の主因は、地方自治体からの収入が増加し、政府の借入需要が減少したことにより、政府の借入需要は2021年度の1,670.1十億ペソから減少して2022年度は1,614.1十億ペソとなった。2022年度の赤字額は、現行価格で測定された共和国の2022年度のGDPの3.8%に相当した。

共和国の2023年度の公共部門連結財政状態は、2022年度に計上された804.9十億ペソの赤字から減少し、777.5十億ペソの赤字を計上した。公共部門の赤字減少の主因は、社会保証機構・公務員保険機構からの収入が増加し、政府の借入需要が減少したことにより、政府の借入需要は2022年度の1,614.1十億ペソから減少して2023年度は1,512.1十億ペソとなった。2023年度の赤字額は、現行価格で測定された共和国の2023年度のGDPの3.2%に相当した。

2024年6月30日現在、共和国の公共部門連結財政状態は、2023年6月30日現在で計上された63.6十億ペソの赤字から増加し、100.5十億ペソの赤字を計上した。公共部門の赤字増加の主因は、中央政府の赤字が増加したことであった。2024年6月30日現在の赤字額は、現行価格で測定された共和国の2024年6月30日現在のGDPの0.8%に相当した。

政府の歳入及び歳出

下表は、表示期間に係る政府の歳入及び歳出を示している。

	政府の歳入及び歳出(1)						予算	
	実績							
	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度(2)	2023年度(4)	2024年度
	(単位：％を除き、十億ペソ)							
現金収入								
税収：								
内国歳入局	1,951.0	2,078.1	2,335.7	2,517.0	2,851.6	690.4	2,639.2	2,848.9
関税局	537.7	643.6	862.4	883.2	916.7	231.4	874.2	939.7
その他役所(3)	15.7	21.0	22.2	29.1	32.4	9.7	24.6	31.7
税収合計	2,504.4	2,742.7	3,220.3	3,429.3	3,800.7	931.5	3,537.9	3,820.3
GDPに対する割合(現行市場価格)	14.0%	14.1%	14.6%	14.1%	14.4%	該当なし	20.6%	14.4%
税外収入：								
BTR収入	219.7	125.3	154.8	227.6	283.4	32.3	58.3	187.0
手数料及びその他の費用	23.1	31.7	101.0	68.5	65.2	2.7	28.0	73.0
民営化	0.5	0.3	1.6	0.9	3.3	0.3	0.5	42.1
その他(国外補助金を含む。)	108.3	105.5	67.8	97.8	266.4	31.3	104.2	147.5
税外収入合計	351.3	262.5	325.1	394.2	618.3	66.7	191.1	449.6
歳入合計	2,856.0	3,005.5	3,545.5	3,824.1	4,419.0	998.2	3,729.0	4,269.9
歳出								
地方自治体に対する割当	804.5	892.7	1,103.3	926.1	1,024.1	289.3	610.7	1,012.1
支払利息								
国外	101.4	96.1	119.4	192.6	223.5	62.4	152.4	219.5
国内	279.1	333.3	383.5	435.7	539.8	178.6	458.2	544.0
支払利息合計	380.4	429.4	502.9	628.3	763.3	241.0	610.7	763.4
税支出	33.1	36.7	39.8	31.7	51.1	11.3	14.5	14.5
助成金	229.0	184.8	200.4	163.5	138.8	22.6	214.5	199.1
株式及び純貸出	34.9	65.4	38.4	27.3	7.9	1.4	31.1	62.4
その他	2,745.4	3,066.6	3,275.0	3,559.3	3,940.2	911.4	3,412.9	3,702.7
歳出合計	4,227.4	4,675.6	5,159.6	5,336.2	5,925.4	1,477.0	5,228.4	5,754.3
黒字/(赤字)	(1,371.4)	(1,670.1)	(1,614.1)	(1,512.1)	(1,506.4)	(478.8)	(1,499.4)	1,484.3
融資								
国内純借入	1,558.3	1,473.1	1,027.3	811.7	905.3	450.2	756.3	903.4
国内総借入	1,998.7	2,010.6	1,643.4	1,634.2	1,923.3	450.8	1,653.5	1,923.9
控除:償却額	440.4	537.5	616.1	822.5	1,018.0	0.6	897.2	1,020.5
国外純借入	600.8	331.5	389.6	437.9	401.9	193.9	431.0	403.4

純融資需要合計	2,159.0	1,804.6	1,417.0	1,249.7	1,307.2	644.1	2,082.5	1,306.8
現金残高の増減	701.7	66.1	(119.1)	(164.6)	(229.6)	1,016.0		

出典：BTr、財務省、予算行政管理省

注：

- (1) GFSM2014のコンセプトに従い、債務償却の報告は、BSFから支払われたものを含む債権者への実際の元本返済を反映している一方、資金調達には債券交換等の負債管理取引の総収入が含まれる。政府による予算・融資プログラムの定期的な見直しに基づき調整された。
- (2) 2025年3月31日現在の暫定値。
- (3) 環境天然資源省、入国管理局、陸運室その他の政府機関の税収を表す。
- (4) 修正値。

歳入財源

政府は、税源及び税外財源の双方から歳入を得ている。主な歳入源には、所得税、付加価値税、物品税及び関税が含まれる。主な税外収入源は、預金利息、GOCCから受領した金額及び民営化による受領額から成る。

2020年度の政府歳入総額は、2019年度に計上された3,137.5十億ペソから9.0%減少して2,856.0十億ペソとなった。これは、主に新型コロナウイルス感染症による経済的影響の結果、2020年に内国歳入局及び関税局による徴収額が減少したことによるものであり、その影響は、2020年には2019年の同時期と比較して税外収入の徴収額が増加したことにより一部相殺された。内国歳入局の2020年度の徴収額は、2019年度に計上された2,175.5十億ペソから10.3%減少して1,951.0十億ペソとなった。関税局は、2020年度において、2019年度に計上された630.3十億ペソから14.7%減少して537.7十億ペソの徴収額を計上した。2020年度の税外収入は、2019年度に計上された309.6十億ペソから13.5%増加して351.3十億ペソとなった。

2021年度の政府歳入総額は、2020年度に計上された2,856.0十億ペソから5.2%増加して3,005.5十億ペソとなった。これは、主に内国歳入局の実際の徴収額が計画目標を上回ったことによるものであった。2021年度の内国歳入局の徴収額は、2020年度に計上された1,951.0十億ペソから6.5%増加して2,078.1十億ペソとなった。関税局は、2021年度において、2020年度に計上された537.7十億ペソから19.7%増加して643.6十億ペソの徴収額を計上した。2021年度のその他の税収入は、2020年度に計上された15.7十億ペソから33.8%増加して21.0十億ペソとなった。2021年度の税外収入は、2020年度に計上された351.3十億ペソから25.3%減少して262.5十億ペソとなった。

2022年度の政府歳入総額は、2021年度に計上された3,005.5十億ペソから18.0%増加して3,545.5十億ペソとなった。内国歳入局の2022年度の徴収額は、2021年度に計上された2,078.1十億ペソから12.4%増加して2,335.7十億ペソとなった。関税局は、2022年度において、2021年度に計上された643.6十億ペソから34.0%増加して862.4十億ペソの徴収額を計上した。2022年度の税外収入は、2021年度に計上された262.5十億ペソから23.5%増加して324.1十億ペソとなった。

2023年度の政府歳入総額は、2022年度に計上された3,545.5十億ペソから7.9%増加して3,824.1十億ペソとなった。内国歳入局の2023年度の徴収額は、2022年度に計上された2,335.7十億ペソから7.8%増加して2,517.0十億ペソとなった。関税局は、2023年度において、2022年度に計上された862.4十億ペソから2.4%増加して883.2十億ペソの徴収額を計上した。2023年度の税外収入は、2022年度に計上された324.1十億ペソから21.6%増加して394.2十億ペソとなった。

2024年度の政府歳入総額は、2023年度に計上された3,824.1十億ペソから15.6%増加して4,419.0十億ペソとなった。内国歳入局の2024年度の徴収額は、2023年度に計上された2,517.0十億ペソから13.3%増加して2,851.6十億ペソとなった。関税局は、2024年度において、2023年度に計上された883.2十億ペソから3.8%増加して916.7十億ペソの徴収額を計上した。2024年度の税外収入は、2023年度に計上された394.2十億ペソから56.8%増加して618.3十億ペソとなった。

2025年度の最初の3ヶ月間の政府歳入総額は、2024年度の最初の3ヶ月間に計上された933.7十億ペソから6.9%増加して998.2十億ペソとなった。内国歳入局の2025年度の最初の3ヶ月間の徴収額は、2024年度の最初の3ヶ月間に計上された591.8十億ペソから16.7%増加して690.4十億ペソとなった。関税局は、2025年度の最初の3ヶ月間において、2024年度の最初の3ヶ月間に計上された218.9十億ペソから5.7%増加して231.4十億ペソの徴収額を計上した。2025年度の最初の3ヶ月間の税外収入は、2024年度の最初の3ヶ月間に計上された113.4十億ペソから41.2%減少して66.7十億ペソとなった。

歳出

2020年度の政府歳出総額は、2019年度に計上された3,797.7十億ペソから11.3%増加して4,227.4十億ペソとなった。これは主に地方自治体への補助金・交付金の支出額が増加したことによるものである。この増加は主に、主に新型コロナウイルス感染症の大流行を防止するための政府の取り組みに関連する支出が増加したことによるものである。2020年度の政府歳出総額は、当年度の計画目標である4,335.2十億ペソを2.5%下回った。

2021年度の政府歳出総額は、2020年度に計上された4,227.4十億ペソから10.6%増加して4,675.6十億ペソとなった。この増加は主に、新型コロナウイルス感染症の大流行を防止するため政府の取り組みに関連する支出が増加したことによるものである。

2022年度の政府歳出総額は、2021年度に計上された4,675.6十億ペソから10.4%増加して5,159.6十億ペソとなった。この増加は主に、新型コロナウイルス感染症の大流行による影響に対処するための政府の取り組みに関連する支出の増加によるものである。

2023年度の政府歳出総額は、2022年度に計上された5,159.6十億ペソから3.4%増加して5,336.2十億ペソとなった。この増加は主に、地方自治体への交付金の支出額やその他の中央政府歳出勘定が増加したことによるものである。2023年度の政府歳出総額は、当年度の計画目標である5,228.4十億ペソを2.1%上回った。

2024年度の政府歳出総額は、2023年度に計上された5,336.2十億ペソから11.0%増加して5,925.4十億ペソとなった。この増加は主に、支払利息やその他の中央政府歳出勘定が増加したことによるものである。

2025年度の最初の3ヶ月間の政府歳出総額は、2024年度の最初の3ヶ月間に計上された1,206.4十億ペソから22.4%増加して1,477.0十億ペソとなった。この増加は主に、支払利息やその他の中央政府歳出勘定が増加したことによるものである。

政府予算

予算プロセス

1987年行政法により、政府は国家予算を策定し実行することが義務づけられている。大統領は、毎年7月の第4月曜日に会期が始まる通常国会の開会から30日以内に議会に予算を提出する。予算は下院で検討され、一般歳出予算法案となる。次いで上院が予算を検討する。その後、両院の議員から構成される協議委員会が共通の法案を策定する。両院で予算が承認されると、法案は大統領に提出され、その署名によって一般歳出予算法となる。

2019年度以前に、政府は負担ベースの支出制度を用いて予算を策定した。負担ベースの支出は、既存の有効な契約が存在する限り、商品及びサービスの引渡し並びに債務の支払いを承認する。予算の支出や商品又はサービスを提供しなければならない期限はない。その結果、政府は、たとえ予算の有効性を超えていても、納入の受入れ時に供給者に支払うための資金を提供しなければならない。

2019年度からは、タイムリーな事業の完了を促進するために、現金主義の予算制度が採用された。

現金主義の予算は、機関が契約上の義務を負い、会計年度内に納入された商品及び提供されたサービスを検査したもののみの支払いを認めている。

2021年度予算

2020年12月28日、ドゥテルテ大統領（当時）は、共和国法第11518号（又は2021年度一般歳出予算法）に署名し、これを成立させた。2021年度予算では、計画歳出が2020年度予算の4.1兆ペソよりも10%多い4.5兆ペソとした。

2021年度予算は、新型コロナウイルス感染症の大流行に対応した復興の青写真として策定された。社会事業部門は予算総額の約37%に相当し、2021年度予算の中で最大の配分となる総額1.7兆ペソを割り当てられている。次に経済事業部門が続き、これにはドゥテルテ政権のインフラ整備計画「Build Build Build」が含まれ、予算の約29%に当たる1.3兆ペソが割り当てられている。最後に、一般公共事業部門には予算の約17%に相当する0.8兆ペソが割り当てられた。

下表は、2021年度調整後割当額に基づき最も多い割当額を有する10の行政機関の割当額を、これに対応する2020年度の調整割当額と比較して示している。下表に記載される金額は、各行政機関固有の予算及び特別目的基金からの割当てから成る、各行政機関の「全部込み」の予算である。

機関	2021年度 割当額	2020年度 調整割当額	2021年度 2020年度比 増減
(単位：十億ペソ)			
教育省 ⁽¹⁾	751.7	692.6	8.5%
公共事業道路省	695.7	581.7	19.6%

内務自治省	249.3	241.6	3.2%
社会福祉開発省	176.9	200.5	(11.8)%
国防省	205.8	192.1	7.1%
保健省 ⁽²⁾	210.2	175.9	19.5%
運輸省	87.9	100.6	(12.6)%
農業省	71.0	64.7	9.7%
司法	45.3	41.2	10.0%
環境天然資源省	37.1	17.4	113.2%

注：

(1) 国立総合大学及び国立単科大学、フィリピン高等教育委員会並びにフィリピン労働雇用技術教育技能教育庁を含む。

(2) フィリピン健康保険公社を含む。

2022年度予算

2021年12月30日、当時のドゥテルテ大統領は、共和国法第11639号（2022年度一般歳出法）に署名し、これを成立させた。2022年度予算では、計画歳出を2021年度予算の4.5兆ペソよりも11.5%多い5.024兆ペソとした。

2022年度予算は、新型コロナウイルス感染症の大流行の中で回復力を構築したり、復興に向けた勢いを維持することや、整備されてきたインフラという遺産を受け継がせ続けることに焦点を当てたプログラム、活動、計画に資金を提供するフィリピンの主要な財政刺激策である。教育省に2022年度の予算で最も多い773.6十億ペソが割り当てられ、それに続いて公共事業道路省には686.1十億ペソが割り当てられた。

2023年度予算

2022年12月5日、マルコス大統領は、共和国法第11936号（2023年度一般歳出法）に署名し、これを成立させた。2023年度予算では、計画歳出を2022年度予算の5.024兆ペソよりも4.9%多い5.268兆ペソとした。

2023年度予算は、新型コロナウイルス感染症からの国の経済回復を加速することに焦点を当てたプログラム、活動、計画に資金を提供し、教育、保健、農業、社会的セーフティーネット、及びインフラ開発という遺産を受け継がせることに重点を置いたフィリピンの主要な財政刺激策である。教育省に2023年度の予算で最も多い710.6十億ペソが割り当てられ、総額1,248.3兆ペソが共和国政府の2023年度のインフラ整備プログラムに配分された。

2024年度予算

2023年12月21日、マルコス大統領は、共和国法第11975号（2024年度一般歳出法）に署名し、これを成立させた。2024年度予算では、計画歳出を2023年度予算の5.268兆ペソよりも9.5%多い5.768兆ペソとした。

2024年度予算は、2024年度における国の経済成長を支援するためのプログラム、活動、計画に資金を提供し、社会・経済の変革を推し進めるために必要性の高い政府のプログラム及びサービスを絶え間なく提供し、さらに教育、保健、農業、社会的セーフティーネット、及びインフラ開発という遺産を受け継がせることに重点を置いたフィリピンの主要な財政刺激策である。保健、教育及び社会保護プログラムの円滑な実施を確保するため、社会事業部門に2024年度予算の中で最大の配分となる2,116.4十億ペソが割り当てられた。一方で、政府が引き続きインフラ整備を推進する中で、経済事業部門には2番目に多い1,775.3十億ペソが割り当てられた。2024年度の予算配分は、(i)防衛が278.1十億ペソ、(ii)一般公共事業が898.6十億ペソ及び(iii)債務負担が699.2十億ペソであった。

2025年度予算

2024年12月30日、マルコス大統領は、共和国法第12116号（2025年度一般歳出法）に署名し、これを成立させた。2025年度予算では、計画歳出を2024年度予算の5.768兆ペソよりも9.74%多い6.326兆ペソとしている。2025年度予算の基盤となっているのは、フィリピン開発計画2023 - 2028の3つの柱、すなわち(i)個人や家族の能力の開発及び保護、(ii)より質の高い雇用及び競争力ある製品をもたらすための生産部門の改革、並びに(iii)それらの実現を可能とする環境の整備である。2025年度予算は、共和国の主要な財政刺激策であり、政府支出の拡大とインフラ支出の維持を伴う強力な資本形成を追求するプログラム、活動及び／又はプロジェクトに資金を提供するとともに、2025年度予算が成長を促進するだけでなく、災害に対応し、気候変動に適応するものとなるようにするために国家気候変動行動計画2011 - 2028及び持続可能な開発目標に即した持続可能でグリーンな投資を拡大するものである。

(6) 【公債】

債務

対外債務

民間部門の対外債務について、融資が(i)公的部門によって保証される場合又は(ii)フィリピンの金融制度により外国為替によって行われる場合は、バンコ・セントラルの承認を要する。

下表は、バンコ・セントラルの承認及び登録されている対外債務残高合計をまとめたものである。

バンコ・セントラル承認済対外債務					
12月31日現在					
	2020年	2021年	2022年	2023年	2024年 ⁽¹⁾
(単位：％を除き、百万ドル)					
満期期限：					
短期 ⁽²⁾	14,209	15,090	16,619	17,096	20,945
中長期	84,279	91,339	94,649	108,298	116,683
合計	98,488	106,428	111,268	125,394	137,628
債務者 ⁽³⁾ ：					
金融制度	21,559	23,539	23,673	24,239	28,280
公共部門 ⁽⁴⁾	76,929	82,889	87,596	101,154	109,348
合計	98,488	106,428	111,268	125,394	137,628
債権者分類：					
銀行及び金融機関	24,006	23,695	25,446	28,664	31,218
供給者	3,136	3,687	3,994	4,328	4,525
多国間	21,407	27,125	29,375	33,105	37,499
二国間	12,752	12,508	12,835	15,196	16,619
長期債券 / 中期債券保有者	35,028	36,940	36,817	40,946	45,109
その他	2,160	2,474	2,802	3,154	2,659
合計	98,488	106,428	111,268	125,394	137,628
割合：					
財・サービスの輸出債務返済負担	6.7%	7.5%	6.3%	10.2%	11.5%
対GNI債務返済負担 ⁽⁵⁾	1.9%	2.2%	2.0%	3.0%	3.3%
対GNI対外債務 ⁽⁵⁾	25.3%	26.1%	26.0%	25.8%	26.4%

出典：バンコ・セントラル

注：

- (1) 2024年12月31日現在の暫定値。
- (2) 当初満期1年以下の債務。
- (3) 債権者分類は、関連融資又は契約の更改に基づく主たる債務者による。
- (4) 政府保証の有無を問わず公的部門の債務を含む。公的銀行を含まない。
- (5) 年度間の比較のため、GNI及びGDPは、それぞれの直近の4四半期における合計値に基づき年換算している。

政府資金調達活動

下表は、2020年から2025年2月まで融資機関によって承認を受けた又は政府機関によって活用された主要なプログラム融資及びプロジェクト融資をまとめたものである。

プログラム融資及びプロジェクト融資	債権者	金額	署名年月
フィリピン・韓国プロジェクト準備融資	韓国-輸出入銀行-対外経済協力基金	50百万ドル	2020年1月
メトロ・マニラ優先橋耐震改修計画IID	JICA	4,409百万ドル	2020年3月
新型コロナウイルス感染症積極的対応及び支出支援プログラム	ADB	1,500百万ドル	2020年4月
社会保障支援プロジェクト	ADB	200百万ドル	2020年4月
第三災害リスク管理DPL	世界銀行	500百万ドル	2020年4月
フィリピン新型コロナウイルス感染症緊急対応プロジェクト	世界銀行	100百万ドル	2020年4月
資本市場生成インフラ・ファイナンスへの支援、サブプログラム1	ADB	400百万ドル	2020年6月
社会支援拡大プログラム	ADB	500百万ドル	2020年6月
新型コロナウイルス感染症積極的対応及び支出支援プログラム	AIFB	750百万ドル	2020年6月
インフラ事業における民間部門参入拡大プログラム、サブプログラム2	フランス開発庁	150百万ユーロ	2020年6月
包括的金融開発プログラム、サブプログラム2	フランス開発庁	100百万ユーロ	2020年6月
ダバオ市バイパス建設計画II	JICA	35十億円	2020年6月
セブ-マクタン橋（第4橋）及び沿岸道路建設計画	JICA	119十億円	2020年6月
新型コロナウイルス感染症緊急対応DPL	世界銀行	500百万ドル	2020年6月
地方ガバナンス改革プロジェクト	ADB	27百万ドル	2020年7月
新型コロナウイルス感染症危機対応緊急支援融資	JICA	50十億円	2020年7月
土地区画整理事業への支援	世界銀行	370百万ドル	2020年7月
競争的及び包括的農業開発プログラム サブプログラム1	ADB	400百万ドル	2020年8月
包括的開発プログラム、サブプログラム2	ADB	300百万ドル	2020年8月
耐災害性向上プログラム	ADB	500百万ドル	2020年9月
災害後スタンドバイローン(フェーズ2)	JICA	50十億円	2020年9月
アンガット水供給改善プロジェクト追加融資	ADB	126百万ドル	2020年10月
新型コロナウイルス感染症緊急対応プログラム向けのプログラム融資	韓国-輸出入銀行-対外経済協力基金	100百万ドル	2020年10月
フィリピン受益者優先社会保護プロジェクト	世界銀行	600百万ドル	2020年11月
フィリピン税関近代化計画	世界銀行	88百万ドル	2020年12月
KALAH-I-CIDSS国家コミュニティ主導開発プロジェクトに対する追加融資	世界銀行	300百万ドル	2020年12月
競争力の促進及び自然災害レジリエンスの強化サブプログラム2 DPL	世界銀行	600百万ドル	2020年12月
フィリピン第1次金融セクター改革DPL	世界銀行	400百万ドル	2020年12月
若年者向けの学校から就業への移行支援プログラム、サブプログラム3	ADB	400百万ドル	2020年12月
EDSA緑道プロジェクト	ADB	123百万ドル	2020年12月
EDSA緑道プロジェクト	AIF	15百万ドル	2020年12月
海上安全強化事業	韓国-輸出入銀行-対外経済協力基金	105百万ドル	2021年1月

新型コロナウイルス感染症緊急対応プロジェクトに関する追加融資	世界銀行	500百万ドル	2021年3月
アジア太平洋ワクチンアクセスファシリティの下で新型コロナウイルス感染症に対処し、制御するための第2次保健システム強化	ADB	400百万ドル	2021年3月
アジア太平洋ワクチンアクセスファシリティの下で新型コロナウイルス感染症に対処し、制御するための第2次保健システム強化	AIIB	300百万ドル	2021年3月
安全フィリピンプロジェクト、フェーズ1	CEXIM	276百万ドル	2021年6月
フィリピン農村開発プロジェクト第2次追加融資	世界銀行	280百万ドル	2021年7月
フィリピン第1次金融セクター改革DPL	世界銀行	400百万ドル	2021年7月
若年者向けの学校から就業への移行支援プログラム、サブプログラム3	ADB	400百万ドル	2021年8月
フィリピン地震リスク軽減及びレジリエンス・プロジェクト	世界銀行	300百万ドル	2021年9月
地方ガバナンス改革プログラム、サブプログラム2	ADB	400百万ドル	2021年11月
フィリピン第4次災害リスク管理DPL（災害危機繰延引出オプション付き）	世界銀行	500百万ドル	2021年11月
アジア太平洋ワクチンアクセスファシリティの下で新型コロナウイルス感染症に対処し、制御するための第2次保健システム強化 - 追加融資	ADB	250百万ドル	2021年12月
地方レベルでの災害リスク低減強化プログラム	フランス開発庁	250百万ユーロ	2021年12月
メトロ・マニラ橋梁プロジェクト	ADB	175百万ドル	2021年12月
ビルド・ユニバーサル・ヘルス・ケア・プログラム、サブプログラム1	ADB	600百万ドル	2021年12月
競争力の促進及び自然災害レジリエンスの強化サブプログラム3 DPL	世界銀行	600百万ドル	2021年12月
新型コロナウイルス感染症緊急対応プログラムに対するプログラム融資	韓国-輸出入銀行-対外経済協力基金	100百万ドル	2021年12月
アジア太平洋ワクチンアクセスファシリティの下で新型コロナウイルス感染症に対処し、制御するための第2次保健システム強化 - 追加融資	AIIB	250百万ドル	2021年12月
フィリピン新型コロナウイルス感染症緊急対応プロジェクト - 追加融資2	世界銀行	300百万ドル	2021年12月
メトロ・マニラ地下鉄プロジェクト、フェーズI（第2回トランシェ貸付）	JICA	253十億円	2022年2月
Panay-Guimaras-Negros島橋プロジェクトのエンジニアリングサービス	韓国-輸出入銀行-対外経済協力基金	56百万ドル	2022年4月
新型コロナウイルス感染症危機対応緊急支援融資II	JICA	30十億円	2022年4月
サマル島・ダバオ市連結プロジェクト	CEXIM	2十億人民元	2022年5月
気候変動行動計画、サブプログラム1	ADB	250百万ドル	2022年6月
資本市場生成インフラ・ファイナンスのサポート、サブプログラム2	ADB	400百万ドル	2022年6月
南通勤鉄道計画（トランシェ1）	ADB	1,750百万ドル	2022年6月
気候変動行動計画、サブプログラム1	フランス開発庁	150百万ユーロ	2022年12月
（政府譲許的融資）パッシング・マリキナ川とマンガハン放水路を横断する3つの優先橋建設プロジェクト（契約パッケージ1）	CEXIM	406百万人民元	2023年1月
（優先的買主信用貸付契約）パッシング・マリキナ川とマンガハン放水路を横断する3つの優先橋建設プロジェクト（契約パッケージ1）	CEXIM	59百万ドル	2023年1月

(政府譲許の融資) パッシング・マリキナ川とマンガハン放水路を横断する3つの優先橋建設プロジェクト(契約パッケージ2)	CEXIM	278百万人民元	2023年1月
(優先的買主信用貸付契約) パッシング・マリキナ川とマンガハン放水路を横断する3つの優先橋建設プロジェクト(契約パッケージ2)	CEXIM	42百万ドル	2023年1月
競争的及び包括的農業開発プログラム、サブプログラム2	ADB	500百万ドル	2023年2月
ポスト新型コロナウイルス感染症ビジネス及び雇用回復プログラム、サブプログラム1	ADB	500百万ドル	2023年2月
第2次フィリピン金融セクター改革DPL	世界銀行	600百万ドル	2023年2月
南北通勤鉄道事業(マロロス-ツツパン)(II)	JICA	107十億円	2023年2月
南北通勤鉄道延伸事業	JICA	270十億円	2023年2月
ポスト新型コロナウイルス感染症ビジネス及び雇用回復プログラム、サブプログラム1	AIIB	500百万ドル	2023年5月
メトロ・レール・トランジット・ライン3号線改修プロジェクト(II)	JICA	17.399十億円	2023年5月
フィリピン第1次持続可能復興DPL	世界銀行-IBRD	750百万ドル	2023年6月
ダバオ公共交通機関近代化プロジェクト	ADB	1,014.69百万ドル	2023年7月
ダバオ公共交通機関近代化プロジェクト	AIF	10百万ドル	2023年7月
ダバオ公共交通機関近代化プロジェクト	GCF	50百万ドル	2023年7月
フィリピン農村開発プロジェクト(スケールアップ)	世界銀行-IBRD	600百万ドル	2023年7月
災害後スタンドバイローン(フェーズ3)(PDSL 3)	日本-JICA	212.19百万ドル	2023年8月
総合洪水対策・適応プロジェクト、フェーズ1	ADB	303.24百万ドル	2023年9月
包括的金融開発プログラム、サブプログラム3	ADB	300百万ドル	2023年11月
フィリピン第1次デジタルトランスフォーメーションDPL	世界銀行-IBRD	600百万ドル	2023年11月
国内資源動員プログラム、サブプログラム1	ADB	400百万ドル	2023年12月
バタアン・カビテ連絡橋プロジェクト、トランシェ1	ADB	650百万ドル	2023年12月
ビルド・ユニバーサル・ヘルスケア・プログラム、サブプログラム2	ADB	450百万ドル相当 ユーロ	2023年12月
包括的金融開発プログラム、サブプログラム3	AIIB	300百万ドル	2023年12月
国内資源動員、サブプログラム1	AIIB	400百万ドル	2023年12月
フィリピン災害リスク管理・気候DPL(災害危機繰延引出オプション付き)	世界銀行-IBRD	500百万ドル	2023年12月
フィリピン第1次デジタルトランスフォーメーションDPL	AIIB	400百万ドル相当 ユーロ	2024年1月
ビルド・ユニバーサル・ヘルス・ケア・プログラム、サブプログラム2	AIIB	400百万ドル相当 ユーロ	2024年1月
フィリピン第2次持続可能復興DPL	世界銀行-IBRD	750百万ドル相当 ユーロ	2024年8月
フィリピン第2次デジタルトランスフォーメーションDPL	世界銀行-IBRD	750百万ドル相当 ユーロ	2024年11月
気候変動行動計画、サブプログラム2	ADB	500百万ドル相当 ユーロ	2024年12月
公的財政管理改革プログラム、サブプログラム1	ADB	500百万ドル	2024年12月
第2次耐災害性向上プログラム	ADB	500百万ドル	2025年2月

出典：国際金融グループ、財務省。2025年2月28日現在。

公的部門債務

下表は、指定された日付現在の共和国の連結公的部門債務残高である。

連結公的部門債務残高(1) 12月31日現在						
	2019年	2020年	2021年	2022年	2023年	2024年(2)
(単位：％を除き、十億ペソ)						
連結非金融公的部門の債務残高						
対内	4,280.4	5,771.3	7,097.2	8,021.7	8,710.5	9,443.1
対外	2,728.9	3,201.7	3,592.9	4,226.6	4,609.2	4,967.7
合計	7,009.3	8,973.0	10,690.1	12,248.3	13,319.7	14,410.8
公的金融企業						
BSP(3)						
対内	3,868.3	4,868.7	4,664.8	4,580.9	4,765.9	4,648.9
対外	193.2	183.5	330.2	340.4	345.7	382.4
合計	4,061.5	5,052.3	4,995.0	4,921.3	5,111.5	5,031.3
GFI(4)						
対内	33.1	56.0	43.6	30.2	23.6	32.2
対外	130.7	113.9	104.2	117.7	85.2	77.9
合計	163.8	169.9	147.8	147.9	108.9	110.2
対内	3,901.4	4,924.7	4,708.4	4,611.1	4,789.5	4,681.1
対外	323.9	297.4	434.4	458.0	430.9	460.3
合計	4,225.3	5,222.1	5,142.8	5,069.2	5,220.4	5,141.5
控除：セクター内保有債券						
対内						
GFI及びBSPの保有する国債	908.7	2,131.5	2,539.1	2,640.8	2,481.0	2,452.2
BSPにある政府預金	159.9	798.6	907.6	431.8	379.8	591.9
BSPにあるGFI預金	502.7	740.1	698.6	638.2	484.1	421.9
BSPにあるGOCC預金	0.2	0.0	0.0	0.0	1.42	31.6
GFIの保有するGOCCの融資／その他の債務	161.2	183.6	189.4	195.4	184.7	170.2
BSPの保有するGFIの融資／その他の債務	53.6	36.0	36.0	27.6	27.3	27.0
GFIの保有する地方政府の債務	87.8	93.9	120.0	160.0	188.3	207.4
合計	1,874.1	3,983.7	4,490.6	4,093.9	3,746.7	3,902.4
対外						
BSPの保有する政府の債務	85.9	92.4	87.5	78.6	78.7	74.6
合計	1,960.0	4,076.1	4,578.1	4,172.5	3,825.4	3,975.9
公的部門の総計						
対内	6,307.7	6,712.4	7,315.0	8,538.9	9,753.3	10,221.9
対外	2,966.9	3,406.7	3,939.8	4,606.1	4,961.4	5,354.4
合計	9,274.6	10,119.1	11,254.8	13,145.0	14,714.8	15,576.3

出典：財政政策企画室、財務省

注：

- (1) 連結公的部門は、セクター内保有債券を除く一般政府部門、公的非金融企業及び公的金融企業からなる。
- (2) 2024年9月30日現在の暫定値。
- (3) SDRの割当て及び国際準備金の再評価を除くBSPのすべての負債（通貨発行を含む。）を含む。
- (4) DBP、LBP及び貿易投資開発会社のすべての負債を含む。

下表は、指定された日付現在の共和国の連結非金融公的部門債務残高である。

公的部門債務残高(1)						
12月31日現在						
	2019年	2020年	2021年	2022年	2023年	2024年(2)
(単位：％を除き、十億ペソ)						
合計(3)	7,009.3	8,973.0	10,690.1	12,248.3	13,319.7	14,410.8
対内	4,280.4	5,771.3	7,097.2	8,021.7	8,710.5	9,443.1
対外	2,728.9	3,201.7	3,592.9	4,226.6	4,609.2	4,967.7
中央政府	7,731.3	9,795.0	11,728.5	13,418.9	14,616.3	15,893.3
対内	5,127.6	6,694.7	8,170.4	9,208.4	10,017.9	10,936.3
対外	2,603.7	3,100.3	3,558.1	4,210.5	4,598.3	4,957.0
公的非金融企業 (主要GOCC)(4)	430.2	399.7	367.3	347.4	300.4	321.4
対内(4)	236.7	234.2	246.7	236.7	191.7	213.5
対外(4)	193.6	165.5	120.6	110.7	108.8	107.9
特別予算：NIA及びPNR	1.2	1.1	1.0	0.9	0.8	0.8
対内	0.1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
対外	1.2	1.0	1.0	0.9	0.8	0.8
地方自治体(LGU) (5)	107.2	113.1	136.6	174.5	200.9	219.5
対内	107.2	113.1	136.6	174.5	200.9	219.5
対外	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
控除：社債減債基金 (BSF)(6)	562.0	640.0	698.6	706.3	696.8	733.2
対内	497.4	579.5	616.7	616.3	603.6	640.6
対外	64.6	60.5	81.9	90.0	93.3	92.6
セクター内保有債券 (対内)	623.4	638.2	801.2	952.5	1,084.6	1,275.3
社会保障機関(SSI) の保有する政府債務	613.9	628.6	791.9	943.8	1,076.9	1,267.5
LGUの保有する政府 債務	0.01	0.01	0.00	0.00	0.0	0.0
地方自治体開発基金 局(MDFO)の保有する LGU債権	9.5	9.6	9.3	8.7	7.7	7.9
GOCCの保有する政府 債務	25.1	11.2	9.7	8.8	2.4	1.7
政府からGOCCへの転 貸債	45.3	41.8	28.9	20.3	9.4	8.4
セクター内保有債券 (対外)	4.9	4.7	4.9	5.4	5.4	5.4
政府の保有するGOCC 債務	4.9	4.7	4.9	5.4	5.4	5.4
合計（GDPの割合）	47.5%	56.4%	58.0%	59.7%	60.5%	60.1%
対内（GDPの割合）	32.3%	37.4%	37.7%	38.8%	40.1%	39.4%
対外（GDPの割合）	15.2%	19.0%	20.3%	20.9%	20.4%	20.7%

出典：財政政策企画室、財務省

注：

- (1) 連結非金融公的部門は、一般政府部門及び公的非金融企業からなる。連結非金融公的部門には、公的金融企業は含まれない。
- (2) 2024年9月30日現在の暫定値。
- (3) 改訂された方法論に基づく政府債務は偶発債務を除く。
- (4) 特別予算の項目を除く（MA及びPNR）。
- (5) 2016年第4四半期以降、LGUが保証している民間銀行からの借入。
- (6) 証券安定基金及び社債減債基金の保有する政府債務の調整を含む。

2019年12月31日現在、2018年12月31日現在の公的部門債務残高の対GDP比の49.0％と比較して、連結公的部門債務残高の総計は9.3兆ペソであり、共和国のGDPの47.5％に相当する。2019年12月31日現在、連結一般政府債務残高の総計は6.7兆ペソであり、2018年12月31日現在に記録した6.3兆ペソから5.9％上昇した。内国債の合計は2018年

12月31日現在の3.8兆ペソと比較して7.3%上昇し、2019年12月31日現在で4.1兆ペソであった。外債は、2018年12月31日現在の2.4兆ペソから3.7%増加し、2019年12月31日現在で2.5兆ペソであった。政府債務の全体的な増加は、2018年12月31日から2019年12月31日までの期間における政府の借入金の増加及び有価証券の発行によるものであった。

2020年12月31日現在、2019年12月31日現在の公的部門債務残高の対GDP比の47.5%と比較して、連結公的部門債務残高の総計は10.1兆ペソであり、共和国のGDPの56.4%に相当する。2020年12月31日現在、連結一般政府債務残高の総計は8.6兆ペソであり、2019年12月31日現在に記録した6.7兆ペソから29.7%上昇した。内国債の合計は2019年12月31日現在の4.1兆ペソと比較して35.9%上昇し、2020年12月31日現在で5.6兆ペソであった。外債は、2019年12月31日現在の2.5兆ペソから2.0%増加し、2020年12月31日現在で3.0兆ペソであった。政府債務の全体的な増加は、2019年12月31日から2020年12月31日までの期間における政府の借入金の増加及び有価証券の発行によるものであった。

2021年12月31日現在、2020年12月31日現在の公的部門債務残高の対GDP比の56.4%と比較して、連結公的部門債務残高の総計は11.3兆ペソであり、共和国のGDPの58.0%に相当する。2021年12月31日現在、連結一般政府債務残高の総計は10.4兆ペソであり、2020年12月31日現在に記録した8.6兆ペソから20.1%上昇した。内国債の合計は2020年12月31日現在の5.6兆ペソと比較して23.2%上昇し、2021年12月31日現在で6.9兆ペソであった。外債は、2020年12月31日現在の3.0兆ペソから14.4%増加し、2021年12月31日現在で3.5兆ペソであった。政府債務の全体的な増加は、2020年12月31日から2021年12月31日までの期間における政府の借入金の増加及び有価証券の発行によるものであった。

2022年12月31日現在、2021年12月31日現在の公的部門債務残高の対GDP比の58.0%と比較して、連結公的部門債務残高の総計は13.1兆ペソであり、共和国のGDPの59.7%に相当する。2022年12月31日現在、連結一般政府債務残高の総計は11.9兆ペソであり、2021年12月31日現在に記録した10.4兆ペソから15.1%上昇した。内国債の合計は2021年12月31日現在の6.9兆ペソと比較して13.4%上昇し、2022年12月31日現在で7.8兆ペソであった。外債は、2021年12月31日現在の3.5兆ペソから18.5%増加し、2022年12月31日現在で4.1兆ペソであった。

2023年12月31日現在、2022年12月31日現在の公的部門債務残高の対GDP比の59.7%と比較して、連結公的部門債務残高の総計は14.7兆ペソであり、共和国のGDPの60.5%に相当する。2023年12月31日現在、連結一般政府債務残高の総計は13.0兆ペソであり、2022年12月31日現在に記録した11.9兆ペソから8.8%上昇した。内国債の合計は2022年12月31日現在の9.2兆ペソと比較して8.8%上昇し、2023年12月31日現在で10.0兆ペソであった。外債は、2022年12月31日現在の4.2兆ペソから9.2%増加し、2023年12月31日現在で4.6兆ペソであった。

2024年9月30日現在、2023年9月30日現在の公的部門債務残高の対GDP比の57.9%と比較して、連結公的部門債務残高の総計は15.6兆ペソであり、共和国のGDPの60.1%に相当する。2024年9月30日現在、連結一般政府債務残高の総計は14.4兆ペソであり、2023年9月30日現在に記録した13.0兆ペソから10.6%上昇した。内国債の合計は2023年9月30日現在の8.8兆ペソと比較して15.7%上昇し、2024年9月30日現在で10.2兆ペソであった。外債は、2023年9月30日現在の4.9兆ペソから9.3%増加し、2024年9月30日現在で5.4兆ペソであった。

共和国の直接債務

下表は、指定された日付現在の共和国の直接債務残高をまとめたものである。

	共和国の直接債務残高 ⁽¹⁾⁽²⁾ 12月31日現在					
	2020年	2021年	2022年	2023年	2024年 ⁽³⁾	2025年 ⁽⁴⁾
	(単位：別段の記載がない限り、百万ペソ)					
中長期債務⁽⁵⁾	8,838,966	10,932,406	13,008,499	14,071,375	15,297,134	15,881,417
対内	5,738,647	7,374,271	8,798,026	9,473,038	10,176,247	10,576,970
対外（百万米ドル）	64,562	69,803	75,436	82,976	88,525	92,606
短期債務⁽⁶⁾						
対内	956,040	796,143	410,361	544,892	754,168	802,568
債務合計	9,795,006	11,728,549	13,418,860	14,616,267	16,051,302	16,683,985

出典：BTr、財務省

注：

- (1) GOCC及びその他の公的部門に対し転貸した政府債務を含む。政府によって保証された債務及び当初はその他の公的部門により保証されていたものの政府が当該保証を引き受けた債務を除く。この表は政府債務のみを表したものであり、その他の公的部門債務を含まない。
- (2) 各期間末のバンコ・セントラルの基準為替相場公報を用いて、該当する原通貨の金額を米ドル又はペソに換算した。
- (3) 修正値。
- (4) 2025年3月31日現在の暫定値。
- (5) 当初満期1年以上の債務。
- (6) 当初満期1年未満の債務。

共和国の直接内国債

下表は、指定された日付現在の共和国の直接内国債残高をまとめたものである。

	直接内国債残高 ⁽¹⁾⁽²⁾ 12月31日現在					
	2020年	2021年	2022年	2023年	2024年	2025年 ⁽³⁾
	(単位：百万ペソ)					
融資						
直接	156	156	156	156	156	156
引受 ⁽⁴⁾	792	0	0	0	0	0
合計融資	948	156	156	156	156	156
有価証券						
短期国債	949,478	796,143	410,361	529,892	754,168	802,568
中期 / 長期国債	5,744,261	7,374,115	8,797,870	9,502,882	10,176,090	10,576,814
有価証券合計	6,693,739	8,170,258	9,208,231	10,017,930	10,930,258	11,379,538
合計債務	9,795,006	11,728,549	13,418,860	14,616,267	16,051,302	16,683,985

出典：BTr、財務省

注：

- (1) GOCC及びその他の公的部門に対し転貸した政府債務を含む。政府によって保証された債務及び当初はその他の公的部門により保証されていたものの政府が当該保証を引き受けた債務を除く。この表は政府債務のみを表したものであり、その他の公的部門債務を含まない。
- (2) 各期間末のバンコ・セントラルの基準為替相場公報を用いて、原通貨の金額を米ドル又はペソに換算した。
- (3) 2025年3月31日現在の暫定値。記載された期間末日の翌営業日である2025年4月2日現在のバンコ・セントラルの基準為替相場公報を用いて、原通貨の金額を米ドル又はペソに換算した。
- (4) フィリピン開発銀行、国家開発公社及びフィリピン・ナショナル・バンクによって引き受けられた融資。

下表は、指定された年の共和国の直接内国債返済金額を示したものである。

年	共和国の直接内国債返済金額 ⁽¹⁾			
	元本返済	支払利子	合計 ⁽²⁾	
	(単位：百万ペソ)		(単位：百万ペソ)	(単位：百万ドル)
2020年	440,401	279,056	719,457	14,977
2021年	537,450	333,335	870,785	17,150
2022年	659,834	383,452	1,043,286	18,590
2023年	854,165	435,742	1,289,907	23,214
2024年	1,018,036	539,829	1,557,865	26,853
2025年 ⁽³⁾	984,993	629,076	1,614,069	27,822

出典：BTr、財務省

注：

- (1) 政府から保証されたGOCC及びその他の公的部門に転貸されている政府債務について、また、当初はその他の公的部門により保証されていたものの政府が当該保証を引き受けた債務についての債務返済を除く。

- (2) 各期間末のバンコ・セントラルの該当する基準為替相場公報を用いて、ペソ金額は米ドルに換算した。2024年から2025年のペソ金額は該当期間の末日現在のバンコ・セントラルの基準為替相場公報を用いて米ドルに換算した。
- (3) 2024年12月31日現在の未払残高に基づく見積額。

共和国の直接対外債務

下表は、指定された日付現在の共和国の直接対外債務残高をまとめたものである。

	共和国の直接対外債務残高(1)(2)					
	12月31日現在					
	2020年	2021年	2022年	2023年	2024年(3)	2025年(4)
	(単位：百万ドル)					
融資：						
多国間	19,275	22,574	25,155	28,890	33,212	34,759
二国間	8,042	8,308	8,581	9,254	8,949	9,427
商業	2	1	1	0	0	0
融資合計	27,319	30,883	33,737	38,144	42,161	44,186
有価証券：						
ユーロ建債	2,387	4,609	4,320	3,811	3,573	4,804
日本円建債	2,388	1,687	1,787	1,615	966	1,013
フィリピン・ペソ建債	2,700	1,679	981	988	947	956
中国元建債	607	392	0	0	0	0
米ドル建債	29,161	30,553	34,611	37,418	39,878	40,647
イスラム債	0	0	0	1,000	1,000	1,000
有価証券合計	37,243	38,920	41,699	44,832	46,364	48,420
総計	64,562	69,803	75,436	82,976	88,525	92,606

出典：BTr、財務省

- 注：
- (1) GOCC及びその他の公的部門に対し転貸した政府債務を含む。政府によって保証された債務及び当初はその他の公的部門により保証されていたものの政府が当該保証を引き受けた債務を除く。この表は政府債務のみを表したものであり、その他の公的部門債務を含まない。
- (2) 各期間末のバンコ・セントラルの基準為替相場公報を用いて、該当する原通貨の金額を米ドルに換算した。
- (3) 2024年12月31日現在の暫定値。
- (4) 2025年3月31日現在の暫定値。

下表は、記載の日付現在の共和国の直接対外債務残高を指定された通貨及び米ドル相当額を示したものである。

共和国の通貨別直接対外債務残高の概要⁽¹⁾
2025年3月31日現在

	原通貨額	米ドル相当額 ⁽²⁾	全体のパーセント値
	(単位：％を除き、別段の記載がない限り、百万)		
米ドル	73,101	73,101	78.9%
日本円	1,263,205	8,442	9.2%
ユーロ	8,876	9,583	10.3%
ペソ	54,760	956	1.0%
その他の通貨	-	524	0.6%
合計	-	92,606	100.0%

出典：BTr、財務省

注：

- (1) GOCC及びその他の公的部門に対し転貸した政府債務を含む。政府によって保証された債務及び当初はその他の公的部門により保証されていたものの政府が当該保証を引き受けた債務を除く。この表は政府債務のみを表したものであり、その他の公的部門債務を含まない。
- (2) 記載された期間末日の翌営業日である2025年4月2日現在のバンコ・セントラルの基準為替相場公報を用いて、原通貨の金額を米ドルに換算した。

下表は、指定された年の共和国の直接対外債務返済金額を示したものである。

年	共和国の直接対外債務返済金額 ⁽¹⁾		
	元本返済	支払利子	合計
	(単位：百万ドル)		
2020年 ⁽²⁾	2,949	2,110	5,059
2021年 ⁽²⁾	4,671	1,893	6,564
2022年 ⁽²⁾	2,325	2,128	4,453
2023年 ⁽²⁾	2,180	3,466	5,646
2024年 ⁽²⁾	4,125	3,852	7,977
2025年 ⁽³⁾⁽⁴⁾	3,755	3,995	7,750
2026年 ⁽³⁾⁽⁴⁾	2,899	4,176	7,074

出典：BTr、財務省

注：

- (1) GOCC及びその他の公的部門に対し転貸した又は政府により保証された政府債務、並びに当初はその他の公的部門により保証されていたものの政府が当該保証を引き受けた債務についての債務返済を除く。
- (2) 各期間末のバンコ・セントラルの基準為替相場公報を用いて、該当する原通貨の金額を米ドルに換算した。
- (3) 2024年12月31日現在のバンコ・セントラルの基準為替相場公報を用いて、該当する原通貨の金額を米ドルに換算した。
- (4) 2025年2月20日現在の未払残高に基づく見積額。

政府保証付債務

下表は、指定された日付現在の共和国の政府による引受保証を含む債務保証を示したものである。

共和国の保証残高の概要⁽¹⁾⁽²⁾
12月31日現在

	2020年	2021年	2022年	2023年	2024年	2025年 ⁽⁴⁾
	(単位：十億)					
合計（ペソ）	458.3	423.9	399.0	349.4	346.7	339.9
対内（ペソ）	254.4	195.1	205.8	181.8	255.5	248.9
対外（ペソ）	203.9	228.8	193.3	167.7	91.2	91.0
対外（米ドル） ⁽³⁾	4.2	4.5	3.5	3.0	1.6	1.6

出典：BTr、財務省

注：

- (1) 当初より政府が保証する債務、及び当初はその他の公的部門により保証されていたものの政府が当該保証を引き受けた債務を含む。
- (2) 各期間末のバンコ・セントラルの基準為替相場公報を用いて、該当する原通貨の金額を米ドル又はペソに換算した。
- (3) 記載された期間末日の翌営業日のバンコ・セントラルの基準為替相場公報を用いて、該当する原通貨の金額を米ドルに換算した。
- (4) 2025年3月31日現在の暫定値を使用。

政府は、GOCCに発行された債務保証及び共和国の官民パートナーシップ・イニシアティブの下で規定されている契約上の義務を広く含む契約上の偶発債務を監視及び管理している。政府は、BTrを通じて、財務書類において、偶発債務に関し、政府直接保証及びGFI引受保証された債務残高のみを月単位で細分化して開示している。

プロジェクトに関する完全なデータがない場合、政府のエクスポージャーの範囲が確立されていないため、官民パートナーシップ・イニシアティブに基づくプロジェクトに対応する偶発債務は、上記の開示から一部除外されている。

上記に関連して、偶発債務の報告は、政府の様々なレベルにおいて存在する。例えば、官民パートナーシップ・センターは、官民パートナーシップ・イニシアティブを通して政府が実施するプロジェクトに関連する負債を報告している。様々な原因に由来するその他の偶発債務額は、その他の事業体によって開示されている。例えば、住宅保険保証公社は発行した保証額を開示し、フィリピン預金保険公社は、預金保険ファンドの負債を開示し、社会保障期間は年金の未積み立て債務を開示している。

政府は偶発債務についてより詳細な記述を含む財政リスク書類（以下「FRS」という。）を毎年公表している。これには、上記の保証に対する潜在的な支払い要求に起因する潜在的な財政リスクだけでなく、官民パートナーシップ契約等のその他の原因による偶発債務に伴う潜在的な請求に起因する潜在的な財政リスクが含まれる。2025年のFRSによると、2024年についてFRSで分析された特定の官民パートナーシップ契約から生じる偶発債務は、約13.8十億ペソと推定される。

対外債務の支払履歴

共和国は、過去に債務の再編、債務の買い戻し、債務の資本化、債務の借り換え、債務環境スワップ及びその他の様々な債務削減手法を実施している。共和国は、債務ポートフォリオを管理して利回りと満期状況を改善するための様々な試みを維持するつもりである。共和国は、債務調達による手取り金を、公開市場における買付けやオークションを含む様々な手法による債務有価証券の買い戻しに充当することができる。

過去数年間、二国間債権者に対しては共和国の債務再調整が複数回行われてきたものの、対外有価証券については過去20年間共和国は債務不履行を起こしておらず、元本又は利息の支払に対する再調整は行われていない。

下表は、指定された日付現在の共和国の発行済外貨建債残高を示したものである。

共和国の発行済外貨建債⁽¹⁾

	発行日現在の 未払残高 ⁽²⁾	2023年12月31日 現在の未払残高 ⁽³⁾	2024年12月31日 現在の未払残高 ⁽⁴⁾	2025年3月31日 現在の未払残高 ⁽⁵⁾
	(単位：百万ドル)			
米ドル債	69,170.1	37,418	39,878	40,647
中国元建債	542.5	0	0	0
ユーロ建債	6,266.6	3,811	3,573	4,804

日本円建債	3,939.1	1,615	966	1,013
イスラム債	1,000.0	1,000	1,000	1,000
外貨建債合計	80,918.3	43,844	45,417	48,420

出典：BTr、財務省

注：

- (1) 政府が保証するGOCC及びその他の公的部門の債券を除く。
- (2) 2025年1月31日現在の外貨建債における発行日現在の未払残高の総額を表す。発行日現在のバンコ・セントラルの基準為替相場公報を用いて、該当する原通貨の金額を米ドルに換算した。
- (3) 記載された期間末日の翌営業日である2024年1月2日現在の該当するバンコ・セントラルの基準為替相場公報を用いて、該当する原通貨の金額を米ドルに換算した。
- (4) 記載された期間末日の翌営業日である2025年1月2日現在のバンコ・セントラルの基準為替相場公報を用いて、該当する原通貨の金額を米ドルに換算した。
- (5) 記載された期間末日の翌営業日である2025年4月2日現在のバンコ・セントラルの基準為替相場公報を用いて、該当する原通貨の金額を米ドルに換算した。

減債基金制度

減債基金制度は、本書の日付現在利用していない。

[次へ](#)

2024年12月31日現在のフィリピン共和国の債務表

共和国の保証対外債務
2024年12月31日現在
(単位：指定通貨の百万)

	金利		金利+ スプレッド (年間)	約定日 (日・月・年の順に 記載している。)	満期日	約定当初額		未払残高	
	基準	スプレッド				金利	(原通貨)	(米ドル) ⁽¹⁾	(原通貨)
総計							3,539,575,399.83		1,575,772,120.02
I. NG保証債務							3,454,117,057.66		1,490,313,777.85
A. 融資							3,154,117,057.66		1,190,313,777.85
ユーロ							138,820,915.59		63,936,208.07
固定			0.400	10.11.2004	31.03.2032	13,500,000.00	13,983,300.00	1,663,395.00	1,722,944.54
固定			0.400	10.11.2004	31.03.2032			52,016.00	53,878.17
固定			0.400	10.11.2004	31.03.2033			494,156.00	511,846.78
固定			0.400	10.11.2004	30.06.2033			903,329.00	935,668.18
固定			0.400	10.11.2004	30.09.2033			979,902.00	1,014,982.49
固定			0.400	10.11.2004	31.12.2033			279,198.00	289,193.29
固定			0.400	10.11.2004	31.03.2034			549,062.00	568,718.42
固定			0.400	10.11.2004	30.06.2034			132,392.00	137,131.63
固定			0.400	10.11.2004	30.09.2034			218,100.00	225,907.98
固定			0.400	10.11.2004	30.12.2034			199,240.00	206,372.79
固定			0.400	10.11.2004	30.06.2035			564,879.00	585,101.67
固定			2.991	31.01.2007	30.06.2025	2,536,050.00	2,626,840.59	105,668.75	109,451.69
固定			0.750	17.09.1991	31.12.2031	8,819,784.95	9,135,533.25	323,483.64	335,064.35
固定			0.750	30.12.2003	31.12.2039	25,564,594.06	26,479,806.53	6,396,261.53	6,625,247.69
固定			0.750	27.12.1996	30.12.2036	4,703,885.30	4,872,284.39	1,887,689.55	1,955,268.84
固定			0.750	21.12.2004	30.12.2044	5,112,918.81	5,295,961.30	3,412,918.81	3,535,101.30
固定			0.750	21.12.2004	30.12.2045	5,287,649.52	5,476,947.37	3,703,649.52	3,836,240.17
固定			0.750	08.11.1999	30.12.2039	14,699,641.58	15,225,888.75	7,352,377.28	7,615,592.39
固定			0.750	30.06.2009	30.06.2049	10,200,000.00	10,565,160.00	2,823,745.63	2,924,835.72
固定			0.750	04.12.2000	30.12.2040	9,356,641.43	9,691,609.19	4,990,208.87	5,168,858.35
固定			0.750	15.03.2004	30.12.2043	7,500,000.00	7,768,500.00	4,750,000.00	4,920,050.00
固定			0.750	29.12.2005	30.12.2045	15,000,000.00	15,537,000.00	10,500,000.00	10,875,900.00
固定			0.750	20.12.2007	30.12.2047	4,741,730.27	4,911,484.21	3,635,730.27	3,765,889.41
固定			0.750	07.04.2010	30.06.2050	7,000,000.00	7,250,600.00	5,809,000.00	6,016,962.20
日本円							2,080,690,542.53		806,452,151.95
SOFR	0.600	3.500	4.100	15.05.2002	15.08.2026	3,676,050,000.00	23,434,818.75	137,708,139.00	877,889.39
SOFR	0.000	0.000	0.000	27.04.2009	15.09.2040	4,520,780,200.00	28,819,973.78	1,478,043,414.00	9,422,526.76
SOFR	0.470	-0.061	0.409	03.10.2006	15.06.2026	11,710,000,000.00	74,651,250.00	877,276,792.00	5,592,639.55
固定			2.500	30.08.1995	20.08.2025	6,131,000,000.00	39,085,125.00	67,148,000.00	428,068.50

固定			2.100	30.08.1995	20.08.2025			26,378,000.00	168,159.75
固定			2.500	30.08.1995	20.08.2025	1,352,000,000.00	8,619,000.00	49,838,000.00	317,717.25
固定			2.100	30.08.1995	20.08.2025			16,036,000.00	102,229.50
固定			2.700	29.03.1996	20.03.2026	24,712,000,000.00	157,539,000.00	1,070,682,000.00	6,825,597.75
固定			2.300	29.03.1996	20.03.2026			435,633,000.00	2,777,160.38
固定			2.700	29.05.1996	20.03.2026	10,494,000,000.00	66,899,250.00	749,268,000.00	4,776,583.50
固定			2.300	29.05.1996	20.03.2026			18,294,000.00	116,624.25
固定			2.500	29.03.1996	20.03.2026	5,158,000,000.00	32,882,250.00	358,569,000.00	2,285,877.38
固定			2.100	29.03.1996	20.03.2026			11,556,000.00	73,669.50
固定			2.300	18.03.1997	20.03.2027	876,000,000.00	5,584,500.00	61,320,000.00	390,915.00
固定			2.500	18.03.1997	20.03.2027	7,228,000,000.00	46,078,500.00	340,800,000.00	2,172,600.00
固定			2.100	18.03.1997	20.03.2027			174,145,000.00	1,110,174.38
固定			2.500	18.03.1997	20.03.2027	1,034,000,000.00	6,591,750.00	35,595,000.00	226,918.13
固定			2.100	18.03.1997	20.03.2027			61,695,000.00	393,305.63
固定			2.500	18.03.1997	20.03.2027	2,746,000,000.00	17,505,750.00	43,185,000.00	275,304.38
固定			2.100	18.03.1997	20.03.2027			22,020,000.00	140,377.50
固定			2.200	10.09.1998	20.09.2028	14,555,000,000.00	92,788,125.00	2,591,064,000.00	16,518,033.00
固定			0.750	10.09.1998	20.09.2038			468,524,000.00	2,986,840.50
固定			2.200	10.09.1998	20.09.2028	19,990,000,000.00	127,436,250.00	3,702,112,000.00	23,600,964.00
固定			0.750	10.09.1998	20.09.2038			188,216,000.00	1,199,877.00
固定			2.200	10.09.1998	20.09.2028	6,072,000,000.00	38,709,000.00	96,688,000.00	616,386.00
固定			1.700	10.09.1998	20.09.2028			685,240,000.00	4,368,405.00
固定			0.750	10.09.1998	20.09.2038			945,896,000.00	6,030,087.00
固定			0.750	28.12.1999	20.12.2039	35,350,000,000.00	225,356,250.00	17,341,080,000.00	110,549,385.00
固定			0.750	28.12.1999	20.12.2039	20,529,000,000.00	130,872,375.00	10,096,170,000.00	64,363,083.75
固定			0.950	31.08.2000	20.08.2040	16,450,000,000.00	104,868,750.00	7,452,960,000.00	47,512,620.00
固定			0.750	31.08.2000	20.08.2040			767,520,000.00	4,892,940.00
固定			0.950	14.09.2001	20.09.2041	59,037,000,000.00	376,360,875.00	30,531,422,000.00	194,637,815.25
固定			0.750	14.09.2001	20.09.2041			1,873,536,000.00	11,943,792.00
固定			1.400	30.09.2008	20.09.2038	24,846,000,000.00	158,393,250.00	5,190,220,000.00	33,087,652.50
固定			0.650	30.09.2008	20.09.2048			13,377,024,000.00	85,278,528.00
固定			0.010	30.09.2008	20.09.2048			168,576,000.00	1,074,672.00
固定			1.400	25.12.2009	20.11.2039	14,608,000,000.00	93,126,000.00	2,355,090,000.00	15,013,698.75
固定			0.650	25.12.2009	20.11.2049			5,795,550,000.00	36,946,631.25
固定			0.010	25.12.2009	20.11.2049			176,750,000.00	1,126,781.25
固定			1.400	09.11.2009	20.11.2039	30,380,000,000.00	193,672,500.00	14,132,760,000.00	90,096,345.00
固定			0.010	09.11.2009	20.11.2039			61,740,000.00	393,592.50
固定			1.400	12.01.2017	20.01.2042	4,928,000,000.00	31,416,000.00	2,468,970,000.00	15,739,683.75
韓国ウォン									
固定			2.500	07.05.2004	20.05.2034	33,189,000,000.00	22,468,953.00	15,762,001,000.00	10,670,874.68
米国ドル									
固定			3.000	07.01.2010	21.01.2030	116,602,000.00	116,602,000.00	42,287,765.73	42,287,765.73
固定			2.000	20.11.2018	21.01.2039	211,214,646.54	211,214,646.54	67,592,477.10	67,592,477.10
SOFR	0.500	3.500	4.000	27.05.2016	15.03.2041	123,300,000.00	123,300,000.00	59,371,617.26	59,371,617.26
固定				19.05.2016	15.03.2041	60,000,000.00	60,000,000.00	22,627,869.57	22,627,869.57
SOFR	0.500	3.500	4.000	13.10.2020	01.02.2045	126,020,000.00	126,020,000.00	20,941,981.49	20,941,981.49
SOFR	0.760	3.500	4.260	31.05.2012	15.05.2037	275,000,000.00	275,000,000.00	96,432,832.00	96,432,832.00

B. 債券							300,000,000.00		300,000,000.00
--------------	--	--	--	--	--	--	-----------------------	--	-----------------------

米国ドル 固定	9.625	05.05.1998	15.05.2028	300,000,000.00	<u>300,000,000.00</u> 300,000,000.00	300,000,000.00	<u>300,000,000.00</u> 300,000,000.00
II. 政府の引受GFI保証					<u>85,458,342.17</u>		<u>85,458,342.17</u>
カナダドル 無利子		30.06.1986	31.12.2025	267,807.00	<u>186,171.12</u> 186,171.12	267,807.00	<u>186,171.12</u> 186,171.12
ユーロ 無利子		30.06.1986	31.12.2025	325,234.79	<u>336,878.20</u> 336,878.20	325,234.79	<u>336,878.20</u> 336,878.20
英国ポンド 無利子		30.06.1986	31.12.2025	270.00	<u>337.99</u> 337.99	270.00	<u>337.99</u> 337.99
日本円 無利子		30.06.1986	31.12.2025	2,741,200.00	<u>17,475.15</u> 17,475.15	2,741,200.00	<u>17,475.15</u> 17,475.15
サウジリアル 無利子		30.06.1986	31.12.2025	5,918,966.00	<u>7,275,909.73</u> 1,575,451.18	5,918,966.00	<u>7,275,909.73</u> 1,575,451.18
無利子		30.06.1986	31.12.2025	18,456,608.00	4,912,595.35	18,456,608.00	4,912,595.35
無利子		30.06.1986	31.12.2025	2,960,000.00	787,863.20	2,960,000.00	787,863.20
米国ドル 無利子		30.06.1986	31.12.2025	7,511,546.63	<u>77,641,569.98</u> 7,511,546.63	7,511,546.63	<u>77,641,569.98</u> 7,511,546.63
無利子		30.06.1986	31.12.2025	717,440.00	717,440.00	717,440.00	717,440.00
無利子		30.06.1986	31.12.2025	2,180,000.00	2,180,000.00	2,180,000.00	2,180,000.00
無利子		30.06.1986	31.12.2025	33,088,000.00	33,088,000.00	33,088,000.00	33,088,000.00
無利子		30.06.1986	31.12.2025	18,598,000.00	18,598,000.00	18,598,000.00	18,598,000.00
無利子		30.06.1986	31.12.2025	509,091.00	509,091.00	509,091.00	509,091.00
無利子		30.06.1986	31.12.2025	5,215,433.52	5,215,433.52	5,215,433.52	5,215,433.52
無利子		30.06.1986	31.12.2025	8,333,333.32	8,333,333.32	8,333,333.32	8,333,333.32
無利子		30.06.1986	31.12.2025	974,200.00	974,200.00	974,200.00	974,200.00
無利子		30.06.1986	31.12.2025	514,525.51	514,525.51	514,525.51	514,525.51

(1) 原通貨は、2025年1月2日のBSP参照レートを使用して換算されている。

[次へ](#)

共和国の対外債務

2024年12月31日現在
(単位：指定通貨の百万)

	金利		金利+ スプレッド (年間)	約定日 (日・月・年の順に 記載している。)	満期日	約定当初額		未払残高	
	基準	スプレッド				金利	(原通貨)	(米ドル) ⁽¹⁾	(原通貨)
総計							112,859,002,800.82		88,524,671,630.95
I. NG直接対外融資							63,291,559,341.90		42,160,616,172.02
A. 政府機関によるもの							62,764,719,754.72		42,003,722,402.09
	固定		2.000	11.05.2006	21.03.2026	400,000,000.00	54,799,200.00	39,921,312.85	5,469,140.02
	固定		2.000	15.01.2007	21.09.2026	800,000,000.00	109,598,400.00	106,666,666.58	14,613,119.99
	固定		2.000	31.05.2022	21.03.2042	2,340,814,593.53	320,686,917.68	372,226,502.09	50,994,286.33
	固定		1.500	04.01.2023	21.09.2042	405,759,294.82	55,588,211.87	60,863,894.22	8,338,231.78
	固定		1.500	04.01.2023	21.09.2042	278,084,447.65	38,097,013.16	41,712,667.15	5,714,551.97
ユーロ							4,817,816,621.54		4,124,998,703.33
	固定		0.263	23.04.2020	15.04.2030	231,632,000.00	239,924,425.60	211,774,007.97	219,355,517.46
	固定		0.135	23.04.2020	15.04.2025	463,263,000.00	479,847,815.40	141,099,982.08	146,151,361.44
	LIBORベース	0.550	3.500	22.12.2023	01.12.2038	421,743,000.00	436,841,399.40	421,743,000.00	436,841,399.40
	LIBORベース	1.210	2.660	22.08.2024	15.06.2053	699,105,000.00	724,132,959.00	699,105,000.00	724,132,959.00
	LIBORベース	1.210	2.780	25.11.2024	01.11.2053	676,926,000.00	701,159,950.80	676,926,000.00	701,159,950.80
	固定		0.750	14.02.2002	30.06.2042	6,828,167.68	7,072,616.08	3,920,167.68	4,060,509.68
	固定		0.750	26.06.2002	30.06.2042	7,464,861.47	7,732,103.51	4,309,861.47	4,464,154.51
	固定		0.750	20.12.2007	30.12.2047	10,000,000.00	10,358,000.00	7,538,536.60	7,808,416.21
	固定		0.750	24.12.2008	30.12.2048	4,000,000.00	4,143,200.00	3,207,663.86	3,322,498.23
	LIBORベース	0.000	4.100	26.10.2015	01.05.2034	22,800,000.00	23,616,240.00	8,885,168.09	9,203,257.11
	LIBORベース	0.000	4.100	26.10.2015	01.11.2033	27,310,000.00	28,287,698.00	10,315,489.39	10,684,783.91
	固定		0.750	25.09.2000	15.01.2040	7,304,424.00	7,565,922.38	3,794,066.08	3,929,893.65
	固定		0.750	29.11.2000	15.01.2040	5,478,318.00	5,674,441.78	3,254,707.14	3,371,225.66
	固定		3.450	28.02.2002	17.05.2025	18,168,208.54	18,818,630.41	757,008.66	784,109.57
	固定		2.000	07.12.1990	31.12.2025	10,518,982.19	10,895,561.75	9,691.26	10,038.21
	固定		1.400	13.09.1994	31.12.2025	15,568,940.42	16,126,308.49	58,012.12	60,088.95
	固定		1.400	13.09.1994	31.12.2028			131,079.87	135,772.53
	固定		1.500	18.12.1995	31.03.2025	3,658,776.41	3,789,760.61	921.00	953.97
	固定		1.500	18.12.1995	30.06.2025			5,778.02	5,984.87
	固定		1.500	18.12.1995	30.09.2025	3,099,676.12	3,210,644.53	402.00	416.39
	固定		1.500	18.12.1995	31.12.2025			402.00	416.39
	固定		1.500	18.12.1995	31.03.2026			74,328.00	76,988.94
	固定		1.500	18.12.1995	31.12.2026			9,100.01	9,425.79
	固定		1.500	18.12.1995	30.06.2027			2,150.00	2,226.97
	固定		1.500	18.12.1995	30.09.2027			6,474.00	6,705.77
	固定		1.500	18.12.1995	31.12.2027			3,276.00	3,393.28

固定			1.500	18.12.1995	30.09.2029			27,500.00	28,484.50
固定			1.500	18.12.1995	31.12.2029			207,660.00	215,094.23
固定			1.500	15.01.1997	31.03.2025	5,497,311.79	5,694,115.55	1,204.01	1,247.11
固定			1.500	15.01.1997	30.06.2025			4,231.00	4,382.47
固定			1.500	15.01.1997	30.09.2025			1,903.99	1,972.15
固定			1.500	15.01.1997	31.12.2025			2,176.01	2,253.91
固定			1.500	15.01.1997	31.03.2026			4,053.01	4,198.11
固定			1.500	15.01.1997	30.06.2026			28,389.00	29,405.33
固定			1.500	15.01.1997	31.03.2025	9,144,059.29	9,471,416.61	3,413.04	3,535.23
固定			1.500	15.01.1997	30.06.2025			64,853.09	67,174.83
固定			1.500	15.01.1997	30.09.2025			27,938.06	28,938.24
固定			0.470	22.01.1998	31.12.2029	3,298,662.49	3,416,754.61	239,393.63	247,963.92
固定			0.470	22.01.1998	30.06.2030			18,558.53	19,222.93
固定			0.470	22.01.1998	30.09.2030			1,124.40	1,164.65
固定			0.470	22.01.1998	31.12.2031			577,192.00	597,855.47
固定			0.470	22.01.1998	31.03.2032			22,695.00	23,507.48
固定			0.470	22.01.1998	30.06.2032			137,547.90	142,472.11
固定			0.470	22.01.1998	30.09.2032			54,112.00	56,049.21
固定			0.470	22.01.1998	31.12.2029	741,169.01	767,702.86	55,586.37	57,576.36
固定			0.470	22.01.1998	31.03.2030			29,546.00	30,603.75
固定			0.470	22.01.1998	30.06.2030			21,756.47	22,535.35
固定			0.470	22.01.1998	30.09.2030			18,699.60	19,369.05
固定			0.470	22.01.1998	31.12.2030			35,112.00	36,369.01
固定			0.470	22.01.1998	31.03.2031			6,786.00	7,028.94
固定			0.470	22.01.1998	30.06.2031			13,364.00	13,842.43
固定			0.470	22.01.1998	30.09.2031			13,916.00	14,414.19
固定			0.470	22.01.1998	30.06.2032			19,133.91	19,818.90
LIBORベース	1.100	2.708	0.300	06.11.2009	10.02.2040	15,708,268.88	16,270,624.91	15,708,015.38	16,270,362.33
固定			3.808	15.02.2010	30.11.2029	150,000,000.00	155,370,000.00	50,000,000.00	51,790,000.00
固定			1.000	12.01.2012	28.01.2031	20,493,740.00	21,227,415.89	9,514,950.54	9,855,585.77
固定			0.150	10.02.2011	11.04.2034	26,190,016.00	27,127,618.57	20,288,545.46	21,014,875.39
固定			2.210	16.04.2014	31.03.2034	110,269,793.43	114,217,452.03	80,581,772.13	83,466,599.57
固定			1.440	26.02.2015	31.03.2041	50,893,963.00	52,715,966.88	2,750,000.01	2,848,450.01
無利子				01.04.2016	14.06.2039	20,493,740.00	21,227,415.89	19,171,529.54	19,857,870.30
固定			0.940	04.04.2016	30.09.2035	50,000,000.00	51,790,000.00	39,285,714.26	40,692,142.83
固定			1.820	27.10.2017	01.09.2037	100,000,000.00	103,580,000.00	92,857,142.86	96,181,428.57
固定			0.250	09.06.2020	31.03.2040	150,000,000.00	155,370,000.00	150,000,000.00	155,370,000.00
固定			0.250	09.06.2020	31.03.2040	100,000,000.00	103,580,000.00	100,000,000.00	103,580,000.00
LIBORベース	0.350	2.708	3.058	14.12.2021	30.11.2031	250,000,000.00	258,950,000.00	250,000,000.00	258,950,000.00
LIBORベース	0.350	3.500	3.850	29.12.2022	31.12.2033	150,000,000.00	155,370,000.00	150,000,000.00	155,370,000.00
LIBORベース	0.000	3.500	3.500	08.01.2024	15.11.2052	378,200,000.00	391,739,560.00	378,200,000.00	391,739,560.00
LIBORベース	0.000	3.500	3.500	08.01.2024	15.12.2049	425,500,000.00	440,732,900.00	425,500,000.00	440,732,900.00

日本円

15,577,161,985.83

6,834,082,353.33

固定			2.700	30.08.1995	20.08.2025	6,151,000,000.00	39,212,625.00	245,370,000.00	1,564,233.75
固定			2.300	30.08.1995	20.08.2025			38,338,000.00	244,404.75
固定			2.700	30.08.1995	20.08.2025	4,040,000,000.00	25,755,000.00	161,392,000.00	1,028,874.00
固定			2.300	30.08.1995	20.08.2025			28,454,000.00	181,394.25
固定			2.500	30.08.1995	20.08.2025	8,312,000,000.00	52,989,000.00	363,682,000.00	2,318,472.75
固定			2.100	30.08.1995	20.08.2025			40,620,000.00	258,952.50
固定			2.700	30.08.1995	20.08.2025	18,391,000,000.00	117,242,625.00	780,398,000.00	4,975,037.25

固定	2.300	30.08.1995	20.08.2025			116,020,000.00	739,627.50
固定	2.700	30.08.1995	20.08.2025	5,579,000,000.00	35,566,125.00	228,958,000.00	1,459,607.25
固定	2.300	30.08.1995	20.08.2025			27,748,000.00	176,893.50
固定	2.700	30.08.1995	20.08.2025	6,386,000,000.00	40,710,750.00	256,666,000.00	1,636,245.75
固定	2.300	30.08.1995	20.08.2025			45,922,000.00	292,752.75
固定	2.700	30.08.1995	20.08.2025	12,895,000,000.00	82,205,625.00	511,970,000.00	3,263,808.75
固定	2.300	30.08.1995	20.08.2025			97,502,000.00	621,575.25
固定	2.700	30.08.1995	20.08.2025	4,765,000,000.00	30,376,875.00	165,274,000.00	1,053,621.75
固定	2.300	30.08.1995	20.08.2025			22,216,000.00	141,627.00
固定	2.700	30.08.1995	20.08.2025	9,551,000,000.00	60,887,625.00	317,010,000.00	2,020,938.75
固定	2.300	30.08.1995	20.08.2025			118,590,000.00	756,011.25
固定	2.700	30.08.1995	20.08.2025	2,872,000,000.00	18,309,000.00	61,300,000.00	390,787.50
固定	2.300	30.08.1995	20.08.2025			27,270,000.00	173,846.25
固定	2.500	29.03.1996	20.03.2026	6,911,000,000.00	44,057,625.00	435,804,000.00	2,778,250.50
固定	2.100	29.03.1996	20.03.2026			69,858,000.00	445,344.75
固定	2.300	29.03.1996	20.03.2026	305,000,000.00	1,944,375.00	16,623,000.00	105,971.63
固定	2.700	18.03.1997	20.03.2027	5,746,000,000.00	36,630,750.00	413,205,000.00	2,634,181.88
固定	2.300	18.03.1997	20.03.2027			90,275,000.00	575,503.13
固定	2.700	18.03.1997	20.03.2027	7,683,000,000.00	48,979,125.00	759,705,000.00	4,843,119.38
固定	2.300	18.03.1997	20.03.2027			150,095,000.00	956,855.63
固定	2.700	18.03.1997	20.03.2027	6,339,868,462.00	40,416,661.45	703,375,000.00	4,484,015.63
固定	2.300	18.03.1997	20.03.2027			69,770,000.00	444,783.75
固定	2.500	18.03.1997	20.03.2027	9,411,000,000.00	59,995,125.00	978,150,000.00	6,235,706.25
固定	2.100	18.03.1997	20.03.2027			110,010,000.00	701,313.75
固定	2.500	18.03.1997	20.03.2027	7,979,000,000.00	50,866,125.00	758,010,000.00	4,832,313.75
固定	2.100	18.03.1997	20.03.2027			132,315,000.00	843,508.13
固定	2.700	18.03.1997	20.03.2027	11,122,000,000.00	70,902,750.00	849,120,000.00	5,413,140.00
固定	2.300	18.03.1997	20.03.2027			316,855,000.00	2,019,950.63
固定	2.200	10.09.1998	20.09.2028	5,849,000,000.00	37,287,375.00	821,888,000.00	5,239,536.00
固定	0.750	10.09.1998	20.09.2038			405,720,000.00	2,586,465.00
固定	2.200	10.09.1998	20.09.2028	13,564,000,000.00	86,470,500.00	1,908,448,000.00	12,166,356.00
固定	0.750	10.09.1998	20.09.2038			913,724,000.00	5,824,990.50
固定	2.200	10.09.1998	20.09.2028	5,728,000,000.00	36,516,000.00	362,376,000.00	2,310,147.00
固定	0.750	10.09.1998	20.09.2038			219,100,000.00	1,396,762.50
固定	2.200	10.09.1998	20.09.2028	4,328,000,000.00	27,591,000.00	460,544,000.00	2,935,968.00
固定	0.750	10.09.1998	20.09.2038			283,584,000.00	1,807,848.00
固定	1.700	10.09.1998	20.09.2028	458,000,000.00	2,919,750.00	5,112,000.00	32,589.00
固定	0.750	10.09.1998	20.09.2038			143,416,000.00	914,277.00
固定	1.700	10.09.1998	20.09.2028	6,734,000,000.00	42,929,250.00	966,440,000.00	6,161,055.00
固定	0.750	10.09.1998	20.09.2038			604,044,000.00	3,850,780.50
固定	1.700	10.09.1998	20.09.2028	3,201,000,000.00	20,406,375.00	7,072,000.00	45,084.00
固定	0.750	10.09.1998	20.09.2038			990,976,000.00	6,317,472.00
固定	2.200	10.09.1998	20.09.2028	14,136,000,000.00	90,117,000.00	1,971,024,000.00	12,565,278.00
固定	0.750	10.09.1998	20.09.2038			657,188,000.00	4,189,573.50
固定	1.700	10.09.1998	20.09.2028	2,428,000,000.00	15,478,500.00	217,456,000.00	1,386,282.00
固定	0.750	10.09.1998	20.09.2038			174,636,000.00	1,113,304.50
固定	0.750	10.03.1999	20.03.2039	36,300,000,000.00	231,412,500.00	17,257,349,000.00	110,015,599.88
固定	1.800	28.12.1999	20.12.2029	7,210,000,000.00	45,963,750.00	1,204,850,000.00	7,680,918.75
固定	0.750	28.12.1999	20.12.2039			755,250,000.00	4,814,718.75
固定	1.300	28.12.1999	20.12.2029	951,000,000.00	6,062,625.00	25,600,000.00	163,200.00
固定	0.750	28.12.1999	20.12.2039			166,170,000.00	1,059,333.75
固定	1.800	28.12.1999	20.12.2029	6,078,000,000.00	38,747,250.00	1,324,890,000.00	8,446,173.75

固定	0.750	28.12.1999	20.12.2039			286,050,000.00	1,823,568.75
固定	1.800	28.12.1999	20.12.2029	16,990,000,000.00	108,311,250.00	2,621,440,000.00	16,711,680.00
固定	1.300	28.12.1999	20.12.2029			52,770,000.00	336,408.75
固定	0.750	28.12.1999	20.12.2039			673,470,000.00	4,293,371.25
固定	1.800	28.12.1999	20.12.2029	15,384,000,000.00	98,073,000.00	3,207,010,000.00	20,444,688.75
固定	0.750	28.12.1999	20.12.2039			1,033,860,000.00	6,590,857.50
固定	1.800	28.12.1999	20.12.2029	5,852,000,000.00	37,306,500.00	1,135,610,000.00	7,239,513.75
固定	0.750	28.12.1999	20.12.2039			425,760,000.00	2,714,220.00
固定	1.800	28.12.1999	20.12.2029	7,434,000,000.00	47,391,750.00	1,606,840,000.00	10,243,605.00
固定	0.750	28.12.1999	20.12.2039			415,560,000.00	2,649,195.00
固定	1.800	28.12.1999	20.12.2029	5,068,000,000.00	32,308,500.00	765,290,000.00	4,878,723.75
固定	0.750	28.12.1999	20.12.2039			318,600,000.00	2,031,075.00
固定	0.750	28.12.1999	20.12.2039	4,714,000,000.00	30,051,750.00	123,570,000.00	787,758.75
固定	1.300	28.12.1999	20.12.2029	9,013,000,000.00	57,457,875.00	1,642,830,000.00	10,473,041.25
固定	0.750	28.12.1999	20.12.2039			441,270,000.00	2,813,096.25
固定	0.750	28.12.1999	20.12.2039	1,167,000,000.00	7,439,625.00	474,690,000.00	3,026,148.75
固定	1.000	07.04.2000	20.04.2040	8,929,000,000.00	56,922,375.00	3,895,584,000.00	24,834,348.00
固定	0.750	07.04.2000	20.04.2040			569,408,000.00	3,629,976.00
固定	0.950	31.08.2000	20.08.2040	14,724,000,000.00	93,865,500.00	6,756,352,000.00	43,071,744.00
固定	0.750	31.08.2000	20.08.2040			756,864,000.00	4,825,008.00
固定	0.950	31.08.2000	20.08.2040	3,549,000,000.00	22,624,875.00	1,545,920,000.00	9,855,240.00
固定	0.750	31.08.2000	20.08.2040			293,376,000.00	1,870,272.00
固定	2.200	30.05.2001	20.05.2031	8,294,000,000.00	52,874,250.00	1,985,373,000.00	12,656,752.88
固定	0.750	30.05.2001	20.05.2041			817,509,000.00	5,211,619.88
固定	0.750	30.05.2001	20.05.2041	5,543,000,000.00	35,336,625.00	155,364,000.00	990,445.50
固定	2.200	30.05.2001	20.05.2031	11,743,000,000.00	74,861,625.00	1,801,683,000.00	11,485,729.13
固定	0.750	30.05.2001	20.05.2041			328,218,000.00	2,092,389.75
固定	2.200	30.05.2001	20.05.2031	6,205,000,000.00	39,556,875.00	1,084,005,000.00	6,910,531.88
固定	0.750	30.05.2001	20.05.2041			560,670,000.00	3,574,271.25
固定	2.200	30.05.2001	20.05.2031	5,210,000,000.00	33,213,750.00	911,430,000.00	5,810,366.25
固定	0.750	30.05.2001	20.05.2041			483,318,000.00	3,081,152.25
固定	2.200	30.05.2001	20.05.2031	6,515,000,000.00	41,533,125.00	1,468,662,000.00	9,362,720.25
固定	0.750	30.05.2001	20.05.2041			533,313,000.00	3,399,870.38
固定	1.700	30.05.2001	20.05.2031	2,789,000,000.00	17,779,875.00	833,495,000.00	5,313,530.63
固定	0.750	30.05.2001	20.05.2041			79,893,000.00	509,317.88
固定	1.700	30.05.2001	20.05.2031	6,309,000,000.00	40,219,875.00	1,640,483,000.00	10,458,079.13
固定	0.750	30.05.2001	20.05.2041			607,002,000.00	3,869,637.75
固定	0.750	30.05.2001	20.05.2041	2,034,000,000.00	12,966,750.00	1,057,947,000.00	6,744,412.13
固定	2.200	28.03.2002	20.03.2032	6,723,000,000.00	42,859,125.00	2,131,350,000.00	13,587,356.25
固定	0.750	28.03.2002	20.03.2042			458,045,000.00	2,920,036.88
固定	1.700	28.03.2002	20.03.2032	6,790,000,000.00	43,286,250.00	1,970,160,000.00	12,559,770.00
固定	0.750	28.03.2002	20.03.2042			770,840,000.00	4,914,105.00
固定	0.950	28.03.2002	20.03.2042	18,488,000,000.00	117,861,000.00	9,354,975,000.00	59,637,965.63
固定	0.750	28.03.2002	20.03.2042			1,163,470,000.00	7,417,121.25
固定	2.200	28.03.2002	20.03.2032	22,049,000,000.00	140,562,375.00	3,169,585,916.00	20,206,110.21
固定	1.800	28.03.2002	20.03.2032			1,280,138,745.00	8,160,884.50
固定	2.200	28.03.2002	20.03.2032	3,224,000,000.00	20,553,000.00	842,355,000.00	5,370,013.13
固定	0.750	28.03.2002	20.03.2042			394,345,000.00	2,513,949.38
固定	2.200	11.12.2003	20.12.2033	2,365,097,269.00	15,077,495.09	1,037,592,000.00	6,614,649.00
固定	2.200	30.03.2004	20.03.2034	6,223,000,000.00	39,671,625.00	1,913,813,000.00	12,200,557.88
固定	2.200	16.12.2003	20.12.2033	3,717,000,000.00	23,695,875.00	1,389,816,000.00	8,860,077.00
固定	0.750	27.02.2007	20.02.2047	8,529,000,000.00	54,372,375.00	6,724,125,000.00	42,866,296.88

固定		1.500	18.12.2007	20.12.2037	7,604,000,000.00	48,475,500.00	4,038,528,000.00	25,745,616.00
固定		0.010	18.12.2007	20.12.2037			686,972,000.00	4,379,446.50
固定		1.500	18.12.2007	20.12.2037	11,802,000,000.00	75,237,750.00	6,239,480,000.00	39,776,685.00
固定		0.750	18.12.2007	20.12.2047			231,380,000.00	1,475,047.50
固定		0.010	18.12.2007	20.12.2037			819,026,000.00	5,221,290.75
固定		1.400	20.03.2009	20.03.2039	9,293,000,000.00	59,242,875.00	6,573,082,000.00	41,903,397.75
固定		1.400	15.03.2010	20.03.2040	9,220,000,000.00	58,777,500.00	6,971,218,000.00	44,441,514.75
LIBORベース	0.050	0.185	0.235	15.03.2010	20.01.2025	13,830,000,000.00	88,166,250.00	553,200,000.00
固定		0.010	26.05.2010	20.05.2050	9,912,000,000.00	63,189,000.00	6,800,493,000.00	43,353,142.88
固定		1.400	31.03.2011	20.03.2036	40,847,000,000.00	260,399,625.00	22,425,897,000.00	142,965,093.38
固定		0.010	31.03.2011	20.03.2036			761,047,000.00	4,851,674.63
固定		0.300	30.03.2012	20.03.2052	9,244,000,000.00	58,930,500.00	8,218,100,000.00	52,390,387.50
固定		0.010	30.03.2012	20.03.2052			41,030,000.00	261,566.25
固定		1.400	30.03.2012	20.03.2042	22,796,000,000.00	145,324,500.00	18,001,515,000.00	114,759,658.13
固定		0.010	30.03.2012	20.03.2042			856,170,000.00	5,458,083.75
固定		1.400	30.03.2012	20.03.2042	4,591,000,000.00	29,267,625.00	3,385,515,000.00	21,582,658.13
固定		0.010	30.03.2012	20.03.2042			329,910,000.00	2,103,176.25
固定		1.400	30.03.2012	20.03.2042	6,063,000,000.00	38,651,625.00	4,414,900,000.00	28,144,987.50
固定		0.010	30.03.2012	20.03.2042			573,580,000.00	3,656,572.50
固定		0.200	30.03.2012	20.03.2052	11,836,000,000.00	75,454,500.00	9,703,925,000.00	61,862,521.88
固定		0.010	30.03.2012	20.03.2052			913,000,000.00	5,820,375.00
固定		1.400	30.03.2012	20.03.2042	7,546,000,000.00	48,105,750.00	5,316,535,000.00	33,892,910.63
固定		0.010	30.03.2012	20.03.2042			1,079,995,000.00	6,884,968.13
固定		1.400	30.03.2012	20.03.2042	6,187,000,000.00	39,442,125.00	3,472,070,000.00	22,134,446.25
固定		0.010	30.03.2012	20.03.2042			698,250,000.00	4,451,343.75
固定		1.400	10.10.2012	20.10.2042	7,775,000,000.00	49,565,625.00	6,826,824,000.00	43,521,003.00
固定		0.200	27.03.2013	20.03.2053	43,252,000,000.00	275,731,500.00	29,978,106,996.00	191,110,432.10
固定		0.010	27.03.2013	20.03.2053			3,023,751,518.00	19,276,415.93
固定		0.200	27.03.2013	20.03.2053	10,782,000,000.00	68,735,250.00	8,779,824,000.00	55,971,378.00
固定		0.010	27.03.2013	20.03.2053			1,295,097,000.00	8,256,243.38
固定		0.100	14.12.2013	20.12.2053	18,732,000,000.00	119,416,500.00	12,434,162,000.00	79,267,782.75
固定		0.010	14.12.2013	20.12.2053			221,487,218.00	1,411,981.01
固定		0.010	31.01.2014	20.03.2054	50,000,000,000.00	318,750,000.00	14,508,159,000.00	92,489,513.63
固定		0.010	31.01.2014	20.08.2054			9,836,040,000.00	62,704,755.00
固定		0.010	31.01.2014	20.02.2055			25,000,000,000.00	159,375,000.00
固定		0.010	26.03.2015	20.03.2055	7,929,000,000.00	50,547,375.00	153,585,623.00	979,108.35
固定		0.300	26.03.2015	20.03.2055	11,576,000,000.00	73,797,000.00	10,235,424,000.00	65,250,828.00
固定		0.010	26.03.2015	20.03.2055			1,148,969,187.00	7,324,678.57
固定		0.010	25.08.2015	20.08.2055	9,783,000,000.00	62,366,625.00	377,169,861.00	2,404,457.86
固定		0.100	25.08.2015	20.08.2055	23,906,000,000.00	152,400,750.00	13,208,222,130.00	84,202,416.08
固定		0.010	25.08.2015	20.08.2055			1,587,543,499.00	10,120,589.81
固定		0.100	27.11.2015	20.11.2055	241,991,000,000.00	1,542,692,625.00	141,086,686,561.00	899,427,626.83
固定		0.010	27.11.2015	20.11.2055			13,517,733,371.00	86,175,550.24
固定		0.100	26.10.2016	20.10.2056	16,455,000,000.00	104,900,625.00	14,636,876,000.00	93,310,084.50
固定		0.010	26.10.2016	20.10.2056			403,829,070.00	2,574,410.32
固定		0.300	13.11.2017	20.11.2057	15,928,000,000.00	101,541,000.00	6,709,907,319.00	42,775,659.16
固定		0.010	13.11.2017	20.11.2057			1,296,876,989.00	8,267,590.80

金利			金利+ スプレッド (年間)	約定日 (日・月・年の順に 記載している。)	満期日	約定当初額		未払残高	
基準	スプレッド	金利				(原通貨)	(米ドル) ⁽¹⁾	(原通貨)	(米ドル) ⁽¹⁾
固定			1.500	28.02.2018	20.02.2048	9,399,000,000.00	59,918,625.00	6,511,424,250.00	41,510,329.59
固定			0.010	28.02.2018	20.02.2048			501,091,072.00	3,194,455.58
固定			0.100	16.03.2018	20.03.2058	104,530,000,000.00	666,378,750.00	92,305,268,368.00	588,446,085.85
固定			0.010	16.03.2018	20.03.2058			9,138,000,000.00	58,254,750.00
固定			0.100	08.10.2018	20.10.2058	4,376,000,000.00	27,897,000.00	3,548,263,580.00	22,620,180.32
固定			0.010	08.10.2018	20.10.2058			108,978,299.00	694,736.66
固定			0.100	08.11.2018	20.11.2058	38,101,000,000.00	242,893,875.00	36,548,323,972.00	232,995,565.32
固定			0.010	08.11.2018	20.11.2058			1,209,614,121.00	7,711,290.02
固定			0.100	21.01.2019	20.01.2059	167,199,000,000.00	1,065,893,625.00	53,139,531,201.00	338,764,511.41
固定			0.010	21.01.2019	20.01.2059			25,266,700,115.00	161,075,213.23
固定			0.100	21.01.2019	20.01.2059	37,905,000,000.00	241,644,375.00	20,792,307,926.00	132,550,963.03
固定			0.010	21.01.2019	20.01.2059			1,137,815,970.00	7,253,576.81
固定			0.010	01.07.2020	20.07.2035	50,000,000,000.00	318,750,000.00	47,826,086,000.00	304,891,298.25
固定			0.010	16.06.2020	20.06.2060	34,830,000,000.00	222,041,250.00	5,809,231,075.00	37,033,848.10
固定			0.010	16.06.2020	20.06.2060			202,179,681.00	1,288,895.47
固定			0.010	15.09.2020	20.10.2060	50,000,000,000.00	318,750,000.00	10,000,000,000.00	63,750,000.00
固定			0.010	15.09.2020	20.01.2061			10,000,000,000.00	63,750,000.00
固定			0.010	15.09.2020	20.06.2061			20,000,000,000.00	127,500,000.00
固定			0.010	15.09.2020	20.08.2061			10,000,000,000.00	63,750,000.00
固定			0.100	10.02.2022	20.02.2062	253,307,000,000.00	1,614,832,125.00	104,609,280,819.00	666,884,165.22
固定			0.010	10.02.2022	20.02.2062			5,033,000,000.00	32,085,375.00
固定			0.010	25.04.2022	20.04.2037	30,000,000,000.00	191,250,000.00	29,970,000,000.00	191,058,750.00
固定			0.010	09.02.2023	20.02.2063	107,017,000,000.00	682,233,375.00	48,291,249.00	307,856.71
固定			0.100	09.02.2023	20.02.2063	270,000,000,000.00	1,721,250,000.00	17,839,489,231.00	113,726,743.85
固定			0.100	26.05.2023	20.05.2063	17,399,900,000.00	110,924,362.50	7,492,666,544.00	47,765,749.22
固定			0.010	26.05.2023	20.05.2063			126,781,357.00	808,231.15
固定			0.200	26.03.2024	20.03.2064	150,000,000,000.00	956,250,000.00	1,067,078,065.00	6,802,622.66
固定			1.430	26.08.2009	25.09.2029	23,554,524,203.00	150,160,091.79	5,064,595,271.00	32,286,794.85
韓国ウォン							689,574,840.19		370,469,653.31
固定			2.500	24.02.1998	20.12.2030	21,172,000,000.00	14,333,444.00	6,914,785,210.00	4,681,309.59
固定			1.500	15.12.2005	20.12.2035	23,041,000,000.00	15,598,757.00	12,437,612,000.00	8,420,263.32
無利子				13.07.2009	20.07.2049	14,953,000,000.00	10,123,181.00	1,162,950,000.00	787,317.15
固定			0.100	13.07.2009	20.07.2049			9,091,750,000.00	6,155,114.75
無利子				13.07.2009	20.07.2049	32,274,000,000.00	21,849,498.00	3,028,150,000.00	2,050,057.55
固定			0.100	13.07.2009	20.07.2049			15,090,500,000.00	10,216,268.50
固定			0.150	13.10.2011	20.10.2051	14,323,000,000.00	9,696,671.00	10,777,472,280.00	7,296,348.73
無利子				23.08.2012	20.08.2052	77,117,000,000.00	52,208,209.00	5,102,216,000.00	3,454,200.23
固定			0.100	23.08.2012	20.08.2052			67,903,136,000.00	45,970,423.07
無利子				09.08.2012	20.08.2052	235,988,000,000.00	159,763,876.00	15,711,209,750.00	10,636,489.00
固定			0.075	09.08.2012	20.08.2052			113,563,967,050.00	76,882,805.69
無利子				19.08.2013	20.08.2053	22,424,000,000.00	15,181,048.00	2,803,836,000.00	1,898,196.97
固定			0.075	19.08.2013	20.08.2053			18,870,010,000.00	12,774,996.77
無利子				17.10.2013	20.10.2053	89,144,000,000.00	60,350,488.00	6,783,796,000.00	4,592,629.89
固定			0.075	17.10.2013	20.10.2053			79,382,106,000.00	53,741,685.76
無利子				28.04.2016	20.04.2056	120,536,000,000.00	81,602,872.00	5,284,501,830.00	3,577,607.74
固定			0.075	28.04.2016	20.04.2056			108,718,902,320.00	73,602,696.87
無利子				04.06.2018	20.12.2058	239,846,000,000.00	162,375,742.00	2,658,968,240.00	1,800,121.50

固定				0.150	04.06.2018	20.12.2058			34,883,920,180.00	23,616,413.96
無利子					23.01.2020	20.01.2060	58,207,217,690.00	39,406,286.38	6,712,594,740.00	4,544,426.64
無利子					18.04.2022	20.04.2062	69,549,140,050.00	47,084,767.81	20,340,147,140.00	13,770,279.61
特別引出権 (SDR)								171,027,026.66		59,332,059.87
固定				1.000	24.04.1986	15.05.2026	39,807,621.26	51,914,313.11	3,410,821.26	4,448,154.33
固定				0.750	06.03.1996	15.09.2035	6,150,000.00	8,020,399.50	1,442,928.96	1,881,766.94
固定				0.750	29.04.1998	15.03.2038	11,000,000.00	14,345,430.00	4,423,314.91	5,768,577.67
固定				0.750	08.04.2002	01.10.2041	11,600,000.00	15,127,908.00	5,256,911.68	6,855,696.23
固定				0.750	04.06.2008	15.04.2048	16,150,000.00	21,061,699.50	12,136,457.73	15,827,518.62
SOFR	0.500	3.500	4.000	02.09.2009	15.10.2028		10,685,000.00	13,934,629.05	2,291,184.65	2,988,002.64
SOFR	0.500	1.980	2.480	12.04.2013	01.11.2032		13,250,000.00	17,279,722.50	4,444,456.71	5,796,149.33
固定				0.750	08.05.1996	01.01.2036	10,150,000.00	13,236,919.50	3,774,585.53	4,922,550.23
固定				0.750	11.11.2005	15.04.2045	12,350,000.00	16,106,005.50	8,314,848.89	10,843,643.88
米国ドル								40,930,369,537.78		30,529,710,302.16
SOFR	0.900	3.500	4.400	01.03.1999	01.10.2025		53,000,000.00	53,000,000.00	3,188,412.59	3,188,412.59
SOFR	0.970	4.962	5.932	21.07.2000	15.02.2025		75,000,000.00	75,000,000.00	3,536,414.21	3,536,414.21
SOFR	0.970	4.833	5.803	16.11.2000	15.08.2025		25,000,000.00	25,000,000.00	1,905,753.55	1,905,753.55
SOFR	0.900	3.500	4.400	22.10.2000	15.09.2025		75,000,000.00	75,000,000.00	6,630,730.33	6,630,730.33
SOFR	0.900	3.500	4.400	10.01.2005	15.11.2030		13,000,000.00	13,000,000.00	6,552,390.25	6,552,390.25
SOFR	0.900	3.500	4.400	28.03.2007	15.11.2031		33,800,000.00	33,800,000.00	12,190,492.72	12,190,492.72
SOFR	0.500	3.500	4.000	08.12.2008	15.11.2033		45,144,750.20	45,144,750.20	32,134,155.07	32,134,155.07
SOFR	0.570	4.833	5.403	02.03.2009	15.08.2033		31,100,000.00	31,100,000.00	16,725,714.64	16,725,714.64
SOFR	0.670	3.500	4.170	14.09.2010	01.09.2035		400,000,000.00	400,000,000.00	306,899,933.09	306,899,933.09
SOFR	0.600	3.500	4.100	22.02.2011	01.12.2025		200,000,000.00	200,000,000.00	26,950,630.00	26,950,630.00
SOFR	0.700	3.500	4.200	13.01.2012	01.12.2026		300,000,000.00	300,000,000.00	77,093,466.00	77,093,466.00
SOFR	0.700	3.500	4.200	12.03.2012	01.12.2036		62,000,000.00	62,000,000.00	49,744,052.42	49,744,052.42
SOFR	0.700	3.500	4.200	04.07.2012	15.04.2027		350,000,000.00	350,000,000.00	109,816,374.50	109,816,374.50
SOFR	0.870	4.833	5.703	22.03.2013	15.08.2032		100,000,000.00	100,000,000.00	45,406,101.78	45,406,101.78
SOFR	0.700	3.500	4.200	27.09.2013	01.12.2032		300,000,000.00	300,000,000.00	12,674,541.64	12,674,541.64
SOFR	0.900	3.500	4.400	23.12.2013	01.12.2045		500,000,000.00	500,000,000.00	440,000,000.00	440,000,000.00
固定				0.250	27.09.2013	01.12.2052	100,000,000.00	100,000,000.00	7,115,734.30	7,115,734.30
SOFR	0.900	3.500	4.400	26.03.2014	15.12.2045		372,103,895.00	372,103,895.00	285,894,685.72	285,894,685.72
SOFR	0.770	4.898	5.668	14.02.2014	01.02.2029		250,000,000.00	250,000,000.00	185,411,612.50	185,411,612.50
SOFR	0.800	3.500	4.300	12.02.2015	01.12.2029		350,000,000.00	350,000,000.00	273,023,215.50	273,023,215.50
SOFR	0.800	3.500	4.300	10.02.2015	01.12.2034		300,000,000.00	300,000,000.00	202,561,284.02	202,561,284.02
SOFR	0.800	3.500	4.300	07.12.2015	15.09.2030		300,000,000.00	300,000,000.00	252,757,761.00	252,757,761.00
SOFR	0.800	3.500	4.300	07.12.2015	15.09.2030		300,000,000.00	300,000,000.00	252,757,761.00	252,757,761.00
SOFR	1.000	3.500	4.500	29.04.2016	01.12.2040		400,000,000.00	400,000,000.00	368,380,376.00	368,380,376.00
SOFR	0.800	3.500	4.300	15.12.2016	01.12.2031		250,000,000.00	250,000,000.00	222,438,562.50	222,438,562.50
SOFR	0.800	3.500	4.300	06.11.2017	15.05.2032		300,000,000.00	300,000,000.00	272,656,716.00	272,656,716.00
SOFR	0.800	3.500	4.300	06.12.2017	01.11.2032		300,000,000.00	300,000,000.00	277,639,707.00	277,639,707.00
SOFR	0.900	3.500	4.400	08.11.2017	15.10.2042		100,000,000.00	100,000,000.00	69,937,626.18	69,937,626.18
SOFR	0.890	3.500	4.390	10.01.2018	15.11.2047		380,000,000.00	380,000,000.00	208,440,376.72	208,440,376.72
SOFR	0.800	3.500	4.300	28.08.2018	15.05.2033		300,000,000.00	300,000,000.00	281,972,745.00	281,972,745.00
SOFR	1.000	3.500	4.500	17.12.2018	15.11.2050		300,000,000.00	300,000,000.00	300,000,000.00	300,000,000.00
SOFR	1.000	3.500	4.500	17.12.2018	15.11.2050		100,000,000.00	100,000,000.00	10,202,624.26	10,202,624.26
SOFR	0.800	3.500	4.300	09.10.2018	15.05.2033		300,000,000.00	300,000,000.00	281,972,745.00	281,972,745.00
SOFR	1.000	3.500	4.500	03.06.2019	15.05.2044		300,000,000.00	300,000,000.00	207,038,904.76	207,038,904.76
SOFR	1.000	3.500	4.500	11.07.2019	01.04.2049		1,300,000,000.00	1,300,000,000.00	1,294,442,593.92	1,294,442,593.92
SOFR	0.800	3.500	4.300	20.11.2019	01.11.2034		300,000,000.00	300,000,000.00	291,866,046.00	291,866,046.00

SOFR	0.800	3.500	4.300	13.12.2019	15.06.2034	400,000,000.00	400,000,000.00	385,356,004.00	385,356,004.00
SOFR	1.000	3.500	4.500	13.12.2019	01.12.2047	200,000,000.00	200,000,000.00	108,277,232.65	108,277,232.65
SOFR	1.000	3.500	4.500	13.12.2019	15.11.2047	23,300,000.00	23,300,000.00	7,683,430.84	7,683,430.84
SOFR	0.900	3.500	4.400	23.04.2020	15.04.2030	250,000,000.00	250,000,000.00	228,567,305.00	228,567,305.00
SOFR	0.900	3.500	4.400	23.04.2020	15.04.2025	500,000,000.00	500,000,000.00	152,289,285.00	152,289,285.00
SOFR	1.000	3.500	4.500	28.04.2020	15.04.2049	200,000,000.00	200,000,000.00	200,000,000.00	200,000,000.00
SOFR	0.800	3.500	4.300	04.06.2020	15.04.2035	400,000,000.00	400,000,000.00	392,457,964.00	392,457,964.00
SOFR	1.000	3.500	4.500	15.06.2020	01.05.2049	500,000,000.00	500,000,000.00	500,000,000.00	500,000,000.00
SOFR	1.000	3.500	4.500	01.07.2020	15.06.2048	26,532,604.00	26,532,604.00	4,207,883.03	4,207,883.03
SOFR	0.870	4.833	5.703	20.08.2020	15.02.2035	400,000,000.00	400,000,000.00	392,457,964.00	392,457,964.00
SOFR	0.870	4.833	5.703	27.08.2020	15.08.2035	300,000,000.00	300,000,000.00	296,497,758.00	296,497,758.00
SOFR	1.070	4.831	5.901	08.09.2020	15.08.2049	125,000,000.00	125,000,000.00	101,183,630.82	101,183,630.82
SOFR	0.870	3.500	4.370	15.09.2020	01.09.2036	500,000,000.00	500,000,000.00	487,500,000.00	487,500,000.00
SOFR	0.870	3.500	4.370	19.03.2021	01.03.2031	400,000,000.00	400,000,000.00	383,733,217.13	383,733,217.13
SOFR	0.870	5.020	5.890	13.08.2021	15.07.2036	400,000,000.00	400,000,000.00	400,000,000.00	400,000,000.00
SOFR	0.870	4.833	5.703	19.11.2021	15.08.2036	400,000,000.00	400,000,000.00	400,000,000.00	400,000,000.00
SOFR	0.800	3.500	4.300	16.12.2021	15.11.2036	600,000,000.00	600,000,000.00	600,000,000.00	600,000,000.00
SOFR	0.800	3.500	4.300	01.06.2022	15.05.2037	400,000,000.00	400,000,000.00	400,000,000.00	400,000,000.00
SOFR	0.800	3.500	4.300	01.06.2022	15.05.2037	250,000,000.00	250,000,000.00	250,000,000.00	250,000,000.00
SOFR	1.000	3.500	4.500	16.06.2022	01.06.2050	1,750,000,000.00	1,750,000,000.00	637,551,227.95	637,551,227.95
SOFR	1.000	3.500	4.500	15.12.2022	01.12.2050	100,000,000.00	100,000,000.00	618,539.96	618,539.96
SOFR	0.800	3.500	4.300	06.02.2023	01.12.2037	500,000,000.00	500,000,000.00	500,000,000.00	500,000,000.00
SOFR	0.800	3.500	4.300	06.02.2023	01.06.2037	500,000,000.00	500,000,000.00	500,000,000.00	500,000,000.00
SOFR	1.000	3.500	4.500	01.07.2023	01.06.2051	1,014,690,000.00	1,014,690,000.00	20,136,026.55	20,136,026.55
SOFR	0.870	3.500	4.370	03.11.2023	01.09.2038	300,000,000.00	300,000,000.00	300,000,000.00	300,000,000.00
SOFR	0.800	3.500	4.300	15.12.2023	01.11.2038	400,000,000.00	400,000,000.00	400,000,000.00	400,000,000.00
固定			5.140	07.01.2010	01.10.2034	405,000,000.00	405,000,000.00	270,135,000.40	270,135,000.40
固定			5.540	23.01.2007	15.11.2026	250,000,000.00	250,000,000.00	41,500,000.00	41,500,000.00
固定			4.910	29.08.2007	15.05.2027	50,000,000.00	50,000,000.00	519,250.00	519,250.00
固定			4.440	29.08.2007	15.05.2027			311,550.00	311,550.00
固定			3.730	29.08.2007	15.05.2027			207,700.00	207,700.00
固定			4.160	29.08.2007	15.05.2027			1,111,862.89	1,111,862.89
固定			4.100	29.08.2007	15.05.2027			520,651.06	520,651.06
固定			3.350	29.08.2007	15.05.2027			500,124.03	500,124.03
固定			3.600	29.08.2007	15.05.2027			1,037,884.21	1,037,884.21
固定			2.580	29.08.2007	15.05.2027			154,221.56	154,221.56
固定			2.350	29.08.2007	15.05.2027			882,925.97	882,925.97
固定			1.940	29.08.2007	15.05.2027			2,954,692.90	2,954,692.90
固定			2.280	29.08.2007	15.05.2027			1,553,028.05	1,553,028.05
固定			2.900	29.08.2007	15.05.2027			597,922.59	597,922.59
固定			2.750	29.08.2007	15.05.2027			33,156.66	33,156.66
固定			4.870	16.12.2008	15.11.2033	200,000,000.00	200,000,000.00	120,080,000.00	120,080,000.00
固定			3.670	24.10.2008	15.11.2032	232,000,000.00	232,000,000.00	309,604.00	309,604.00
固定			4.170	24.10.2008	15.11.2032			1,601,400.00	1,601,400.00
固定			4.140	24.10.2008	15.11.2032			19,434.09	19,434.09
固定			3.510	24.10.2008	15.11.2032			1,057,165.86	1,057,165.86
固定			3.730	24.10.2008	15.11.2032			3,648,551.48	3,648,551.48
固定			2.660	24.10.2008	15.11.2032			3,237,070.55	3,237,070.55
固定			2.470	24.10.2008	15.11.2032			4,965,574.53	4,965,574.53
固定			2.090	24.10.2008	15.11.2032			6,826,852.70	6,826,852.70
固定			2.530	24.10.2008	15.11.2032			12,450,717.22	12,450,717.22
固定			3.230	24.10.2008	15.11.2032			7,686,631.00	7,686,631.00

固定	2.980	24.10.2008	15.11.2032	9,461,737.96	9,461,737.96
固定	2.710	24.10.2008	15.11.2032	8,529,476.05	8,529,476.05
固定	2.520	24.10.2008	15.11.2032	6,407,625.63	6,407,625.63
固定	2.410	24.10.2008	15.11.2032	8,086,872.45	8,086,872.45

[次へ](#)

金利			金利+ スプレッド (年間)	約定日		満期日		約定当初額		未払残高	
基準	スプレッド	金利		(日・月・年の順に 記載している。)				(原通貨)	(米ドル)(1)	(原通貨)	(米ドル)(1)
固定			1.880	24.10.2008	15.11.2032					7,229,685.09	7,229,685.09
固定			2.290	24.10.2008	15.11.2032					8,065,975.79	8,065,975.79
固定			2.550	24.10.2008	15.11.2032					8,149,702.49	8,149,702.49
固定			2.600	24.10.2008	15.11.2032					1,786,203.01	1,786,203.01
固定			6.100	12.05.2009	15.09.2033			10,000,000.00	10,000,000.00	5,382,918.23	5,382,918.23
固定			5.810	30.06.2005	15.04.2025			16,000,000.00	16,000,000.00	15,542.00	15,542.00
固定			5.640	30.06.2005	15.04.2025					1,830.24	1,830.24
固定			5.600	30.06.2005	15.04.2025					241.76	241.76
固定			5.630	30.06.2005	15.04.2025					3,809.70	3,809.70
固定			4.480	30.06.2005	15.04.2025					8,750.28	8,750.28
固定			4.770	30.06.2005	15.04.2025					5,631.33	5,631.33
固定			3.590	30.06.2005	15.04.2025					16,280.15	16,280.15
固定			3.820	30.06.2005	15.04.2025					27,383.05	27,383.05
固定			4.130	30.06.2005	15.04.2025					15,209.68	15,209.68
固定			2.770	30.06.2005	15.04.2025					21,369.50	21,369.50
固定			3.680	30.06.2005	15.04.2025					60,659.23	60,659.23
固定			2.460	30.06.2005	15.04.2025					36,254.60	36,254.60
固定			2.270	30.06.2005	15.04.2025					71,167.89	71,167.89
固定			1.850	30.06.2005	15.04.2025					41,520.18	41,520.18
固定			1.940	30.06.2005	15.04.2025					25,065.77	25,065.77
固定			2.600	30.06.2005	15.04.2025					14,928.81	14,928.81
固定			2.540	30.06.2005	15.04.2025					76,229.06	76,229.06
固定			5.380	30.03.2007	15.11.2026			11,000,000.00	11,000,000.00	16,600.00	16,600.00
固定			4.890	30.03.2007	15.11.2026					40,691.04	40,691.04
固定			4.430	30.03.2007	15.11.2026					8,497.23	8,497.23
固定			3.710	30.03.2007	15.11.2026					6,056.87	6,056.87
固定			4.120	30.03.2007	15.11.2026					19,357.69	19,357.69
固定			4.060	30.03.2007	15.11.2026					83,196.13	83,196.13
固定			3.290	30.03.2007	15.11.2026					105,075.58	105,075.58
固定			3.540	30.03.2007	15.11.2026					52,230.66	52,230.66
固定			2.530	30.03.2007	15.11.2026					189,399.30	189,399.30
固定			2.300	30.03.2007	15.11.2026					64,627.17	64,627.17
固定			1.890	30.03.2007	15.11.2026					183,177.86	183,177.86
固定			2.220	30.03.2007	15.11.2026					225,549.15	225,549.15
固定			2.820	30.03.2007	15.11.2026					118,290.76	118,290.76
固定			5.380	03.05.2007	15.11.2026			83,752,000.00	83,752,000.00	83,000.00	83,000.00
固定			4.890	03.05.2007	15.11.2026					332,000.00	332,000.00
固定			4.430	03.05.2007	15.11.2026					58,100.00	58,100.00
固定			3.710	03.05.2007	15.11.2026					280,540.00	280,540.00
固定			4.120	03.05.2007	15.11.2026					476,332.63	476,332.63
固定			4.060	03.05.2007	15.11.2026					404,793.06	404,793.06
固定			3.290	03.05.2007	15.11.2026					347,331.68	347,331.68
固定			3.540	03.05.2007	15.11.2026					757,585.70	757,585.70
固定			2.530	03.05.2007	15.11.2026					764,482.59	764,482.59
固定			2.300	03.05.2007	15.11.2026					1,435,229.65	1,435,229.65
固定			1.890	03.05.2007	15.11.2026					1,548,650.76	1,548,650.76
固定			2.220	03.05.2007	15.11.2026					1,957,454.92	1,957,454.92
固定			2.820	03.05.2007	15.11.2026					1,572,532.07	1,572,532.07

固定	2.690	03.05.2007	15.11.2026			1,083,550.84	1,083,550.84
固定	2.530	03.05.2007	15.11.2026			1,142,363.52	1,142,363.52
固定	2.370	03.05.2007	15.11.2026			977,102.83	977,102.83
固定	6.180	03.10.2006	15.06.2026	200,000,000.00	200,000,000.00	314,530.29	314,530.29
固定	5.200	03.10.2006	15.06.2026			1,128,715.38	1,128,715.38
固定	5.240	03.10.2006	15.06.2026			4,489,791.79	4,489,791.79
固定	3.240	03.10.2006	15.06.2026			3,023,892.53	3,023,892.53
固定	4.750	03.10.2006	15.06.2026			1,094,872.34	1,094,872.34
固定	4.170	03.10.2006	15.06.2026			3,543,672.77	3,543,672.77
固定	3.800	03.10.2006	15.06.2026			3,311,608.74	3,311,608.74
固定	3.730	03.10.2006	15.06.2026			2,294,375.74	2,294,375.74
固定	3.310	03.10.2006	15.06.2026			375,687.51	375,687.51
固定	2.460	03.10.2006	15.06.2026			3,595,717.53	3,595,717.53
固定	2.110	03.10.2006	15.06.2026			98,086.55	98,086.55
固定	1.950	03.10.2006	15.06.2026			1,161,482.49	1,161,482.49
固定	2.440	03.10.2006	15.06.2026			427,566.76	427,566.76
固定	6.180	03.10.2006	15.06.2026	110,000,000.00	110,000,000.00	34,182.50	34,182.50
固定	5.200	03.10.2006	15.06.2026			796,721.10	796,721.10
固定	3.240	03.10.2006	15.06.2026			1,446,555.72	1,446,555.72
固定	4.170	03.10.2006	15.06.2026			2,442,788.77	2,442,788.77

[次へ](#)

金利			金利+ スプレッド (年間)	約定日	満期日	約定当初額		未払残高	
基準	スプレッド	金利		(日・月・年の順に 記載している。)		(原通貨)	(米ドル)(1)	(原通貨)	(米ドル)(1)
固定			3.730	03.10.2006	15.06.2026			48,124.86	48,124.86
固定			3.310	03.10.2006	15.06.2026			3,954,807.66	3,954,807.66
固定			2.110	03.10.2006	15.06.2026			3,842,916.18	3,842,916.18
固定			1.950	03.10.2006	15.06.2026			450,351.03	450,351.03
固定			4.990	28.06.2010	15.05.2035	250,000,000.00	250,000,000.00	175,075,000.00	175,075,000.00
固定			4.960	31.08.2010	01.05.2035	30,000,000.00	30,000,000.00	20,541,792.15	20,541,792.15
固定			5.920	07.08.2009	01.05.2034	70,360,000.00	70,360,000.00	36,764,711.23	36,764,711.23
固定			5.330	03.12.2010	01.05.2035	59,124,000.00	59,124,000.00	40,122,352.06	40,122,352.06
SOFR	1.140	5.091	6.231	12.05.2011	01.01.2036	10,000,000.00	10,000,000.00	1,896,294.08	1,896,294.08
固定			5.300	15.06.2011	01.10.2036	250,000,000.00	250,000,000.00	193,475,000.00	193,475,000.00
SOFR	1.140	3.500	4.640	23.09.2011	15.10.2036	500,000,000.00	500,000,000.00	2,000,500.00	2,000,500.00
固定			5.320	23.09.2011	15.10.2036			398,099,500.00	398,099,500.00
固定			5.330	30.01.2013	15.07.2037	100,000,000.00	100,000,000.00	86,679,999.96	86,679,999.96
固定			5.410	02.04.2014	15.02.2039	479,000,000.00	479,000,000.00	416,204,793.86	416,204,793.86
固定			5.310	20.04.2013	15.05.2038	300,000,000.00	300,000,000.00	261,240,000.00	261,240,000.00
固定			5.400	23.12.2013	01.12.2038	500,000,000.00	500,000,000.00	466,700,000.00	466,700,000.00
固定			5.410	10.04.2014	15.03.2039	300,000,000.00	300,000,000.00	285,369,840.00	285,369,840.00
固定			5.300	08.09.2014	15.04.2044	501,250,000.00	501,250,000.00	302,949,423.90	302,949,423.90
固定			5.270	14.10.2014	15.05.2039	116,000,000.00	116,000,000.00	25,661,665.76	25,661,665.76
SOFR	1.140	3.500	4.640	14.10.2014	15.05.2039			5,819,834.94	5,819,834.94
固定			5.410	14.10.2014	15.05.2039	300,000,000.00	300,000,000.00	290,010,000.00	290,010,000.00
SOFR	1.440	3.500	4.940	20.01.2016	15.10.2041	500,000,000.00	500,000,000.00	2,500,000.00	2,500,000.00
固定			5.840	20.01.2016	15.10.2043			496,256,250.00	496,256,250.00
SOFR	1.640	3.500	5.140	20.01.2016	15.04.2044			3,110.00	3,110.00
SOFR	1.640	3.500	5.140	20.01.2016	15.04.2044			1,240,640.00	1,240,640.00
固定			5.580	29.04.2016	15.01.2041	450,000,000.00	450,000,000.00	450,000,000.00	450,000,000.00
固定			5.490	02.03.2018	15.05.2041	170,000,000.00	170,000,000.00	154,197,446.23	154,197,446.23
固定			5.580	19.12.2017	15.04.2042	207,603,205.00	207,603,205.00	32,908,702.03	32,908,702.03
SOFR	1.440	3.500	4.940	19.12.2017	15.10.2041			48,219,855.22	48,219,855.22
SOFR	1.340	3.500	4.840	14.02.2019	15.03.2042	40,700,000.00	40,700,000.00	101,750.00	101,750.00
固定			5.560	02.04.2019	15.10.2037	450,000,000.00	450,000,000.00	450,000,000.00	450,000,000.00
固定			5.710	28.11.2019	15.05.2044	300,000,000.00	300,000,000.00	300,000,000.00	300,000,000.00
固定			5.480	19.12.2019	15.12.2038	400,000,000.00	400,000,000.00	400,000,000.00	400,000,000.00
固定			5.770	10.04.2020	01.04.2049	500,000,000.00	500,000,000.00	500,000,000.00	500,000,000.00
固定			5.760	28.04.2020	15.04.2049	100,000,000.00	100,000,000.00	86,681,834.57	86,681,834.57
SOFR	1.640	3.500	5.140	28.04.2020	15.04.2049			3,428,092.76	3,428,092.76
固定			5.780	03.06.2020	15.05.2049	500,000,000.00	500,000,000.00	500,000,000.00	500,000,000.00
固定			5.760	14.07.2020	15.06.2049	370,000,000.00	370,000,000.00	126,347,020.47	126,347,020.47
SOFR	1.640	5.159	6.799	14.07.2020	15.06.2049			23,268,769.00	23,268,769.00
固定			5.790	10.11.2020	15.09.2049	600,000,000.00	600,000,000.00	349,505,226.00	349,505,226.00
SOFR	1.640	3.500	5.140	10.11.2020	15.09.2049			234,608,610.86	234,608,610.86
固定			5.760	03.12.2020	15.10.2049	88,280,000.00	88,280,000.00	4,475,180.77	4,475,180.77
固定			5.130	21.12.2020	15.06.2031	600,000,000.00	600,000,000.00	600,000,000.00	600,000,000.00
固定			5.770	21.12.2020	01.12.2049	300,000,000.00	300,000,000.00	267,070,980.55	267,070,980.55
SOFR	1.640	3.500	5.140	21.12.2020	01.12.2049			29,181,544.89	29,181,544.89
固定			5.350	19.03.2021	01.09.2039	500,000,000.00	500,000,000.00	465,710,228.80	465,710,228.80
SOFR	1.190	4.710	5.900	19.03.2021	01.09.2039			3,161,803.14	3,161,803.14
固定			5.630	19.07.2021	15.06.2046	280,000,000.00	280,000,000.00	157,020,984.01	157,020,984.01

SOFR	1.490	3.500	4.990	19.07.2021	15.06.2046			83,307,924.33	83,307,924.33
固定			5.360	19.07.2021	15.12.2039	400,000,000.00	400,000,000.00	400,000,000.00	400,000,000.00
固定			5.710	08.09.2021	15.03.2050	300,000,000.00	300,000,000.00	30,000,000.00	30,000,000.00
SOFR	1.640	3.500	5.140	08.09.2021	15.03.2050			24,725,737.50	24,725,737.50
SOFR	1.190	3.500	4.690	29.11.2021	15.11.2039	500,000,000.00	500,000,000.00	2,500,000.00	2,500,000.00
固定			5.350	29.11.2021	15.11.2039			80,000,000.00	80,000,000.00
固定			5.280	29.11.2021	15.11.2039			120,000,000.00	120,000,000.00
固定			5.490	29.11.2021	15.11.2040			297,500,000.00	297,500,000.00
固定			5.350	16.12.2021	01.06.2040	600,000,000.00	600,000,000.00	600,000,000.00	600,000,000.00
固定			5.630	25.06.2022	15.02.2047	178,100,000.00	178,100,000.00	46,724,135.82	46,724,135.82
SOFR	1.490	4.830	6.320	25.06.2022	15.02.2047			48,823,408.71	48,823,408.71
固定			5.350	08.02.2023	15.06.2041	600,000,000.00	600,000,000.00	600,000,000.00	600,000,000.00
SOFR	1.640	3.500	5.140	25.06.2023	15.05.2052	176,020,000.00	176,020,000.00	29,677,224.07	29,677,224.07
SOFR	1.490	3.500	4.990	26.06.2023	15.06.2048	110,000,000.00	110,000,000.00	5,489,081.00	5,489,081.00
SOFR	1.650	3.500	5.150	25.06.2023	15.04.2052	100,000,000.00	100,000,000.00	8,766,714.37	8,766,714.37
SOFR	1.190	3.500	4.690	25.06.2023	15.11.2041	750,000,000.00	750,000,000.00	750,000,000.00	750,000,000.00
SOFR	1.640	3.500	5.140	07.07.2023	15.06.2052	600,000,000.00	600,000,000.00	35,952,620.23	35,952,620.23
SOFR	1.640	3.500	5.140	08.11.2023	15.09.2052	600,000,000.00	600,000,000.00	600,000,000.00	600,000,000.00
SOFR	1.640	3.500	5.140	15.12.2023	15.10.2051	500,000,000.00	500,000,000.00	2,500,000.00	2,500,000.00
SOFR	1.478	4.330	5.808	18.06.2019	10.06.2044	202,040,000.00	202,040,000.00	29,620,730.23	29,620,730.23
固定			3.000	30.07.1983	16.04.2025	7,800,000.00	7,800,000.00	24,376.41	24,376.41
固定			1.000	09.08.2001	31.12.2031	40,000,000.00	40,000,000.00	6,359,079.20	6,359,079.20
固定			1.000	09.08.2001	27.01.2032			4,955,937.38	4,955,937.38
固定			1.000	11.07.2002	27.12.2032	20,000,000.00	20,000,000.00	4,477,301.09	4,477,301.09
固定			1.000	11.07.2002	13.02.2033			1,880,286.41	1,880,286.41
固定			1.000	17.07.2003	31.12.2033	40,000,000.00	40,000,000.00	13,112,341.58	13,112,341.58
固定			1.000	17.07.2003	14.01.2034			815,286.71	815,286.71
固定			1.000	09.08.2004	31.12.2034	20,000,000.00	20,000,000.00	2,542,223.90	2,542,223.90
固定			1.000	09.08.2004	03.03.2035			5,663,068.73	5,663,068.73
固定			1.000	10.08.2005	21.03.2036	20,000,000.00	20,000,000.00	8,965,362.84	8,965,362.84
固定			1.000	14.07.2006	31.12.2037	20,000,000.00	20,000,000.00	4,756,751.28	4,756,751.28
固定			1.000	14.07.2006	14.01.2038			5,591,817.72	5,591,817.72
無利子				21.04.1978	15.12.2027	28,000,000.00	28,000,000.00	1,936,780.37	1,936,780.37
無利子				27.06.1979	01.06.2029	40,000,000.00	40,000,000.00	4,350,133.91	4,350,133.91
SOFR	5.333	1.440	6.773	02.11.2017	15.10.2035	10,333,000.00	10,333,000.00	5,445,063.17	5,445,063.17
固定			4.000	17.12.2008	15.07.2028	30,000,000.00	30,000,000.00	509,992.93	509,992.93
固定			4.000	17.12.2008	15.07.2028	10,000,000.00	10,000,000.00	2,666,740.00	2,666,740.00
固定			4.200	20.07.2012	15.01.2032	30,000,000.00	30,000,000.00	13,869,779.90	13,869,779.90
SOFR	5.329	-1.000	4.329	06.05.2019	15.04.2037	62,900,000.00	62,900,000.00	29,595,850.93	29,595,850.93
固定			1.500	05.07.1996	17.03.2027	25,753,878.00	25,753,878.00	3,140,717.04	3,140,717.04
固定			1.000	22.09.2000	26.02.2031	7,014,271.00	7,014,271.00	2,224,037.16	2,224,037.16
固定			0.300	28.05.2002	10.09.2032	4,398,146.88	4,398,146.88	1,716,350.13	1,716,350.13
固定			0.300	28.05.2002	10.09.2032	6,779,174.50	6,779,174.50	2,645,531.75	2,645,531.75
固定			0.300	28.05.2002	10.09.2032	18,558,684.00	18,558,684.00	7,242,413.50	7,242,413.50
固定			0.300	12.12.2002	10.03.2033	12,937,310.99	12,937,310.99	5,364,250.91	5,364,250.91
固定			0.200	31.05.2006	15.09.2042	13,495,424.00	13,495,424.00	9,716,705.28	9,716,705.28
固定			3.000	09.11.2009	21.01.2030	89,153,766.00	89,153,766.00	32,575,776.07	32,575,776.07
SOFR	1.828	3.500	5.328	19.12.2017	15.04.2042	207,603,205.00	207,603,205.00	81,097,267.62	81,097,267.62
固定			2.000	10.04.2018	21.07.2038	62,086,837.82	62,086,837.82	62,086,837.80	62,086,837.80
SOFR	0.880	3.500	4.380	05.06.2020	15.05.2032	750,000,000.00	750,000,000.00	624,900,000.00	624,900,000.00
固定			2.000	29.08.2019	21.07.2040	219,776,242.63	219,776,242.63	33,811,319.60	33,811,319.60
固定			1.500	29.10.2020	20.10.2050	100,000,000.00	100,000,000.00	100,000,000.00	100,000,000.00

SOFR	0.980	3.500	4.480	26.03.2021	15.03.2033	300,000,000.00	300,000,000.00	291,725,368.28	291,725,368.28
固定			1.500	17.12.2021	20.12.2051	100,000,000.00	100,000,000.00	100,000,000.00	100,000,000.00
固定			2.500	04.01.2023	21.01.2043	58,508,945.16	58,508,945.16	8,776,341.77	8,776,341.77
固定			2.500	04.01.2023	21.01.2043	42,370,197.60	42,370,197.60	6,355,529.64	6,355,529.64
SOFR	0.980	3.500	4.480	06.03.2023	01.12.2037	500,000,000.00	500,000,000.00	500,000,000.00	500,000,000.00
SOFR	1.080	3.500	4.580	23.12.2023	01.10.2038	300,000,000.00	300,000,000.00	300,000,000.00	300,000,000.00
SOFR	1.180	3.500	4.680	23.12.2023	15.12.2038	400,000,000.00	400,000,000.00	400,000,000.00	400,000,000.00
無利子				27.06.1979	15.02.2029	22,000,000.00	22,000,000.00	2,594,368.94	2,594,368.94

B. GOCC / GFIに転貸したもの

526,839,587.18156,893,769.93

ユーロ							9,920,162.18		3,668,453.64
無利子				11.03.1996	31.12.2025	3,264,014.04	3,380,865.74	178,979.10	185,386.55
無利子				04.08.2004	31.12.2038	6,313,280.98	6,539,296.44	3,362,683.04	3,483,067.09
日本円							<u>516,919,425.00</u>		<u>153,225,316.29</u>
固定			2.700	18.03.1997	20.03.2027	26,344,000,000.00	167,943,000.00	3,135,355,000.00	19,987,888.13
固定			2.300	18.03.1997	20.03.2027			48,440,000.00	308,805.00
固定			0.750	10.09.1998	20.09.2038	23,668,000,000.00	150,883,500.00	6,185,816,000.00	39,434,577.00
固定			1.000	07.04.2000	20.04.2040	22,262,000,000.00	141,920,250.00	9,507,297,000.00	60,609,018.38
固定			0.750	07.04.2000	20.04.2040			931,178,000.00	5,936,259.75
固定			1.000	07.04.2000	20.04.2040	8,266,000,000.00	52,695,750.00	3,778,311,000.00	24,086,732.63
固定			0.750	07.04.2000	20.04.2040			421,879,000.00	2,689,478.63
固定			3.000	16.08.1995	31.07.2025	545,400,000.00	3,476,925.00	27,067,731.00	172,556.79

II. NG 発効済対外債務 有価証券

49,567,443,458.9346,364,055,458.93

ユーロ							<u>3,573,510,000.00</u>		<u>3,573,510,000.00</u>
固定		0.875	17.05.2019	17.05.2027	750,000,000.00	776,850,000.00	750,000,000.00	776,850,000.00	776,850,000.00
固定		0.700	03.02.2020	03.02.2029	600,000,000.00	621,480,000.00	600,000,000.00	621,480,000.00	621,480,000.00
固定		0.250	28.04.2021	28.04.2025	650,000,000.00	673,270,000.00	650,000,000.00	673,270,000.00	673,270,000.00
固定		1.200	28.04.2021	28.04.2033	650,000,000.00	673,270,000.00	650,000,000.00	673,270,000.00	673,270,000.00
固定		1.750	28.04.2021	28.04.2041	800,000,000.00	828,640,000.00	800,000,000.00	828,640,000.00	828,640,000.00
日本円							<u>965,812,500.00</u>		<u>965,812,500.00</u>
固定		0.990	15.08.2018	15.08.2028	40,800,000,000.00	260,100,000.00	40,800,000,000.00	260,100,000.00	260,100,000.00
固定		0.430	15.08.2019	14.08.2026	17,900,000,000.00	114,112,500.00	17,900,000,000.00	114,112,500.00	114,112,500.00
固定		0.590	15.08.2019	15.08.2029	22,700,000,000.00	144,712,500.00	22,700,000,000.00	144,712,500.00	144,712,500.00
固定		0.760	22.04.2022	22.04.2027	52,000,000,000.00	331,500,000.00	52,000,000,000.00	331,500,000.00	331,500,000.00
固定		0.950	22.04.2022	20.04.2029	5,000,000,000.00	31,875,000.00	5,000,000,000.00	31,875,000.00	31,875,000.00
固定		1.220	22.04.2022	22.04.2032	7,100,000,000.00	45,262,500.00	7,100,000,000.00	45,262,500.00	45,262,500.00
固定		1.830	22.04.2022	22.04.2042	6,000,000,000.00	38,250,000.00	6,000,000,000.00	38,250,000.00	38,250,000.00
フィリピンペソ							<u>946,807,958.93</u>		<u>946,807,958.93</u>
固定		6.250	14.01.2011	14.01.2036	54,770,000,000.00	946,807,958.93	54,770,000,000.00	946,807,958.93	946,807,958.93
米国ドル							<u>44,081,313,000.00</u>		<u>40,877,925,000.00</u>
固定		10.625	16.03.2000	16.03.2025	1,000,000,000.00	1,000,000,000.00	480,463,000.00	480,463,000.00	480,463,000.00
固定		10.625	24.09.2003	16.03.2025	300,000,000.00	300,000,000.00	300,000,000.00	300,000,000.00	300,000,000.00
固定		10.625	16.09.2004	16.03.2025	700,000,000.00	700,000,000.00	700,000,000.00	700,000,000.00	700,000,000.00
固定		9.500	02.02.2005	02.02.2030	1,500,000,000.00	1,500,000,000.00	1,500,000,000.00	1,500,000,000.00	1,500,000,000.00
固定		9.500	16.05.2005	02.02.2030	500,000,000.00	500,000,000.00	500,000,000.00	500,000,000.00	500,000,000.00

固定	7.750	11.01.2006	14.01.2031	1,500,000,000.00	1,500,000,000.00	859,940,000.00	859,940,000.00
固定	7.750	14.07.2006	14.01.2031	450,000,000.00	450,000,000.00	450,000,000.00	450,000,000.00
固定	7.750	25.09.2006	14.01.2031	434,506,000.00	434,506,000.00	434,506,000.00	434,506,000.00
固定	6.375	15.01.2007	15.01.2032	1,000,000,000.00	1,000,000,000.00	522,248,000.00	522,248,000.00
固定	6.375	05.02.2008	15.01.2032	500,000,000.00	500,000,000.00	500,000,000.00	500,000,000.00
固定	6.375	23.10.2009	23.10.2034	1,000,000,000.00	1,000,000,000.00	53,324,000.00	53,324,000.00
固定	6.375	13.01.2010	23.10.2034	850,000,000.00	850,000,000.00	850,000,000.00	850,000,000.00
固定	6.375	06.10.2010	23.10.2034	946,807,000.00	946,807,000.00	946,807,000.00	946,807,000.00
固定	5.500	30.03.2011	30.03.2026	1,500,000,000.00	1,500,000,000.00	1,049,678,000.00	1,049,678,000.00
固定	6.375	23.10.2011	23.10.2034	50,000,000.00	50,000,000.00	50,000,000.00	50,000,000.00
固定	5.000	13.01.2012	13.01.2037	1,500,000,000.00	1,500,000,000.00	1,330,959,000.00	1,330,959,000.00
固定	3.950	20.01.2015	20.01.2040	2,000,000,000.00	2,000,000,000.00	2,000,000,000.00	2,000,000,000.00
固定	3.700	01.03.2016	01.03.2041	2,000,000,000.00	2,000,000,000.00	2,000,000,000.00	2,000,000,000.00
固定	3.700	02.02.2017	02.02.2042	2,000,000,000.00	2,000,000,000.00	2,000,000,000.00	2,000,000,000.00
固定	3.000	01.02.2018	01.02.2028	2,000,000,000.00	2,000,000,000.00	2,000,000,000.00	2,000,000,000.00
固定	3.750	14.01.2019	14.01.2029	1,500,000,000.00	1,500,000,000.00	1,500,000,000.00	1,500,000,000.00
固定	2.457	05.05.2020	05.05.2030	1,000,000,000.00	1,000,000,000.00	1,000,000,000.00	1,000,000,000.00
固定	2.950	05.05.2020	05.05.2045	1,350,000,000.00	1,350,000,000.00	1,350,000,000.00	1,350,000,000.00
固定	2.650	10.12.2020	10.12.2045	1,500,000,000.00	1,500,000,000.00	1,500,000,000.00	1,500,000,000.00
固定	1.648	10.12.2020	10.06.2031	1,250,000,000.00	1,250,000,000.00	1,250,000,000.00	1,250,000,000.00
固定	1.950	06.07.2021	06.01.2032	750,000,000.00	750,000,000.00	750,000,000.00	750,000,000.00
固定	3.200	06.07.2021	06.07.2046	2,250,000,000.00	2,250,000,000.00	2,250,000,000.00	2,250,000,000.00
固定	3.229	29.03.2022	29.03.2027	500,000,000.00	500,000,000.00	500,000,000.00	500,000,000.00
固定	3.556	29.03.2022	29.03.2032	750,000,000.00	750,000,000.00	750,000,000.00	750,000,000.00
固定	4.200	29.03.2022	29.03.2047	1,000,000,000.00	1,000,000,000.00	1,000,000,000.00	1,000,000,000.00
固定	5.170	13.10.2022	13.10.2027	500,000,000.00	500,000,000.00	500,000,000.00	500,000,000.00
固定	5.609	13.10.2022	13.04.2033	750,000,000.00	750,000,000.00	750,000,000.00	750,000,000.00
固定	5.950	13.10.2022	13.10.2047	750,000,000.00	750,000,000.00	750,000,000.00	750,000,000.00
固定	4.625	17.01.2023	17.07.2028	500,000,000.00	500,000,000.00	500,000,000.00	500,000,000.00
固定	5.000	17.01.2023	17.07.2033	1,250,000,000.00	1,250,000,000.00	1,250,000,000.00	1,250,000,000.00
固定	5.500	17.01.2023	17.01.2048	1,250,000,000.00	1,250,000,000.00	1,250,000,000.00	1,250,000,000.00
固定	5.250	14.05.2024	14.05.2034	1,000,000,000.00	1,000,000,000.00	1,000,000,000.00	1,000,000,000.00
固定	5.600	14.05.2024	14.05.2049	1,000,000,000.00	1,000,000,000.00	1,000,000,000.00	1,000,000,000.00
固定	4.375	05.09.2024	05.03.2030	500,000,000.00	500,000,000.00	500,000,000.00	500,000,000.00
固定	4.750	05.09.2024	05.03.2035	1,100,000,000.00	1,100,000,000.00	1,100,000,000.00	1,100,000,000.00
固定	5.175	05.09.2024	05.09.2049	900,000,000.00	900,000,000.00	900,000,000.00	900,000,000.00
固定	5.045	06.12.2023	06.06.2029	1,000,000,000.00	1,000,000,000.00	1,000,000,000.00	1,000,000,000.00

(1) 原通貨は、2025年1月2日のBSP参照レートを使用して換算されている。

(7) 【その他】

該当事項なし

2 【発行者が地方公共団体である場合】

該当事項なし

3 【発行者が国際機関又は政府関係機関等である場合】

該当事項なし